
新宿区障害者計画

令和3年度～令和9年度

第2期新宿区障害児福祉計画

第6期新宿区障害福祉計画

令和3年度～令和5年度

【案】

令和3年3月

《 音声コード(Uni-Voice) 》

本計画書には、本文ページに1辺が2センチ程度の2次元音声コードであるUni-Voiceと、コード位置の認識のために切り込みを入れています。

これは、視覚障害者の方にも文字情報の提供を行うことを目的とした情報ツールで、専用の読取機械をコードにあてることで、音声で文字情報が読み上げられます。(音声コードは裏表紙、空白ページには付いていません)

表紙、裏表紙の絵は、新宿区立新宿福祉作業所、新宿区立あゆみの家、新宿区立新宿生活実習所に通所している方の作品を掲載しています。



いきいきと暮らし続けられる 地域共生社会を目指して

新宿区はこの度、障害者施策を計画的に推進するため、「第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画」を策定し、令和3年度から令和5年度までの3か年で達成すべき障害者施策の目標とサービスの提供体制を確保するための方策を定めました。

併せて、障害者を取り巻く環境の変化を踏まえ「新宿区障害者計画」の一部見直しを行うとともに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく、「新宿区成年後見制度利用促進基本計画」を包含し、一体的に調和のとれた計画として策定しました。

この計画では、令和2年に制定した「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」のほか、平成30年以降「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行を踏まえ、障害者の社会参加のさらなる推進に向けた環境整備が進められるよう施策を定めています。

また、障害者施策の推進にあたっては、「新たな日常」を基軸に新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染予防と拡大防止の対策を十分に講じ、サービスを提供することとしています。

本計画の策定にあたりましては、新宿区障害者施策推進協議会でご議論いただいたほか、調査やパブリック・コメントにおいても、障害のある方やご家族の方、関係団体はじめ、区民の皆さまから多くのご意見やご提案をいただきました。心より御礼申し上げます。

今後とも皆さまの深いご理解とご支援をいただきながら、本計画の着実な推進に取り組んでまいります。

令和3年3月

新宿区長 吉住 健一

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 計画の推進体制	7
第2章 新宿区の障害者の現状	
1 新宿区の障害者数	8
2 障害者生活実態調査の結果概要	25
第3章 計画の基本理念と基本目標	
1 障害者計画で大切にしたいこと	40
2 基本理念	44
3 基本目標	45

第2部 障害者施策の総合的展開【新宿区障害者計画】

(新宿区成年後見制度利用促進基本計画を含む)

第1章 障害者施策の体系	49
第2章 重点的な取組	52
第3章 施策の展開	
個別目標1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実	
基本施策(1) 地域で日常生活を継続するための支援	54
基本施策(2) サービスの質の向上のための支援	69
基本施策(3) 地域ネットワークの構築	75
個別目標2 障害等の早期発見と成長・発達への支援	
基本施策(1) 子どもの発達に即した支援の充実	78
基本施策(2) 障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実	82
個別目標3 地域サービスの充実・地域生活への移行の推進	
基本施策(1) 地域で生活するための基盤整備	96
基本施策(2) 地域生活移行への支援	102
個別目標4 多様な就労支援	
基本施策(1) 多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実	106
基本施策(2) 安心して働き続けられるための支援	110
個別目標5 社会活動の支援	
基本施策(1) 社会参加の充実	113
個別目標6 障害者の権利を守り安心して生活できるための支援	
基本施策(1) 障害者が権利の主体として生活するための支援※	123

個別目標 7	こころのバリアフリーの促進	
基本施策 (1)	障害理解の促進	131
基本施策 (2)	交流機会の拡大、充実による理解の促進	136
基本施策 (3)	情報のバリアフリーの促進	139
個別目標 8	福祉のまちづくりの促進	
基本施策 (1)	人にやさしいまちづくり	143
基本施策 (2)	人にやさしい建築物づくり	149
個別目標 9	障害者が安全に生活できるための支援	
基本施策 (1)	災害等から障害者を守り安全に生活できるための支援	150

第 3 部 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策

【第 2 期新宿区障害児福祉計画・第 6 期新宿区障害福祉計画】

(新宿区成年後見制度利用促進基本計画を含む)

第 1 章	障害児福祉計画・障害福祉計画の背景	
1	第 2 期新宿区障害児福祉計画・第 6 期新宿区障害福祉計画の策定	158
2	「新たな日常」への対応	158
3	障害児・障害者を対象としたサービスの体系	159
第 2 章	第 1 期障害児福祉計画・第 5 期障害福祉計画の成果目標と実績	
1	第 1 期障害児福祉計画の成果目標と実績	164
2	第 5 期障害福祉計画の成果目標と実績	166
第 3 章	第 2 期障害児福祉計画・第 6 期障害福祉計画の目標	
1	第 2 期障害児福祉計画の成果目標	171
2	第 6 期障害福祉計画の成果目標	173
第 4 章	サービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策	
1	障害児支援の必要量見込、現状、課題、サービス提供体制確保の方策	178
2	障害福祉サービスの必要量見込、現状、課題、サービス提供体制確保の方策	184
3	地域生活支援事業の必要量見込、現状、課題、サービス提供体制確保の方策※	197
第 5 章	サービス利用における利用者負担と軽減措置	
1	利用者負担軽減の経緯	212
2	利用者負担の上限額について	212
3	新宿区における利用者負担の軽減措置	213

資料編

1	主な事業	218
2	新宿区障害者施策推進協議会及び新宿区障害者自立支援協議会	229
3	用語の説明（五十音順）	236

※を付した項目に、「新宿区成年後見制度利用促進基本計画」に関する記載があります。

コラム一覧

- ・ 8050 問題 43
- ・ 障害福祉サービスと介護保険サービスとの連携 58
- ・ 新宿区の難病等患者支援 64
- ・ きょうだい児・ヤングケアラーへの支援 67
- ・ 新宿区が進める特別支援教育 87
- ・ 障害のある子どもの専門相談 93
- ・ 子ども総合センターの役割等 94
- ・ 障害者雇用促進法と法定雇用率 107
- ・ 共同受注と障害者福祉事業所等ネットワーク 112
- ・ 電話リレーサービス 115
- ・ 手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の
利用の促進に関する条例 116
- ・ 障害者の文化芸術活動の推進について 121
- ・ 共に生き認め合う社会～障害者差別解消～ 126
- ・ 成年後見制度とは 127
- ・ 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例 147
- ・ 新宿区移動等円滑化促進方針 148
- ・ 災害時要援護者と防災 154
- ・ 障害児支援利用計画・サービス等利用計画について 162
- ・ 新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会 172

第 1 部 総 論



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の障害保健福祉施策の動向等

国では、平成19年に署名した「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」の締結に先立ち、一連の法整備をはじめとする障害者施策の諸改革が進められました。平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」の施行、平成25年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の施行などを経て、平成26年1月には「障害者権利条約」を批准しました。

その後、平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の施行や「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」の施行、「発達障害者支援法」の改正など、障害者の権利を守り、安心して地域で暮らし続けていくために必要な施策の充実が図られています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、平成29年には「ユニバーサルデザイン2020行動計画」がとりまとめられ、共生社会の実現に向けた取組が推進されています。

さらに平成30年の「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下「障害者文化芸術活動推進法」という。）」の施行、令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」の施行、令和2年の「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正を通じ、障害者の社会参加の推進に向けた環境整備が一層進められています。

平成19年9月	「障害者権利条約」へ署名
平成23年8月	「障害者基本法」の改正
平成24年10月	「障害者虐待防止法」の施行
平成25年4月	「障害者総合支援法」の施行（一部、平成26年4月施行）
平成26年1月	「障害者権利条約」を批准
平成28年4月	「障害者差別解消法」の施行
5月	「成年後見制度利用促進法」の施行
8月	「発達障害者支援法」の改正
平成29年2月	「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の決定
平成30年4月	「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正
6月	「障害者文化芸術活動推進法」の施行
令和元年6月	「読書バリアフリー法」の施行
令和2年4月	「障害者雇用促進法」の改正

(2) 新宿区における障害者施策の計画的推進の経緯

区は、障害者施策を計画的、総合的に推進するための指針として、障害者基本法に基づき、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくりなど広範な施策分野にわたり、区の障害者施策のあり方について定めた新宿区障害者計画を平成13年度に策定しました。

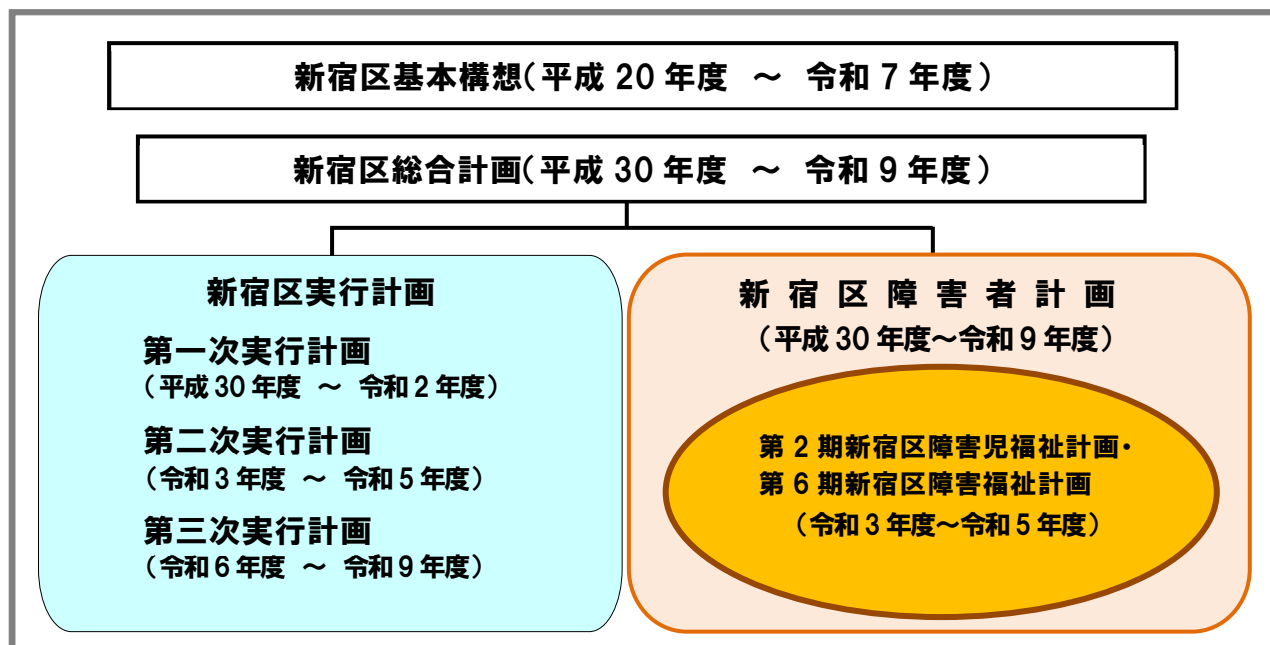
平成18年4月には、障害者自立支援法が施行され、障害者に最も身近な区市町村が福祉サービスの一元的な実施主体として位置付けられ、「障害福祉計画」の策定が地方自治体に義務付けられました。これを受けて区は、計画的にサービス提供を推進していくために、数値目標を設定しサービス提供体制の確保の方策を定める「第1期新宿区障害福祉計画」を平成19年3月に策定しました。その後、平成21年3月に、「新宿区障害者計画」と「第2期新宿区障害福祉計画」を一体的に策定し、国内外の施策動向や区内の状況の変化に応じて内容を見直しながら、施策・事業の推進を図ってきました。

また、平成30年2月には、児童福祉法の改正により策定が義務付けられた「障害児福祉計画」を含め、平成30年度からの10年間を計画期間とする「新宿区障害者計画」及び、平成30年度からの3年間を計画期間とする「第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画」を策定し、区の障害者施策を計画的、総合的に推進してきました。

(3) 第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画の策定及び新宿区障害者計画の見直し

本計画は、関係法や関連計画等との整合を図りながら、障害福祉施策を総合的かつ計画的に展開していくため、新たに第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画を策定するとともに、新宿区障害者計画の一部見直しを行い、一体的に調和のとれた計画として策定しました。

2 計画の位置づけ



(1) 新宿区障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく区の障害者計画で、新宿区における障害者のための施策に関する基本的な計画です。新宿区基本構想・新宿区総合計画・新宿区実行計画、その他子どもや高齢者に関する行政計画等との整合性を保ちながら、必要な見直しを行います。

(2) 第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画

第2期新宿区障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく区の障害児福祉計画です。また、第6期新宿区障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく区の障害福祉計画です。

両計画とも、令和3年度から3年間に係る成果目標、サービスの提供体制確保の方策等について第3部にまとめています。特に財政面での確保が必要な事業等については、財源の裏づけをもって計画的に実施する新宿区実行計画の計画事業として位置づけていきます。

新宿区障害者計画の本文中、個別施策の各項目、新宿区障害児福祉計画及び新宿区障害福祉計画のサービスの各項目では、それぞれの計画の対象となる項目を紹介しています。また、基本施策ごとの主な事業を巻末の資料で紹介しています。

なお、障害者計画及び障害福祉計画は成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図る「新宿区成年後見制度利用促進基本計画」を内包するものとして策定しています。

(3) 新宿区基本構想・新宿区総合計画・新宿区実行計画

新宿区基本構想

新しい時代の新宿区のまちづくりを進めるにあたり、基本理念、区がめざすまちの姿、まちづくりの基本目標及び区政運営の基本姿勢を明らかにするもので、地方自治法第2条に基づき定める、まちづくりの基本指針です。

新宿区総合計画

「基本構想」を受けて策定された区の最上位計画であり、区の各分野の個別計画を総合的に調整する指針です。社会福祉法に基づく「地域福祉計画」も内包した計画です。障害者福祉分野では「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」を掲げています。

新宿区実行計画

「基本構想」に定めた、めざすまちの姿の実現をめざし、総合計画に示した施策を具体的な事業として計画的に実施していくために策定する行財政計画であり、区政運営の具体的指針となるものです。

計画の期間は、第一次実行計画は平成30年度から令和2年度まで、第二次実行計画は令和3年度から令和5年度まで、第三次実行計画は令和6年度から令和9年度までとなっています。

3 計画の期間

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
新宿区障害者計画										
新宿区障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期		第4期		
新宿区障害福祉計画	第5期		第6期			第7期		第8期		
新宿区総合計画										
新宿区実行計画	第一次			第二次			第三次			

(1) 新宿区障害者計画

平成30年度から令和9年度までの10年間の計画として策定されています。障害児福祉計画・障害福祉計画の策定にあわせて、必要な見直しを行います。

(2) 第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画

令和3年度から令和5年度までの3年間の計画とします。計画の進捗状況等を見極め、児童福祉法及び障害者総合支援法に基づき3年ごとに計画を策定します。

4 計画の推進体制

区は、本計画に定める施策の進捗状況の把握及び効果等の検証を、庁内の関係部署において定期的に行うとともに、「新宿区障害者施策推進協議会」をはじめ、「新宿区障害者自立支援協議会」や障害者、障害者団体、事業者、関係機関等と協議・意見交換を行いながら、本計画を着実に推進します。

また、「新宿区障害児福祉計画・新宿区障害福祉計画」の策定及び「新宿区障害者計画」の必要な見直しについては、これらの関係機関の意見を踏まえ、「新宿区障害者施策推進協議会」において協議し、策定・見直しを行っていきます。

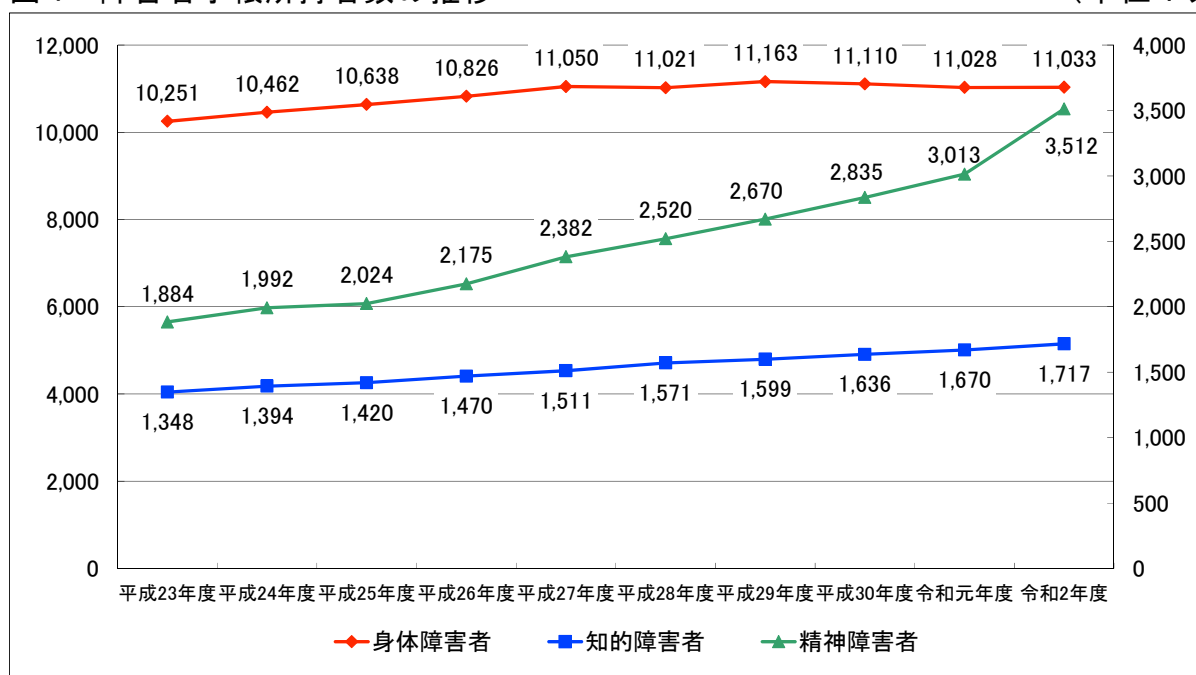
第2章 新宿区の障害者の現状

1 新宿区の障害者数

(1) 障害者手帳所持者数

令和2年4月1日現在の身体障害者手帳所持者は11,033人、愛の手帳所持者（知的障害者）は1,717人、令和2年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は3,512人となっています。精神障害者保健福祉手帳と愛の手帳の所持者数が増加傾向であるのに対し、身体障害者手帳は平成27年度以降横ばいの状況です。

図1 障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)



※ 「身体障害者手帳」は左側縦軸数値、「愛の手帳（知的障害者）」及び「精神障害者保健福祉手帳」は右側縦軸数値

※ 「身体障害者手帳」及び「愛の手帳（知的障害者）」は各年4月1日現在、「精神障害者保健福祉手帳」は各年3月末日現在

※ 「精神障害者保健福祉手帳」は令和元年度より、年間での集計から年度末時点の集計とし、変更・再交付申請も集計対象とするよう変更した。

表1 障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
身体障害者	10,251	10,462	10,638	10,826	11,050
知的障害者	1,348	1,394	1,420	1,470	1,511
精神障害者	1,884	1,992	2,024	2,175	2,382
人 口	319,193	318,936	320,996	324,669	328,787

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
身体障害者	11,021	11,163	11,110	11,028	11,033
知的障害者	1,571	1,599	1,636	1,670	1,717
精神障害者	2,520	2,670	2,835	3,013	3,512
人 口	335,510	339,339	342,867	346,425	347,570

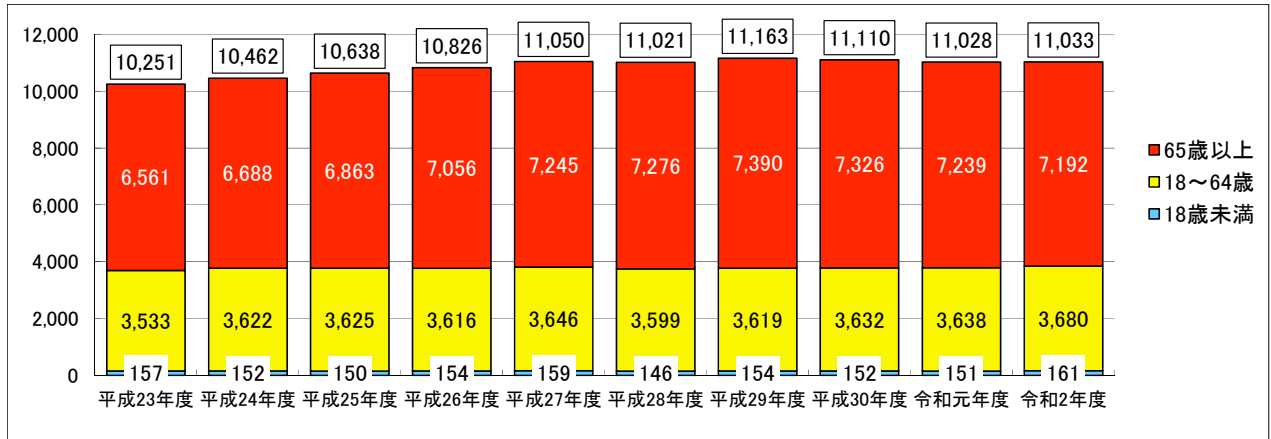
※ 「人口」は、平成 24 年までは新宿区の住民基本台帳及び外国人登録人口の合計、平成 25 年から住民基本台帳の人口（住民基本台帳法が改正され、平成 24 年 7 月から、外国人も住民基本台帳制度の適用対象になりました）を表しています。各年 4 月 1 日現在

※ 「身体障害者」及び「知的障害者」は各年 4 月 1 日現在、「精神障害者」は各年 3 月末日現在

(2) 身体障害者（身体障害者手帳所持者）数

令和2年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は11,033人で、区人口に占める割合は約3.2%となっています。年齢別では、18歳未満と18～64歳は横ばいの傾向となっていますが、65歳以上で減少傾向に転じており、最も多い人数となった平成29年度の7,390人から、令和2年度には7,192人と約200人減少しています。

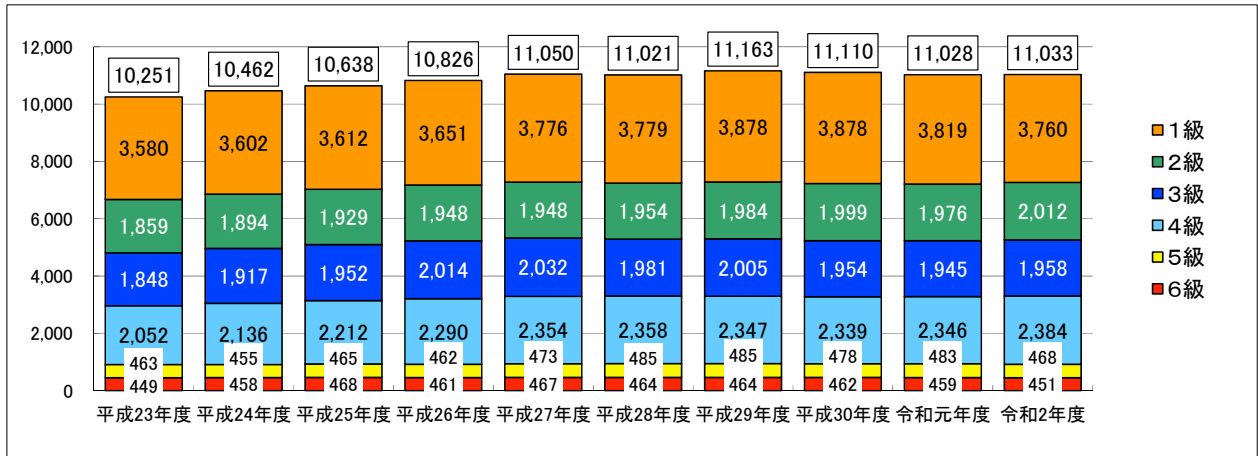
図2-1 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）（単位：人）



※ 各年度4月1日現在

障害程度の構成比では、1級が3,760人と最も多く、重度者（1級・2級）が半数以上を占めています。

図2-2 身体障害者手帳所持者数の推移（障害等級別）（単位：人）

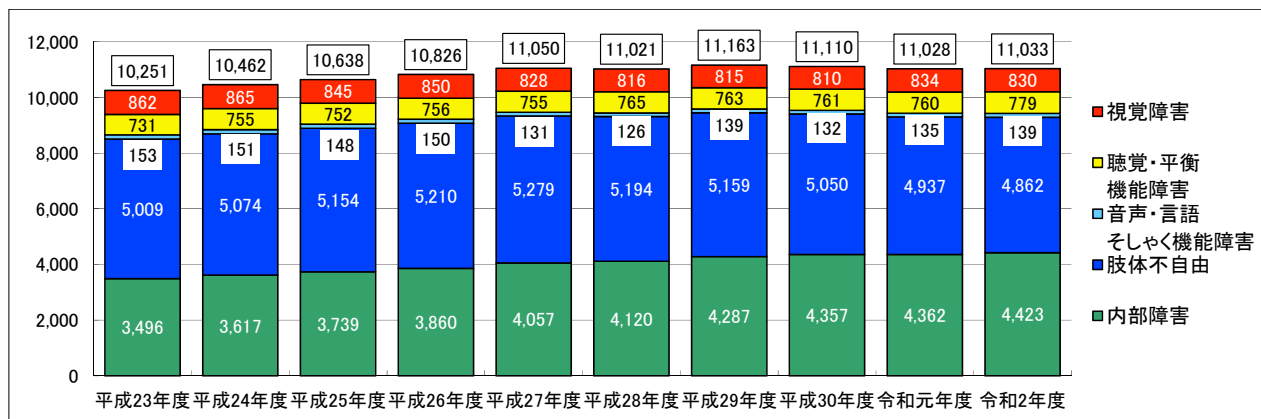


※ 各年度4月1日現在

身体障害には、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害という種類があります。

障害種類別では、肢体不自由が平成28年度以降減少傾向であるのに対し、内部障害*は増加傾向となっています。

図2-3 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別）（単位：人）



※ 各年度4月1日現在

※ 重複障害の方については、代表部位一つについて計上しています。代表部位とは、身体障害者手帳に記載されている複数の障害のうち、一番上に記載されているものです。

※ 内部障害とは、身体障害者福祉法で定める障害のうち、①心臓機能障害、②腎臓機能障害、③呼吸器機能障害、④膀胱・直腸機能障害、⑤小腸機能障害、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（HIV感染症）、⑦肝臓機能障害の7種類

表2-1 身体障害者手帳所持者の年齢・障害等級別人数（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	83	27	24	17	5	5	161
18～64歳	1,134	859	697	671	173	146	3,680
65歳以上	2,543	1,126	1,237	1,696	290	300	7,192
合計	3,760	2,012	1,958	2,384	468	451	11,033

※ 令和2年4月1日現在

表2-2 身体障害者手帳所持者の年齢・障害種別人数（単位：人）

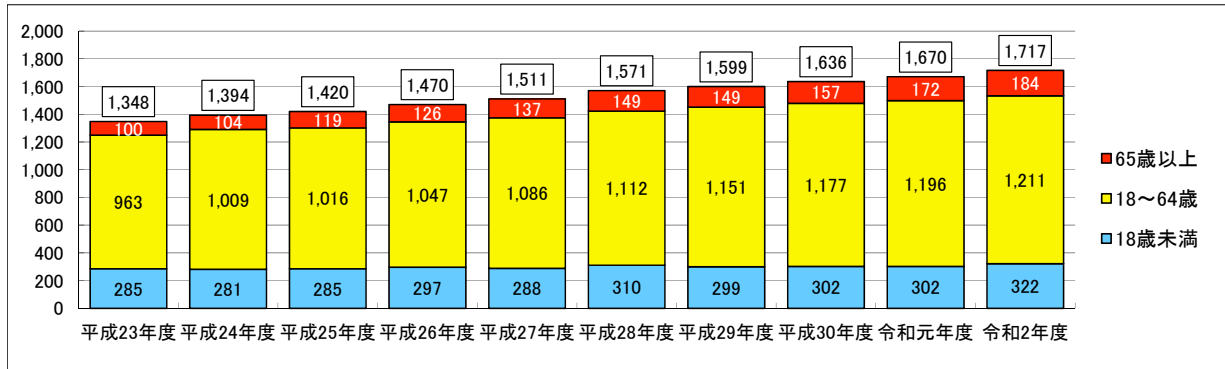
	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
18歳未満	6	16	1	94	44	161
18～64歳	230	197	34	1,366	1,853	3,680
65歳以上	594	566	104	3,402	2,526	7,192
合計	830	779	139	4,862	4,423	11,033

※ 令和2年4月1日現在

(3) 知的障害者（愛の手帳所持者）数

令和2年4月1日現在の愛の手帳所持者数は1,717人で、区人口に占める割合は0.5%となっています。全体の手帳所持者数は、平成23年度から令和2年度の間1.27倍と増加傾向を示しています。年齢別では、18歳未満では横ばいですが、18～64歳と65歳以上で増加傾向にあります。特に65歳以上の人数は、平成27年度から令和2年度の間1.34倍に増加しています。

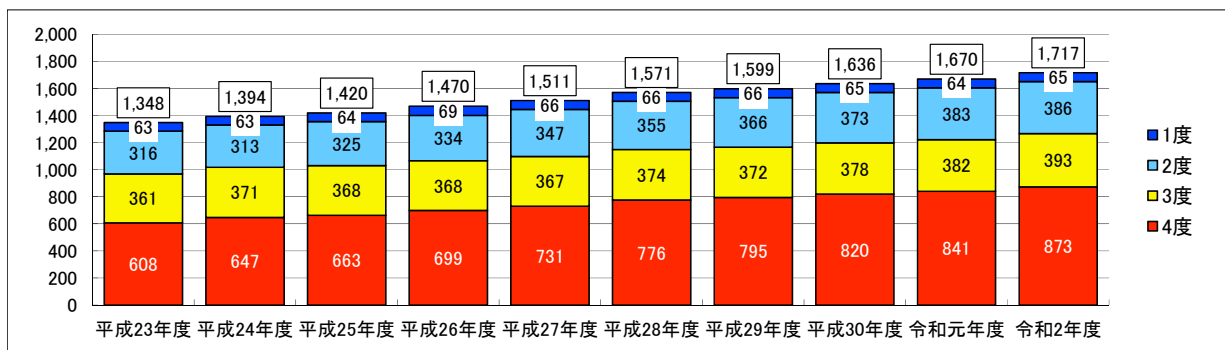
図3-1 愛の手帳所持者数（知的障害者）の推移（年齢別）（単位：人）



※ 各年度4月1日現在

障害等級では4度（軽度）が873人と最も多くなっています。

図3-2 愛の手帳所持者数（知的障害者）の推移（障害度数別）（単位：人）



※ 各年度4月1日現在

表3-1 愛の手帳所持者（知的障害者）の年齢・障害度数別人数（単位：人）

	1度	2度	3度	4度	合計
18歳未満	9	68	72	173	322
18～64歳	51	296	270	594	1,211
65歳以上	5	22	51	106	184
合計	65	386	393	873	1,717

※ 令和2年4月1日現在

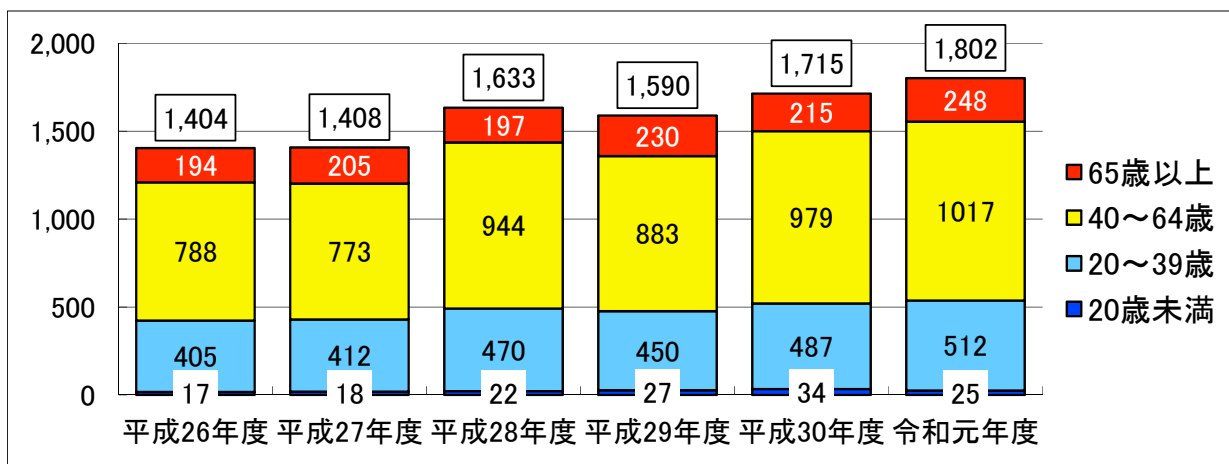
(4) 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付・所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）受給者）数

令和元年度末現在の精神障害者保健福祉手帳交付者数は1,802人で、区人口に占める割合は約0.5%となっています。平成26年度から令和元年度の間は1.28倍に増加しています。年齢別では、年度によりばらつきはあるものの、平成26年度から令和元年度の間は40～64歳で1.29倍、20～39歳で1.26倍の増加となっています。

また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は3,512人で、区人口に占める割合は約1%となっています。

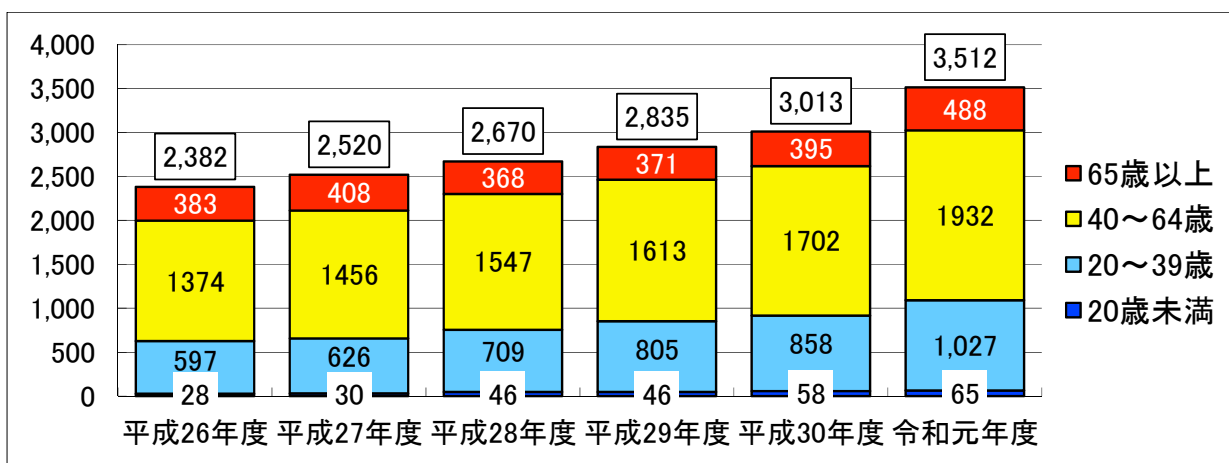
※ 精神障害者保健福祉手帳は、2年毎に精神障害の状態の認定を受けるため、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、その有効者数となります。

図4-1 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（年齢別）（単位：人）



※ 各年度末日現在

図4-2 精神障害者保健福祉手帳有効数の推移（年齢別）（単位：人）

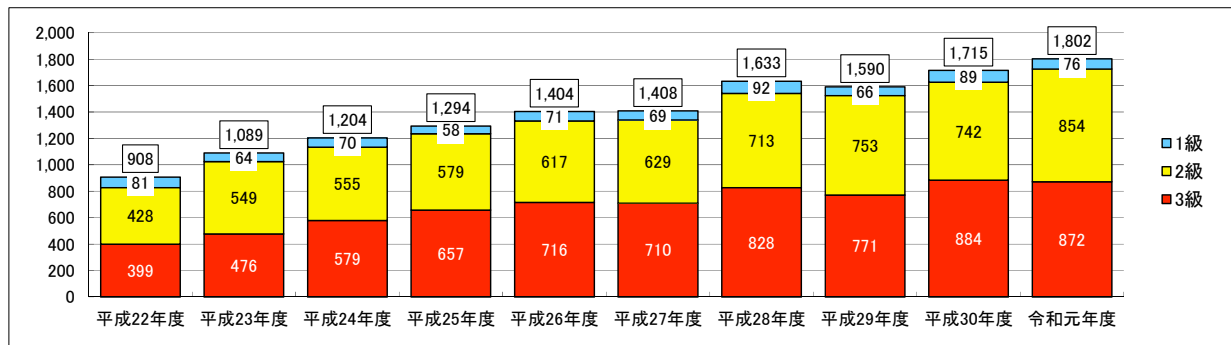


※ 各年度末日現在

精神障害者保健福祉手帳交付者数について、障害等級では1級は横ばいですが、平成22年度から令和元年度の間に、2級でほぼ2倍、3級で2.16倍と大幅に増加しています。

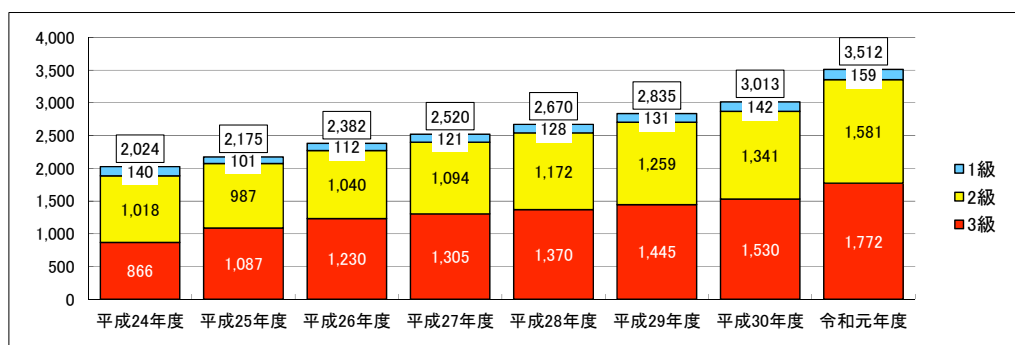
また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数についても、平成24年度から令和元年度の間に、2級で1.55倍、3級で2.05倍となっています。

図4-3 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（障害等級別）（単位：人）



※ 各年度末日現在

図4-4 精神障害者保健福祉手帳有効者数の推移（障害等級別）（単位：人）



※ 各年度末日現在

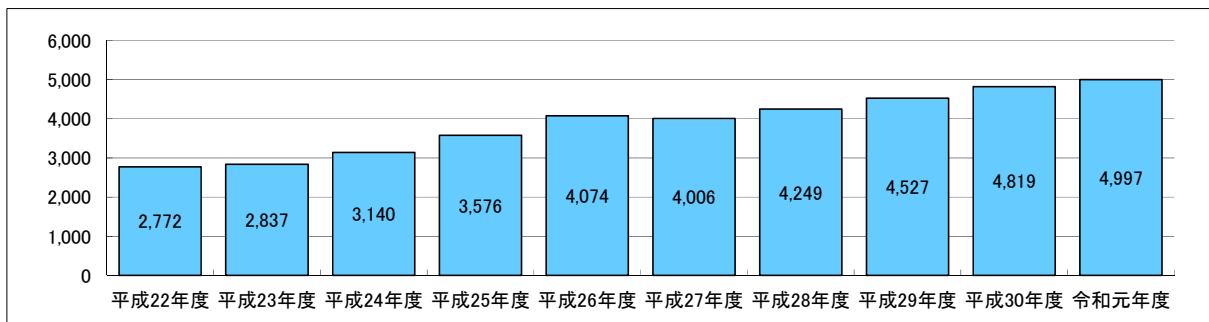
表4-1 精神障害者保健福祉手帳交付者・有効者の年齢・障害等級別人数（単位：人）

	交付件数				有効者数			
	1級	2級	3級	合計	1級	2級	3級	合計
20歳未満	0	7	18	25	3	23	39	65
20～39歳	5	203	304	512	18	378	631	1,027
40～64歳	31	509	477	1,017	57	915	960	1,932
65歳以上	40	135	73	248	81	265	142	488
合計	76	854	872	1,802	159	1,581	1,772	3,512

※ 令和2年3月31日現在

令和元年度末現在の自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、4,997 人となっており、平成 26 年度から令和元年度の間には 1.23 倍に増加しています。

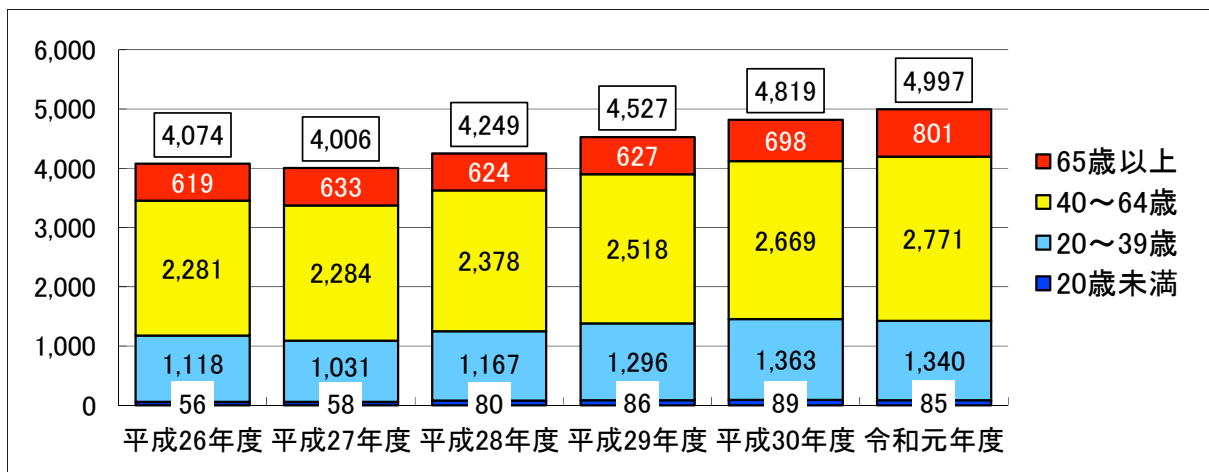
図 4-5 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移 (単位：人)



※ 各年度末日現在

年齢別では、受給者の増加数は 40～64 歳が最も多くなっているものの、平成 26 年度から令和元年度の間は増加率は、65 歳以上で 1.29 倍、人数は少ないものの 20 歳未満で 1.52 倍に増加しています。

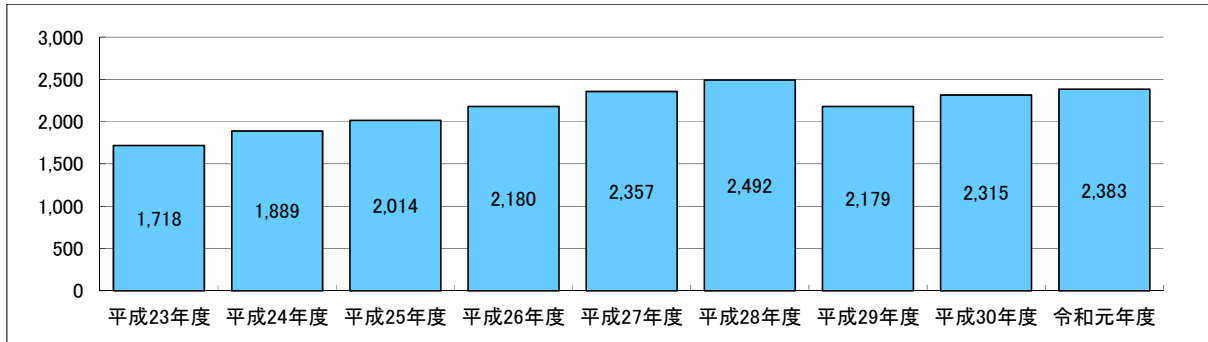
図 4-6 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（年齢別）(単位：人)



(5) 難病患者（難病医療費受給者）数等

令和元年度末現在の難病患者（難病医療費受給者数）は2,383人で、区人口に占める割合は0.7%となっています。

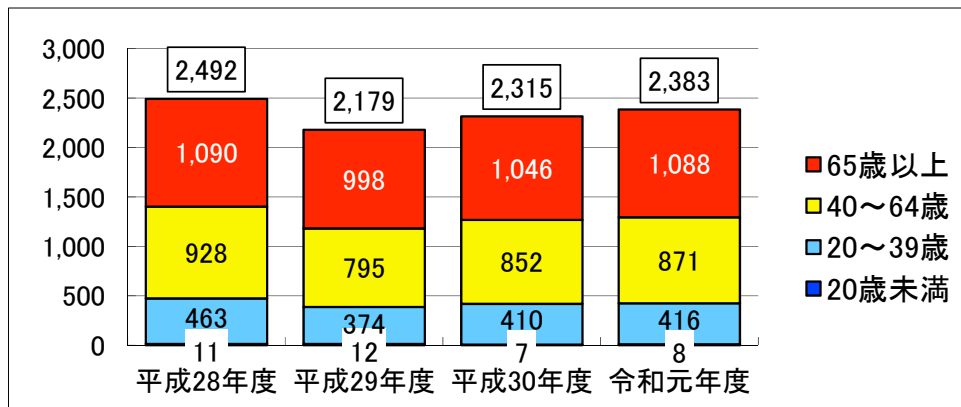
図5-1 難病患者（難病医療費受給者数）の推移 (単位：人)



- ※ 各年度末日現在
- ※ 難病医療費受給者数は、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」に基づく指定難病及び都指定単独疾病を集計（平成25年度以前は「国及び都指定助成対象疾病を集計」）。
- ※ 令和元年度末現在、難病を起因として障害福祉サービスを受けている人は12人います。
- ※ 難病の患者に対する医療費などに関する法律により、令和元年7月1日現在、333疾病が指定難病に指定されています。
- ※ 障害者総合支援法（「障害福祉サービス等」）の対象となる難病等の範囲は、令和元年7月1日から361疾病に拡大されました。

年齢別では、65歳以上が最も多く1,088人、次いで40～64歳が871人と続いています。

図5-2 難病患者（難病医療費等受給者）数（年齢別） (単位：人)

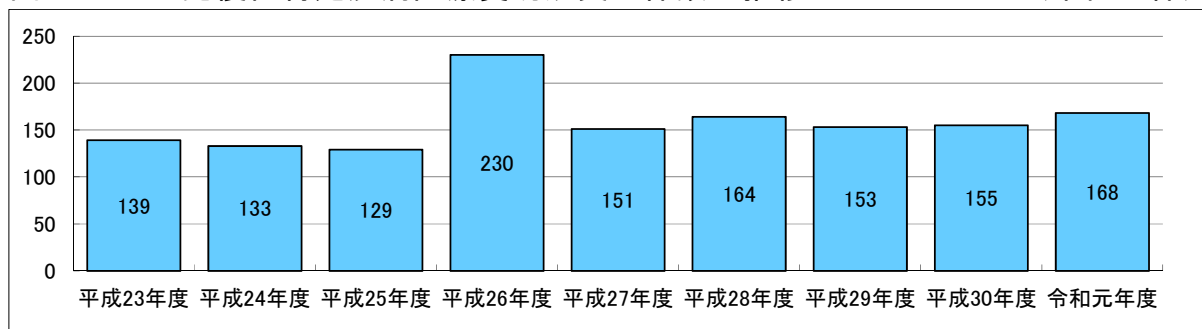


小児慢性特定疾病医療費助成受理件数

小児慢性特定疾病にかかっている児童等（18歳未満の者。ただし、18歳に達した時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、かつ引き続き有効な医療受給者証を有する方は満20歳未満まで延長可能。）について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減をはかるため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

平成27年1月に小児慢性特定疾病医療費助成制度の制度変更があり、対象疾病が拡大されました。平成27年度以降は横ばいで推移しています。

図5-3 小児慢性特定疾病医療費助成受理件数の推移 (単位：件)



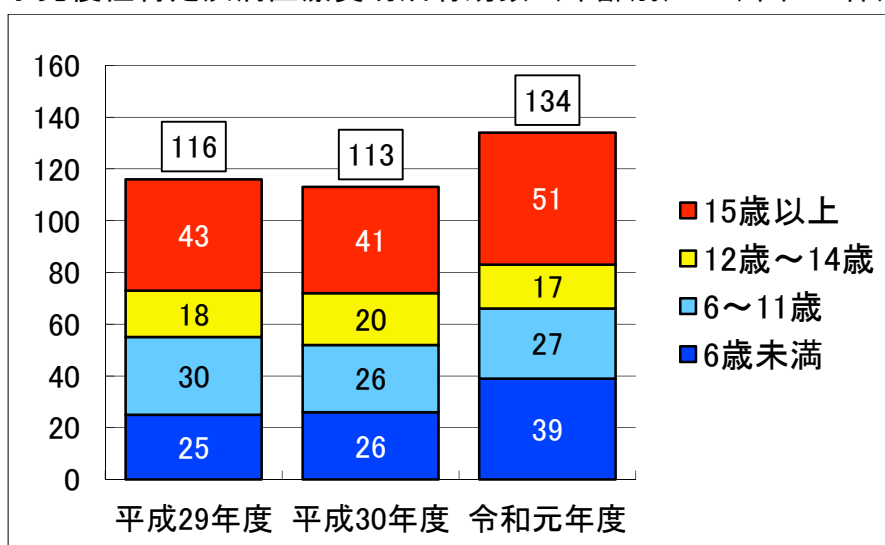
※ 各年度末現在

※ 平成26年度は、小児慢性特定疾病医療費助成制度の制度変更が平成27年1月にあったため、既受給者が同一年度に2度申請しています。

小児慢性特定疾病医療費助成有効数

上記の小児慢性特定疾病医療費助成受理件数に対し、平成29年度以降の小児慢性特定疾病医療費助成の有効数は以下のとおりとなっています。

図5-4 小児慢性特定疾病医療費助成有効数（年齢別） (単位：件)



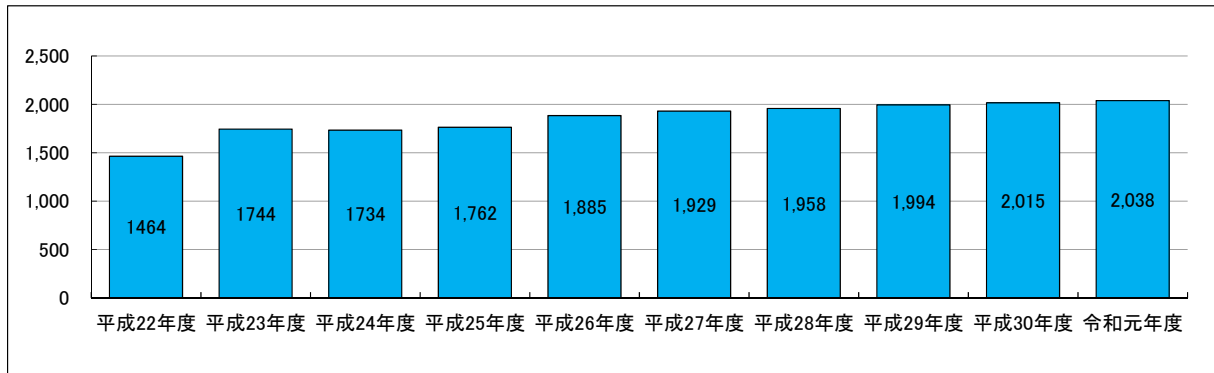
(6) 障害福祉サービス等支給決定者数

令和元年度末現在の障害福祉サービス支給決定者数は 2,038 人となっています。

令和元年度中の地域生活支援サービス支給決定者数[※]は、平成 30 年度までは 1,000 人前後で推移していましたが、令和元年度は 1,259 人と大きく増加しています。

※ 地域生活支援サービス支給決定者数とは、地域生活支援事業のうち、移動支援、日中一時支援の支給決定を受けている実人数です。

図 6-1 障害福祉サービス支給決定者数の推移 (単位：人)



※ 各年度末日現在

また、介護保険サービスと障害福祉サービスの併給者は令和 2 年 7 月 31 日現在 192 人で、居宅介護が 159 人と最も多くなっています。

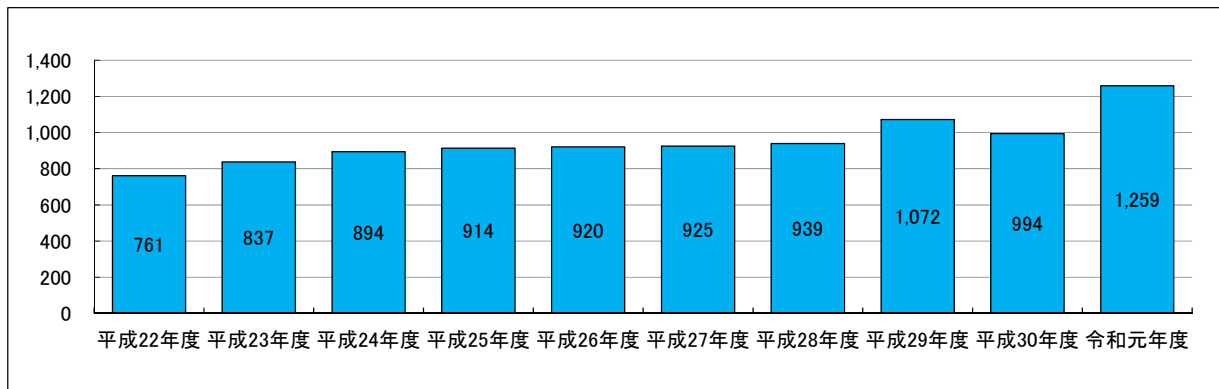
(参考) 介護保険併給利用者数 (単位：人)

居宅介護	重度訪問介護	生活介護	短期入所	合計
159	21	7	5	192

※ 令和 2 年 7 月 31 日現在

※ 令和元年度末現在の高齢者数(第 1 号被保険者数)は 68,980 人で、うち要介護等認定者数は 13,883 人となっています。また、要介護認定者出現率は 20.1%で、高齢者数の増加に伴い要介護等認定者数も微増傾向となっています。

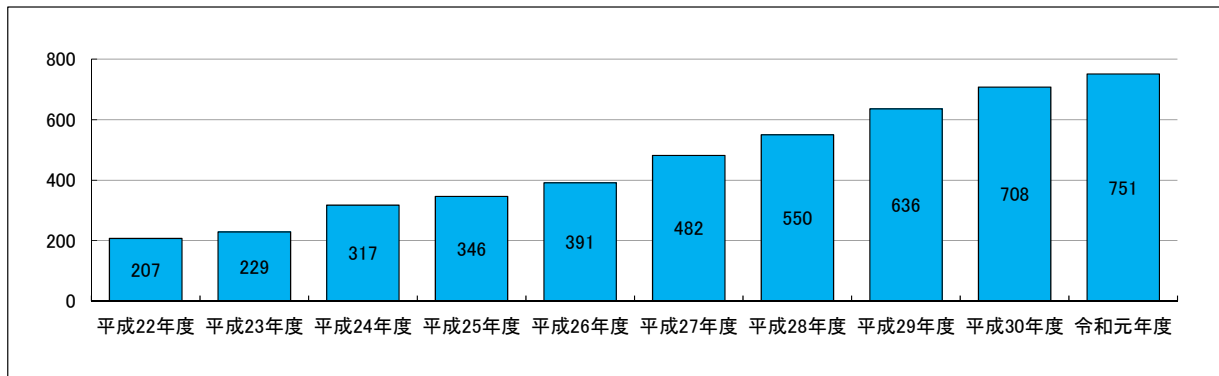
図 6-2 地域生活支援サービス支給決定者数の推移 (単位：人)



※ 各年度内支給決定実人数

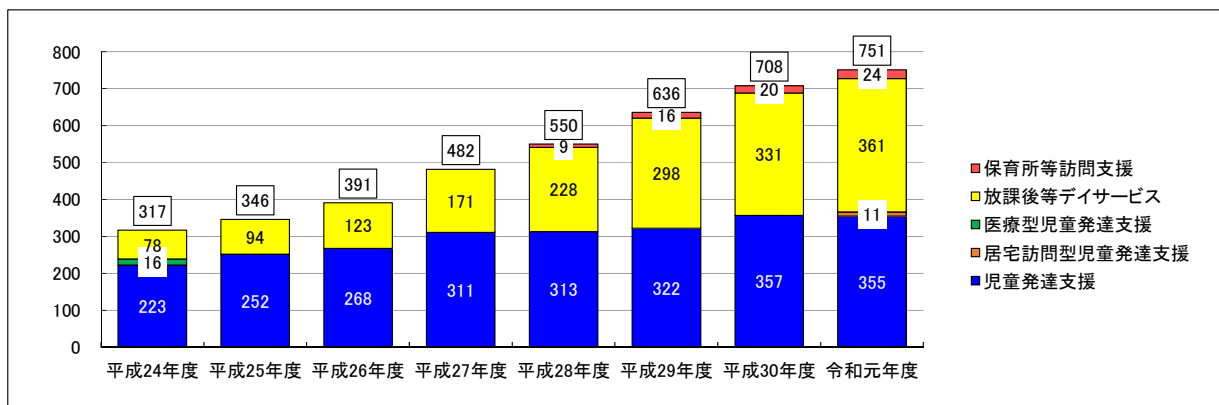
令和元年度中の障害児通所支援サービス支給決定者数は751人となっており、増加が続いています。

図6-3 障害児通所支援サービス支給決定者数の推移 (単位：人)



- ※ 各年度内支給決定実人数
- ※ 平成23年度以前は「児童デイサービス」

図6-3-2 障害児通所支援サービス支給決定者数の内訳の推移 (単位：人)

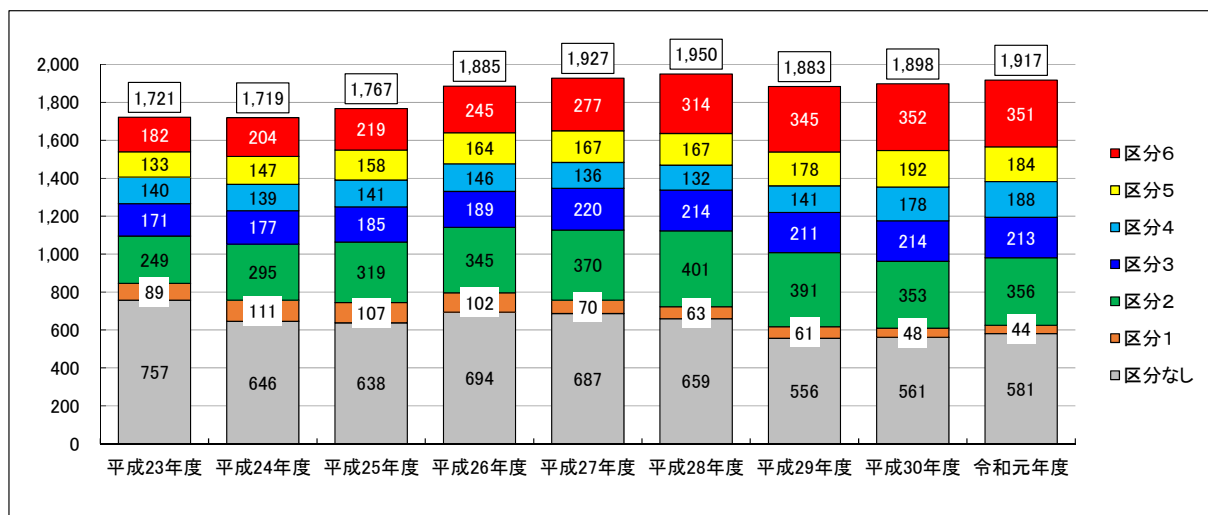


- ※ 各年度内支給決定実人数

(7) 障害支援区分別認定者数

令和元年度末現在の障害支援区分認定者数は1,917人で、区分2に認定されている人が356人、区分6が351人と多くなっています。

図7 障害支援（程度）区分別認定者数の推移 (単位：人)



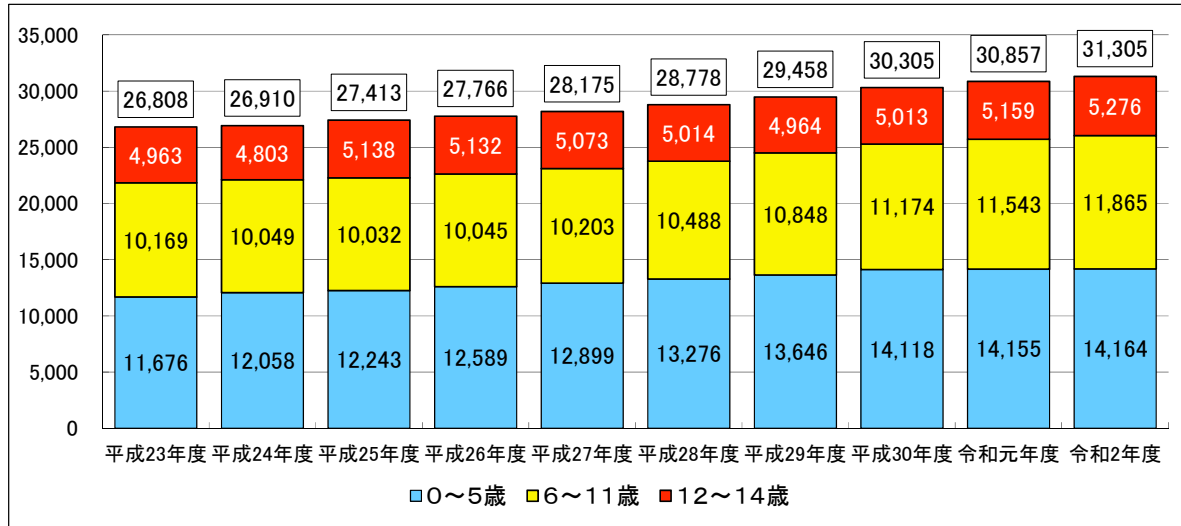
※ 各年度末日現在

(8) 新宿区の子どもの状況等

①子ども（0歳～14歳）の人口

子どもの人口は一貫して増加傾向となっており、平成30年度に30,000人を超え、この10年間では1.17倍に増加しています。

図8-1 子ども（0歳～14歳）の人口の推移 (単位：人)

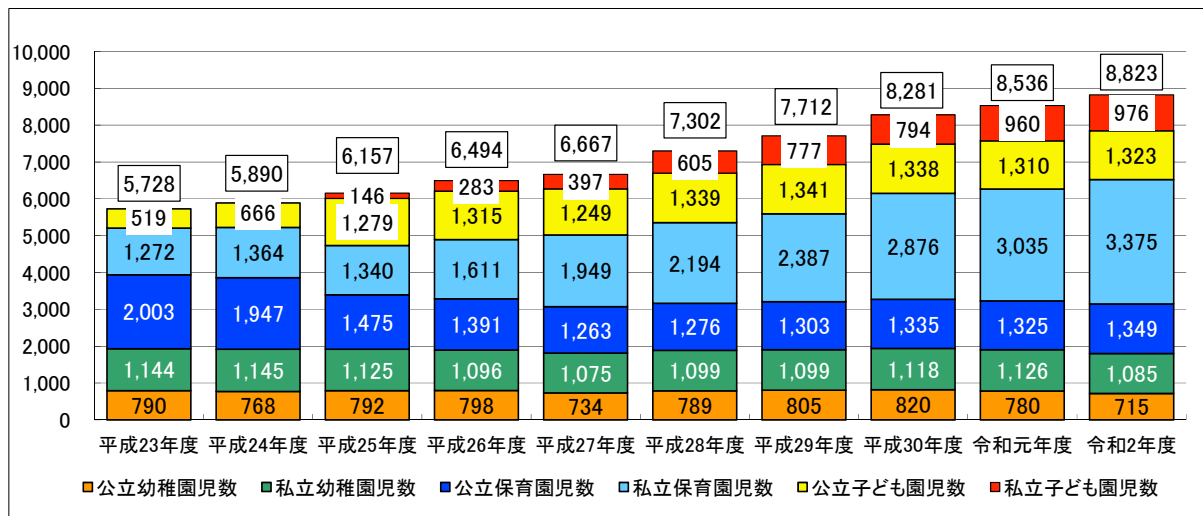


※ 各年4月1日現在、外国人登録人口を含む

②幼稚園・保育園・子ども園児数

子どもの人口と同様に一貫して増加傾向であり、令和2年度は8,823人となり、この10年間で1.54倍に増加しています。

図8-2 幼稚園・保育園・子ども園児数の推移 (単位：人)



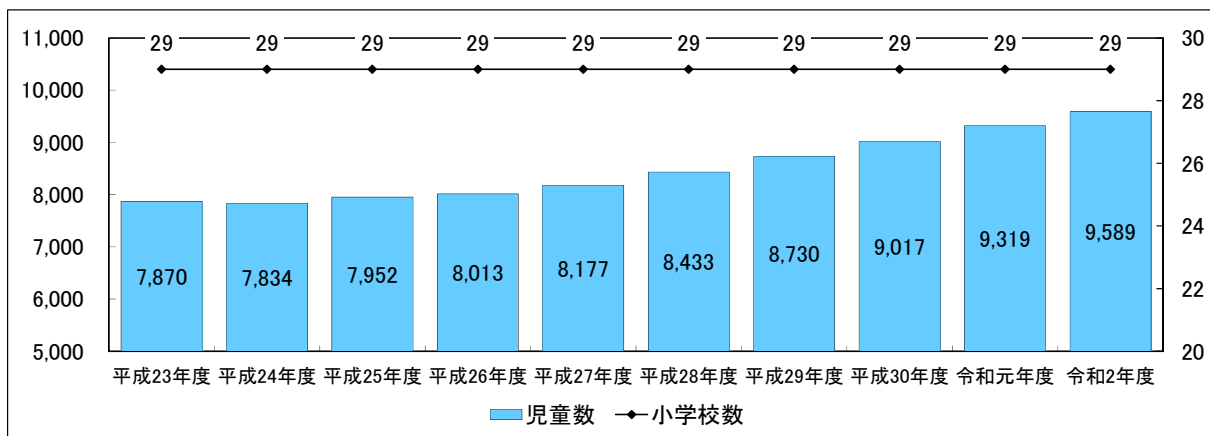
※ 幼稚園児数：各年度5月1日現在、
 ※ 保育園児数・子ども園児数：各年度4月1日現在

③区立小学校・中学校の児童・生徒数

ア 小学校児童数（通常学級）

平成 24 年度以降は増加傾向となっており、令和 2 年度は 9,589 人となり、この 10 年間で 1.22 倍に増加しています。

図 8-3 小学校児童数・小学校数の推移 (単位：人、校)

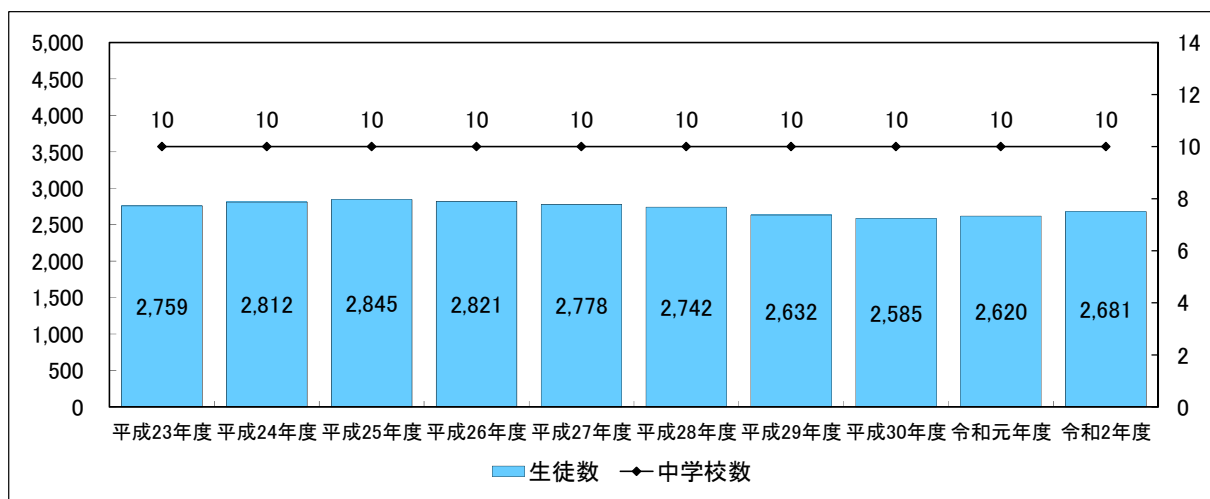


※ 各年度 5 月 1 日現在

イ 中学校生徒数（通常学級）

平成 25 年度以降は減少傾向となっていました、平成 30 年度を底に、直近 3 年間では増加に転じています。令和 2 年度は、2,681 人となっています。

図 8-4 中学校生徒数・中学校数の推移 (単位：人、校)



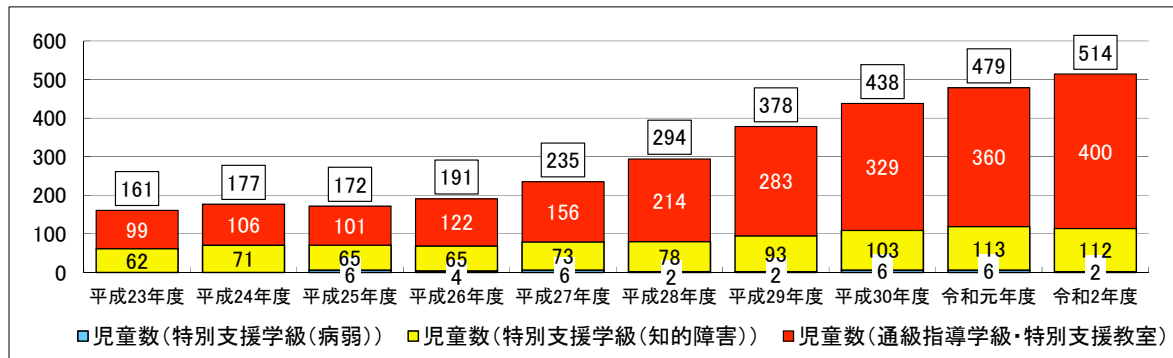
※ 各年度 5 月 1 日現在

ウ 小学校（特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室）児童数

平成 26 年度以降は増加が顕著となっており、特に特別支援教室の児童数はこの 10 年間で約 4 倍に増加しています。

図 8-5 小学校（特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室）児童数の推移

(単位：人)



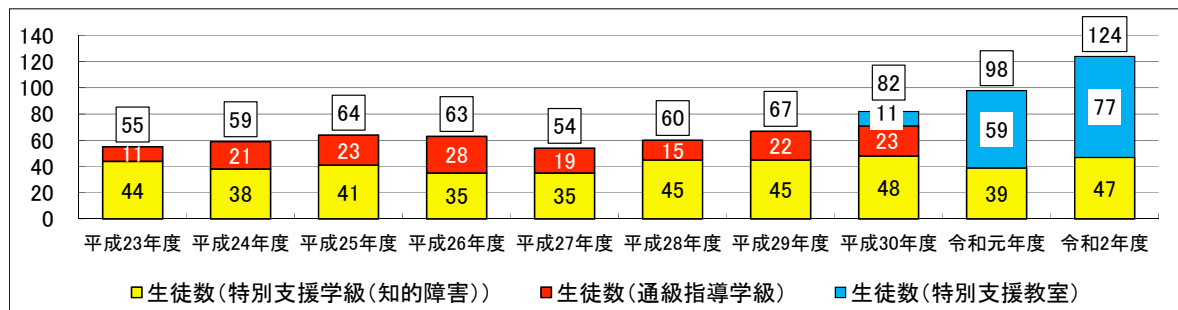
- ※ 各年度 5 月 1 日現在
- ※ 特別支援学級…心身の状態や発達段階、障害の特性等に応じて適切な教育を受けることができる環境を整え、その可能性を最大限に伸ばし、将来の社会自立に向けた基礎・基本になる力を身に付けるための教育を行う学級。新宿区では、病弱特別支援学級及び知的障害特別支援学級を設置。
- ※ 通級指導学級…通常の学級での学習におおむね参加できるが、発達障害等のための特別な指導を必要とする生徒のための学級。区立小学校では、平成 28 年度より全小学校で特別支援教室に移行。区立中学校では、平成 30 年度より一部の学校で特別支援教室への移行を先行実施。令和元年度より全中学校で完全移行。
- ※ 特別支援教室「まなびの教室」…通常の学級での学習におおむね参加できるが、発達障害等のため特別な指導を必要とする児童・生徒のための教室。(特別支援教室は平成 27 年度以前は通級指導学級)

エ 中学校（特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室）生徒数

平成 30 年度以降、通級指導学級の特別支援教室への移行が実施されたことにより、この 10 年間で 2.25 倍に増加しています。

図 8-6 中学校（特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室）生徒数の推移

(単位：人)

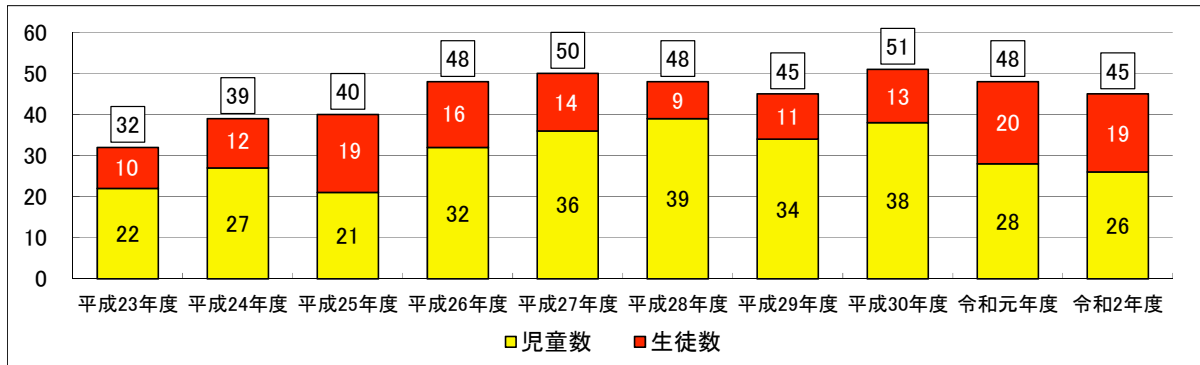


- ※ 各年度 5 月 1 日現在

オ 特別支援学校等（新宿養護学校）児童・生徒数

平成26年度以降、50人前後で推移しています。

図8-7 特別支援学校（新宿養護学校）児童・生徒数の推移 (単位：人)

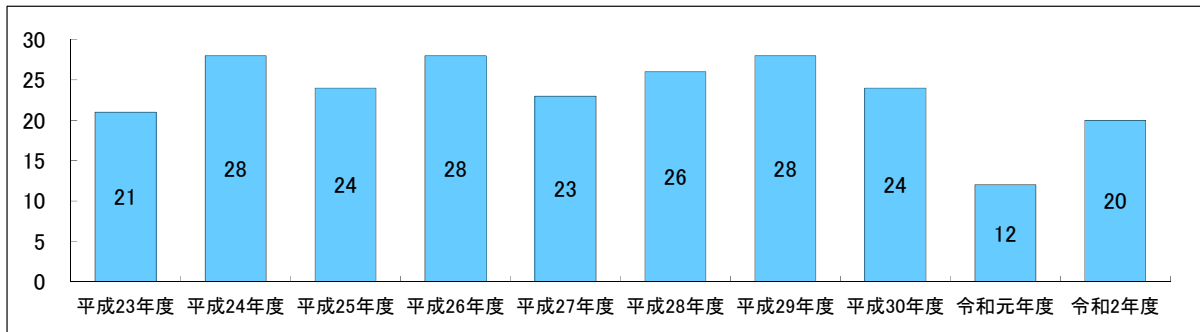


※ 各年度5月1日現在

図8-8 区内在住の特別支援学校高等部在籍者に係る進路対策連絡会調整数

特別支援学校高等部は、都立特別支援学校高等部と私立特別支援学校高等部があります。卒業後、社会福祉サービスが必要な方に適切につながるよう、特別支援学校、障害者福祉課、支援関係者などによる進路対策連絡会を開催し、調整、支援しています。

(単位：人)



※ 進路対策連絡会における調整数

(参考) 区が把握している新宿区在住の特別支援学校高等部在籍者数

	令和2年4月1日現在		
	1年	2年	3年
視覚障害	1	0	0
聴覚障害	1	0	0
肢体不自由	3	3	3
知的障害	20	21	17
総計	25	24	20

2 障害者生活実態調査の結果概要

(1) 調査の概要

① 調査の目的

障害者計画の見直し及び第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画の策定にあたり、新宿区内在住の障害者・障害児の生活実態、障害福祉サービス等の利用意向及び利用状況等を把握するために実施しました。

②調査の対象・配付・回収状況

調査対象	抽出方法	配布数	回収数	回収率
1 在宅の方	層別抽出	4,927	2,038	41.4%
2 施設に入所している方	悉皆調査	221	124	56.1%
3 児童（18歳未満）の保護者	悉皆調査	902	430	47.7%
4 サービス事業者	悉皆調査	153	92	60.1%
全体		6,203	2,684	43.3%

③調査方法

郵送配布、郵送回収

④調査期間

令和元年11月18日（月）から令和元年12月6日（金）まで

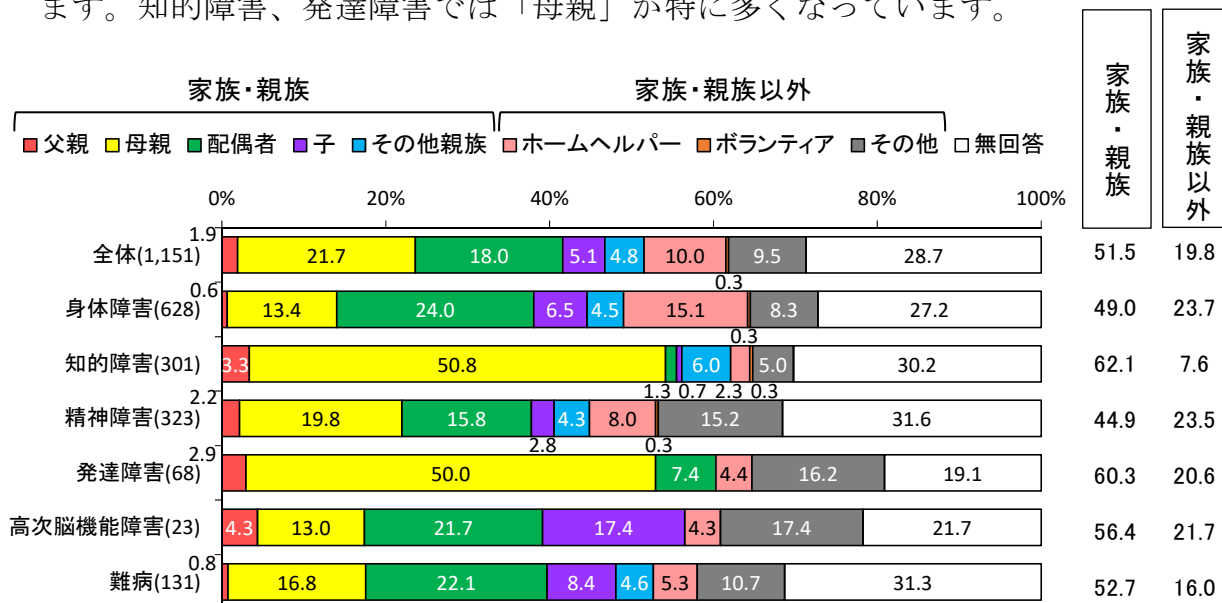
⑤その他

本調査は、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大以前に実施しているため、質問によっては既に現状と異なる状況となっている可能性があります。

(2) 調査結果の概要

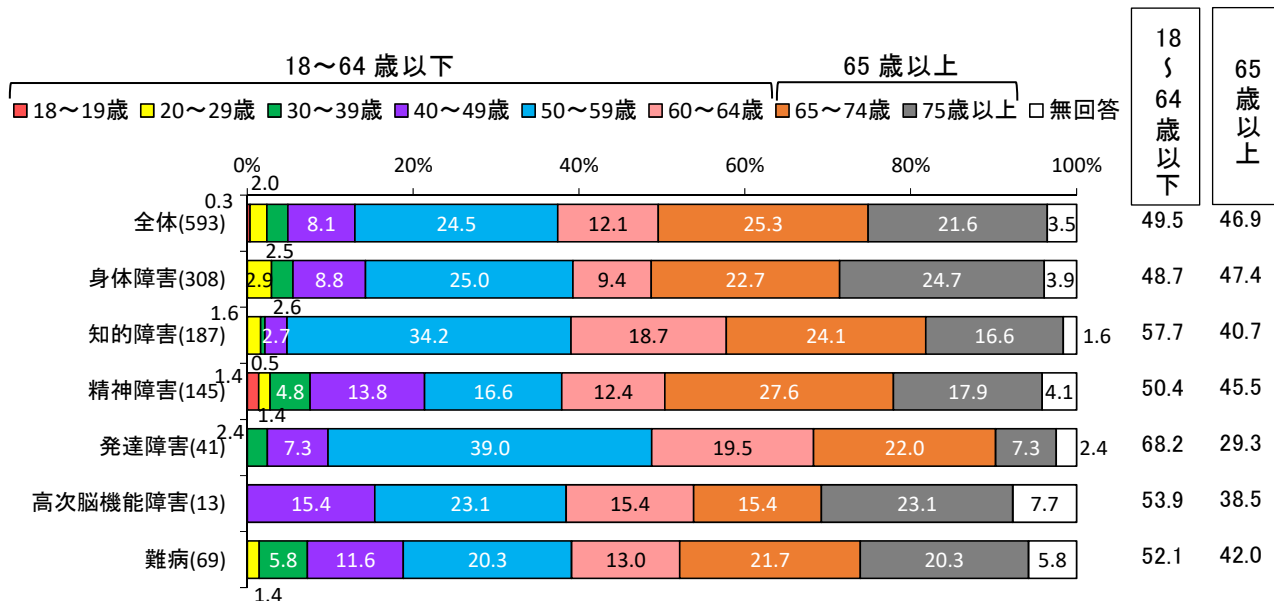
① 主な介助者・支援者【在宅の方】

全体では、「母親」が21.7%と最も多く、次いで「配偶者」が18.0%、「ホームヘルパー」が10.0%、「子」が5.1%となっています。障害別に見ると、身体障害、高次脳機能障害、難病・特定疾患では「配偶者」が最も多くなっています。知的障害、発達障害では「母親」が特に多くなっています。



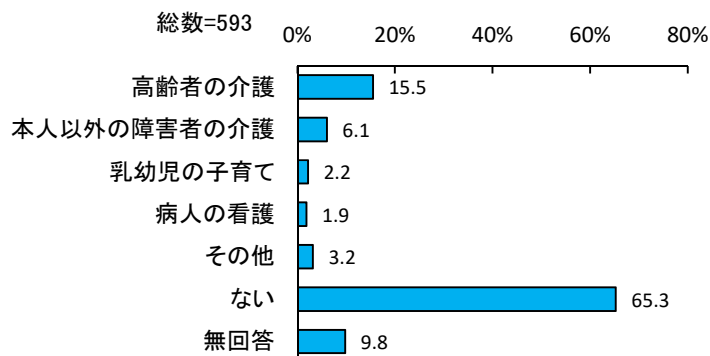
② 主な介助者・支援者の年齢【在宅の方】

全体では、「65～74歳」が25.3%と最も多く、次いで「50～59歳」が24.5%、「75歳以上」が21.6%、「60～64歳」が12.1%となっています。障害別に見ると、知的障害、発達障害では「50～59歳」がやや多くなっています。



③ 主な介助者・支援者の本人以外への介助・支援状況【在宅の方】

全体では、「高齢者の介護」が15.5%と最も多く、次いで「本人以外の障害者の介護」が6.1%、「乳幼児の子育て」が2.2%、「病人の看護」が1.9%となっています。障害別に見ると、知的障害では「高齢者の介護」が、発達障害では「本人以外の障害者の介護」がやや多くなっています。

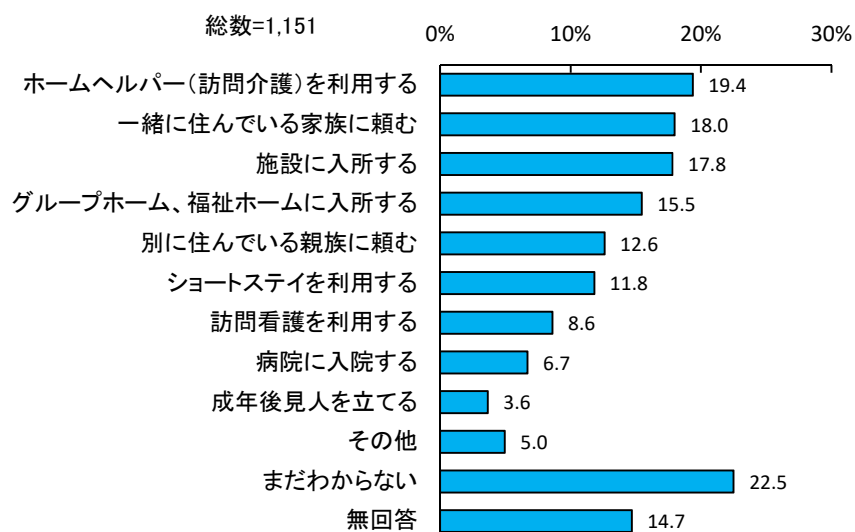


<過去の調査結果との比較>

順位	平成 28 年度 (総数=867)
1 位	高齢者の介護 18.3%
2 位	障害者の介護 6.9%
3 位	病人の看護 3.5%
4 位	乳幼児の子育て 2.9%
5 位	その他 3.3%
	ない 59.4%

④ 主な介助者・支援者が介助・支援できなくなった場合どうするか 【在宅の方】

全体では、「ホームヘルパー（訪問介護）を利用する」が19.4%と最も多く、次いで「一緒に住んでいる家族に頼む」が18.0%、「施設に入所する」が17.8%、「グループホーム、福祉ホームに入所する」が15.5%となっています。障害別に見ると、知的障害、発達障害では「グループホーム、福祉ホームに入所する」が、精神障害では「施設に入所する」が、高次脳機能障害では「一緒に住んでいる家族に頼む」が最も多くなっています。



<過去の調査結果との比較>

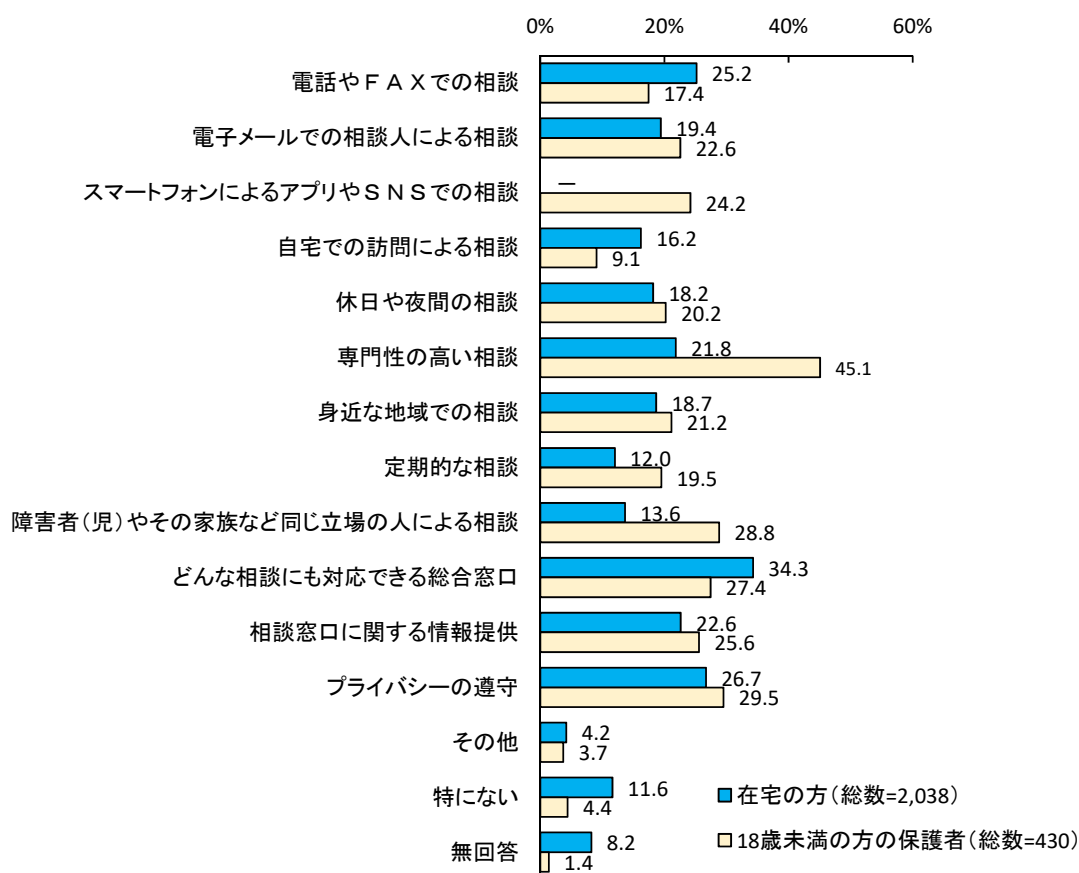
順位	平成 28 年度(総数=1,303)	平成 25 年度(総数=1,912)
1 位	ホームヘルパーを利用する 20.2%	一緒に住んでいる家族に頼む 18.1%
2 位	施設に入所する 17.3%	施設に入所する 15.4%
3 位	一緒に住んでいる家族に頼む 17.2%	ホームヘルプを利用する 14.8%
4 位	グループホーム、福祉ホームに入所する 15.8%	グループホーム、ケアホーム、福祉ホームに入所する 12.1%
5 位	別に住んでいる親族に頼む 11.1%	別に住んでいる家族に頼む 11.8%

⑤ 区役所などに気軽に相談するために必要なこと

【在宅の方、18歳未満の方の保護者】

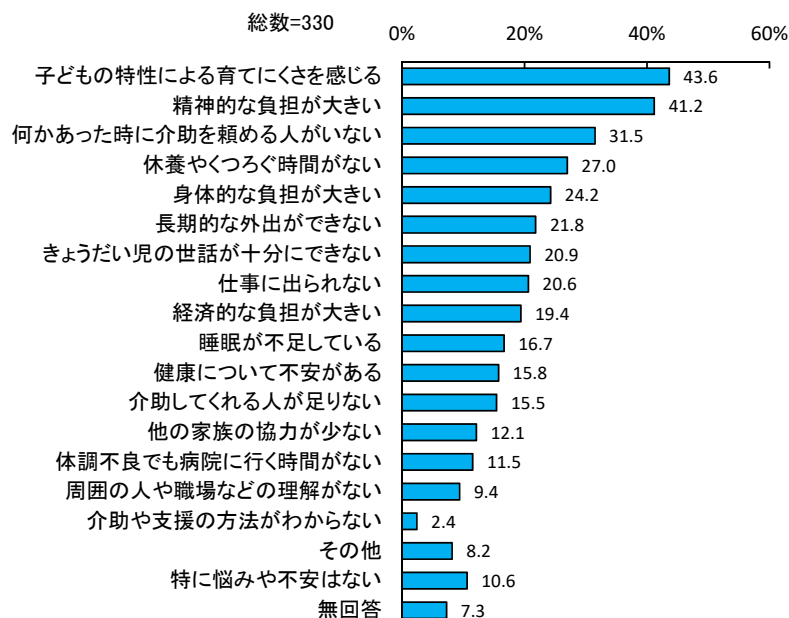
在宅の方の回答では、「どんな相談にも対応できる総合窓口」が34.3%と最も多く、次いで「プライバシーの遵守」が26.7%、「電話やFAXでの相談」が25.2%、「相談窓口に関する情報提供」が22.6%となっています。障害別に見ると、精神障害では「プライバシーの遵守」が、発達障害では「専門性の高い相談」が最も多くなっています。

18歳未満の方の保護者の回答では、「専門性の高い相談」が45.1%と最も多く、次いで「プライバシーの遵守」が29.5%、「障害者（児）や家族など同じ立場の人による相談」が28.8%、「どんな相談にも対応できる総合窓口」が27.4%となっています。障害別に見ると、「専門性の高い相談」以外では、身体障害で「電子メールでの相談」「どんな相談にも対応できる総合窓口」が、知的障害で「障害者（児）や家族など同じ立場の人による相談」が、発達障害で「相談窓口に関する情報提供」が多くなっています。



⑥ 主な介助者の悩みや不安【18歳未満の方の保護者】

全体では、「子どもの特性による育てにくさを感じる」が43.6%と最も多く、次いで「精神的な負担が大きい」が41.2%、「何かあった時に介助を頼める人がいない」が31.5%、「休養やくつろぐ時間がない」が27.0%となっています。障害別に見ると、身体障害では「身体的な負担が大きい」が最も多くなっています。

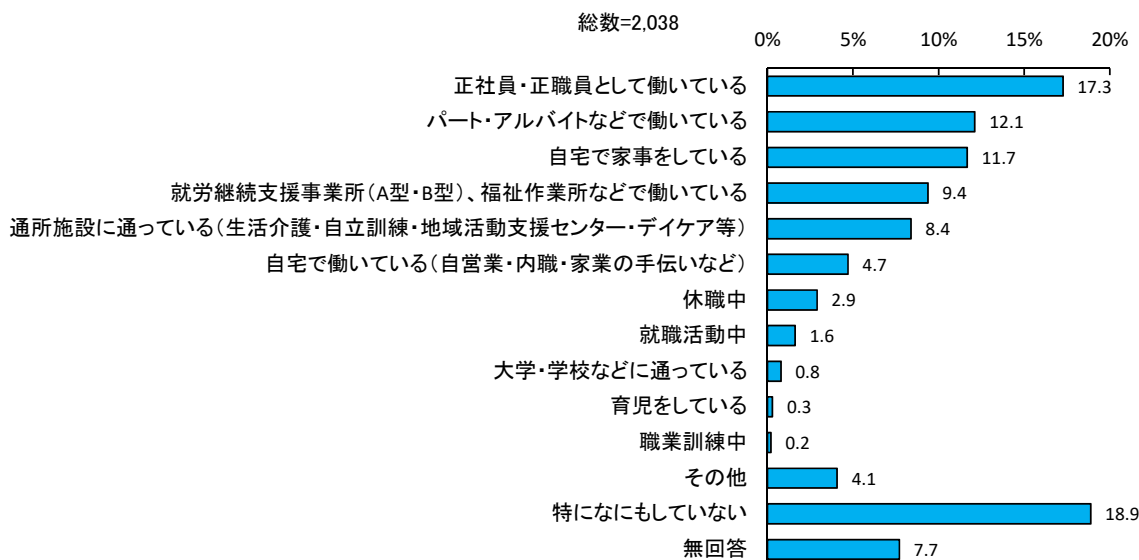


<過去の調査結果との比較>

順位	平成 28 年度(総数=301)	平成 25 年度(総数=238)
1 位	精神的な負担が大きい 39.2%	精神的な負担が大きい 44.4%
2 位	何かあった時に介助を頼める人がいない 33.2%	何かあった時に介助を頼める人がいない 39.3%
3 位	長期的な外出ができない 27.6%	休養やくつろぐ時間がない 31.4%
4 位	休養やくつろぐ時間がない 27.2%	身体的な負担が大きい 28.9%
5 位	身体的な負担が大きい 26.6%	きょうだい児の世話が十分にできない 28.5%
6 位	仕事に出られない／きょうだい児の世話が十分にできない 24.3%	長期的な外出ができない 27.6%
7 位		仕事に出られない 24.7%
8 位	体調不良でも病院に行く時間がない 21.9%	睡眠が不足している 22.2%

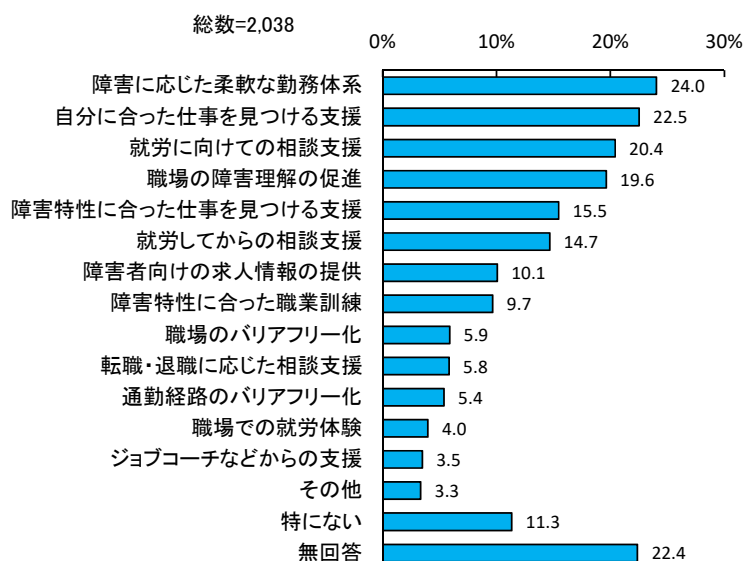
⑦ 平日の日中の主な過ごし方【在宅の方】

全体では、「特になにもしていない」が18.9%と最も多く、次いで「正社員・正職員として働いている」が17.3%、「パート・アルバイトなどで働いている」が12.1%、「自宅で家事をしている」が11.7%となっています。障害別に見ると、知的障害では「就労継続支援事業所（A型・B型）、福祉作業所などで働いている」が、発達障害では「パート・アルバイトなどで働いている」が、難病・特定疾患では「正社員・正職員として働いている」が最も多くなっています。



⑧ 一般就労するために必要なこと【在宅の方】

全体では、「障害に応じた柔軟な勤務体系」が24.0%と最も多く、次いで「自分に合った仕事を見つける支援」が22.5%、「就労に向けての相談支援」が20.4%、「職場の障害理解の促進」が19.6%となっています。障害別に見ると、知的障害では「自分に合った仕事を見つける支援」が、発達障害では「職場の障害理解の促進」が最も多くなっています。高次脳機能障害では「就労してからの相談支援」「自分に合った仕事を見つける支援」が最も多くなっています。

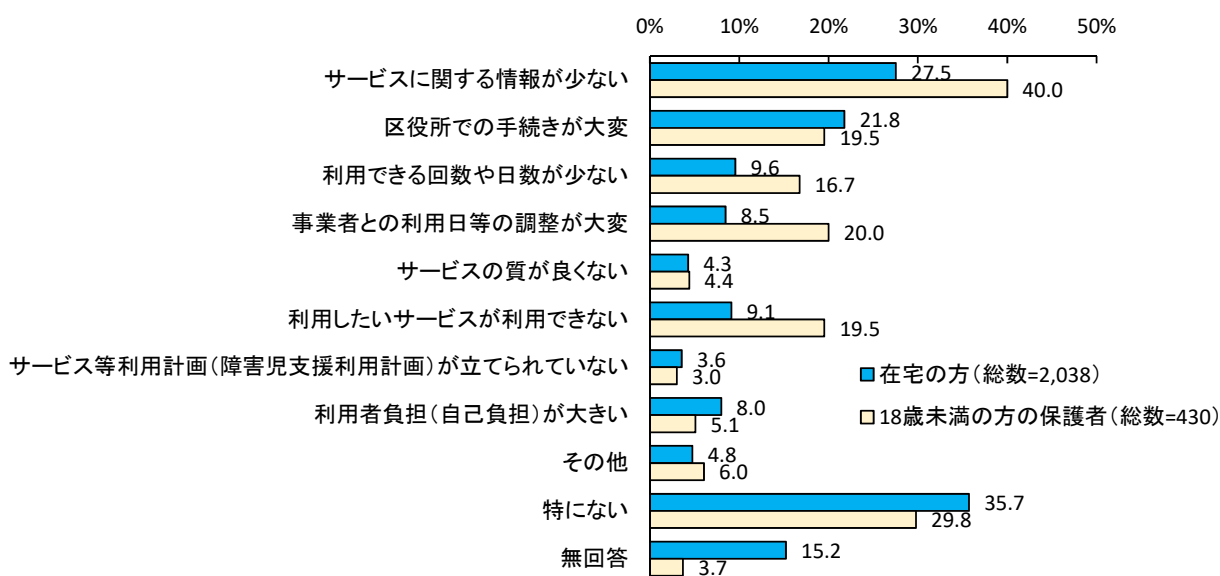


⑨ サービス利用に関して困っていること

【在宅の方、18歳未満の方の保護者】

在宅の方の回答では、「サービスに関する情報が少ない」が27.5%と最も多く、次いで「区役所での手続きが大変」が21.8%、「利用できる回数や日数が少ない」が9.6%、「利用したいサービスが利用できない」が9.1%となっています。一方、「特にない」は35.7%となっています。障害別に見ると、知的障害、高次脳機能障害では「区役所での手続きが大変」が最も多くなっています。

18歳未満の方の保護者の回答では、「サービスに関する情報が少ない」が40.0%と最も多く、次いで「事業者との利用日等の調整が大変」が20.0%、「区役所での手続きが大変」「利用したいサービスが利用できない」がそれぞれ19.5%となっています。障害別に見ると、身体障害では「区役所での手続きが大変」がやや多くなっています。

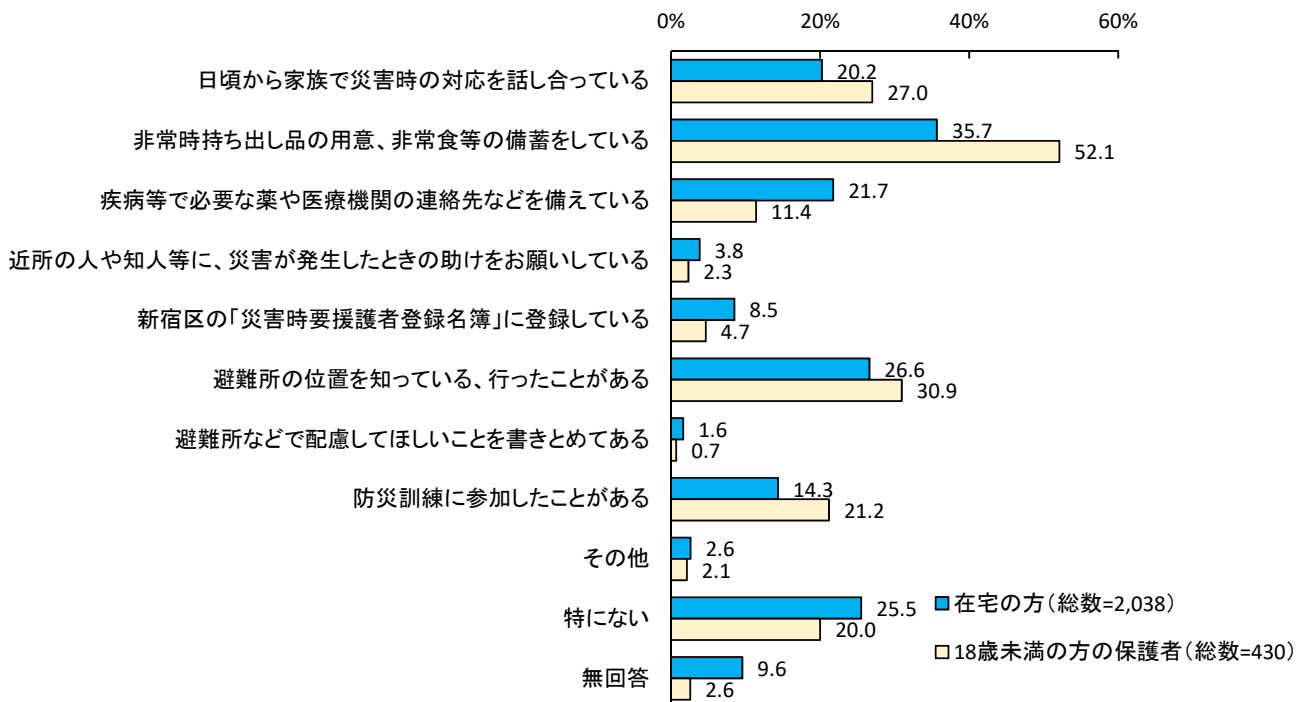


⑩ 災害に対してどのような備えをしているか

【在宅の方、18歳未満の方の保護者】

在宅の方の回答では、「非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄をしている」が35.7%と最も多く、次いで「避難所の位置を知っている、行ったことがある」が26.6%、「疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている」が21.7%、「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」が20.2%となっています。障害別に見ると、高次脳機能障害、難病・特定疾患では「疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている」がやや多くなっています。

18歳未満の方の保護者の回答では、「非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄をしている」が52.1%と最も多く、次いで「避難所の位置を知っている、行ったことがある」が30.9%、「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」が27.0%、「防災訓練に参加したことがある」が21.2%となっています。障害別に見ると、身体障害では「疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている」がやや多くなっています。

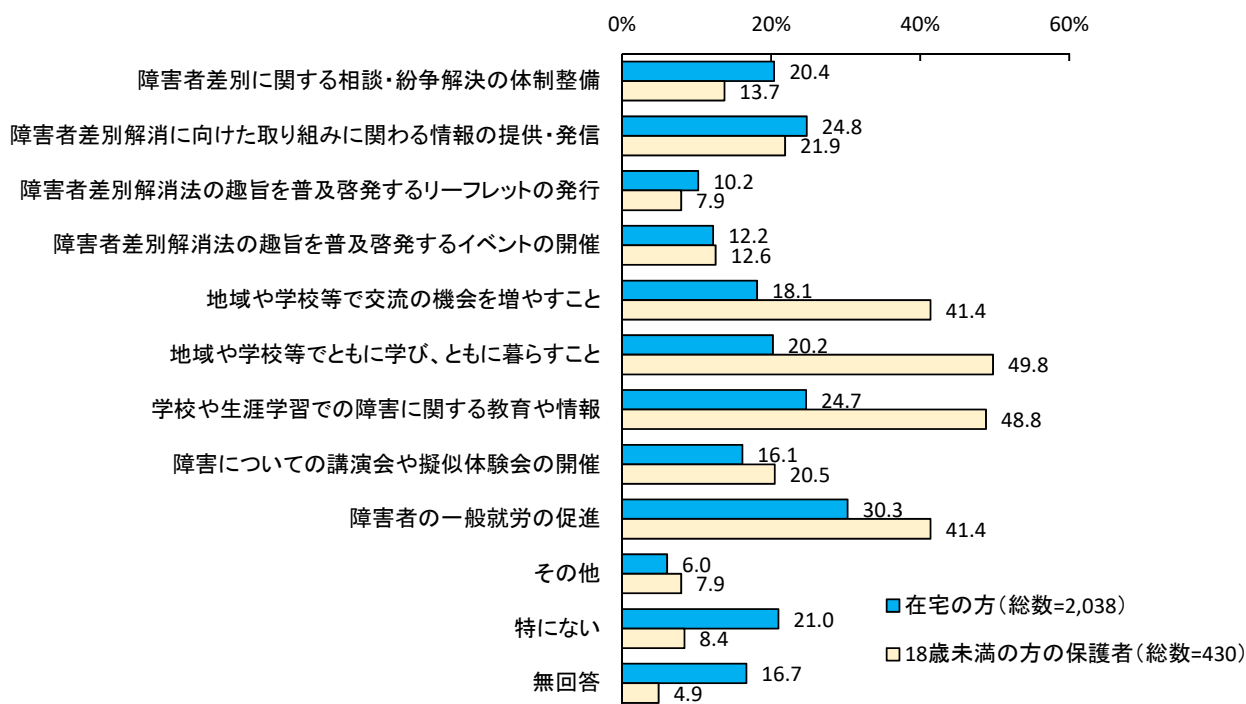


⑪ 障害者差別の解消を推進するために力を入れるべきこと

【在宅の方、18歳未満の方の保護者】

在宅の方の回答では、「障害者の一般就労の促進」が30.3%と最も多く、次いで「障害者差別解消に向けた取り組みに関わる情報の提供・発信」が24.8%、「学校や生涯学習での障害に関する教育や情報」が24.7%、「障害者差別に関する相談・紛争解決の体制整備」が20.4%となっています。障害別に見ると、知的障害では「地域や学校等で交流の機会を増やすこと」が、高次脳機能障害では「障害者差別に関する相談・紛争解決の体制整備」がやや多くなっています。

18歳未満の方の保護者の回答では、「地域や学校等でともに学び、ともに暮らすこと」が49.8%と最も多く、次いで「学校や生涯学習での障害に関する教育や情報」が48.8%、「地域や学校等で交流の機会を増やすこと」「障害者の一般就労の促進」がそれぞれ41.4%となっています。障害別に見ると、発達障害、手帳・診断なしでは「学校や生涯学習での障害に関する教育や情報」が最も多くなっています。



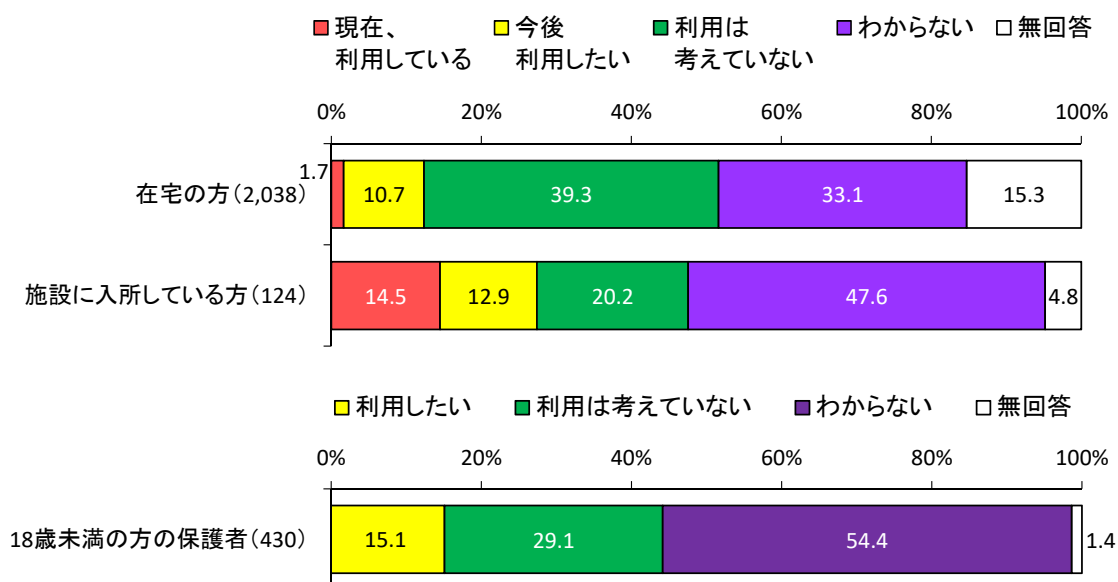
⑫ 成年後見制度の利用意向

【在宅の方、施設に入所している方、18歳未満の方の保護者】

在宅の方の回答では、「現在、利用している」が1.7%、「今後利用したい」が10.7%、「利用は考えていない」が39.3%となっています。「わからない」は33.1%でした。障害別に見ると、知的障害、発達障害では「現在、利用している」「今後利用したい」がやや多くなっています。

施設に入所している方の回答では、「現在、利用している」が14.5%、「今後利用したい」が12.9%、「利用は考えていない」が20.2%、「わからない」が47.6%となっています。障害別に見ると、身体障害では「利用は考えていない」が、知的障害では「わからない」「現在、利用している」がやや多くなっています。

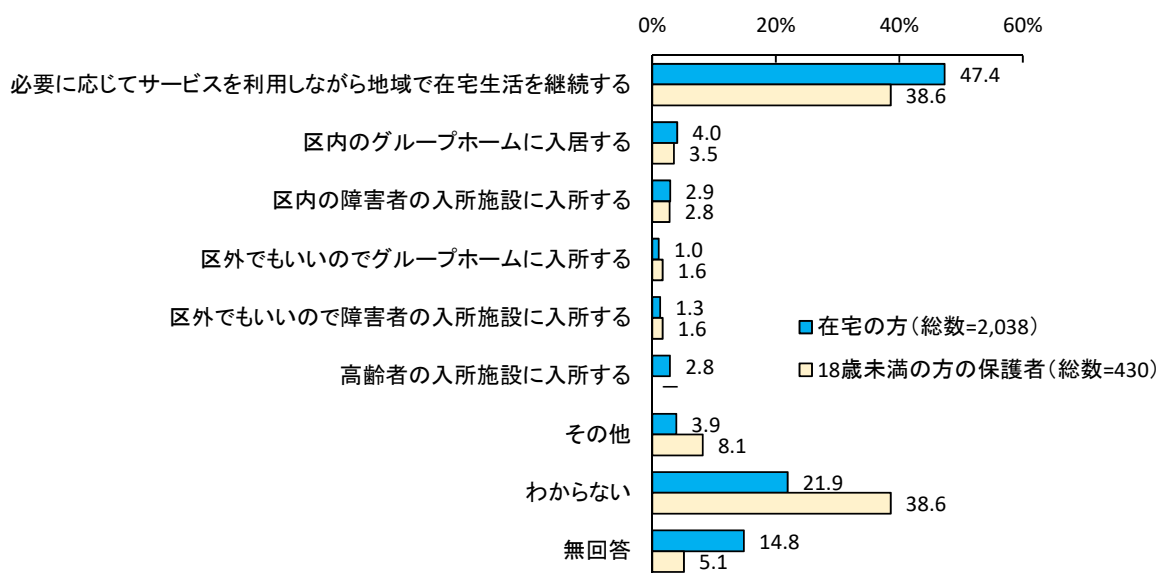
18歳未満の方の保護者の回答では、「利用したい」が15.1%、「利用は考えていない」が29.1%となっています。「わからない」は54.4%でした。障害別に見ると、身体障害、知的障害では「利用したい」がやや多くなっています。



⑬ 今後希望する生活【在宅の方、18歳未満の方の保護者】

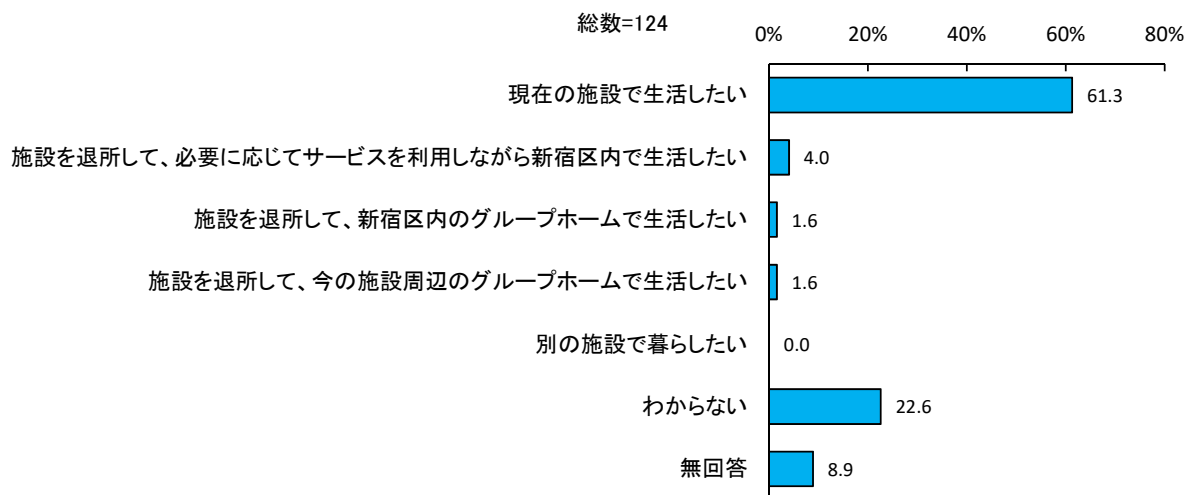
在宅の方の回答では、「必要に応じてサービスを利用しながら地域で在宅生活を継続する」が47.4%と最も多く、次いで「区内のグループホームに入居する」が4.0%、「区内の障害者の入所施設に入所する」が2.9%、「高齢者の入所施設に入所する」が2.8%となっています。障害別に見ると、「必要に応じてサービスを利用しながら地域で在宅生活を継続する」以外では、知的障害、発達障害で「区内のグループホームに入居する」がやや多くなっています。

18歳未満の方の保護者の回答では、「必要に応じてサービスを利用しながら地域で在宅生活を継続する」が38.6%と最も多く、次いで「区内のグループホームに入居する」が3.5%、「区内の障害者の入所施設に入所する」が2.8%、「区外でもいいのでグループホームに入居する」「区外でもいいので障害者の入所施設に入所する」がそれぞれ1.6%となっています。「わからない」は38.6%でした。障害別に見ると、身体障害では「区内の障害者の入所施設に入所する」が、知的障害では「区内のグループホームに入居する」がやや多くなっています。



⑭ 今後希望する生活【施設に入所している方】

全体では、「現在の施設で生活したい」が61.3%と特に多く、次いで「施設を退所して、必要に応じてサービスを利用しながら新宿区内で生活したい」が4.0%、「施設を退所して、新宿区内のグループホームで生活したい」「施設を退所して、今の施設周辺のグループホームで生活したい」がそれぞれ1.6%となっています。障害別に見ると、知的障害では施設を退所したいという回答がやや多くなっています。

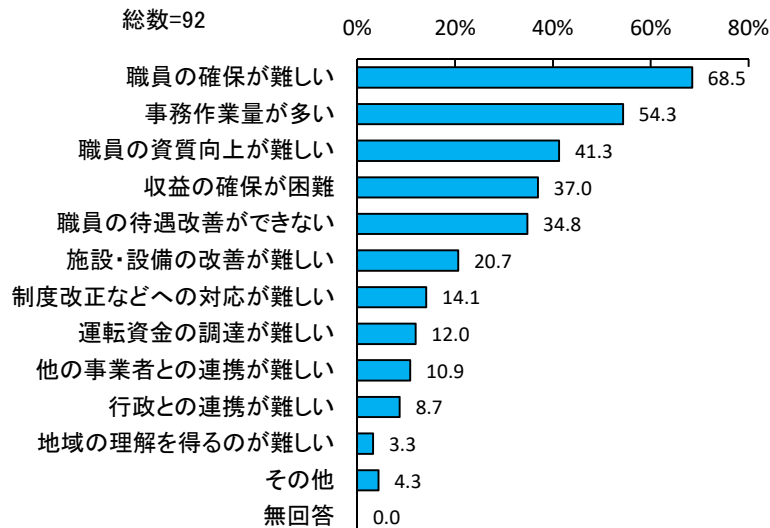


<過去の調査結果との比較>

順位	平成 28 年度 (総数=149)
1 位	現在の施設で生活したい 59.1%
2 位	施設を退所して、必要に応じてサービスを利用しながら新宿区内で生活したい 4.7%
3 位	別の施設で暮らしたい 2.0%
4 位	施設を退所して、新宿区内のグループホームで生活したい 1.3%
5 位	施設を退所して、今の施設周辺のグループホームで生活したい 0.0%
	わからない 25.5%

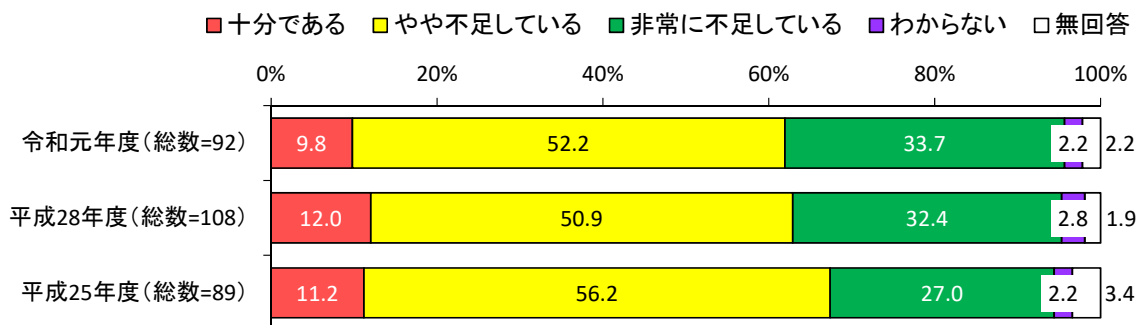
⑮ 経営上の課題【サービス事業者の方】

「職員の確保が難しい」が68.5%と最も多く、次いで「事務作業量が多い」が54.3%、「職員の資質向上が難しい」が41.3%、「収益の確保が困難」が37.0%となっています。



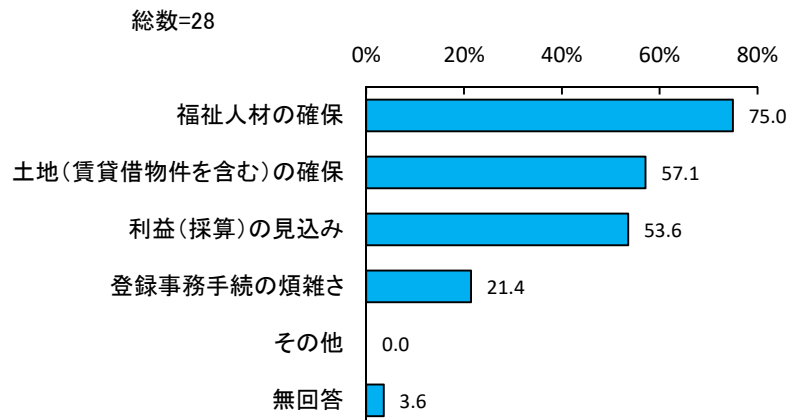
⑯ 職員の充足状況【サービス事業者の方】

「やや不足している」が52.2%と最も多く、次いで「非常に不足している」が33.7%、「十分である」が9.8%となっています。



⑰ 新規参入にあたっての課題【サービス事業者の方】

「福祉人材の確保」が75.0%と最も多く、次いで「土地（賃貸借物件を含む）の確保」が57.1%、「利益（採算）の見込み」が53.6%、「登録事務手続の煩雑さ」が21.4%となっています。



第3章 計画の基本理念と基本目標

1 障害者計画で大切にしたいこと

今期の障害者計画の策定にあたって、区が大切にしたいことをお伝えします。

障害者差別解消と権利擁護の推進

障害があることが理由で、飲食店等で入店を拒否される…それは、障害者が甘んじて受け入れなければならない宿命でしょうか。障害のある人もない人も、人として等しく充実した人生を送る権利があります。障害者への差別の禁止は、国際条約で定められた万国共通の普遍的な理念です。

区は、総合計画に位置付けている基本計画の中で「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」を掲げています。障害のある人もない人も一人ひとりの人権と意思が尊重され、障害があるということによって差別されることなく、地域で誰もが尊厳を持って暮らし続けられるまちをめざします。それは人権と生命と多様性が尊重され、自己選択が保障される社会です。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、多くの区民が障害に対する関心や理解を深めてきました。今後もこの大会を好機ととらえ、機運醸成として、障害理解に向けた情報発信や普及啓発イベントの開催等を積極的に行っていき、大会後のレガシー（遺産）につながる真のバリアフリー社会の実現をめざしていきます。

新宿区障害児福祉計画の推進

平成 29 年度に策定した障害者計画では、それまでの施策体系を見直し、障害児に関する個別施策を前面に打ち出しました。個々に応じた健やかな成長のため、過不足なくサービスを提供できるように、区は、専門性や個別性の高い支援や早期療育、関係機関の連携について、これまで以上に力を注いでいきます。

また、児童福祉法の改正により定めることとなった障害児福祉計画を、障害福祉計画と一体的に策定しています。就学前の子どもたちのための療育や、就学している子どもの生活能力や社会性をはぐくむ通所支援サービス、障害児相談支援のサービス提供体制の確保の方策や成果目標について定めて、計画的に取り組んでいきます。

高齢化・重度化への対応

日本の高齢者人口の割合は増加の一途をたどっており、この状況は新宿区の障害者にとっても例外ではありません。

障害のあるなしに関わらず、年齢を重ねると今までできていたことが多かれ少なかれ困難になっていきます。目や耳が不自由になる方、脳血管障害から半身まひの後遺症が残った方、人工股関節手術をした方、心臓ペースメーカーや人工透析を始める方等、高齢期に入ってから障害者となる方は毎年大勢います。一方で、先天性や若年期からの障害者の場合は、元々の障害がさらに進行して不自由さが増大する方や、それまでの障害に加えて加齢に伴い手足や目、耳が不自由になる方、内部障害や精神障害を併発する方もいます。区内では支援の程度が重度の方が増加傾向にあります。高齢期の障害者の課題は、様々な個別の事情や背景があることを理解した上で、障害の重度化・重複化について考察する必要があります。

家族が日常のお世話をずっと行ってきた障害者の家庭で、主な介助者だった家族が高齢化し体が弱ってきたときや、病気になったときも、それまでと同じ生活を続けることが困難に陥ります。障害者本人の高齢化や障害の重度化だけでなく、年齢を重ねることに伴う家族の高齢化も、支援のあり方を見直すきっかけとなります。

障害者が住み慣れた地域で暮らし続けるには、家族の支援なしでも安心して過ごすことのできる住まいや日中の居場所、ホームヘルパー等その人ごとに真に必要な過不足のないサービス提供が必要です。年齢を重ねても障害が重くなっても、その人らしく充実した生活を送る事ができるよう、障害者福祉施策にとどまらず介護、医療、保健等とも連携し、支援できる体制づくりを目標にしていきます。インフォーマルな社会資源の活用についても検討を行い、持続可能な福祉社会を築いていきます。

地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

厚生労働省では、『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」を平成29年2月に示し、改革の骨格として、(1) 地域課題の解決力の強化、(2) 地域丸ごとのつながりの強化、(3) 地域を基盤とする包括的支援の強化、(4) 専門的人材の機能強化・最大活用の4つの柱を掲げています。地域包括ケアシステムの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による共助や互助と公的支援が連動することや、切れ目のない支援の実現をめざしています。

社会保障制度は障害者福祉の他に、子育て支援、高齢者介護、生活困窮者支援等、分野別に発展し、充実しつつあります。その一方、高齢期の障害者の支援や、障害者だけでなく高齢者の介護や子育てを一つの世帯で担っているダブル介護等の状況では、障害者福祉、高齢者介護、子育て支援等の複数の分野にまたがるサービスの利用や支援の連携が必要になります。「私たちの暮らすまち新宿」という地域において、福祉や介護に限定しない様々な生活課題の把握や、困難な状況にある本人のみならずその世帯全体を支えていくことが求められています。障害のある人もない人も共に生きる社会で、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に支え合う地域共生社会をめざしていきます。

◎8050問題とは

近年、心身の衰えた80代などの高齢の親と、ひきこもり状態にある50代前後の中高年の子どもがともに孤立と困窮を深め、親子共に生活に行き詰る事象が相次いで報道され、「8050問題」として深刻な社会問題となっています。以前は、ひきこもりは若者の問題と考えられていましたが、昨今では、雇用環境が大きく変化中、就職活動でのつまづきや職場環境の悪化などをきっかけとするケースも多く、内閣府が行った平成30年度調査によると、40～64歳の中高年のひきこもりは全国で61万3千人いると推計されています。

この「8050問題」が生じている家庭では、介護、生活困窮、社会的孤立など、複数の問題を抱えているケースが多くあります。ひきこもりが長期化すると、当初は現役世代だった親も年金暮らしとなり、親の病気や要介護をきっかけに生活は徐々に困窮していきます。また、親は中高年のひきこもりの子の存在を周囲に相談しづらいため、世帯全体の社会的孤立が進んでいきがちです。ひきこもりの高齢化・長期化が進行する中で、こうしたケースは今後、ますます増えていくと予想されます。

ひきこもりは、教育、医療、福祉など、様々な領域に関わる問題のため、従来の制度や体制のままでは支援が進みにくい状況があります。個別の事例ごとに、各分野の関係機関が横断的に連携を図り、本人だけでなく家族も支援していく意識と体制づくりを進めていくことが求められます。

ひきこもりの支援は、就労のみを最終的な目標とするとうまくいきません。本人が安心して通える地域の身近な居場所の提供、自助グループ活動への参加など、就労以外にも段階的に社会とつながる道が複数用意されていることが重要です。

◎障害者とその家族にとっての8050問題

障害者福祉の分野では、ひきこもりに限らず、高齢の親が中高年になった身体障害や知的障害、精神障害のある子の面倒をみる「老障介護」が8050問題と重ねられます。親として、自分がいなくなった後の子どもの生活の場を確保したいと考えていても、現実には適切な施設や場が身近になく、年老いても子どもを手元に置いたままにしてしまうというケースです。

これはまさに「親亡きあと」の課題ですが、本人の重度化と親の高齢化が同時に進むため、心身ともに困難な状況に陥ることが少なくありません。「親亡きあと」ではなく、「親あるうち」に、誰もが地域で安心して暮らし続けられるための体制づくりについて、社会全体の課題として考えていく必要があります。

2 基本理念

◇ 障害者が尊厳を持って生活できる地域共生社会の実現

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准にむけた一連の法改正や制度改正の一環として、平成 28 年 4 月、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行されました。

障害者権利条約では、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な共有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的」とし、障害者の権利の実現のための措置等について定めています。障害者差別解消法では、障害を理由とする差別を行うことが明確に禁止されるとともに、合理的配慮の不提供を差別と位置付けています。

区は、この条約や障害者差別解消法の趣旨を尊重し、すべての障害者が、障害のない人と等しく、個人の尊厳が尊重され、それぞれの自己決定・自己選択によって地域の中で他の人々と共生することが妨げられずに、安心して暮らすことができ、区民一人ひとりが大切にされる地域共生社会をめざします。

◇ バリアフリー社会の実現

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人も障害のない人も地域を構成する一員として共に支えあい、障害者が自ら望む活動に積極的に参加できる共生社会を実現するために、すべての人たちが、障害についての理解を深めることが必要です。

区はあらゆる機会や場面を通じて、社会的・物理的なバリアフリーを促進し、ところの中のバリアもなくすために必要な合理的な配慮を怠らず、安全で豊かな地域共生社会をめざします。

◇ 必要な時に必要な支援が得られる地域共生社会の実現

乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまで、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援により、障害者が地域の中で生き生きと成長し、その人らしく自立した生活を実現することが必要です。

区は、障害者やその家族の相談に的確に応じることをはじめ、関係するさまざまな分野にわたる支援・連携を一層強化し、適切な情報や必要なサービスの提供など、総合的な支援を受けられる地域共生社会の実現をめざします。

3 基本目標

基本目標Ⅰ 安心して地域生活が送れるための支援

「生活の中で出来ない事を手伝ってほしい」「働きたい」「誰かのためになりたい」など地域で生活する上での思いは十人十色です。そのひとつひとつの思いを実現するために、障害福祉のサービスや様々な支援のメニューがあります。しかし、自分が利用できるサービスは何か、それにはどのようなメニューがあるのか分からない、相談したくてもどこの誰に相談すれば良いか分からないなど、まだまだ障害者のための情報発信が少ないと感じている方が多くいます。

自分の思いを受け止めてもらえる場所、SOSを出せる場所として、基幹相談支援センターと区内3か所の地域生活支援拠点施設及び関係機関が連携し、障害者やその家族がいつでも相談でき、地域で安心して生活できるように地域生活支援体制を推進していきます。

また、安心して新宿に住み、生活を続けることができるよう通所・訪問サービスの支援機能を高めることやグループホームや短期入所の整備を促進し、住み慣れた新宿でいつまでも自分らしくいきいきと暮らしていけるような支援を続けていきます。

基本目標Ⅱ ライフステージに応じた成長と自立への支援

赤ちゃんが幼児になり、やがて学童期を迎え、思春期、青年期、成年期、そして高齢期に至り、ライフステージに応じて、その時その時に必要な相談、助言やサポートをちょうど良いタイミングで適切に受けることで、その子どもの力を最大限引き出し、様々な機能の発達を支援し、健やかな成長を促すことが可能になります。

医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアを必要とする障害児が増加しています。身近な地域の中に頼りになる医療機関や看護、療育、子育て支援施設等があって、家族とともに手を携えてチームとして支えていける手厚い支援体制の充実が求められています。

発達障害児についても増加傾向にあります。早期療育、就園、就学、進学、就職とライフステージに応じた、切れ目のない適切な支援で、個性にあった発達と成長を促し、成長過程のつまずきや混乱を軽減できるよう、療育、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携が大変重要です。

障害種別や程度に関わらず、一人ひとりの子どもの育ちを多機関・多職種が連携して保障していきます。

基本目標Ⅲ 地域共生社会におけるバリアフリーの促進

バリアフリーの促進には、建物の出入り口の段差にスロープを設置するといった「物理的なバリアフリー」と、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」の2種類があります。視覚障害者のホーム転落事故では、駅のホームの構造的な危険性が明らかになるとともに、多くの人々にとっては声掛けやちょっとしたお手伝いをもっと積極的にした方がよかったのではないかと心のバリアフリーを考える出来事になりました。

物理的なバリアフリーは、機材の導入や改修工事をすることで実現することができるものもあります。設計の事前段階で、障害者や支援者等の意見を聴き、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの施設整備の実現をめざしていきます。障害の種別や程度ごとに配慮すべきことが多種多様ですので、全ての人にとって100点満点というのは難しいですが、建設的対話を通じ、合意点を探る努力が必要です。

一方、心のバリアフリーはどうでしょう。障害者と実際に出会い、ともに時間を共有するような体験をして、その人への親しみや共感、尊敬といった感情を抱いたことがあれば、障害者への差別的感情は軽減していき、障害理解に向けた大切な一歩を踏み出したこととなります。区では、障害理解促進にこれまで以上に力を入れていきます。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、駅周辺等のまちづくりを推進し、区内の物理的なバリアフリー化を更に促進するとともに、障害理解の促進による心のバリアフリーも、一層推進していきます。

第 2 部 障害者施策の総合的展開

【 新宿区障害者計画 】

（新宿区成年後見制度利用促進基本計画）



第 1 章 障害者施策の体系

「基本理念」のもとに、3つの「基本目標」と9つの「個別目標」を設け、計画を支える施策を「基本施策」、「個別施策」として示しました。

それぞれの個別施策における計画の体制については、新型コロナウイルス感染症等、今後の社会状況に留意した「新たな日常」を踏まえながら柔軟に対応し、推進していきます。

基本理念

- ◇障害者が尊厳を持って生活できる地域共生社会の実現
- ◇バリアフリー社会の実現
- ◇必要な時に必要な支援が得られる地域共生社会の実現

基本目標

- I 安心して地域生活が送れるための支援
- II ライフステージに応じた成長と自立への支援
- III 地域共生社会におけるバリアフリーの促進

個別目標

- 1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実
- 2 障害等の早期発見と成長・発達への支援
- 3 地域サービスの充実・地域生活への移行の推進
- 4 多様な就労支援
- 5 社会活動の支援
- 6 障害者の権利を守り安心して生活できるための支援
- 7 こころのバリアフリーの促進
- 8 福祉のまちづくりの促進
- 9 障害者が安全に生活できるための支援

17 の基本施策

41 の個別施策

【個別目標に連なる「基本施策」と「個別施策」】

個別目標 1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実

基本施策	個別施策
(1) 地域で日常生活を継続するための支援	① 相談支援の充実 (P. 54)
	② 日常生活を支える支援の充実 (P. 57)
	③ 保健医療サービスの充実 (P. 59)
	④ 家族への支援 (P. 65)
	⑤ 経済的自立への支援 (P. 68)
(2) サービスの質の向上のための支援	⑥ 利用者支援と苦情相談の充実 (P. 69)
	⑦ サービスを担う人材の確保・育成 (P. 71)
	⑧ 事業者への支援・指導の充実 (P. 73)
(3) 地域ネットワークの構築	⑨ 地域生活支援体制の推進【重点的な取組】 (P. 75)
	⑩ 地域の社会資源ネットワーク化と有効活用 (P. 77)

個別目標 2 障害等の早期発見と成長・発達への支援

基本施策	個別施策
(1) 子どもの発達に即した支援の充実	⑪ 障害等の早期発見・早期支援 (P. 78)
	⑫ 乳幼児期の子育てに関する相談の充実 (P. 80)
(2) 障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実	⑬ 乳幼児期の支援体制の充実 (P. 82)
	⑭ 学齢期の支援体制の充実 (P. 85)
	⑮ 放課後支援等の日中活動の充実 (P. 89)
	⑯ 療育・保育・教育・福祉・保健施策の連携 (P. 91)
	⑰ 障害等のある子どもへの専門相談の推進【重点的な取組】 (P. 92)
	⑱ 学校教育修了後の進路の確保 (P. 95)

個別目標 3 地域サービスの充実・地域生活への移行の推進

基本施策	個別施策
(1) 地域で生活するための基盤整備	⑲ 日中活動の充実 (P. 96)
	⑳ 住まいの場の充実 (P. 98)
	㉑ 入所支援施設等の支援 (P. 101)
(2) 地域生活移行への支援	㉒ 施設からの地域生活移行の支援 (P. 102)
	㉓ 病院からの地域生活移行の支援【重点的な取組】 (P. 104)

個別目標 4 多様な就労支援

基本施策	個別施策
(1) 多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実	②④ 就労支援の充実【重点的な取組】 (P. 106)
	②⑤ 施設における就労支援の充実 (P. 108)
(2) 安心して働き続けられるための支援	②⑥ 就労の継続及び復職等の支援の強化 (P. 110)

個別目標 5 社会活動の支援

基本施策	個別施策
(1) 社会参加の充実	②⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実 (P. 113)
	②⑧ 文化芸術・スポーツ等への参加の促進 (P. 118)
	②⑨ 社会参加の促進への支援の充実 (P. 122)

個別目標 6 障害者の権利を守り安心して生活できるための支援

基本施策	個別施策
(1) 障害者が権利の主体として生活するための支援	③⑩ 障害者の差別解消・権利擁護の推進【成年後見制度の利用促進に関する施策】 (P. 123)
	③⑪ 虐待の防止 (P. 128)
	③⑫ 消費者被害の防止 (P. 129)

個別目標 7 こころのバリアフリーの促進

基本施策	個別施策
(1) 障害理解の促進	③⑬ 障害理解への啓発活動の促進【重点的な取組】 (P. 131)
	③⑭ 障害理解教育の推進 (P. 133)
	③⑮ 広報活動の充実 (P. 135)
(2) 交流機会の拡大、充実による理解の促進	③⑯ 互いに交流しあえる機会の充実 (P. 136)
	③⑰ 地域で交流する機会の充実 (P. 138)
(3) 情報のバリアフリーの促進	③⑱ 多様な手法による情報提供の充実 (P. 139)

個別目標 8 福祉のまちづくりの促進

基本施策	個別施策
(1) 人にやさしいまちづくり	③⑲ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進【重点的な取組】 (P. 143)
(2) 人にやさしい建築物づくり	④⑰ 建築物や住宅のバリアフリーの普及 (P. 149)

個別目標 9 障害者が安全に生活できるための支援

基本施策	個別施策
(1) 災害等から障害者を守り安全に生活できるための支援	④⑱ 防災・防犯対策の推進 (P. 150)

第 2 章 重点的な取組

本計画では、「基本目標」の実現に向けて、計画を支える「基本施策」を定め、特に積極的な取組により事業を推進していく必要がある次の「個別施策」を、重点的な取組として掲げました。

重点的な取組 1	地域生活支援体制の推進【個別施策⑨】
<p>基幹相談支援センターと区内 3 か所の地域生活支援拠点施設（身体障害者の拠点「区立障害者福祉センター」、精神障害者の拠点「区立障害者生活支援センター」、知的障害者の拠点「シャロームみなみ風」）及び関係機関が連携し、障害者や家族、事業者がいつでも相談でき、地域で安心して生活できるように地域生活支援体制を推進していきます。</p>	
重点的な取組 2	障害等のある子どもへの専門相談の推進【個別施策⑰】
<p>障害のある子どもや発達に心配のある子どもの相談支援環境を整備します。昨今、特に求められているのは専門性の高い相談です。子ども総合センターにおける発達検査や専門職による個別指導、保健センターにおける発達専門の小児科医師による相談、教育委員会における就学相談等で専門的な相談や支援を行うとともに、切れ目のない支援が行えるよう、関係各機関が連携を図っていきます。</p>	
重点的な取組 3	病院からの地域生活移行の支援【個別施策⑳】
<p>精神障害者の地域移行については、医療機関との連携を積極的に図り退院支援を推進していることで、保健センター保健師の退院支援件数は年々増加しています。退院支援においては、入院中から退院に向けた意欲の喚起や本人の意向に沿った移行支援、地域生活を支えるサービスの提供、居住の場の確保を含む高齢の精神障害者に対する支援など、関係部署が連携し、組織横断的に取り組む必要があります。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築し、地域で精神障害者が生活を継続できるように支援を行き渡らせていきます。</p>	

重点的な取組 4 就労支援の充実【個別施策⑳】

障害者の就労意欲の高まりと、企業における障害者雇用に対する理解や法定雇用率の引き上げ等が追い風となる一方、景気の低迷等による社会情勢が見通せない状況です。就職や職場定着の支援など一人ひとりのニーズにあった支援を行えるよう、新宿区勤労者・仕事支援センターや就労支援事業所等との連携による重層的な就労支援を続けます。また、企業に対しても障害者が安心して働き続けられる環境整備を働きかけていきます。

重点的な取組 5 障害理解への啓発活動の促進【個別施策㉓】

障害者差別解消法が施行されましたが、まだ認知度は低い状況です。差別の禁止、合理的配慮の提供が浸透するためには障害への理解が欠かせません。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉え、障害理解のための障害者疑似体験を取り入れるほか、障害者と交流する場を設ける等、障害理解を大きく進めるための取組を行います。

重点的な取組 6 ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進【個別施策㉔】

「誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまち」の実現のため、「ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり」を進めています。ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備等ハード面を促進するとともに、ソフト面についても一層の普及・啓発を推進します。

第 3 章 施策の展開

個別目標 1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実

基本施策（1） 地域で日常生活を継続するための支援

個別施策① 相談支援の充実

現状と課題

【相談支援とサービス等利用計画】

障害者の相談支援は、本人のニーズの充足とともに、社会、経済、文化活動への参加を具体的に実現させるためのものであり、障害の種別や本人の社会参加や就労及び生活状況によって多種多様な分野に渡っています。

総合的な相談支援を行う中核的な機関として、基幹相談支援センター（障害者福祉課内）を中心に、区内の障害者相談支援窓口及び区内の特定相談支援事業所と連携をとりながら、相談体制やサービス等利用計画の作成方法等について研修や連絡会などで検討してきました。

障害の種別や程度によっては、サービスの利用意向や希望する生活の仕方をはっきり意思表示できる人もいますし、自身では課題の整理や意思表示が難しい方もいます。障害者への相談支援やサービス利用の決定・提供にあたって、支援者は障害者本人の意思決定と選択権を尊重する必要があります。また、相談の個別性に対応するためには、公的制度から区内外のインフォーマルサービスを熟知する専門性と広い守備範囲を備えたコーディネート力が必要です。障害者の相談を有効に進めていくためには、個別具体的なサービスの組み合わせを提案し、本人のエンパワーメント及び自立を円滑に進めていくことが求められています。こうした現状から、平成 29 年 4 月から、身体障害者の拠点「区立障害者福祉センター」、知的障害者の拠点「シャロームみなみ風」及び精神障害者の拠点「区立障害者生活支援センター」に相談支援専門員を増員し、土日にも相談支援事業を実施し、地域での生活を支援する体制の整備を行っています。

今後、基幹相談支援センターと拠点施設との連携を密に行い、重複した障害のある方も複数の拠点施設で対応できることや、拠点施設以外の民間相談支援事業所でも相談支援機能を強化するなどの仕組みづくりが課題です。

【障害児の相談支援】

心身に障害のある子どもや発達などに心配のある子どもについて、子ども総合センターで保護者からの相談や、子育て相談等を行う他の機関からの紹介を受け、専門相談を行っています。また、発達等に心配のある子どもと家族への支援を行っており、障害児相談支援利用計画の作成とあわせて、サービス利用時のセルフプラン作成のために情報提供をしています。そのほか、身近なところでの支援が可能になるよう、保育、教育などそれぞれの部署でも相談を受けています。子どもの発達段階に応じて必要な支援が継続的に提供されていくことが望まれます。

子ども総合センターでは、ペアレントメンター（発達に偏りや遅れのある子どもの子育て経験のある保護者）による相談会を実施しています。

個別施策の方向

【相談支援とサービス等利用計画】

区では、ご本人やその家族の希望する生活やサービスの利用意向に基づき、区の指定を受けた特定相談支援事業所の相談支援専門員が福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるためのトータルプランであるサービス等利用計画作成を進めています。あわせて、本人やその家族の急な不調や災害時など、日頃から緊急時における支援策や連絡先を確認できるような仕組みを検討していきます。

サービス等利用計画作成の対象にならない地域生活支援事業（移動支援や障害児等タイムケアなど）のみの利用者や、障害当事者や家族自身でセルフプランを作成してセルフケアマネジメントを行う人たちにとっても、サービス利用の調整ができるよう、サービス利用に向けたわかりやすい仕組みづくりや、事業所との連絡体制を構築していきます。

また、必要な時に相談でき、ライフステージや障害種別によって異なるニーズに沿った対応ができるように、基幹相談支援センターと区立障害者福祉センター、区立障害者生活支援センター、シャロームみなみ風のそれぞれの拠点施設が地域生活支援体制の中心となって、身体障害・知的障害・精神障害のほか、医療的ケアや強度行動障害等の特性にも対応した専門性を高めるための研修などを行っています。特に福祉サービスの情報の入手が困難な方や必要なサービスを受けていない方に対して、各拠点施設や指定特定相談支援事業所、障害福祉サービス提供事業所が、適切な相談対応・情報提供を行うことができるよう、研修や指導検査等の機会及び障害者自立支援協議会での協

議や事例検討、情報共有等を行いながら、支援・啓発していきます。

保健センターでは、精神障害者や難病患者に対しての相談支援を行うとともに、精神障害者保健福祉手帳や医療費助成の申請時において障害福祉サービスについての案内を行います。特に精神障害者については、セルフプランの作成支援を継続するとともに、指定特定相談支援事業所へのつなぎの支援も行っています。また、障害者自立支援協議会や精神保健福祉連絡協議会を通して、区民やサービス提供事業者等に対し、区による相談支援の体制の周知啓発を行っています。

【障害児の相談支援】

子ども総合センターは、数少ない障害児相談支援事業所の中核としてこれからも役割を果たしていきます。

また、ペアレントメンターによる相談会については、困っている保護者が気軽に相談できる場となるよう、事業の周知を進めるとともに、利用しやすくなる工夫を引き続き行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・障害者自立支援ネットワーク
- 子ども総合センターにおける事業
- ・発達相談（電話相談/来所相談）
 - ・ペアレントメンター
- 保健予防課・保健センターにおける事業
- ・保健師による相談・療養支援
 - ・精神保健福祉連絡協議会

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・障害児相談支援
- ・計画相談支援
- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター
- ・障害者自立支援協議会

個別施策② 日常生活を支える支援の充実

現状と課題

障害者が地域で生活を維持継続していくためには、個々のニーズに応じた福祉サービスが地域の社会資源として充実していること、そして適切なサービスの利用に向けたきめ細かい継続的な支援が大切です。

多くの方に適切な支援を受けていただけるように、限りある社会資源を有効に使いこなすためにサービス等利用計画の作成、地域におけるケアマネジメント体制を整備していく必要があります。

個別施策の方向

区では、居宅介護（ホームヘルプ）や日中活動を行う生活介護・就労継続支援B型等の障害福祉サービスや日常生活用具等の地域生活支援事業のサービスについて、障害程度に応じた必要な支援を必要な際に受けられるように、情報提供やサービス調整等の利用支援を充実させ、今後も過不足なくサービスが行き渡るように支援をしていきます。

区独自で実施している手当や各種助成・タクシー券の支給等、障害の種別や程度に応じたサービスについても、引き続き適切な支援を行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・心身障害者巡回入浴サービス
- ・心身障害者訪問理美容サービス
- ・寝具乾燥・消毒サービス
- ・紙おむつ等支給（費用助成）
- ・心身障害者福祉タクシー・自動車燃料費助成

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・居宅介護　・重度訪問介護　・同行援護　・行動援護　・生活介護
- ・重度障害者等包括支援　・自立訓練（機能訓練、生活訓練）
- ・基幹相談支援センター
- ・意思疎通支援（手話通訳者及び要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁舎配置、遠隔手話通訳等サービス）
- ・日常生活用具（介護訓練支援、自立生活支援、在宅療養等支援、情報・意思疎通支援、排泄管理支援）
- ・住宅設備改善費　・移動支援　・地域活動支援センター
- ・心身障害者巡回入浴サービス

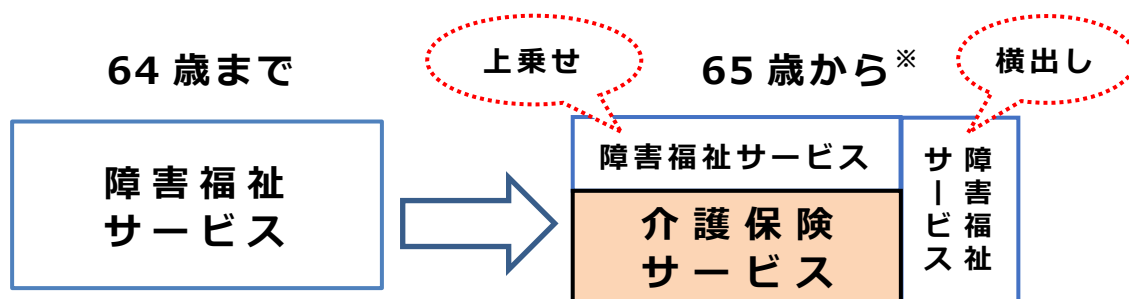
コラム 障害福祉サービスと介護保険サービスとの連携

障害者総合支援法では、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的に相当する介護保険サービスを優先して利用することとなっています。

そのうえで、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉固有のサービス（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、障害福祉サービスのご利用が可能です。（**横出しサービス**といいます）

また介護保険のケアプラン上において介護保険給付または地域支援事業のみで必要な支援を確保することができないものと認められる場合は障害福祉サービスで足りない分の支給ができます。（**上乘せサービス**といいます）

利用可能な介護保険サービスに係る事業所または施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど利用が困難な場合、介護保険が非該当と判定された場合においても必要な障害福祉サービスのご相談ができます。



※40歳以上で若年性認知症など、介護保険の特定疾病や高次脳機能障害に該当する障害者を含む

（固有サービス早見表）

【障害福祉固有サービス】

- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所
- ・ 共同生活援助
- ・ 訓練等給付
- ・ 移動支援
- ・ 補装具費等
- ・ 等

【介護保険と障害福祉の同等のサービス】

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 短期入所

【介護保険固有のサービス】

- ・ 通所介護
- ・ 訪問看護、訪問リハビリテーション
- ・ 福祉用具レンタル
- ・ 介護保険施設（入所）

個別施策③ 保健医療サービスの充実

現状と課題

【障害の原因となる疾病の予防】

糖尿病や高血圧等の生活習慣病は脳梗塞による麻痺や視覚障害、慢性腎不全等による生活障害を引き起こします。生活習慣病の発症予防や重症化予防のために、若い世代から健康な生活習慣づくりに取り組む必要があります。また、HIV 感染症は、早期発見・治療により予後が改善されましたが、依然として、慢性感染症として長期療養を必要とする疾患となっています。感染者はいまだ減少しておらず、特に 20 代、30 代の若年層の感染が最も多く、区の後天性免疫不全症候群（エイズ）による免疫機能障害の障害者手帳所持者数も年々増加しています。若年層への HIV 感染を予防するための普及啓発が必要です。

【こころの健康の相談支援】

現在、日本では約 420 万人、都民では約 38 万 2 千人が精神疾患の治療を受けており、患者数は増えています（平成 29 年患者調査）。区においても精神科等への通院医療費公費負担制度（自立支援医療）の受給者や精神障害者の手帳（精神障害者保健福祉手帳）を持つ人は増えています。

精神障害者が安定して日常生活を継続するためには、本人への支援だけでなく、周囲の人々の理解を促し、社会全体で支えあえるよう、引き続き相談窓口の周知や相談支援を充実させていくことが必要です。

これらの状況を踏まえ、こころの健康を支援する取組として、こころの不調への早期発見・早期相談・早期治療を支援しています。また、未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援（アウトリーチ支援）事業や、精神障害者への退院後支援を実施することで、安定して地域で暮らし続けられるような体制を整備してきました。

【医療的ケアの必要な障害児・障害者の支援】

医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）や難病患者等を支えるためには、訪問診療や訪問看護、在宅療養機器の手配等の医療面からの支援体制や家族や介護者の介護負担を軽減し、無理なく在宅での介護を継続できるような福祉サービスの充実が求められています。特に障害児の場合、主たる介護者となることが多い母親の精神的・肉体的負担は大きく、仕事を辞めざるを得ない等母親自身のライフスタイルを変えなければならないケースや兄弟姉妹へのケアまで十分に手が回らないといった現状があります。状況に応じた専門的ケアやレスパイ

トを含めた多様なニーズに対応するため、区では基幹相談支援センターに東京都医療的ケア児コーディネーターを配置し、医療、保健、保育、教育、福祉等の多職種連携を支援しています。

【療養の環境整備】

難病は進行性で、生活障害を伴いながら長期の療養生活となることも多いため、適切な療養環境の整備や生活の質が確保されるような支援が必要です。また、HIV感染者・エイズ患者については、長期療養に伴う費用負担の増加や高齢化に伴う合併症の発生リスクの増加という新たな課題が発生しており、長期療養の環境整備が必要となっています。

個別施策の方向

【障害の原因となる疾病の予防】

生活習慣病の予防、早期発見・早期治療や重症化予防のために、正しい知識の普及啓発、健康診査、健康相談等を充実します。特に、健康に意識が向きにくい若い世代に向けた知識の普及啓発を積極的に行います。また、HIV感染を予防するための普及啓発を、教育関係機関等と連携して行います。

【こころの健康の相談支援】

こころの不調の早期発見・早期相談・早期治療に向けて、相談窓口の周知、精神保健相談や保健師による訪問・面接等による相談支援、未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援（アウトリーチ支援）事業、精神障害者への退院後支援などの各種取組を実施します。また、医療、保健、福祉、教育等の各分野が連携しながら、精神障害者が安定して地域で暮らし続けられるよう引き続き支援します。特に、ライフステージに応じた普及啓発を充実させ、精神障害者本人だけでなく、家族をはじめとする周囲の人もこころの不調に早めに気づき、声掛け等の支え合いができるような環境を整備していきます。

「心の健康」に係る指導については、小学校学習指導要領では体育科保健領域の5年生の授業の中で、「心は年齢とともに発達すること及び心と体には密接な関係があることについて理解できるようにすること及び、不安や悩みなどへの対処について課題を見付け、それらの解決を目指して知識及び技能を習得したり、解決の方法を考え、判断するとともに、それらを表現したりできるようにすること」が示されています。

また、令和3年度から全面実施される中学校学習指導要領の保健体育科保健分野においては、1年生の授業の中で「心身の機能の発達と

心の健康」について小学校での学習を一層深めることとともに、新たにストレスへの対処についての技能の内容が示され、リラクゼーションの方法を取り上げてストレスによる心身の負担を軽くするような対処の方法ができるようにすることが示されています。

区立学校では、学習指導要領に示された内容に基づき、保健の教科用図書を活用して適切に「心の健康」についての指導を実施していきます。

【医療的ケアの必要な障害児・障害者の支援】

本人や家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域における保健・医療分野と福祉分野が連携のもと、相談支援を行います。具体的には、日常的な健康管理や病気の予防が受けられるよう、かかりつけ医・かかりつけ歯科医機能の推進を図ります。また、地域で安心して生活していくために、通所施設やグループホームの職員が適切に医療的ケアを実施できるよう、研修や講習会を継続的に実施し、職員のスキルアップを図っていきます。

【療養の環境整備】

障害者総合支援法や介護保険法等のサービスの利用調整や、関係機関との連携により、難病やエイズ患者等の在宅療養支援を行います。また、難病患者等や家族介護者が、互いに体験や療養についての情報交換する場を設置します。

施策に関する主な事業

【障害の原因となる疾病の予防】

- ・生活習慣病対策：健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導等
- ・エイズ対策：普及啓発（区内中学校の生徒向け講座、講習会等）、HIV抗体検査・相談事業、療養支援、新宿区 HIV/AIDS 関係機関ネットワーク連絡会

【こころの健康の相談支援】

保健・医療・福祉・関係者による連携

- ・精神保健福祉連絡協議会、精神保健福祉実務担当者連絡会

普及啓発

- ・精神保健講演会
- ・健康教育
- ・ホームページによる普及啓発
- ・パンフレット、リーフレットの作成・配布
- ・10歳代向けパンフレット（『気づいて！こころの SOS』、保護者向けリーフレット・教職員向けリーフレット）

- ・自殺予防のゲートキーパー養成講座
- ・自殺対策強化月間の取組

相談

- ・保健師による面接・訪問相談等
- ・精神科医による精神保健相談
- ・産後うつとの相談 ・親と子の相談室
- ・未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援
- ・教育センター教育相談室、スクールカウンセラーによる相談
- ・相談窓口自動案内とハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業

早期回復・社会復帰支援

- ・働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会
- ・デイケア（精神障害者社会復帰支援事業）
- ・精神障害者の家族支援（家族教室・家族教室OB会）
- ・精神障害者退院後支援（退院後支援に関する計画の作成）

【医療的ケアの必要な障害児・障害者の支援】

- ・在宅医療相談窓口の運営
- ・在宅医療・介護支援情報の作成と連携促進
- ・在宅医療体制の推進
- ・在宅歯科医療の推進（在宅歯科相談窓口）
- ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医機能の推進
- ・薬剤師の在宅医療への連携強化
- ・緊急一時入院病床の確保
- ・訪問看護ステーションの連携促進
- ・在宅医療と介護の交流会
- ・(仮称)地域リハビリテーション事業
- ・摂食嚥下機能支援事業の推進
- ・病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修
- ・障害者医療的ケア体制支援事業

【療養の環境整備】

- ・難病対策：医療費助成（国、都制度）、東京都在宅難病患者医療機器貸与事業（都制度）、在宅難病患者医療機器貸与者訪問看護事業、療養相談、リハビリ教室、難病講演会、患者・家族支援（しんじゅく難病サロン）、新宿区難病対策地域協議会（難病対策実務担当部会含む） 等
- ・エイズ対策：地域療養支援事業（新宿区 HIV/AIDS 関係機関連絡会）、支援者向け講演会
- ・小児慢性特定疾病対策：医療費助成（国制度）、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
- ・在宅重症心身障害児(者)等訪問事業（都制度）

- ・ 養育医療
- ・ 精神保健対策：医療費助成（国制度）、支援者向け講演会
- ・ 小児精神障害者入院医療費助成制度（都制度）
- ・ 保健師による相談・療養支援
- ・ 訪問指導（栄養士、歯科衛生士、理学療法士等）

第 2 期障害児福祉計画・第 6 期障害福祉計画に基づく事業

【医療的ケアの必要な障害児・障害者の支援】

- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 療養介護
- ・ 日常生活用具（在宅療養等支援）



コラム 新宿区の難病患者等支援

難病とは、発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものをいいます。希少な疾病であることに加え、療養期間の終わりが見えづらいため、難病患者等の方は不安を抱えています。

新宿区では、難病患者等の方やそのご家族が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、療養上生じる様々な課題について、専門医による療養相談、保健師による面接、訪問等による相談など様々な支援を行っています。

◎ 保健センターの相談支援サービス

区内に4か所ある保健センターでは、難病医療費等助成の申請時に保健師等による面接を実施しています。また、療養等に関する相談は随時お受けしています。来所が難しい方には訪問による相談も実施しています。

◎ 専門医による療養相談や講演会の開催

膠原病や神経難病の専門医を招いての療養相談会や、理学療法士によるリハビリ指導を実施しています。また、膠原病、パーキンソン病、消化器難病等がテーマの専門医等による講演会も開催しています。

◎ しんじゅく難病サロン

難病患者及び家族介護者を対象に、お互いの体験や療養について情報交換したり、気持ちを分かち合う会を平成28年度から定期的で開催しています。サロンの内容は交流会のほかに、簡単ストレッチなどのミニプログラムも実施しています。

◎ パーキンソン体操教室

パーキンソン病またはパーキンソン症候群の方を対象に、月に1回、理学療法士によるリハビリテーション体操と運動をかねた体操教室を行っています。



◎ 障害福祉サービス

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々を加わりました。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能です。対象となる疾病（難病等）は、令和元年7月1日現在、361疾病となっています。

この他にも様々な支援を行っています。詳しくは管轄の保健センターへお問い合わせください。

個別施策④ 家族への支援

現状と課題

障害児・障害者を介護している家族の精神的または身体的負担は大きく、「何かあったときに介助を頼める人がいない」「長期的な外出ができない」といった悩みを抱えている方も多くいます。また、在宅の障害者の介護を行う家族等については、60歳代以上が6割を超えており、介護者の高齢化も大きな課題となっています。家族の介護力が低下した場合でも、住み慣れたまちで暮らし続けられる仕組みが求められています。引き続き安心して利用できる施設運営に向けた支援を行っていきます。加えてグループホーム建設の計画がある時にはショートステイも併設するように事業者働きかけを行っていきます。

【育児支援】

障害者が育児を行う際に支援を必要とする場合、ホームヘルパーにより子どもの保育園等への送迎や連絡帳の記入、子どもの食事の世話等の育児支援の利用が可能となるよう、今後も居宅介護（家事援助）や重度訪問介護などの障害福祉サービスの支給決定を行っています。

【子ども総合センターでの一時保育】

子ども総合センターでは、3歳以上就学前の障害のある子ども、発達に遅れのある子どもを対象とした一時保育を実施しています。買い物や通院等の用事だけでなく、家族等の一時休息（レスパイト）のためにも利用できる事業としています。

【ショートステイ等】

介護をしている家族の休養や、病気・事故などで一時的に介護を受けられない障害者等を対象として、「短期入所」及び「日中ショートステイ」のサービスがあり、区内には区立施設・民間事業所を合わせて16床あります（令和2年6月現在）。

家族が冠婚葬祭に参加する際や介護者の一時的な休息のための数日間のショートステイ、介護者の入院時等の数週間単位のみドルステイ、入所施設の利用を念頭に置いたロングステイなどさまざまな要望があります。

【レスパイト】

日常生活を送る上で何らかの医療的ケアの必要な障害児・障害者とその家族が、地域で安心して生活していくために、福祉サービス、訪問看護等、医療面からの支援体制の充実が求められています。

さらに、主たる介護者の精神的肉体的負担は大きく、仕事を辞めざるを得ない等、介護者自身のライフスタイルを変えなければならないといったケースや、障害児の兄弟姉妹へのケアまで十分に手が回らないといった現状もあります。区では、訪問看護師を居宅に派遣し、一定時間家族等に代わって重症心身障害児等へ医療的ケアを伴う見守りを行うことで、家族等の一時休息（レスパイト）やリフレッシュを図る重症心身障害児等在宅レスパイトサービスを実施しています。平成 29 年度からは人工呼吸器を装着している 18 歳未満の医療的ケア児についても対象を拡大し、平成 30 年度からは利用者負担額が最も大きい区分について、負担額を軽減し、利便性を図っています。

個別施策の方向

区立施設としては、区立障害者福祉センター・区立新宿生活実習所・区立あゆみの家において、緊急対応を含めてショートステイを計 6 床（身体・知的・児童）、区立障害者生活支援センターにおいて 2 床（精神）を整備しています。さらに、区立あゆみの家では土曜の日中一時支援として土曜ケアサポート事業を行っています。

民間事業所としては、身体障害者及び身体・知的の重複障害者を対象とする入所支援施設「新宿けやき園」や知的障害者及び知的・身体
の重複障害者を対象とする「シャロームみなみ風」があります。これらの入所支援施設に対しては、一定の医療的ケアを必要とする障害者の方の短期入所等も受け入れることができるように、看護師や支援員の増員等に対する補助を行っています。安心して利用できる施設運営に向けた支援を引き続き実施していきます。

ショートステイ等に関するさまざまな要望に対し、他区や都外の施設も含め、広域的に対応していきます。加えてグループホーム建設の計画がある時には、ショートステイも併設するように事業者に働きかけを行っています。さらに、新宿生活実習所の建替えの際には、ショートステイの定員を拡充します。

施策に関する主な事業

- ・在宅重度心身障害者介護人休養制度
- ・重症心身障害児等在宅レスパイトサービス
- ・区立障害者福祉センターの管理運営
- ・区立新宿生活実習所の管理運営
- ・区立障害者生活支援センターの管理運営
- ・区立あゆみの家の管理運営
- ・障害幼児一時保育

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・短期入所
- ・障害者福祉活動事業助成
- ・日中一時支援（日中ショートステイ、土曜ケアサポート、障害児等タイムケア）

コラム きょうだい児・ヤングケアラーへの支援

障害児・障害者の支援とともに、家族への支援も欠かせません。特に近年は「きょうだい児」や「ヤングケアラー」といった子どもたちについて取り上げられることが多くなっています。

◎ きょうだい児

障害のある子の兄弟姉妹は、当事者団体等では「きょうだい児」と呼ぶことがあります。令和元年度に実施した障害者生活実態調査によると、児童（18歳未満）の保護者の20.9%が「きょうだい児の世話が十分にできない」と回答しました。

きょうだい児のため、障害のある子の短期入所や在宅レスパイト等のサービスの利用を通じて、家族が穏やかな時間を過ごせるような支援を提供することが大切です。また、障害のことや将来について相談できる機会や、同じ悩みを抱える仲間と話し合える場として、「全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会」（略称：全国きょうだいの会）など、きょうだい児の当事者団体なども相談先のひとつになります。

◎ ヤングケアラー

障害や病気のある家族を介助・介護している人（ケアラー）のうち、親や祖父母、あるいは兄弟姉妹を介助・介護など、通常は大人が負うと想定されるようなケアをしている子どもを「ヤングケアラー」と呼ぶことがあります。ヤングケアラーの明確な定義や人数、実態等を全国的に示した調査はまだありませんが、総務省が平成29年に実施された「就業構造基本調査」では、15～29歳で介護を担う人は約21万人いるとされています。

ヤングケアラーへの支援として、ネグレクトや心理的虐待に至っている場合がないか、就学や就職等に困難を抱えていないか等、学校や福祉関係者、親族等が連携し、支援につながる体制を構築する必要があります。

個別施策⑤ 経済的自立への支援

現状と課題

障害者に対する経済的支援は、国の所得保障政策等により各種年金や手当等が支給され、東京都や新宿区でも独自の手当等の支給を行っています。

また、就労支援事業等を充実させ、障害者の生活基盤を支え、経済的な自立を支援していくことが必要となっています。

個別施策の方向

就労等を希望する障害者に対しては、就労移行支援や新宿区勤労者・仕事支援センターの実施する障害者就労支援事業等により支援を行います。今後も平成 25 年度に定めた「新宿区における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者の経済的自立を促進するため、障害者就労支援施設からの物品等の調達を推進します。

施策に関する主な事業

- ・障害基礎年金
- ・心身障害者福祉手当
- ・重度心身障害者手当
- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・心身障害者医療費助成
- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等

第 2 期障害児福祉計画・第 6 期障害福祉計画に基づく事業

- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 A 型
- ・就労継続支援 B 型

基本施策（２） サービスの質の向上のための支援

個別施策⑥ 利用者支援と苦情相談の充実

現状と課題

障害福祉サービス提供事業者は、その時々に応じた必要な手続きを踏まえて、サービス利用者への適切な支援を行う必要があります。

利用者の求める支援内容と、事業者が提供するサービス内容との間に隔たりがあり、事業者への申し出では解決しない場合や、直接相談ができない場合などには、苦情相談窓口の整備などの問題解決の仕組みが必要になります。

個別施策の方向

福祉サービスの利用について、利用者側とサービス提供事業者側が信頼とルールに基づく良好な関係を築いていけるよう、事業運営の適正化及び透明性を確保しながら、利用者の人権と意思の尊重とサービスの質の向上を図ります。集団指導や相談窓口連絡会・相談支援事業者連絡会を定期的を開催し、苦情への対応や解決に向けた取組について情報共有し、福祉サービスの質の向上につなげます。

サービス利用に関する苦情相談は一般的に、以下のような段階が設定されています。

- (ア) サービス利用者がサービス提供事業者に直接苦情や要望を伝える段階
- (イ) (ア) の段階の対応で不満が残った場合や、サービス提供事業者
に直接話すことが難しいという場合に区に相談する段階
- (ウ) 都の福祉サービス運営適正化委員会（東京都社会福祉協議会に
設置）が相談を受け付ける段階

区では主に（ア）と（イ）に対応し、利用者やその家族等から、事業者による福祉サービスの提供に関する苦情の受付窓口となり、内容を確認するとともに、事業者に対しても適切に指導していきます。

また、サービス内容が適正であるかどうかの評価を受け、評価を公表する制度である福祉サービス第三者評価については、利用者が事業者を選択する際の一つの指標として機能しています。区では、事業者に対して福祉サービス第三者評価の受審が普及するよう、今後とも支

援を行っていきます。

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター



個別施策⑦ サービスを担う人材の確保・育成

現状と課題

生産年齢人口は減少傾向にある一方で、福祉サービスを必要とする方が増加に向かっています。障害者福祉を含む福祉・介護の業界全体で、人材不足が継続しており、人材の確保や育成は重要課題になっています。

将来に向けた人材づくりに資するため、多くの人に障害者福祉の仕事に関心や興味を持ってもらえるように、仕事の魅力ややりがいを情報発信し、就職を具体的にイメージできる現場体験会等のきっかけづくりを検討する必要があります。

一方、サービス提供事業者が行う介護や支援には、障害種別や状況に対応した福祉サービスの提供が求められています。多種多様な事業所が参入してくる中、サービスの質の向上とサービスを提供する側の人材育成が求められています。

特に重度・重症の障害者の通所施設においては、利用者の高齢化やさらなる重度化が進んでいることに加え、医療的ケアの必要な特別支援学校卒業生も増加傾向にあります。このため、これらの施設において、医療的ケアに関する職員のスキルアップに取り組み、受入れ態勢の強化を図ることが求められています。

個別施策の方向

障害者の人権と意思の尊重に配慮し、ニーズに沿ったサービス等利用計画の作成とその質の向上のため、区は基幹相談支援センターによる研修と、地域生活支援体制整備の一環としてのシャロームみなみ風への委託による研修を実施しています。

基幹相談支援センターによる研修では、利用者本位の福祉サービスの提供が行えるよう、相談支援専門員を対象とした研修や、施設職員や居宅介護事業所のヘルパー等のサービス提供技術の向上のための事例検討やセミナー等の研修を行っています。

シャロームみなみ風での研修では、区内の障害福祉サービス事業所の人材育成を支援し、さまざまな障害や支援に関する正しい知識の普及など、障害者福祉に関わる支援者の育成・資質の向上を進めていきます。

また、医療的ケアの必要な方の介護者等の知識及び技術の向上をめざすために、「障害者医療的ケア体制支援事業」を実施しています。本事業において、区立あゆみの家やシャロームみなみ風で、介護職員による医療的ケアの実施のための研修を実施し、医療的ケアの必要な特

定の利用者に研修を受けた介護職員が対応できるようになりました。
今後も、継続的に研修や講習会を実施し、職員のスキルアップを図っていきます。

施策に関する主な事業

- 障害者医療的ケア体制支援事業
- 障害者自立支援ネットワーク

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- 相談支援
- 基幹相談支援センター
- 障害者自立支援協議会

個別施策⑧ 事業者への支援・指導の充実

現状と課題

障害者が安心してサービスを利用するためには、サービスの提供主体である障害福祉サービス事業者等が法令を遵守し、本人の意思決定に配慮しつつ、適正なサービスを提供する必要があります。

適正な事業運営やサービスの質を確保するため、障害福祉サービス事業者等に対し、指導検査を引き続き実施していく必要があります。なお、これらの事業を運営する社会福祉法人については、社会福祉法に基づき、法人運営に関する指導検査との連携が必要となります。また、介護保険法に基づく事業を併せて行う障害福祉サービス事業者に対しては、介護保険法に基づく指導検査と障害者総合支援法等に基づく指導検査の連携が必要となります。

障害福祉サービス事業者等がサービスの質の向上を図るには、経営基盤の安定も不可欠です。新宿区は都内でも不動産賃料の高い地域にあたり、事業所の家賃が運営の負担になることがあります。

個別施策の方向

サービスの利用について、利用者側とサービス提供事業者側が信頼とルールに基づく良好な関係を築いていけるよう、事業運営の適正化及び透明性を確保しながら、利用者の人権と意思の尊重とサービスの質の向上を図ります。

障害福祉サービス事業者等の適正な事業運営や利用者の人権の擁護、虐待の防止等、サービスの質の確保を図るため、定期的・計画的に指導検査を実施していきます。区が指導監督権限を有する社会福祉法人が障害福祉サービス事業等を行う場合、法人運営に関する指導検査と障害福祉サービス事業等に係る指導検査の連携を図ることにより、適正な法人運営と障害者福祉事業の運営を指導していきます。また、介護保険法に基づく指導検査と連携を図りながら、障害福祉サービス事業者等に対する指導検査を行っていきます。

加えて、適切な運営を行っている生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の日中活動系事業所（株式会社の運営を除く）に対して運営費補助を行い、継続して安定した経営が図られるようバックアップしていきます。

施策に関する主な事業

- 障害者就労支援施設事業運営助成
- 指定障害福祉サービス事業等指導検査事務
- 社会福祉法人認可及び指導検査等事務
- 障害者自立支援ネットワークの運営

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- 相談支援
- 基幹相談支援センター
- 障害者自立支援協議会



基本施策（3） 地域ネットワークの構築

個別施策⑨ 地域生活支援体制の推進

重点的な取組

現状と課題

【地域生活支援拠点】

平成 29 年度に区は、基幹相談支援センターと区内 3 か所の拠点施設による地域生活支援体制を面的に整備しました。

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核となり、障害者手帳の取得から、障害福祉の諸制度や障害福祉サービス及びサービス等利用計画の作成や相談、さらに虐待に係る相談や通報受理など、障害者の相談支援に関する業務を総合的に行っています。

身体障害者の拠点「区立障害者福祉センター」、知的障害者の拠点「シャロームみなみ風」及び精神障害者の拠点「区立障害者生活支援センター」では、それぞれの専門性を発揮した相談支援等のほか、緊急時の受入れ体制や体験の機会・場の提供等の支援を行います。また、基幹相談支援センターが稼働していない土曜日や日曜日なども稼働し、日中活動サービスに加え、短期入所を併設するとともに、計画相談支援も行っています。

【相談支援体制の強化】

障害者生活実態調査の結果によると、区役所などに気軽に相談するために「どんな相談にも対応できる相談窓口」や「専門性の高い相談」に対する要望が多くなっています。地域で安心して暮らしていくために「相談支援体制の充実」に関するニーズも一定数あるため、相談支援体制の一層の充実が求められています。

個別施策の方向

【地域生活支援拠点】

基幹相談支援センターを中心に、区内 3 か所の拠点施設及び他の区内の指定特定相談支援事業所とも連携し、協働してサービス等利用計画作成の円滑な推進を図るとともに、ケアマネジメントによる、障害者の多様な生活ニーズに対応できる相談窓口全体の質の向上を目指します。

また、各拠点施設では、在宅生活の障害者や施設入所者のみならず、家族に対する地域生活支援体制の拠点としての役割を担う必要があります。例えば、地域で生活する障害者が、家族の高齢化等により主

な介護者の存在や、安心して暮らせる家などの生活基盤を失うことがあります。本人の状況が大きく変わった時なども、各拠点施設が一時保護機能や相談支援機能を活かし、短期入所の利用やサービスの組み替え、在宅サービスの利用に向けた調整を行うなど、家族が担ってきた役割を引き継ぎ、地域での生活を継続するための支援を行うなどの役割を果たします。

【相談支援体制の強化】

相談支援体制を強化するために、区内3か所の拠点施設に相談支援専門員を配置し、区役所閉庁時の土日の相談対応や、サービス等利用計画の作成を促進しています。また、シャロームみなみ風に研修コーディネーターを配置し、区内事業所向けの研修等を実施することにより、人材の育成及び区内事業所全体のサービス水準の向上、標準化を図っています。事業所職員のスキルアップとともに、関係機関同士の相互の交流を通じた日常的に顔の見える関係を築くことで、利用者支援の向上を図っていきます。

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 短期入所
- ・ 計画相談支援
- ・ 相談支援
- ・ 基幹相談支援センター

【地域生活支援拠点とは】

障害児・障害者の重度化・高齢化や親亡き後等を見据え、

- ①相談（地域移行、親元からの自立等）
- ②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）※
- ④専門性（人材の確保・養成、連携等）※
- ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

の5つの機能を強化し、障害児・障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことで。

※③及び④は区内3か所の拠点施設のみ

個別施策⑩ 地域の社会資源ネットワーク化と有効活用

現状と課題

基幹相談支援センターと区内3か所の拠点施設は、地域生活支援拠点として様々な機能や役割がありますが、それに加え、地域に点在する障害福祉サービス事業所、保健センター、医療機関、人的資源等の社会資源と有機的に結びつくことが必要です。

教育、就労支援、生活支援等のそれぞれの分野ごとに、進路対策等連絡会、事業所懇談会、ヘルパー研修、ケアマネジメント研修、相談窓口連絡会、相談支援事業所連絡会、事例検討会等を開催しています。また、平成29年4月からシャロームみなみ風に委託した研修事業や障害者自立支援協議会とも連携し、障害福祉サービス事業者の人材育成も念頭に置いた総合的なネットワーク作りを進めています。

個別施策の方向

多様なサービスを必要とする障害者の対応については当事者の意向を確認の上、個人情報保護に十分留意しつつ関係機関でのケース会議を実施し、障害者団体、地域住民等の幅広い支援者の連携により支援を行っていきます。

ライフステージに対応した切れ目のない支援の提供をめざし、障害者の地域生活を支える療育、保育、教育、就労、日中活動など分野別のネットワークを積極的に活用していきます。

施策に関する主な事業

- ・障害者自立支援ネットワーク

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・計画相談支援
- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター
- ・障害者自立支援協議会

個別目標 2 障害等の早期発見と成長・発達への支援

基本施策（1） 子どもの発達に即した支援の充実

個別施策⑪ 障害等の早期発見・早期支援

現状と課題

子どもの発達に関する支援は、保健センター、子ども総合センター、保育園、子ども園、幼稚園など複数の機関が行っています。障害の早期発見については、保健センターの乳幼児健診や相談が主な窓口となり、その後の療育機関の指導につなげています。他にも子ども総合センターで相談を受けるケースや身近な保育園・子ども園や幼稚園などの日常の場が発見や相談の窓口になる事も多くなっています。

今後もこうした窓口の多様性を維持しながら、連携を強化し、適切に療育や学校教育へとつながる相談体制の充実を図る必要があります。

個別施策の方向

保健センターでは、各種健診や相談、健康教育、保健師による訪問・面接等を通して、疾病の予防や障害等の早期発見に努めるとともに、医療や専門相談機関との連携を強化し、障害や発達に心配がある子どもへの支援を行っていきます。

子ども総合センターでは、子どもの発達に応じた必要な支援が受けられるように、さまざまな子育て支援の場面において適確な知識を持った職員・支援者によるアドバイスや、保護者が子どもの障害や発達支援の必要性を受容できる環境づくりをさらに進めます。発達検査などの評価を基に、子どもの発達の状況を保護者と確認し、保護者の気持ちに寄り添いながら支援を進めていきます。

また、重度の難聴の子どもの保護者は、障害者福祉の制度で補聴器の購入費の支給を受けることができますが、障害者福祉の制度の対象外となる中等度の難聴の子どもに対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を保護者に助成します。

施策に関する主な事業

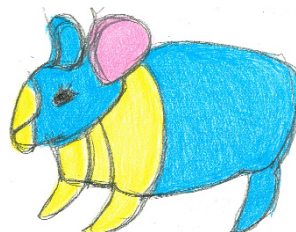
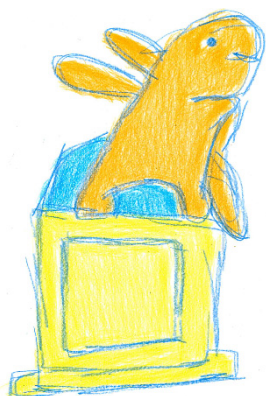
- ・補装具費の支給（購入・修理）
- ・中等度難聴児発達支援事業

各保健センターにおける事業

- ・すくすく赤ちゃん訪問事業
- ・3～4か月児健診、6か月児・9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診
- ・乳幼児経過観察健診 ・心理相談、育児相談 ・すこやか子ども発達相談
- ・もぐもぐごっくん歯科相談
- ・1歳6か月児向け、3歳児向けパンフレット（『ちょっと気になる』は子どもを理解するチャンス）

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・児童発達支援
- ・障害児相談支援
- ・相談支援



個別施策⑫ 乳幼児期の子育てに関する相談の充実

現状と課題

子どもの発達には個人差があるため、保護者や周囲の人の理解を進め、障害や発達に心配がある子どもを早期から支援ができるよう、子育て相談や健診、幼児教育に関する相談を行っています。子ども総合センターではペアレントメンター（発達障害児の子育て経験のある保護者）による相談会を実施しています。

支援の必要性の高いと思われる家庭であっても、保護者の気づき等の遅れや、サービスに関する情報不足等から相談やサービスにつながないという事例もあり、事業の周知とともに、利用しやすいサービスの構築が必要となっています。

個別施策の方向

保健センターでは、乳幼児の保護者が集う事業や機会を利用して、各種健診や子育てに関する相談の案内等を行い、関係機関につなげていきます。例えば必要に応じて医療機関や専門機関での相談が受けられるように、保健師・栄養士・歯科衛生士による訪問・面接等による相談を実施し、各機関と連携しながら支援を行います。また、多動や自閉傾向など発達上の問題やその心配のある乳幼児に対して、発達専門の小児科医師による専門相談を実施し、必要に応じて医療機関や療育機関等につなげる支援を継続します。

保育園・子ども園では、支援の必要性が高いと思われる在園児の保護者に対して、面談などの機会を捉えて、保護者の気づきを促すとともに、必要に応じて支援を受けられる関係機関の情報提供や紹介を引き続き行います。また、保育園・子ども園に在園していない未就園児親子に対しても、園庭を開放する交流事業などを実施することにより、子育てに関する情報提供や相談機関の紹介を続けていきます。

幼稚園では、就園前の児童・保護者の交流の場を設けたり、園児と交流できる園庭解放の実施などにより、幼稚園教職員に相談しやすい環境を作っていきます。

子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館では子育てに関する子どもと家庭の総合相談や講座を実施するなど、相談の充実を図ります。また、子ども総合センターでは相談員が、保護者からの連絡により自宅を訪問する子育て訪問相談を実施しています。発達支援コーナー（愛称「あいあい」）では、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの発達相談・支援を保健センター、保育園、子ども園、幼稚園等と連携しながら進めていきます。

施策に関する主な事業

各保健センター・健康づくり課における事業

- ・すくすく赤ちゃん訪問事業
- ・3～4か月児健診、6か月・9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診
- ・乳幼児経過観察健診　・心理相談、育児相談　・すこやか子ども発達相談
- ・保健師による保健相談

学校運営課における事業

- ・地域に開かれた幼稚園事業　・新宿区立幼稚園　つどいのへや事業
- ・子ども総合センター発達支援コーナー（あいあい）との個別交流保育

子ども総合センターにおける事業

- ・子どもと家庭の総合相談　・幼児サークル　・子育て講座
- ・子育て訪問相談
- ・発達相談（電話相談/来所相談）
- ・発達支援（集団-親子通所、単独通所、就園児グループ）
（個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導）
- ・障害幼児一時保育、在宅児等訪問支援

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・児童発達支援　　・障害児相談支援　　・相談支援

個別施策⑬ 乳幼児期の支援体制の充実

現状と課題

【集団保育における発達への支援】

発達に心配がある子どもが保育園・子ども園・幼稚園等における集団生活の中で、自己肯定感をもって成長できるよう、専門的な助言を受けながら、保育士・幼稚園教諭が教育・保育を行っています。

障害・疾病等により保育園や子ども園での集団保育が著しく困難な、個別の保育を必要とする子どもに対しては、子ども・子育て支援法に基づいた居宅訪問型保育事業による保育を実施しています。

また、子ども総合センター発達支援コーナー（愛称「あいあい」）では、保育園などに通園し、集団場面での適応が難しい子どもや、保護者の就労などで通所での療育を利用できずにいる子どもに対し、保育園、子ども園、幼稚園に訪問支援員が出向き、集団場面の中で支援を提供する保育所等訪問支援事業を実施しています。

【医療的ケア児への支援】

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院をした後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアの必要な障害児が増加しています。

医療的ケアを必要とする子どもについて、集団の中での療育が可能となるように、児童発達支援事業として看護師によるケアを実施しています。また、医療的ケアを必要とする子どもの中で、「あいあい」への通所が難しい子どもについては、在宅児等訪問支援を実施しています。

また、自宅に専門職が訪問し療育を行う居宅訪問型児童発達支援を民間事業所が行うようになり、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の選択肢が増えました。

個別施策の方向

【集団保育における発達への支援】

保育園・子ども園・幼稚園等では、集団保育が可能な障害のある子どもや特別に配慮が必要な子どもに対し、教育・保育を行っていきます。

保育園・子ども園等では保育士等が、専門的知識を有する巡回保育

相談員の助言を受けながら、一人ひとりの子どもの育ちに合わせて保育内容を考えます。また、こうした保育を実施できるよう職員を必要に応じて加配しています。

巡回保育相談員のほか、保育に精通した職員による巡回サポートチームを編成し、障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもに対する保育への不安や疑問等に応え、保育士等を支援する体制を整備していきます。

保育園・子ども園等の保育士等を対象に、理論研修及び事例検討等の研修を実施しています。引き続き、研修を実施することにより、保育士等の障害に対する理解や支援技術の向上を図り、より良い保育環境の整備を進めます。

幼稚園では、必要に応じて介護員を配置しており、資質の向上や教員と連携した保育を行うために研修を実施しています。また、心理士等専門家による巡回相談の助言を受けて子どもの育ちに合わせた指導計画を作成するとともに、子ども総合センターなどの関係機関との連携を図ることで、就学へ向けた支援を行っていきます。

【医療的ケア児への支援】

子ども総合センターでは、医療的ケアの必要な子どもについて、集団の中での療育が可能となるように、子どもの状況に応じて看護師によるケアを実施していきます。

また、在宅児等訪問支援事業を実施し、「あいあい」に通うことの難しい子どもとその家族を支援していきます。

また、平成30年度に設置した「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において、区の関係部署・教育関係者・保健医療関係の担当者及び障害福祉関係事業所の担当者が出席し、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。同連絡会には令和元年度から医療的ケア児コーディネーターを配置しており、医療的ケア児等の支援を総合的に調整しています。

今後も学識経験者や医師等の外部講師を招いた講演や多職種協働など、情報共有を実施し、連絡会の質的向上を図ります。

施策に関する主な事業

【集団保育における発達への支援】

子ども総合センターによる事業

- ・ 保育所等訪問支援

保育指導課における事業

- ・ 障害児等巡回保育相談（保育園・子ども園等）
- ・ 巡回サポートチーム事業
- ・ 保育園・子ども園等保育指導研修

学校運営課における事業

- ・巡回相談（幼稚園）
- ・心理士による保護者相談

【医療的ケア児への支援】

子ども総合センターによる事業

- ・障害幼児一時保育、在宅児等訪問支援

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・障害児相談支援
- ・相談支援

個別施策⑭ 学齢期の支援体制の充実

現状と課題

【就学前後の一貫した支援】

特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。その支援がライフステージの節目ごとに途切れるのではなく、教育、保健・福祉、医療等が連携し、一貫性のある支援を行うことが重要です。長期的な視点に立って一貫性のある支援を進めるため「就学支援シート」や「個別の教育支援計画」等の作成の取組を行うなど、教育委員会を中心に各機関が連携を図っています。

子ども総合センター発達支援コーナー（愛称「あいあい」）では、個別支援計画を作成し支援を提供しています。作成した個別支援計画は、子どもが在籍する保育園、子ども園、幼稚園、学校に、保護者の同意を得て情報提供するように努めています。また、就園、就学の時期に、移行先の園、学校へ個別支援計画を情報提供しています。

【就学相談】

児童・生徒の心身の状態や発達段階、障害の特性等に応じて適切な教育を受けることができるよう、教育委員会における就学相談があります。発達や障害の状況は様々であることから、相談体制を更に充実することが期待されています。

【保護者への情報提供】

保護者を対象に、関係機関職員からの入園入学に関する情報や、子どもの就学を経た保護者から経験談をきく機会を子ども総合センターで設定しています。

【不安や悩み相談】

教育委員会により臨床心理士等の専門相談員が保護者や子どもについての不安や悩みに応じ、面接による相談や電話による相談が実施されています。また、面接や電話で相談が難しい場合は、インターネットによる相談も実施されています。今後も、教育相談の充実や推進が望まれます。

【特別支援教育推進員・まなびの教室】

教育委員会により各学校・幼稚園への専門家による巡回相談、小・中学校への特別支援教育推進員の派遣や全小・中学校での特別支援教室「まなびの教室」の設置により、一人ひとりの教育的ニーズに応え

る学校指導体制の充実が図られ、発達障害等のある児童・生徒が在籍校で指導を受けることができるようになりました。今後も適切な指導及び必要な支援が大切です。

【ことば・きこえの支援】

教育委員会において、区内在住の幼児及び小・中学校の児童・生徒で、「ことば」や「きこえ」に心配がある子どもに対し、専門の言語聴覚士などが面接および指導を行っています。

今後は相談件数の増加に対応するために、より計画的な指導が必要です。

個別施策の方向

教育委員会において、これからも学識経験者や心理職等の専門家が各学校を巡回し、特別な支援を要する児童・生徒などに対する適切な指導や必要な支援について指導・助言を行います。

また、増加する発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を行うため、特別支援教育推進員を増員し学校に派遣することで、学校内支援体制の充実を図るほか、全小・中学校に設置した「まなびの教室」での指導の充実を図ります。

さらに、「障害者差別解消法」により合理的配慮が求められており、障害理解に関する理解啓発を広く行います。

施策に関する主な事業

- ・特別支援教育の推進

コラム 新宿区が進める特別支援教育

特別支援学校小学部・中学部

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由
病弱

区立新宿養護学校
都立特別支援学校
国立特別支援学校
私立特別支援学校

区立新宿養護学校は、都内で唯一の区立特別支援学校（肢体不自由）です。一人ひとりの子どもの成長に合わせた学習や、スクールバスによる送迎、医療的ケア児の対応を行っています。また、副籍交流も行っています。

○副籍制度

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の公立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

新宿養護学校や中野特別支援学校等の児童・生徒が地域の学校の授業に参加する等、交流の機会を持っています。

特別支援学校
（在籍校）



通学



地域指定校

交流

自宅



小学校・中学校

特別支援学級

知的障害
病弱

知的障害

愛日小学校（若竹学級）
東戸山小学校（若草学級）
花園小学校（新苑学級）
落合第二小学校（若葉学級）
柏木小学校（柏葉学級）

病弱

余丁町小学校（わかまつ学級）

知的障害

四谷中学校（新苑学級）
西新宿中学校（E組）
新宿中学校（若草学級）

特別支援教室

通常の学級で学ぶ、知的な遅れのない自閉症・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害のある児童・生徒が、普段は在籍学級（通常の学級）で学習しながら、週に1回程度、巡回指導教員から課題に応じた個別の指導を受けます。

小学校 平成28年度より、全小学校に開設しています。

中学校 令和元年度より、全中学校に開設しています。

★就学支援シート

幼稚園・保育園・子ども園・療育機関の協力を得て、生活の様子や大切にしていることを小学校に引き継ぐツールです。

保護者の希望により作成し、小学校に提出します。

区では、障害や発達の状況に応じた、きめ細かな教育を推進するとともに、学校、児童、生徒等、個々の実情に応じた適切な教育的支援の充実を図っています。

◎ 発達障害等のある児童・生徒への支援

- ・全小学校に平成28年度に特別支援教室（「まなびの教室」）※を開設しました。従前の通級指導学級方式（生徒が通級指導学級設置校に通う）から、特別支援教室方式（専任の教員が在籍校を訪問し指導する）に変更したもので、在籍する学級との連携がスムーズになり、支援が充実するほか、児童・生徒の移動の負担が軽減され、出席できない授業に遅れることについての不安も少なくなります。保護者や教員の発達障害等に関する理解が進み、「まなびの教室」を利用する児童が年々増加しています。今後も支援のあり方について、様々な視点から検証を行い、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を強化していきます。
- ・中学校についても、令和元年度から全校にまなびの教室を開設し、支援の強化を図っています。
- ・特別支援教室（「まなびの教室」）の充実に加えて、通常の学級内指導体制を充実するために、特別支援教育推進員を計画的に増員します。担任や特別支援教室担当教員と連携して、支援方法を共有することによって、児童・生徒が通常の学級で適応できる支援の充実を図っています。
- ・学識経験者や心理職等の専門家が各学校を巡回し、発達障害等があると思われる児童・生徒等への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言しています。

◎ 個に応じた支援の充実

- ・就学支援シートの活用や、個別指導計画の作成、保健・医療・福祉等の連携による個別の教育支援計画等に基づき、特別な支援を要する子ども一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を行っています。

◎ 交流及び共同学習の推進

- ・障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流を通じて相互理解を図り、豊かな人間性を育むことを目的として、特別支援学校と小・中学校間の副籍交流や、通常の学級と特別支援学級間における交流及び共同学習を行っています。



※特別支援教室（「まなびの教室」）

…通常の学級で学習に概ね参加できるものの、情緒障害や発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害等）のため特別な指導を必要とする児童・生徒を利用対象とする教室。このような特別支援教室のことを新宿区は「まなびの教室」とよんでいます。

個別施策⑮ 放課後支援等の日中活動の充実

現状と課題

【放課後等支援】

子ども総合センターでは放課後等の支援として、小学生を対象とする「放課後子どもひろば」や、乳幼児期から高校生までを対象とする児童館等で、障害のある子どもも安心して利用できるような環境づくりを進めています。

【放課後等デイサービス】

児童福祉法に基づく障害児を対象とした放課後等デイサービスは、多様な主体により設置され、利用する子どもも増加しています。障害者手帳を所持していない発達障害のある子どもを含む、児童・生徒に対する生活能力の向上や発達段階への支援の役割が期待されています。知的障害児や発達障害児を対象とした事業所は増加傾向にある一方、肢体不自由児、医療的ケア児の受入れ事業所が少ない現状があります。障害種別に関わらず、必要とする子どもが通えるような支援が課題です。

全国的には、利潤を追求し支援の質の低い事業所や適切ではない支援を行う事業所が報告されていることから、支援内容の適正化のために、人員、設備及び運営基準の見直しが行われました。

【障害児等タイムケア】

区は独自に障害児等タイムケアを地域生活支援事業の日中一時支援に位置付けています。障害児等タイムケア事業所「まいペース」では、障害のある子ども（小中高校生）を対象に、主に放課後の時間帯や学校の長期休暇を通じて社会生活のマナー習得や友人関係の構築及び家族の就労支援やレスパイトを行っています。

個別施策の方向

【放課後等支援】

障害等のある子どもの児童館や「放課後子どもひろば」等の利用を促進する環境づくりを引き続き進めていきます。

地域の子ども等との活動を通じて、同世代の子ども同士の交流を促進します。また、学童クラブに在籍する障害等がある小学生へ対応するため、障害児対応職員を配置するとともに、巡回指導や職場研修等を実施します。

新宿養護学校においても「放課後子どもひろば」を行うことで、新

宿養護学校に通う肢体不自由児の放課後活動の充実を図っていきます。

【放課後等デイサービス】

放課後等デイサービスの事業所の情報収集、利用方法への情報提供に努め、事業所への指導も適切に行っていきます。

【障害児等タイムケア】

障害児等タイムケア事業所「まいペース」を運営している事業者に対し、サービスの質の向上や、安定した運営のために補助を継続します。

施策に関する主な事業

- ・学童クラブ
- ・放課後子どもひろば

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・放課後等デイサービス
- ・日中一時支援（障害児等タイムケア）

現状と課題

医療的ケア児を含む障害児について、従来から保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関において専門性をもとに支援を行ってきました。「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」を通して、就学前・就学中・卒業後と切れ目のない支援が可能になるよう連携が必要です。

個別施策の方向

医療的ケア児の支援について、引き続き「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」にて連携を行っていきます。

また、子どもの支援等に関する状況の把握及び関係機関相互のより効果的な連携を行うため、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置しています。このネットワークは、発達支援部会・虐待防止等部会・子ども学校サポート部会・若者自立支援部会・事例検討部会により構成されています。支援が必要な子どもや家庭に対しては、各部会で随時サポートチーム会議を開催し、情報と認識を共有するとともに、支援策と役割分担を協議し、連携して対応してまいります。

施策に関する主な事業

子ども総合センターによる事業

「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」の運営

- ・代表者会議
- ・発達支援部会
- ・虐待防止等部会
- ・子ども学校サポート部会
- ・若者自立支援部会
- ・事例検討部会
- ・子育て包括支援部会
- ・サポートチーム会議
- ・研修会

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・障害児相談支援
- ・計画相談支援
- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター

現状と課題

相談支援に関する調査結果で「18歳未満の方と保護者の方」からの回答では「専門性の高い相談」に対する要望が最も高くなっています。区では子ども総合センターや保健センター、教育センター教育相談室が専門性を発揮した相談を受け付けています。

個別施策の方向

子ども総合センターは、児童コーナーや学童クラブも併設された開かれた児童施設であり、区民の誰もが気軽に相談できる環境にあります。発達支援コーナー（愛称「あいあい」）では、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの発達相談を行い、必要に応じて発達検査等を実施します。集団指導、理学療法士（PT）・言語聴覚士（ST）・作業療法士（OT）・心理指導員（臨床心理士等）による個別指導、家族への支援の充実を図り、専門性の高い相談を行っていきます。

子どもの将来を見越しながら、発達や障害の状況等に応じて、一人ひとりの子どもが適切な教育を受け、可能性を最大限に伸ばさせることのできる教育の場を案内するため、就学時だけでなく、就学後も保護者が気軽に相談できるよう就学相談による支援の充実が求められます。

施策に関する主な事業

子ども総合センターにおける事業

- ・発達相談（電話相談/来所相談）
- ・発達支援（集団-親子通所、単独通所、就園児グループ）
（個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導）

教育支援課における事業

- ・就学相談

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・障害児相談支援
- ・計画相談支援

コラム 障害のある子どもの専門相談

◇ 子ども総合センター

相談のしかた	電話や来所（家族や保護者など不安に思う方より） 関係機関からの紹介
予約	面談のみ必要
相談内容	・子どもの障害や発達についてのご相談 ・障害児サービス等の利用についてのご相談 など
対象となる方	0歳～18歳までのお子さん（保護者）
アピールポイント	発達検査・知能検査の評価をもとに、お子さんへの対応を保護者の方と一緒に考えます。医療機関ではないので、診断はできません。

◇ 保健センター ①すこやか子ども発達相談 ②幼児相談

相談のしかた	①②担当保健センターを通して予約（電話などでまずは保健センターへ相談）
予約	①②必要（担当保健センターを通して予約）
相談内容	①発達上の心配がある乳幼児に対して、発達専門の小児科医師が、見立てや発達を促す生活上のアドバイスを行います。 ②発達上の心配がある乳幼児に対して、臨床心理士等が、見立てや発達を促す生活上のアドバイス、保護者への支援を行います。
対象となる方	①②乳幼児（0歳～6歳）と保護者
アピールポイント	①保健センターの地区担当保健師は、小児科医師の見立てを踏まえて、医療や療育が必要のある方に対して、医療機関や療育機関等と連携し、適切な養育環境を整え、発達を促すように支援します。 ②相談専用の部屋で、子どもの遊びを観察しながら（保健師等が子どもを見守る）、保護者は安心して相談することができます。地区担当保健師は、相談の結果を踏まえ、保護者の気持ちに寄り添いながら、必要に応じて医療機関や療育機関などと連携していきます。

※その他の専門相談

- ◎在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援事業
 - ◎保健師による相談支援
 - ◎もぐもぐごっくん歯科相談事業
 - ◎問い合わせ：保健センター
 - かかりつけ歯科医機能の推進事業
 - 在宅医療相談窓口
 - 問い合わせ：健康づくり課
- それぞれに相談方法などが異なります。詳しくはお問い合わせください。

◇ 教育委員会

相談のしかた	教育支援課特別支援教育係に連絡
予約	必要
相談内容	お子さんにとってより適切な教育の場（就学先）を一緒に考えていきます。面接や発達検査、医師面接、在籍園等での行動観察を行い、就学支援委員会で総合的に検討します。
対象となる方	翌年度就学予定の新小学1年生から中学生まで
アピールポイント	専門の相談員が、保護者や本人の意向を十分にお聞きしながら、心理学的・医学的・教育的な観点から相談を行います。

コラム 子ども総合センターの役割等

新宿区立子ども総合センターは「総合的な子育て支援施設」として、平成 23 年に開設しました。

児童発達支援センター機能、子ども家庭支援センター機能、学童クラブ機能等を 1 か所に集め、有機的連携を図ることにより、各事業を一体的に運営しています。

また、区では、令和 6 年 4 月以降の児童相談所の開設を目指し準備を進めています。

新宿区立子ども総合センター

障害児等への支援	子どもと家庭の 総合相談 虐待防止への対応	子ども・親子の居場所
<ul style="list-style-type: none"> ○発達相談・サービス利用相談 ○児童発達支援・放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○在宅児等訪問支援 ○障害幼児一時保育 ○ペアレントメンター 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て相談 ○サービス利用相談 ○虐待通報への対応（調査・児童の現認） ○東京都児童相談センターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○親と子のひろば（乳幼児スペース） ○ひろば型一時保育 ○児童コーナー ○学童クラブ
<p>上記のほか、区内の子育て支援施設の総合調整や、地域の子育て支援事業を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区内子育て支援施設の総合調整 児童館・児童コーナー（20 か所）、学童クラブ（31 か所）、放課後子どもひろば（30 か所）、子ども家庭支援センター（4 か所） ○地域の子育て支援 子育て訪問相談、産前産後支援、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリーサポート、ホームスタート、プレイパーク活動の推進、落合三世代交流事業、ジュニアリーダーの育成、思春期の子育て支援事業、青少年活動推進委員（農業体験、自然体験キャンプ、親子自然体験、情報誌「あ・そ・ま・な」の発行）、新宿子育てメッセの開催、子育て支援者養成講座 		

個別施策⑩ 学校教育修了後の進路の確保

現状と課題

学校教育修了後の進路の選択肢を確保するため、日中活動の場を充実させる必要があります。特に重度の知的障害者・身体障害者が通所する生活介護事業の定員確保が課題となっています。また、区内では、就労継続支援 B 型、生活介護だけではなく、自立訓練や就労移行支援等の日中活動の事業所も多様な形態により実施されており、今後は、個人個人の希望や能力等に合わせた多様な進路先の開拓も必要です。

障害者雇用促進法に基づく法定雇用率引き上げなどにより、特別支援学校卒業後に一般就労する人数は、増加傾向にあります。企業実習、就労の開始、就労の安定した継続等の個別的なきめ細かな支援が、出身校及び障害者就労支援事業等によって提供される必要があります。

個別施策の方向

毎年行っている、特別支援学校の在籍状況調査を今後も継続し、その結果を事業所、学校、区の担当者により構成されている「進路対策等連絡会」で確認していきます。

就労だけでなく、就労継続支援 B 型、生活介護、自立訓練、就労移行支援等の多様な日中活動の場の充実と就労支援事業の実施等により、学校教育修了後の進路の確保とともに、複数の機関を活用して就労への支援を進めていきます。特に新宿生活実習所の建替えに伴い、生活介護事業の定員拡充を図り、日中活動の場を充実させていきます。

第 2 期障害児福祉計画・第 6 期障害福祉計画に基づく事業

- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 A 型
- ・就労継続支援 B 型



個別目標 3 地域サービスの充実・地域生活への移行の推進

基本施策（1） 地域で生活するための基盤整備

個別施策⑱ 日中活動の充実

現状と課題

【高齢化・重度化に対応した日中活動】

障害者の高齢化や障害の重度化・重複化に対応する日中活動の場が求められています。障害者がその人らしく充実した地域生活を送る上で、日中活動の場の充実が必要ですが、加齢などによる心身の変化に伴い、利用している日中活動の従来サービスの内容が、次第にそぐわなくなるケースがあります。具体的には、軽作業が中心の「就労継続支援B型」というサービスを提供する事業所に長年通所していた知的障害のある方が、加齢とともに作業に集中して取り組むことが困難になったり、身体障害や精神障害といった別の障害を併発し、排泄や食事など身の介助や通所時の移動に関しても支援が必要な状況になったりするケースです。

【障害特性に合わせた日中活動や就労支援サービスの場】

発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者等、医療的ケアを必要とする障害児・障害者など、障害特性に合わせた日中活動や就労支援サービスの場が求められています。必要な情報の提供や専門的な相談窓口への紹介等が課題となっています。

個別施策の方向

【高齢化・重度化に対応した日中活動】

現在、社会福祉法人や株式会社などの様々な運営主体が就労継続支援や生活介護などの日中活動を行う事業所を運営しており、提供されるサービスも多様化しています。加齢に伴い体力や集中力が低下し、生活面でより多くの介助が必要になったような場合にも、長年通い慣れた場所で安心して過ごせるように、「就労継続支援B型」というサービスを提供している福祉作業所で排泄や食事の介護など「生活介護」のサービスも提供できるようにする多機能化や「生活介護」の定員拡充などにより、既存の施設を活かしながら日中活動の場を充実させていきます。

これからも丁寧な相談等により個々の状況やニーズに合った事業所利用につながる支援を行うとともに、事業者への研修会を通じサービス提供者の技術や知識の向上の支援や情報共有を行い、地域で孤立しない生活を送るために、提供サービスの質の向上を図ります。

【障害特性に合わせた日中活動や就労支援サービスの場】

発達障害者や高次脳機能障害に対応した日中活動については、区内外において、就労移行支援、自立訓練、就労継続支援 B 型等の事業所がそれぞれに異なるサービスを提供しています。

高次脳機能障害者の社会参加の場として、区立障害者福祉センターで当事者グループ支援を週 1 回実施しています。このほか、高次脳機能障害者の支援拠点機関である東京都心身障害者福祉センターと連携し、専門的な相談支援に努めていきます。

難病患者等や重度障害者へ日中活動で医療的ケアを提供できるよう、区立あゆみの家の体制を強化していきます。

また、「ふれあい・いきいきサロン」は、外出機会の少ない障害者、高齢者、子育て中の方など、地域に住む誰もが参加できる区民による居場所づくりの活動です。

地域包括ケアの推進をめざし、ささえあいのしくみづくりを進めるために、「ふれあい・いきいきサロン」の普及啓発、立ち上げや運営の支援を、社会福祉協議会が行っています。

今後は、サロンの活動状況を把握し、普及啓発を強化して、生活支援体制整備事業と一体的に、障害があっても安心して過ごせる地域の居場所確保をすすめていきます。

施策に関する主な事業

- ・区立障害者福祉センターの管理運営
- ・区立あゆみの家の管理運営
- ・区立新宿福祉作業所の管理運営
- ・区立高田馬場福祉作業所の管理運営
- ・区立新宿生活実習所の管理運営
- ・区立障害者生活支援センターの管理運営
- ・高次脳機能障害者支援事業
- ・牛込保健センター等複合施設の建替え

社会福祉協議会による事業

- ・ふれあい・いきいきサロン

第 2 期障害児福祉計画・第 6 期障害福祉計画に基づく事業

- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 A 型
- ・就労継続支援 B 型
- ・地域活動支援センター

現状と課題

【住まいの場の充実】

家族の介護を受けながら在宅生活を送ってきた障害者にとっては、本人や家族の高齢化等により、主に介護をしてくれる者の存在や、安心して暮らせる家など地域で生活するための生活基盤を失うことがあります。これまでと同じ生活の継続ができなくなる恐れがあります。

個別的なニーズに応じ、居宅介護や通所系施設を利用した日中活動、移動支援など適切な在宅サービスを組み合わせて自宅での一人暮らしを継続したり、グループホームや 24 時間の支援の整った施設に入所したりといった選択肢が確保されていることが必要です。特に、単身生活が困難な障害者にとっては地域で生活し続けられるよう、グループホームを整備することが求められています。

一方、障害者や高齢者等の住宅確保要配慮者の住まい確保が困難な状況です。障害者や高齢者等の条件に適う民間賃貸住宅の空き物件が少ないなか、単身高齢者の孤独死などに対する家主の不安があることが理由です。

【精神障害者の地域生活への移行】

精神障害者が円滑に地域生活に移行するには、住まいの場の整備と併せて、自宅での生活を支える幅広い支援を充実していくことが必要となります。グループホームや病院等から居宅生活に移行する方を支援するため、新たな障害福祉サービスの一つとして自立生活援助が創設され、令和元年度は 15 名の利用がありました。このサービスの利用者の 9 割は精神障害者であり、精神障害者が地域生活に移行するためには、定期的な訪問等による相談や情報提供等が必要です。しかし、未だサービスに関する認知度が低く、提供できる事業者が少ないため（現在 1 所）、今後区民等への周知や体制整備を行っていく必要があります。

個別施策の方向

【住まいの場の充実】

在宅での生活が困難になった方や入所施設等から地域移行を望む方の受け皿として、グループホームの重要性が高まっていることから、設置を促進していきます。区有地や国、都有地については、グループホーム設置への活用を具体的に検討し、民有地についても、区から所有者を紹介する等、事業者の整備計画の具体化に向け、必要な情報を

提供していきます。建設にあたっては費用補助を継続し、設置に向けて事業者を支援します。なお、住まいの確保の一環としては、自宅の改修や賃貸住宅への入居等の要望にも応じられるように居住サポート事業による支援を行っています。

また、障害者や高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、以下の取組を行います。

- ・ 民間賃貸住宅の賃貸借契約に必要とされる保証委託契約を締結したとき及び保証委託契約を継続した（最長 10 年間）ときに支払った保証料の一部を助成します。
- ・ 家主が単身高齢者に貸しやすい仕組みとして、入居受け入れに伴う家主の不安を取り除くため、死亡発生時の残存家財整理費用等を補償する保険料の一部を助成します。（最長 10 年間）
- ・ 居住する民間賃貸住宅の取り壊し等に伴う立退きで転居を余儀なくされたときに、区内転居に要する引越し費用と家賃差額の一部を助成し、住み替え居住継続を支援します。
- ・ 区内不動産業団体から派遣された住宅相談員が空き物件情報の提供を行う住み替え相談によるサポートを継続します。

【精神障害者の地域生活への移行】

精神障害者が円滑に地域生活に移行できるよう、自立生活援助のサービスの周知、利用促進、事業所の整備を図ります。あわせて、区内の精神障害者を対象としたグループホーム及び身体障害者、精神障害者を対象とした福祉ホームの運営事業者に対し、運営助成等の支援を継続し、安定した施設運営を図ります。

一方、居住サポート事業として、アパート探し等住まいの相談支援を行う 4 所の地域活動支援センターの運営事業者に対し、運営補助を継続して行っていきます。区立障害者福祉センターにおいても、居住サポート事業として、住居探し等の相談支援を継続して行っていきます。

また、住み慣れた家で暮らし続けられるように、重度障害者が住宅設備を改善しようとする場合、区の事業の一つとして住宅改修費を給付していきます。

施策に関する主な事業

- ・ 障害者グループホームの設置促進

住宅課による事業

- ・ 高齢者等入居支援
- ・ 住宅相談
- ・ 住み替え居住継続支援
- ・ 区営住宅の供給
- ・ 住宅修繕工事等業者あつ旋

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

【住まいの場の充実】

- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 身体障害者福祉ホーム ・ 精神障害者福祉ホーム

【精神障害者の地域生活への移行】

- ・ 居住サポート ・ 住宅設備改善費

個別施策⑳ 入所支援施設等の支援

現状と課題

区内の入所施設では、入所しながら週末は自宅に一時帰宅する事や、それまでの地域との繋がりを絶やすことなく地域で生活を行う事ができます。また、入所施設には、入所者のみならず地域の障害者や家族の支援という役割も期待されています。

シャロームみなみ風は、知的障害者及び知的・身体の重複障害者を対象とした障害者支援施設として運営されています。日中活動サービスとして生活介護及び自立訓練、就労継続支援B型を実施し、短期入所を併設すると共に、計画相談支援も行っています。

区立障害者生活支援センターは、精神障害者に対応した生活訓練の施設として地域生活支援拠点施設の役割も担っています。この2つの拠点は、平成29年度から相談支援専門員を増員することで、区役所閉庁時の土日の相談対応や、サービス等利用計画の作成を促進しています。

また、新宿けやき園は、身体障害者及び身体・知的の重複障害者を対象として運営されています。日中活動サービスとして生活介護を実施すると共に、短期入所を併設しています。

個別施策の方向

医療的ケアの必要な障害者を受け入れるため、新宿けやき園及びシャロームみなみ風の運営事業者に対し、看護師の配置や、安定した施設運営及び支援体制の向上のため、運営助成を行っていきます。

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・施設入所支援

基本施策（２） 地域生活移行への支援

個別施策⑳ 施設からの地域生活移行の支援

現状と課題

地域生活への移行にあたっては、退所後の生活について、障害者本人の意向を尊重しながら支援していくことが重要です。長期にわたる施設入所により、既に家族や住まいが区内にないなど、以前暮らしていた地域との関わりが希薄になっている場合もあります。障害者生活実態調査において、施設に入所している方の多くは、「現在の施設で生活したい」と希望している一方、「施設を退所して、必要に応じてサービスを利用しながら区内で生活したい。」と希望している方もいました。希望者一人ひとりにとって地域移行が希望を満たすものであり、かつ適切な居住生活等が保障されるように条件を整える必要があります。

地域生活に円滑に移行できるよう、障害者総合支援法に基づくサービス「地域移行支援」「地域定着支援」に加え、平成30年4月からは、「自立生活援助」が創設され、地域生活を支援する仕組みも増えてきています。

アパート探しやグループホームといった住まいの確保を始め、地域活動支援センター等の日中活動の場の確保等、地域生活を支える福祉サービスの充実を進めていく必要があります。

個別施策の方向

住まいの場として、グループホームの整備を進めるとともに、日中活動の場の確保が重要です。そのために、地域活動支援センター等に対し、補助を継続するとともに、障害者本人の状況に合わせ、多様化している社会資源（日中活動の場や余暇活動の支援、経済的な補償、インフォーマルな支援等）を有効に組み合わせ、サービス等利用計画も有効に活用し、支援を提供していきます。また、地域生活へ移行したい希望のある方については、円滑に地域生活に移行できるよう、施設内外の支援者の連携を行っていきます。

第 2 期障害児福祉計画・第 6 期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 居宅介護 ・ 自立訓練（生活訓練）
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援 ・ 自立生活援助
- ・ 基幹相談支援センター ・ 地域活動支援センター ・ 居住サポート
- ・ 身体障害者福祉ホーム



現状と課題

精神障害者の地域移行については、医療機関との連携を積極的に図り退院支援を推進していることで、保健センター保健師の退院支援件数は年々増加しています。また、令和元年度の区の入院受療状況（生活保護受給者及び国民健康保険加入者）においても、1年以上の長期入院患者数は大幅に減少しています。

また、平成30年3月には、国より「地方自治体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が発出され、措置入院患者への退院支援についても自治体が積極的に取り組んでいく方針が示されました。退院支援においては、入院中から退院に向けた意欲の喚起や本人の意向に沿った移行支援、地域生活を支えるサービスの提供、居住の場の確保を含む高齢の精神障害者に対する支援など、関係部署が連携し、組織横断的に取り組むことが求められています。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築し、地域で精神障害者が生活を継続できるよう、区立障害者生活支援センターは、区内における精神障害者支援の中核的役割を担っています。宿泊型自立訓練や短期入所事業もそのひとつです。また、24時間365日、電話による相談支援を行い、地域生活における不安の解消等を図っています。

一方、精神障害者が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくためには、地域における精神障害に関する理解が進んでいくことが必要です。

個別施策の方向

精神障害者については、これまで以上に退院支援及び地域での安定した生活の支援が重要であるため、入院中の早い段階から退院に向けた移行支援を行うなど、相談支援の充実と医療機関や高齢者支援の関係機関との連携強化を図っていきます。

特に、措置入院患者については、国及び都のガイドラインに基づき、本人の意向に沿った形で退院後の医療や福祉サービスにつなげられるよう支援していきます。退院後は、地域での生活が安定的に継続できるよう、保健師等による訪問・面接等による相談支援についても引き続き行っていきます。

精神障害者の医療及び福祉サービスの継続を支援し、病状変化時に早期に対応できるよう、相談支援、訪問看護等、関係機関とのさらなる連携強化を図ります。また、未治療・治療中断等の精神障害者に対するアウトリーチ支援事業を引き続き実施するなど、精神障害者が安

定して地域で暮らし続けられるよう、より一層支援を進めていきます。

特に長期入院していた精神障害者等に対して、生活能力を身につけるための生活訓練等を行うことは退院促進を図る上で重要な取組です。区立障害者生活支援センターでは、精神障害者を対象とした自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練等を行うと共に、精神障害者の相談支援拠点事業所として、地域生活への移行の促進や相談事業の充実を図っていきます。

また、精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図ることで、本人だけでなく家族を始めとする周囲の人もこころの不調に早めに気づき、声掛けをする等、社会全体での支えあい出来る偏見や差別のない地域をめざします。

施策に関する主な事業

- ・区立障害者生活支援センターの管理運営

保健予防課・保健センターにおける事業

- ・保健・医療・福祉・関係者による連携（精神保健福祉連絡協議会、精神保健福祉実務担当者連絡会）
- ・精神科医による精神保健相談
- ・保健師による面接・訪問相談等
- ・医療機関等との連携
- ・精神障害者退院後支援（退院後支援に関する計画の作成）
- ・未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援
- ・デイケア（精神障害者社会復帰支援事業）
- ・精神障害者社会適応訓練事業（都制度）
- ・精神保健講演会
- ・パンフレット・リーフレットの作成・配布

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・自立訓練（生活訓練）
- ・短期入所
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援
- ・自立生活援助
- ・精神障害者福祉ホーム
- ・居住サポート

個別目標 4 多様な就労支援

基本施策（1） 多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実

個別施策②④ 就労支援の充実

重点的な取組

現状と課題

自立した社会生活を送るうえで、就労は大きな要素です。就労は経済的な面ばかりでなく社会参加を促すという意義もあります。障害者の就労意欲の高まりと、企業における障害者雇用に対する理解が進むにつれ、企業も障害者雇用率達成に向けた取組を強化し、就職に至った人が増えています。

民間企業における障害者の法定雇用率は令和3年3月には2.2%から2.3%まで引き上げられ、障害者の一般就労に必要な社会的条件の整備が求められています。

個別施策の方向

就労のための支援を必要とされる障害者の方は、増加傾向にあります。区は新宿区勤労者・仕事支援センターが担う障害者就労支援事業として、職業相談から就労準備支援、就職活動の支援、職場実習の支援、就職後の定着支援など、一般企業等で就労するために必要となる一体的な支援を行います。また、障害者のための就職準備フェアや未就業者と就業者との交流会の開催などにより、障害者の就労に向けたイメージづくりや働く意欲の向上を図ります。このほか、特別支援学校等と区内就労支援施設や新宿区勤労者・仕事支援センター等の関係機関による「進路対策等連絡会」等の開催を通じ、関係機関と区との連携を強化し、卒業後のスムーズな就労支援の実施を図ります。

民間企業に対しては、国の障害者雇用施策や企業支援策の活用を促進しつつ、障害特性や本人の状況に応じた仕事の創出等への取組を働きかけていきます。さらに、障害者雇用を実施している企業に対して、障害者受入に関する相談や、職場の障害理解促進の働きかけを行い、障害者が安心して働き続けられる環境づくりを進めます。

施策に関する主な事業

- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・就労定着支援

コラム 障害者雇用促進法と法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律です。

一定規模以上の事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用を義務付け、雇用率未達成事業主からは雇用率に満たない人数に応じて障害者雇用納付金を徴収し、雇用率達成事業主には雇用率を超えて雇用した人数に応じて障害者雇用調整金を支給します。なお、障害者の法定雇用率については、平成30年4月1日から以下のように順次引き上げられています。

事業主区分	法定雇用率		
	H30.3.31まで	H30.4.1以降	R3.3.1以降
民間企業	2.0%	2.2%	2.3%
国、地方公共団体、特殊法人等	2.3%	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%	2.5%

※ 一定の要件を満たした特例子会社による雇用率算定の特例あり

◎ 対象となる事業主の範囲が拡大（令和3年3月1日以降）

従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には以下の義務があります。

- ・ ハローワークへの障害者雇用状況（毎年6月1日時点）の報告義務
- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」選任の努力義務

◎ 民間の事業主に対する措置（申請対象期間の初年度は令和2年度、申請は令和3年度）

週所定労働時間が一定の範囲にある短時間労働者を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みが創設されます。

障害者の雇用の促進等に関する取り組みに関し、その実施状況が優良な中小事業主を認定する制度が創設されます。

個別施策②⑤ 施設における就労支援の充実

現状と課題

区は障害者優先調達推進法に基づき、障害者の自立した生活に資するため、平成 26 年に「新宿区における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針」を策定しました。方針に基づき毎年度目標を掲げ、障害者就労支援施設等への安定的な発注や、発注件数の増加に努めています。

利用者は、就労支援事業所をその特徴や強みに合わせて選択できるようになってきました。

就労移行支援事業所や就労継続支援 A 型事業所は、企業での就労に比較的近い場として、株式会社や NPO 法人などにより運営されています。また、就労継続支援 B 型事業所は、企業での就労が困難な障害者にとって、生活支援を受けながら就労に向けてスキルを高める福祉的就労の場となり、多様な就労形態の一つとして、大きな役割を果たしています。

福祉作業所等の就労継続支援事業所は、清掃、封入・封緘作業、製造、販売等、様々な仕事を利用者の状況に応じて分担し、工賃向上と作業を通じた社会参加に努めています。今後は提供サービス内容や質の向上が求められています。

新宿区勤労者・仕事支援センターの受注センターでは、企業や区から受注した仕事の配分または施設と発注元間の仲介や契約支援などを通じて障害者福祉施設への様々な支援を行っており、各施設の工賃向上を目指す受注センターの役割は重要かつ多様化しています。

受注センターは、平成 29 年度より開始した「新宿区障害者福祉事業所等ネットワーク」の事務局の役割を通して、各施設の自主製品の共同販売や販路開拓、養蜂等自主事業の構築、講習会等の情報交流等に取り組み、各施設の配分金や連携力の向上、職員の意欲喚起を果たしています。

個別施策の方向

区の調達方針に基づく目標を達成していくため、障害者就労支援施設等の受注の機会を確保するとともに、新宿区勤労者・仕事支援センターと障害者就労支援施設等が連携を強化し、障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進を図り、障害者就労支援施設等の経営基盤の安定と障害者の自立を促進していきます。障害者福祉施設等への仕事の配分、または仲介業務や助言・相談等を行う際は、施設ごとに個別の事情に配慮し、安定した作業が可能になるようきめ細かい支援を

行っていきます。ネットワーク事業で得た施設の意欲や連携の向上を原動力にして、求心力が高いネットワーク運営に努め、区内施設を支援していきます。

また、今後は事業所間のネットワーク化促進による受注活動の促進だけでなく、自主製品の開発、品質向上、販売促進に向けた講習会の開催など、現場に根差した企画で事業所を支援していきます。

施策に関する主な事業

- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・就労移行支援 ・就労継続支援 A 型 ・就労継続支援 B 型



基本施策（２） 安心して働き続けられるための支援

個別施策⑳ 就労の継続及び復職等の支援の強化

現状と課題

就労を希望する障害者が就職するため、もしくは在職中の障害者が仕事を継続するために、職場、ハローワーク、障害者就労支援施設、グループホーム、特別支援学校、保健センター、相談支援事業所、新宿区勤労者・仕事支援センター等関係機関が連携し、支援のネットワークを構築する必要があります。また、障害者が就職し職場定着するためには、就労支援だけでなく、生活リズムの確立や健康管理、権利擁護など生活面からの支援も必要です。安定的な就労の継続を支援するため、平成30年4月から新たに障害福祉サービスの一つとして就労定着支援が創設されました。個別の支援においては、地域福祉権利擁護事業と連携も必要な場合があるなど、多機関多職種からの支援体制が求められています。

一方、離職後に適切な就労支援が受けられず在宅生活を余儀なくされている障害者も多く、在職中に体調等を崩し休職する人もいます。再就職や職場復帰のために適切な支援が行える仕組みづくりが求められています。

個別施策の方向

新宿区勤労者・仕事支援センターの就労支援コーディネーターが就労の継続や復職への支援体制を構築します。障害者就労支援事業では、受入企業との調整、個別相談等、必要な支援を提供します。就労の継続を支援するため、働いている仲間同士が、休日や勤め帰りに話し合える場として「たまり場事業」を実施するなど、就職前に在籍していた障害者就労支援施設等も含めた仲間づくりのための場の創出に積極的に取り組みます。加えて、新宿区勤労者・仕事支援センターの実施する障害者就労支援事業の支援を受けて企業等で永年就労を継続している方に対して、これまでの努力を労うとともに、本人のみならず、後に続く利用者の就労継続の励みとなるよう、表彰しています。障害者を永年雇用する企業に対しても、感謝状を贈ることにより、障害者雇用に対する意欲を高めています。

一方、事故や病気がもとで、休職や転職、離職を余儀なくされる方がいます。特に脳血管疾患等の後遺症で身体の麻痺と高次脳機能障害を合わせて受障した方の多くは、病院でのリハビリテーションを経て、復職に向けた職業リハビリテーションが必要となる場合があります。

福祉、保健医療等が有機的に連携し、本人に最適な支援を組み合わせ
て提供していきます。

また、うつ病など精神疾患を原因とした休職中の人々が職場に復帰す
るための支援は、精神科のデイケアや復職プログラムを行う関係機関、
障害福祉サービス（就労移行支援、自立訓練）等の多分野の社会資源
の中からその方に合うものを活用していきます。

施策に関する主な事業

- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等
- ・働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会
- ・精神科医による精神保健相談 ・保健師による面接・訪問相談等

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・就労移行支援 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・就労定着支援



共同受注

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターの受注センターでは、障害者就労支援施設等の利用者の仕事の充実、工賃向上のために、官公庁・企業等からの仕事を共同受注し、受注作業の内容や量を適切に調整し、各施設への配分などを行っています。

新宿区障害者福祉事業所等ネットワーク

～しんじゅ Quality (クオリティ)～ <http://www.sksc.or.jp/shinjuQuality/>

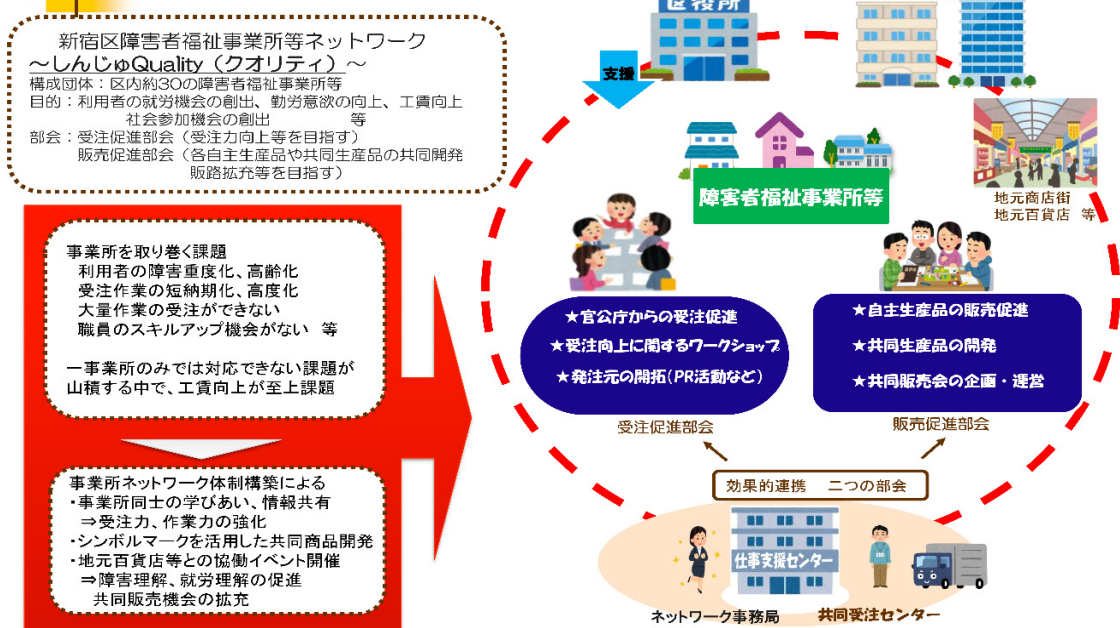
「新宿区障害者福祉事業所等ネットワーク事業」は、利用者の就労機会の創出、勤労意欲の向上、工賃向上、社会参加機会の創出等を目的として、施設等の利用者及び職員向けに、受注作業や自主製品の質の向上等を目的とした講習会や情報交換の機会を提供するとともに、共同製作品の開発や販路拡充を行うなど、施設の連携を図るネットワークを支援しています。令和2年11月現在で、約30か所の施設がこのネットワークに参加しています。

また、ネットワーク事業の一環として「しんじゅ Quality みつばちプロジェクト」と名付けた養蜂事業を実施しています。



新宿区障害者福祉事業所等ネットワーク

～ネットワークの力で、高いQualityクオリティの提供を～



個別目標 5 社会活動の支援

基本施策（1） 社会参加の充実

個別施策⑳ コミュニケーション支援・移動支援の充実

現状と課題

【コミュニケーション支援・移動支援の充実】

日中の活動を促進するため、活動の場の整備とともに、障害特性に配慮したコミュニケーションや移動の支援に関するサービス提供が求められています。視覚障害者や聴覚障害者とのコミュニケーションや情報提供においては、一人ひとりのニーズに沿った手段、方法、媒体で行われることが情報の保障として大切です。

区では、障害者の意思疎通の充実を図り、障害の有無にかかわらず誰もが互いの人格と個性を尊重しあいながら生き活きと暮らし続けることができる共生社会の実現に資することを目的に、令和2年6月に「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」を制定しました。区はこの条例に基づき、手話が言語であることの理解の促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

区は令和元年度、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、区民や国内外から来る障害者がバリアフリー情報を容易に得やすいレイアウトや操作環境を整えるため、令和元年に既存のバリアフリーマップを刷新し、新たなマップを作成しました。

これにより、スマートフォン対応、施設情報（ピクトグラム）からの検索、ルート検索、視覚障害等で地図閲覧が難しい方向けに、主な区有施設等への道順を文字と音声で案内する「音声道案内」、英語版等の新機能を追加し、バリアフリー情報を簡単かつ便利に得られる環境が整いました。

今後、掲載施設及び「音声道案内」ルートの追加・更新を行う予定ですが、掲載の際には歩道上の安全等を確認する必要があります。

個別施策の方向

【コミュニケーション支援・移動支援の充実】

障害者が地域での日常生活を円滑に送ることができるとともに、積極的な社会参加・活動ができるように、必要なサービスの利便性を向上させ、障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段の選択の機会を確保し提供していきます。

視覚障害者と聴覚障害者は情報の取得に際し、特に配慮が必要です。例えば視覚障害者のためのサービスである同行援護では、外出時の歩行介助にとどまらず、外出中の代筆代読の支援も行っているほか、社会福祉協議会内で運営している視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーでは、行政資料の点字版、音声版を備え、職員による代読サービスを行っています。聴覚障害者のための意思疎通支援事業では、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行っています。また、区役所においては手話通訳者を週2回配置するほか、窓口用タブレット端末や来庁者のスマートフォン等を利用した遠隔手話通訳等サービスを提供することで、区役所での手続きの利便性向上に努め、あわせて手話言語への理解の促進及びその普及に努めます。

また、視覚障害者・聴覚障害者向け情報保障を支援する福祉用具は、日進月歩の発展を遂げています。日常生活用具の給付等に関する検討会を開催し、毎年品目や基準額について検討しています。

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

利便性を高めるため、必要に応じた施設情報の更新など適切な管理運営を行うとともに、障害者団体や関係機関等に加え、区を訪れる多くの方への周知を徹底し利用を促進することで、障害者の社会参加の充実に努めます。

また、「音声道案内」ルートの作成については、視覚障害の当事者の意見を参考にしながら、ルートの調査等を実施します。

施策に関する主な事業

【コミュニケーション支援・移動支援の充実】

- ・ 中等度難聴児発達支援事業
- ・ 意思疎通支援（手話通訳者及び要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁舎配置、遠隔手話通訳等サービス）
- ・ 手話講習会 ・ 手話通訳者選考試験 ・ 視覚障害者・聴覚障害者向け講座

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

- ・ 障害者差別解消の推進

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

【コミュニケーション支援・移動支援の充実】

- ・ 同行援護
- ・ 意思疎通支援（手話通訳者及び要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁舎配置、遠隔手話通訳等サービス）
- ・ 意思疎通支援者養成研修事業
- ・ 日常生活用具（情報・意思疎通支援）
- ・ 移動支援

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

- ・ 理解促進研修・啓発

コラム 電話リレーサービス

電話は日常生活及び社会生活において、遠隔地との意思疎通をリアルタイムに行える通信手段です。一方、電話は音声による意思疎通手段であり、聴覚、言語機能又は音声機能に障害のある方（以下「聴覚障害者等」といいます）は、介助を受けずに電話を利用することが難しく、電話を利用した日常生活のコミュニケーションや行政手続、職場における業務のやりとり、緊急時の速やかな救助の要請等に困難を伴います。

このような背景を踏まえて、聴覚障害者による電話の利用の円滑化のため、公共インフラとしての電話リレーサービスの適正かつ確実な提供を確保するなどの必要があることから、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立し、令和2年12月1日に施行されました。

◎ 電話リレーサービスとは

聴覚障害者等と聴者の通話をオペレーターが通訳することにより、電話でのリアルタイムなやり取りを可能にするサービスです。聴覚障害者等はパソコンやスマートフォンの画面越しに「手話」もしくは「文字チャット」で話したいことを伝え、それを理解した通訳オペレーターが、電話の相手先に「音声」で伝達します。メールやFAXのように返事の待ち時間もなく、病院の予約や緊急時の通報などにも対応します。



※ 画像は日本財団ホームページより転載

コラム 手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例

区では、障害がある方のコミュニケーションの充実に図り、障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながらいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指し、「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」を制定し、令和2年6月に公布・施行しました。

◎ 条例の基本理念

- ・手話言語は、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で必要不可欠な言語であり、音声言語と同等に扱わなければならない。
- ・障害者が情報を取得し、または自らの意見を発信するにあたっては、障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段を自由に選択することができる権利が最大限に保障されなければならない。

◎ 区の責務と区民・事業者の役割

★ 区の責務

基本理念に基づき、手話が言語であることへの理解の促進・障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

★ 区民の役割

障害・障害者への理解を深めるため、区が推進する施策への積極的な協力・参加に努めます。

★ 事業者の役割

障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段を積極的に活用し、円滑なサービスができるよう必要な措置や合理的配慮に努めます。

◎ 区の主な取り組み

- ・手話通訳者、要約筆記者の派遣

聴覚障害のある方や音声・言語機能障害のある方が日常生活に必要な場合に派遣しています。

- ・区役所本庁舎での手話通訳者の配置

毎週火曜日午前8時30分～午後0時30分、毎週金曜日午後1時～5時に、手話通訳者を配置しています（いずれも祝日等を除く）。

- ・遠隔手話通訳等サービス

区役所本庁舎等の窓口において、窓口用タブレット端末やご自身のスマートフォン等による遠隔手話通訳等サービスを提供しています。

※窓口用タブレット端末は本庁舎、第一分庁舎、第二分庁舎、第二分庁舎分館及び第二分庁舎分館分室の各課並びに各特別出張所で利用可能

- ・点字版、音声版の発行物の制作

広報新宿のほか、しんじゅくの教育、新宿区議会だより等の点字版・音声版を製作しています。

- ・視覚・聴覚障害者交流コーナーの運営

視覚・聴覚に障害のある方等を支援するボランティアの方が交流する場を区社会福祉協議会で運営しています。



- ・点字カードプレス機の体験機会の創出

点字を身近に感じられるよう、視覚・聴覚障害者交流コーナーに機器を用意し、点字を体験できるようにします。

- ・ヒアリングループの貸出

補聴器等を使用している方が会議や講演会の音声を聞き取りやすくなる装置「ヒアリングループ」を、視覚・聴覚障害者交流コーナーで貸し出します。



現状と課題

【文化芸術活動の推進】

文化芸術は、新たな価値を生み出すとともに、多様性を尊重し他者との相互理解を進める力を持っています。また、文化芸術活動においては、障害の有無に関わりなく、誰もが対等に享受・創造する権利を持っています。障害の種別や特性の違いに関わらず、より多くの障害者が幼少期から生涯にわたり、自宅・学校・福祉施設・文化施設・民間の教室等の地域の様々な場で、鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できることが重要です。

区立障害者福祉施設においては、障害者が障害内容やニーズ等に沿った様々な創作的活動や発表の機会を持てるよう支援しています。例えば障害者福祉センターでは、書道や陶芸講座等、様々な内容の講座講習会を実施しています。また、新宿生活実習所では、通所する利用者の日々の暮らしや活動による成果、作品などを地域社会に紹介する「ぽればれアート展」を開催しています。

このほか、障害者週間に合わせて新宿駅西口広場やギャラリーオーガード「みるっく」で開催される「障害者作品展」では障害者の作品が展示・発表され、多くの人々の目に触れることで創作へのモチベーション向上につながっています。

【スポーツ活動への参加】

スポーツ活動への参加は、生きがいや自信を創出し、社会参加を促進する意味でも重要です。地域において障害者が日中の活動を行えるよう、障害のある人もない人も一緒になって気軽に参加できる各種機会の提供に努めています。また、活動への積極的参加を支えるために、チラシ作りや申込み方法を工夫するなど各種事業を開催する際には、障害者が参加しやすいような配慮と環境整備に取り組んでいます。

障害のある方に身近な地域でのスポーツ活動の場を提供するため、新宿未来創造財団で月に1回障害者スポーツデーを実施しています。新宿区体育協会、スポーツ推進委員等、地域でスポーツを指導している方から協力を得て実施していますが、種目によって参加者数にばらつきがあるため、更に活性化するために団体との連携・周知の強化を工夫する必要があります。そこで、「ボッチャ」の普及指導員養成講座の開催などを通じて、障害者スポーツと障害のある方への理解と、障害者スポーツを支える人材の育成を積極的に推進しています。今後も引き続き、施策の普及啓発に努めます。

個別施策の方向

【文化芸術活動の推進】

文化芸術の鑑賞にあたっては、物理的・心理的な障壁が改善されることで、より多くの人々が参加しやすくなることから、情報保障（音声ガイド、字幕表示、手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループ等）や障害特性に応じた配慮等、より一層の環境整備の充実を図ります。

また、障害者の個性を活かし、自己肯定感を高め、社会参加を促す観点からも、引き続き創造活動の拡大充実を図る必要があります。区内の障害者福祉施設等における日中活動のほか、特別支援学校等における芸術に関する教育の一層の充実に努めます。

さらに、作品等の発表の場は、障害者やその支援者等の創造活動のモチベーションの向上につながり、地域住民と交流する機会としても重要です。障害者週間に実施している「障害者作品展」等の時宜を捉え、多様な人々の交流や相互理解を図ります。

【スポーツ活動への参加】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて実施してきた機運醸成を好機と捉え、大会終了後も、障害者がそれぞれの障害種別、程度や意向に合わせ、身近な地域で気軽にスポーツを楽しむことができる機会を提供していきます。区は、新宿未来創造財団を始めとした生涯学習・スポーツ等の関係団体や障害者団体等と連携・協力を一層強め、障害者のスポーツ実施率向上や障害者スポーツへの理解を高めます。

一人でも多くの障害者が日常的にスポーツを楽しめるよう、「新宿区スポーツ環境整備方針」の中で「障害者がスポーツを楽しめる場や機会の創出」を位置づけています。この方針等に則り、障害者のスポーツ・文化に関わる人材の育成のための講習会等を開催し、人材の登録や事業内容及び機会の充実を進めます。

具体的に、「障がい者スポーツ指導員養成講習会」等障害者スポーツ指導者の資格取得をスポーツ推進委員及び地域でスポーツ指導を行っている方を中心に推進し、障害者スポーツを支える人材を育成していきます。

施策に関する主な事業

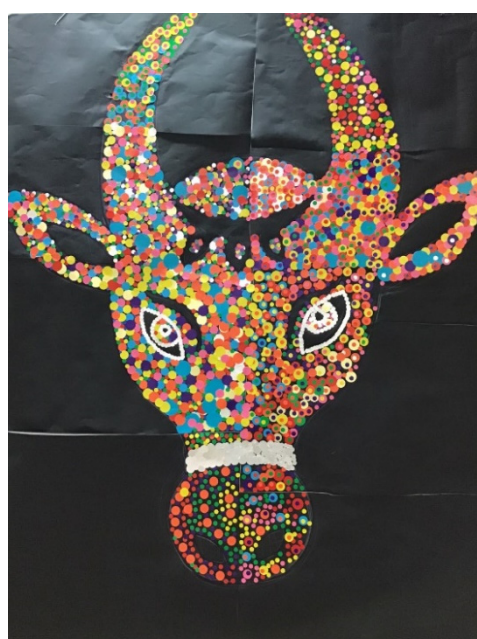
- ・ 障害者差別解消の推進
- ・ 意思疎通支援（手話通訳者及び要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁舎配置）
- ・ 理解促進研修
- ・ 啓発

新宿未来創造財団等における事業

- ・青年教室
- ・障がいのある方のための星空コンサート
- ・障害者スポーツデー
- ・障がいのある方のためのわくわくプラネタリウム
- ・ハンディキャップスイムデー
- ・障がいのある方とともに楽しむスポーツ体験デー ほか

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・同行援護
- ・行動援護
- ・移動支援
- ・理解促進研修・啓発
- ・意思疎通支援（手話通訳者派遣、要約筆記者派遣）



コラム 障害者の文化芸術活動の推進について

◎ 障害者芸術文化活動普及支援事業

障害のある人が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことが出来るように、地域における支援体制を全国に展開し、障害のある人の芸術文化活動の振興を図るとともに、自立と社会参加を推進することを狙いとした厚生労働省の事業です。

美術、音楽、演劇、舞踊などの多様な芸術文化活動を対象として、支援事業を展開しています。

障害のある人の芸術文化活動にまつわる
「やってみたい」「困った」などにお応えします！



造形活動や音楽、ダンスの活動
をしたい！



作品を発表したい！



障害のある人に鑑賞してもらう
にはどんな工夫をすれば？



障害者の芸術文化活動に
関心があるけど、どうすれば？

※画像は障害者芸術文化活動普及支援事業ホームページより転載

◎ 東京都障害者芸術文化活動支援センター

東京都では、障害者の芸術文化活動の更なる振興を図り、芸術文化活動を通じた障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に、東京都における障害者芸術文化活動支援センターを設置しています。

センターの紹介のほか、詳細は以下の URL をご確認ください。

連携事務局ホームページ
<https://renkei-sgsm.net/>



個別施策⑳ 社会参加の促進への支援の充実

現状と課題

障害者が、地域での日常生活を円滑に送ることができ、積極的に社会参加ができるように、それぞれの障害の状況や地域社会への参加の意欲に応じた支援が重要です。

個別施策の方向

障害者団体に対し障害者福祉活動事業費を助成することで、障害者自らが、地域における講習会や研修を行い、体験学習や福祉活動に当事者ボランティアとして参加するなど、生きがいや社会的役割を担い、自己実現の活動を継続できるように支援します。

区立障害者福祉センターでは、障害者の社会参加促進の一環として、さまざまな講座や講習会を実施しています。講座を修了した障害当事者によるピアサポートなど、障害種別や程度に応じた、多様な当事者参加を可能にしています。

各障害者福祉施設では、施設祭りなどを通じて地域住民と障害者が交流する場を充実させるとともに、NPO、地域福祉を担う団体との協働・交流を推進します。

施策に関する主な事業

区立障害者福祉センターにおける講座・講習会

- ・いきいき健康教室・フラダンス・リズム体操・軽体操
- ・書道 ・陶芸 ・俳句 ・茶道・パソコン教室・スマートフォン講座
- ・タブレット講座
- ・料理入門・手芸教室各種 ほか （年度により変更あり）

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・障害者福祉活動事業助成

個別目標 6 障害者の権利を守り安心して生活できるための支援

基本施策（1） 障害者が権利の主体として生活するための支援

障害者の権利擁護に関する法律には、障害者の差別解消法、虐待防止法、民法（成年後見制度）等が挙げられます。障害者の権利擁護を推進するため法制度が順次整備され、平成 26 年に障害者権利条約を批准しています。

成年後見制度の利用促進に関する施策

個別施策③〇 障害者の差別解消・権利擁護の推進

現状と課題

【障害を理由とする差別の解消の推進】

障害者基本法第 4 条で規定する「障害者差別の禁止」を具体化するための法律が、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」です。この法律は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的としています。行政機関、民間事業者ともに障害者に対する不当な差別的取扱いが禁止され、行政機関には障害者への合理的配慮の提供が義務付けられています。また、障害者差別解消法等の理念を受け、平成 30 年に制定された「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」においては、共生社会の実現に向けた取組を一層進めるため、行政機関だけでなく事業者による合理的配慮の提供も義務付けています。

また、障害者の職業の安定を図るための法律である障害者雇用促進法においても、障害のある人に対する差別の禁止と働く環境の合理的配慮の提供が規定されています。

区は不当な差別的取り扱いをしないことはもとより、合理的配慮の提供の義務も負っているほか、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」に基づき、障害のある人も障害のない人と同じように区の開催する説明会等に参加し、区からの情報を入手できるように、手話通訳者・要約筆記者の設置の基準を明確化し、段差解消スロープ等の支援物品を用意しています。また、障害者自立支援協議会と障害者差別解消支援地域協議会とを一体として組織し、障害を理由とする差別の解消の推進及び権

利擁護に関する協議を行っています。

【権利擁護と成年後見制度】

障害者の権利擁護には、意思表示をすることや意思表示を把握してもらうことが難しい場合も含めて、判断能力が不十分とされた知的障害者・精神障害者の法律行為や財産管理を行う成年後見制度が一定の役割を果たしています。

区は、新宿区社会福祉協議会に新宿区成年後見センターの運営を委託しています。成年後見センターでは、平成30年度から区の補助事業として開始した法人後見とともに、地域福祉権利擁護事業との連携により、判断能力が十分でない方の権利擁護のための成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。また、平成27年度からは、制度利用に係る申立費用の助成とともに、成年後見人等への報酬助成を拡充し、費用負担の軽減を図っています。成年後見制度の利用推進事業、法人後見事業、地域福祉権利擁護事業いずれも相談支援件数は増加傾向にあり、支援が必要な単身世帯の増加や、多くの生活課題を抱えるケースなどが増加し、相談支援内容も多様化・複雑化しています。

障害者の権利を守るためのさらなる地域の理解や協力の推進、支援者の養成が求められています。多様化・複雑化する相談に対応するため、職員の専門性の向上や関係機関との連携強化が必要です。加えて、本人の意思の尊重と、本人の意思の把握が困難な場合の本人の最善の利益を目指していくことが必要です。

また、成年後見制度の利用促進のため、国が平成29年3月に策定した成年後見制度利用促進基本計画においては、区市町村に権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築とその中核となる機関を設置し、後見人支援の強化等を行うことが求められています。

個別施策の方向

【障害者差別解消の推進】

区職員が障害者差別解消法や職員対応要領の主旨や、障害の特性についての理解を深めるため、障害疑似体験を取り入れるなどの職員向け研修を実施します。加えて、障害者への合理的配慮のための全庁的な取組として、障害者を支援するための物品を活用し、障害の特性に応じたコミュニケーション支援等の充実を図ります。物品が一層活用されるよう周知を行うとともに、物品の利用頻度を踏まえ、今後の貸し出しの在り方を検討します。

また、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、区内の関係機関が、地域における相談事例などの共有を行い、それぞれの知識経験

を活かした意見交換により、障害者差別の解消に向けた協議を行っています。

【権利擁護の推進】

権利擁護の推進にあたっては、引き続き地域への成年後見制度の理解・利用促進を進めます。市民後見人の養成についても、基礎講習からフォロー研修、受任後の支援まで一貫した実施を継続します。

新宿区社会福祉協議会では、成年後見制度利用推進事業と法人後見事業及び地域福祉権利擁護事業を実施し、地域住民の協力を得ながら、本人の意思を尊重した支援に積極的に取り組みます。新宿区社会福祉協議会内に設置している「新宿区成年後見センター」を令和3年度から国の基本計画における「中核機関」として位置付け、制度の普及啓発や相談対応、地域連携ネットワーク構築など総合的な支援を行い、安心して地域で生活を送ることができる環境づくりを推進します。後見人支援の強化として、親族後見希望者について専門職も含め構成される会議で権利擁護等の検討、申立手続の支援、後見人選任後の地域ネットワークにより支援を行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・ 障害者差別解消の推進
- ・ 地域福祉権利擁護事業

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 障害者差別解消の推進
- ・ 理解促進研修・啓発
- ・ 相談支援
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 障害者自立支援協議会（障害者差別解消支援地域協議会）
- ・ 成年後見制度の利用促進
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業

◎ 障害者差別解消法とは

障害を理由とする差別を解消して、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくることを目的としています。

◎ 障害者差別解消法で求められること

お店や会社などの民間事業者、国、都道府県、市区町村などの行政機関に対して、「障害を理由とした不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」が求められます。（民間事業者の合理的配慮の提供は努力義務）

★ 不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする等の差別的取扱いは禁止されています。

★ 合理的配慮の提供

障害のある人が何らかの配慮を求める場合、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行うよう努めなければなりません。

※行政機関等は法的義務とされています。

※東京都障害者差別解消条例では事業者にも合理的配慮が義務づけられています。

合理的配慮の例

意思を伝えあうために筆談や手話など音声以外の方法でコミュニケーションをとる。

車椅子等の移動の際、段差がある場合などスロープを使って補助する。

障害の特性に配慮し、パンフレットなどの文字を大きくしたり、ふり仮名をつけたりする。



障害者差別解消法
パンフレット

◎ 障害者差別解消を推進するために

差別のない社会をめざすにあたり、法の遵守や義務と罰則が果たす役割は限定的なものです。公共機関や施設のバリアフリー化が促進するとともに、一人ひとりの心の中の偏見や誤解、無関心といった「こころの障壁(バリア)」を除去していく「こころのバリアフリー」が不可欠です。差別をなくしていくことは、すべての人に求められる責務でもあります。一人ひとりが障害について理解し、障害を理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、解消していくことが大切です。

コラム 成年後見制度とは

成年後見制度は、知的障害、精神障害、認知症などの理由で、判断能力の十分でない人の権利を守る制度です。本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、法律面や生活面でその人らしい生活をお手伝いします。制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

法定後見

＜すでに判断能力が十分でない方に＞

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人が、本人の利益を考えながら、代理権や同意権・取消権を活用することによって、本人を保護・支援する制度です。

任意後見

＜将来の不安に備えたい方に＞

判断能力が不十分になった場合に備えて、本人があらかじめ選んだ方（将来の任意後見人）と将来お願いする内容を決め、公正証書で契約します。

新宿区成年後見センターの役割

区では、新宿区社会福祉協議会に新宿区成年後見センターの運営を委託し、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。新宿区成年後見センターでは、地域の身近な窓口として、成年後見制度や権利擁護についての専門相談のほか、法人後見事業や地域福祉権利擁護事業等を実施しています。

法人後見事業

法人格を有する法人が、法人として成年後見人等に就任し、後見事務を行う事業です。新宿区社会福祉協議会では、新宿区成年後見センターに担当職員を配置し、必要な支援を行います。

★新宿区社会福祉協議会による法人後見のメリット

- ①【福祉の視点×地域とのつながり】を活かした支援を行います。
- ②公共性が高く、安心して成年後見制度をご利用になれます。

地域福祉権利擁護事業

知的障害、精神障害、認知症などにより、必要な福祉サービスを自分だけで判断し、手続きするのが難しい方（本人）が利用できます。本人との契約により、日常生活の範囲内で「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理サービス」「書類等預かりサービス」を行います。担当の専門員と一緒に支援計画を作成し、支援計画に沿って、毎月生活支援員が訪問して支援します。

個別施策⑳ 虐待の防止

現状と課題

区では、平成 24 年 10 月に障害者福祉課に新宿区障害者虐待防止センターを開設しました。毎年約 10 件程度の虐待通報等（通報・届出・相談）が寄せられています。さまざまな虐待ケースに的確に対応することが求められています。

年度ごとの虐待通報件数

平成 27 年度	7 件
平成 28 年度	7 件
平成 29 年度	7 件
平成 30 年度	15 件
令和元年度	11 件

個別施策の方向

新宿区障害者虐待防止センターは、虐待の相談・通報・届出に対応し、関係機関と連携しながら虐待の早期発見と早期防止に取り組みます。虐待を受けた障害者への対応のみならず、家族に対し、居宅介護や短期入所等のサービス利用案内を行い、介護負担が軽減されるよう支援も行います。

障害者虐待について広く啓発を行い、虐待防止の意識を高めていく必要があります。障害者虐待防止の広報・啓発を進めるとともに、障害福祉サービス事業者への集団指導を通し、事業所職員に対しても虐待防止の意識付けを徹底していきます。

障害のある子どもや発達に心配がある子どもを含め、児童への虐待の防止には、広範囲な分野の連携が必要です。区では、子ども総合センターが中心となり、子ども家庭・若者サポートネットワークの虐待防止等部会で、区の関係部署や、東京都児童相談センター、警察、医療等の関係機関と民生委員・児童委員等との連携により、早期の発見・対応と見守りを行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・子ども家庭・若者サポートネットワーク（虐待防止等部会）

第 2 期障害児福祉計画・第 6 期障害福祉計画に基づく事業

- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター
- ・緊急保護居室確保

個別施策⑳ 消費者被害の防止

現状と課題

障害者等の消費者被害を未然に防止するため、啓発を推進し、相談体制を強化しながら、悪質商法の被害に遭わないための対応を行っています。

被害が潜在化しやすい障害者等の被害については、早期の発見・対応が重要です。

個別施策の方向

新宿消費生活センターでは、消費者被害の未然防止のため、地域団体等が悪質商法など消費生活に関する学習会や講座を開催する際に、消費生活相談員を講師として派遣する講座を行い、賢い消費者を育成していきます。また、対象者に応じた消費者講座を開催し、啓発活動を進めていきます。

日常生活に必要な商品の購入及びサービスの利用によって生じる安全・品質・表示・契約に関するさまざまなトラブルに対して、消費生活相談員が関係機関等と連携しながら相談に応じ、問題解決の手助けを通して、消費者被害の早期発見、被害回復、未然防止に努めています。電話や来所での相談が困難な障害者宅へ伺う訪問相談も行っています。また、新宿消費生活センターが独自で行っている弁護士相談へつなげるなど、消費者が自立し、安心して生活を送ることができるよう努めていきます。

また、新宿区社会福祉協議会では、成年後見制度利用推進事業と法人後見事業及び地域福祉権利擁護事業を実施し、地域住民の協力を得ながら、本人の意思を尊重した支援に積極的に取り組みます。新宿区社会福祉協議会内に設置している「新宿区成年後見センター」を令和3年度から国の基本計画における「中核機関」として位置付け、制度の普及啓発や相談対応、地域連携ネットワーク構築など総合的な支援を行い、安心して地域で生活を送ることができる環境づくりを推進します。後見人支援の強化として、親族後見希望者について専門職も含め構成される会議で権利擁護等の検討、申立手続の支援、後見人選任後の地域ネットワークにより支援を行っていきます。

施策に関する主な事業

新宿消費生活センターによる事業

- ・消費生活相談

新宿区社会福祉協議会による事業

- ・地域福祉権利擁護事業
- ・成年後見制度利用促進
- ・成年後見制度法人後見支援事業

個別目標 7 こころのバリアフリーの促進

基本施策（1） 障害理解の促進

個別施策③ 障害理解への啓発活動の促進

重点的な取組

現状と課題

これまで区は、障害者差別解消法に基づく「不当な差別的取扱の禁止」や「合理的配慮の提供」に関する内容の周知を図るため、障害者差別解消法のリーフレットを作成し、特別出張所や障害者福祉施設、区のイベント等で配布し、理解啓発に努めてきました。障害理解への啓発活動の機会や方法・内容等を充実し、障害に対する差別や理解不足からくる「こころの障壁（バリア）」をなくし、障害のある人もない人も共に支え合う地域共生社会をめざす「こころのバリアフリー」の促進を図る必要があります。

ヘルプカードやヘルプマークは、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自分の障害への理解や支援を求めるためのものです。ヘルプマークやヘルプカードを身に着けた方を見かけた周囲の人達は、電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかける等の行動をとることが自然にできることが共生社会と言えます。ヘルプマークやヘルプカードについて、一層の周知啓発が必要です。

また、精神障害及び精神障害者に対する理解と認識を深めるために、区民等に対して、広報新宿、ホームページ、講演会、障害者週間等の機会をとらえ、障害理解の啓発、障害理解の教育の推進、広報活動を行っています。特に「こころの不調」については、早めに気づき、早めに相談することで、早い回復につながります。引き続きライフステージに応じた普及啓発を行っていく必要があります。

個別施策の方向

障害理解を促進するため、区主催の協議会や障害者施設でのリーフレット配布にとどまらず、広報新宿への障害理解の記事掲載や新宿駅西口広場での「新宿区内障害者福祉施設共同バザール」及び「障害者作品展」の開催、区役所本庁舎1階での人権啓発パネル展示等、さまざまな機会を通して、障害理解に向けた啓発活動を進めていきます。

また、当事者団体との連携協力による障害疑似体験の取組もさらに推進していく必要があります。実際に障害者との関わりを持つ機会も重要です。障害者福祉施設では、障害者の作品展や施設祭り、講習会、交流会等を通じて、地域住民と障害者が交流する場を設け、地域での障害理解が促進されるよう、引き続き活動を行っていきます。区立障害者福祉センターでは、年数回、区民向けに障害理解に関する講演会を実施していきます。さらに映画鑑賞会などを通じて夏休み中の子どもたちと障害者との交流の機会を推進します。

さらに、「こころの不調」への気づきについて、普及啓発を行います。本人の自覚と同時に、周囲の人が早期に気づき、適切に対応できるよう正しい知識や適切な対応についての普及・啓発を進めます。特に思春期は、身体の著しい発達に比べ、精神的・社会的に未熟であり、さまざまなこころの問題が生じやすい時期です。子ども自身はもちろん、家族や周囲がこころやからだに起こる急激な変化を十分理解し、SOSのサインに早い段階で気づき対処できるよう、引き続き教育委員会と連携し、中学生とその保護者に対し、正しい知識や適切な対応についての普及・啓発を図ります。

施策に関する主な事業

- ・ヘルプカードの作成及び配布

保健予防課・保健センターにおける事業

- ・精神保健講演会　・健康教育の充実
- ・パンフレット・リーフレットの作成・配布
- ・ホームページの充実
- ・10歳代向けのパンフレット（『気づいて！こころのSOS』）・保護者向けリーフレット・教職員向けリーフレット

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・理解促進研修・啓発

個別施策③④ 障害理解教育の推進

現状と課題

各学校では、通常の学級と特別支援学級間の「交流及び共同学習」や特別支援学校と小・中学校との間における、「副籍交流」に取り組んでいます。

児童・生徒に対する障害者理解教育の推進については、障害者スポーツ体験、障害者理解のための学習、障害者スポーツ選手との交流等の教育活動を全 40 校の区立学校で実施しました。授業後に実施した児童・生徒アンケートで「障害者理解が深まったと回答した割合」は 97.9% で目標の達成に向けて成果を上げています。今後は、知的障害等その他の障害への理解についても深められるよう、実践を共有していく必要があります。

また、教職員対象の研修等を通して障害理解を深めるとともに、人権尊重の精神に基づいて児童・生徒の人間形成を図っています。これらの取組を、今後も引き続き推進していく必要があります。加えて、若手教員育成研修会や保健主任会、夏季集中研修会を通じた教員向け研修会を実施しています。

保健主任会等において学習障害や心臓疾患等の機能障害など様々な障害を取り上げる等、計画的に研修を実施していく必要があります。

個別施策の方向

通常の学級の児童・生徒と、特別支援学級や特別支援学校の児童・生徒の交流及び共同学習等をより一層促進していくとともに、区民向けリーフレットの配布や、説明会の実施等により、障害理解の推進を図ります。また、新宿区社会福祉協議会では、教育委員会が区内小・中学校全校で実施している「障害者スポーツ体験事業」とあわせて、総合的な学習の時間等で、当事者や支援団体の協力を得て、児童・生徒の福祉体験学習を推進しています。特に東京 2020 大会のレガシーとして、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。その際、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる区独自の教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。また、障害者理解教育については、障害者スポーツの体験を通して学ぶことができる障害だけでなく、知的障害等その他の障害に対する理解についても視野に入れ、児童・生徒の学びを広げていきます。

さらに、教職員に対する研修等の機会を充実させ、教職員の障害に関する理解を深めるとともに、差別や偏見を許さない人権尊重の理念を理解した児童・生徒の育成を図ります。

施策に関する主な事業

- ・ 障害者理解教育の推進
- ・ 障害のある児童・生徒と通常学級の児童・生徒との交流

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 理解促進研修・啓発

個別施策③⑤ 広報活動の充実

現状と課題

障害者週間（12月3日～9日）における広報新宿への記事掲載やポスター掲示、リーフレットの配布により、障害者差別解消法や障害特性の理解、日常生活での配慮について普及・啓発しています。

個別施策の方向

「新宿区内障害者福祉施設共同バザール」及び「障害者作品展」の開催や、区役所本庁舎1階パネル展示等を通じて、効果的な広報活動を展開します。他にもホームページや様々な機会を積極的に活用し、広報活動を推進します。

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・理解促進研修・啓発

基本施策（２） 交流機会の拡大、充実による理解の促進

個別施策⑳ 互いに交流しあえる機会の充実

現状と課題

子どもから高齢者までさまざまな年代において、地域で交流しあえる機会を設け、障害のある人と障害のない人とが相互に理解しあうことで、障害理解を促進しています。また、交流することで障害者の生活の幅を広げることもつながっています。

今後は、障害者が地域の行事等の活動にも参加する機会を提供する取組が重要です。

個別施策の方向

障害等のある子どもの「放課後子どもひろば」や児童館等の利用を促進し、障害の有無にかかわらず交流することで、子ども同士や保護者のこころのバリアフリーを促進します。例えば、子ども総合センター発達支援コーナー（愛称「あいあい」）では、通所児と近隣の保育園児、子ども園児が訪問しあい、一緒に活動することを通じ、お互いに認め合う経験を積んでいきます。また、普段関わることの少ない区民に、療育施設を見学してもらう機会を設定したり、地域の方を対象とした講演会を開催したりすることによって、地域に開かれた施設となるよう努めていきます。

区立小・中学校、幼稚園・子ども園等で行う福祉教育及び企業、地域団体が行う福祉体験学習への企画協力や講師紹介を新宿区社会福祉協議会が行っています。福祉教育での地域の障害者や高齢者等との交流を通して、地域の身近な課題や生活者の多様性を感じ、考える機会を支援し、児童・生徒の主体性を高め、地域活動への参加意欲を高めます。障害当事者、家族などの障害者団体が自主的に取り組む啓発イベント等に対しては、障害者福祉活動事業助成により支援していきます。

区民のみならず、新宿に集まるさまざまな人と交流が深まる機会をさらに充実させるため、新宿駅西口広場での、「新宿区内障害者福祉施設共同バザール」及び「障害者作品展」の開催や、障害者が働く店舗の展開等を実施します。

施策に関する主な事業

- ・ 放課後子どもひろば、児童館、学童クラブ

第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 理解促進研修・啓発
- ・ 障害者福祉活動事業助成

個別施策⑳ 地域で交流する機会の充実

現状と課題

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会に参加できるように、区民が互いに社会参加を支援し合う関係づくりをめざします。

個別施策の方向

障害者が地域での活動に参加・交流し、相互に理解を図るための活動を進めていくとともに、広報活動を強化して、障害者施設等で実施している地域との交流イベント等の活動を周知して参加者の拡大等を図ります。

新宿区社会福祉協議会高田馬場事務所内にある「視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー」は、障害者、ボランティア、地域住民などからなる交流コーナー運営委員会の協力を得て、障害者の利用しやすさを第一に、支援者や地域の人達にも開かれた運営を行っていきます。

一般の方を対象に、講座や自主グループなどの活動を通じて交流が図れるよう支援します。また、新規のコーナー利用者の交流活動参加の機会となるように努めます。

防災意識の高まりの中、地域の防災訓練に障害者が参加することで、障害のある人もない人も利用しやすい避難所の運営方法等について、より実践的な検証ができ、心構えも含めた準備ができます。地域の防災訓練に障害者が積極的に参加するよう、区として働きかけていきます。

施策に関する主な事業

- ・視覚・聴覚障害者支援事業

基本施策（3） 情報のバリアフリーの促進

個別施策⑳ 多様な手法による情報提供の充実

現状と課題

障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例では、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めています。

年齢や障害の有無などに関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるよう、通常の窓口のほか、区主催の協議会、説明会、セミナー等の事業の運営、区の作成する印刷物やホームページにおいても、バリアフリーを推進する必要があります。

そのため、必要な情報が障害者に伝わるような一層の工夫と細やかな支援が必要です。例えば、障害者がより良い日常生活を送るために役立つ情報をまとめた「障害者福祉の手引」については、音声コードの添付、数年ごとに点字版、デジタル音声図書（DAISY）版を作成するほか、「障害者計画、障害児福祉計画・障害福祉計画」については音声コードの添付、点字版、カセットテープ版、デジタル音声図書（DAISY）版を作成するなど、区からの情報については、多様な手法により提供を行っています。また、情報技術の急速な発達による障害者のコミュニケーションに役立つ機器・道具等について、活用の方法を検討します。

広報新宿やくらしのガイド発行にあたっては、引き続き点字版・カセットテープ版・デジタル音声図書（DAISY）版・音声CD版を発行するほか、新宿区ホームページのウェブ・アクセシビリティをより向上させることにより、視覚や聴覚等に障害のある人が必要な情報を入手できるよう、利便性を高める工夫と細やかな支援を進めます。

【読書に関するバリアフリー】

読書は、幼児・青少年期、成人期、高齢期の一生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動です。

視覚障害や、文字の読み書きに困難がある発達障害（ディスレクシア）があり、活字を読むことが困難な方への読書環境の向上を一層推進する必要があります。

また、電子書籍等の情報技術の導入を検討し、多様な情報提供を推進していく必要があります。

個別施策の方向

障害者への障害の特性に応じたコミュニケーション支援等の充実として、手話通訳者・要約筆記者の設置、印刷物・ホームページ等への配慮、障害者を支援するための物品の活用、窓口における設備の充実について今後も取り組んでいきます。

なお、区において作成、発行する印刷物等にはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようユニバーサルデザインの考え方を取り入れています。視覚障害、高齢者、色弱者、聴覚障害、子ども、外国人など見る方によって情報がわかりにくくならないように配慮し、文字が見にくい、色数が多い、前置きが長いなど情報がわかりにくい印刷物にならないよう、写真に文字を重ねない、文字色と背景色のコントラストをはっきりさせるなど、だれもが見やすく理解できるデザインを採用していきます。

【読書に関するバリアフリー】

中央図書館では、新宿区内に在住・在勤・在学で、活字を読むことが困難な方のために以下のサービスを行っています。引き続き、読書環境を向上させるための支援を推進していきます。

- ・ **対面朗読**

図書館の資料や、お手持ちの資料などを朗読するサービスです。

- ・ **録音雑誌の郵送サービス**

音訳した週刊誌や月刊誌などの雑誌を希望される方へ、定期的にお届けしています。

- ・ **録音図書の出借・製作**

カセットテープ、DAISYなどの録音資料を現在、約1,600タイトル所蔵しています。所蔵していない録音図書は、全国の図書館からお取り寄せするか、新たに作成し、SDカードなどにダウンロードしてお貸しします。

- ・ **点字資料の出借**

点字資料は他の図書館から借用して貸出します。点字データは、ダウンロードしてご提供できます。

- ・ **録音図書の蔵書目録（墨字・録音図書）**

録音図書の目録を、墨字版（活字）と音声版、テキストデータ版で発行しています。

- ・ **「新宿区声の図書館だより」のお届け**

新しく作成した録音図書や新刊案内、他の図書館で作成した録音図書の紹介及び戸山図書館で購入した音楽CDの到着案内などをテープまたはDAISYに録音して、隔月に希望者へ郵送しています。

- ・ **視覚障害者用資料の郵送貸出**

視覚障害者の方には、視覚障害者用資料（音楽・演芸・文芸などのCD・録音図書・点字資料）を無料で郵送貸出しています。

・ **DAISY 図書再生機の貸出・操作説明**

録音図書の提供が、カセットテープから DAISY に変わってきています。新しい機械操作に不安のある方は、機器の貸出と操作の説明を行いますのでご利用ください。

・ **マルチメディア DAISY**

マルチメディア DAISY 図書が各館でご覧になれます。また、戸山図書館に所蔵がありますが、取り寄せていただければ他の館でも貸出を行っています。

・ **布絵本**

ハンディキャップのある方の機能訓練や子ども向けに考案された布絵本をご用意しています。どなたでもご利用いただけます。

・ **大活字本貸出**

弱視の方、高齢の方にも読みやすい大活字本（活字の大きさが普通の約 4 倍）を戸山図書館と中央図書館・こども図書館・下落合図書館・西落合図書館で約 3,200 冊所蔵しています。

・ **拡大読書器・音声拡大読書器**

活字を拡大して読むことができる拡大読書器や、印刷された活字文書を音声で読み上げる音声拡大読書器「よむべえ」を設置しています。

・ **LL ブックの貸出**

文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な方にもわかりやすい工夫がされた、LLブックを一部図書館にご用意しています。また、所蔵のない館でも取り寄せたうえでの貸し出しも行っていきます。

・ **画面読み上げソフトの導入**

画面読み上げソフト（PC-Talker）を、各館で導入しています。

・ **家庭配本サービス**

区内に在住されている図書館への来館が困難な方のために、希望の資料を自宅まで届けます。職員またはボランティアが配本、回収等を行います。

施策に関する主な事業

- ・ 広報新宿の発行及び配布（点字版広報及び音声版広報の作成等）
- ・ 区政普及のための出版物の発行及び配布（点字版便利帳及び音声版便利帳の作成等）
- ・ ホームページの管理運営（音声読み上げ）

第 2 期障害児福祉計画・第 6 期障害福祉計画に基づく事業

- 意思疎通支援（手話通訳者及び要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁舎配置、遠隔手話通訳等サービス）
- 日常生活用具（情報・意思疎通支援）
- 意思疎通支援者養成研修事業

個別目標 8 福祉のまちづくりの促進

基本施策（1） 人にやさしいまちづくり

重点的な取組

個別施策⑳ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進

現状と課題

【ユニバーサルデザインまちづくりの推進】

「誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまち」の実現のため、令和2年3月に「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」が制定されました。今後、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備等ハード面を促進するとともに、ソフト面についても一層の普及・啓発を推進する必要があります。

【バリアフリーの基盤整備】

高齢者や障害者等の円滑な移動を確保するため、駅や主要な建物を結ぶ道路などについてバリアフリー整備を促進していきます。また、鉄道駅の安全性向上や快適な利用空間を整備するため、ホームドアやエレベーターの設置を促進しています。引き続き、バリアフリー化の着実な実施に向けて、区と施設管理者等が連携して取り組む必要があります。

【障害者・高齢者に配慮した公園の整備】

公園利用者の利便性及び安全性の向上を図るため、誰もが利用しやすい公園づくりを進めています。今後とも、公園が住民に身近な存在として有効に活用されるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ちながら、利用ニーズを反映した公園づくりを進めていく必要があります。

【清潔できれいなトイレづくり】

誰もが利用しやすいトイレづくりを推進するため、多機能トイレや洋式トイレの設置を進めています。これからも、まちの利便性及び快適性の向上を図るため、清潔でバリアフリーに配慮したトイレの整備を計画的に行っていく必要があります。

【放置自転車対策】

点字ブロック上や狭い歩道に自転車が放置されることにより、住民の通行の妨げとなる事があります。点字ブロックを頼りに歩行する視覚障害者や、十分な広さが必要な車いす利用者にとっては非常に危険です。区内全駅（31 駅）のうち、放置自転車がある 30 駅に自転車駐輪場を整備しました。そのため、放置自転車は減少傾向にあります。一方、最近は買い物等の目的での利用が目立ち、一時利用ができる駐輪場や集客施設における駐輪場が求められています。

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

障害者や高齢者が気軽にバリアフリー情報を得る機会を提供することにより、当事者の社会参加の機会を創出する取組を充実させることが必要です。

区は令和元年度、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、区民や国内外から来る障害者がバリアフリー情報を容易に得やすいレイアウトや操作環境を整えるため、既にあったバリアフリーマップを刷新し、新たなマップを作成しました。

インターネットの閲覧環境が大きく変化する中、パソコンのほかスマートフォンやタブレット等のモバイル端末からの閲覧にも対応し、ウェブ・アクセシビリティの確保に関する日本工業規格（JIS X 8341-3）に対応したオンラインマップを運用していく必要があります。

個別施策の方向

【ユニバーサルデザインまちづくりの推進】

イベント等の開催や、啓発用ガイドブック等の活用により、区民や施設所有者などへ普及・啓発していきます。同時に、区職員に対しての研修を行っていきます。また、これまでの普及・啓発に加えて、建築等の計画の早い段階からの事前協議制度等を実施するなど、ユニバーサルデザインまちづくりの視点を取り入れた施設整備を進めていきます。

【バリアフリーの基盤整備】

高齢者や障害者等の円滑な移動を確保するため、「新宿区移動等円滑化促進方針」を策定し、継続的な周知啓発や各施設管理者との協議を実施していきます。また、鉄道駅の安全性向上のため、ホームドアやエレベーターの整備が円滑に進められるよう進捗管理を行います。

また、安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等の整備を進めていきます。

【障害者・高齢者に配慮した公園の整備】

公園の新設や改修の際に、ユニバーサルデザインの視点に立ち、段差解消、スロープの整備、出入口の改良等の整備を行い、公園利用者の利便性及び安全性の向上を図ります。

【放置自転車対策】

既存駐輪場の定期と一時の利用区分の割合の見直しや、集客施設の管理者へ駐輪対策の協力を求めて行きます。また、引き続き撤去活動や駅周辺での整理指導員による声かけや地域住民との協働による啓発活動を行うなど、放置自転車の減少・解消を進めます。

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

「新宿らくらくバリアフリーマップ」は障害のある方や高齢の方、子ども連れの家族などに、区内の公共施設や商業施設、公園等のバリアフリー情報を提供するオンラインマップです。パソコンとスマートフォンに対応し、現在地付近のバリアフリー施設や、利用したいバリアフリー情報（車いす対応トイレやベビーカー貸出等）の検索が簡単にできます。そのほか、視覚障害のある方のために、区内の主要施設については、近くの駅から地図によらない音声案内を作成しています。

また、パソコンやスマートフォン等の特別なスキルを必要とせず、誰でも簡単に情報を入手できるように設計しています。特にバリアフリー設備を絵文字で表した視認性の高いピクトグラム等、分かりやすさと見やすさを重視したデザインを採用することで、誰でも簡単に情報を利用できるバリアフリー情報が取得できるよう努めています。

施策に関する主な事業

【ユニバーサルデザインまちづくりの推進】

- ・ユニバーサルデザインまちづくりの推進

【バリアフリーの基盤整備】

都市計画課における事業

- ・安全で快適な鉄道駅の整備促進
- ・バリアフリーの整備促進

道路課における事業

- ・道路の改良・道路のバリアフリー化

【障害者・高齢者に配慮した公園の整備】

- ・みんなで考える身近な公園の整備

【清潔できれいなトイレづくり】

- ・清潔できれいな公園トイレづくり
- ・清潔できれいな公衆トイレづくり

【放置自転車対策】

- ・放置自転車等の撤去及び自転車適正利用の啓発活動

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

- ・障害者差別解消の推進

コラム 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例

◎ユニバーサルデザインまちづくりとは…

建築物や道路、公園等の都市施設に関し、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、すべての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、または訪れることができるまちの実現を図るための取組のことです。

◎ユニバーサルデザインまちづくりの取組

誰もが、分け隔てられることなく共生することができる社会を実現するためには、区、区民、施設所有者等が協力・連携して、ユニバーサルデザインまちづくりを推進していくことが必要です。

新宿区は、事前協議や工事の完了報告の制度創設など、施設整備の強化を行うとともに、意識啓発を強化するための新たな取組として、令和2年3月に「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」(UD 条例)を制定しました。

UD 条例では、高齢者や障害者も含めたすべての人が円滑に利用できるよう、対象施設の用途及び規模に応じ、出入口、廊下、階段、便所等の項目について、整備基準を定めています。

【UD 条例の主な内容】

- ・区、区民及び施設所有者等が、相互に連携して意識啓発に取り組むとともに、建築等の計画の早い段階からの事前協議制度や工事の完了報告制度を創設。
- ・新たな区の附属機関として、学識経験者・区民・地域団体の構成員・事業者から成るユニバーサルデザインまちづくり審議会を設置。

【施行内容】

令和2年4月1日から一部施行（意識啓発、審議会など）

令和2年10月1日から全面施行（事前協議、届出、工事の完了報告など）

コラム 新宿区移動等円滑化促進方針

◎ 新宿区移動等円滑化促進方針とは…

区全体において一層のバリアフリー化を図るため、施設と経路の連続性を確保することや、ソフト施策等、総合的なバリアフリー化の方針を示したものです。

◎ 新宿区移動等円滑化促進方針に示す内容

① 高齢者や障害者等が多く利用する施設

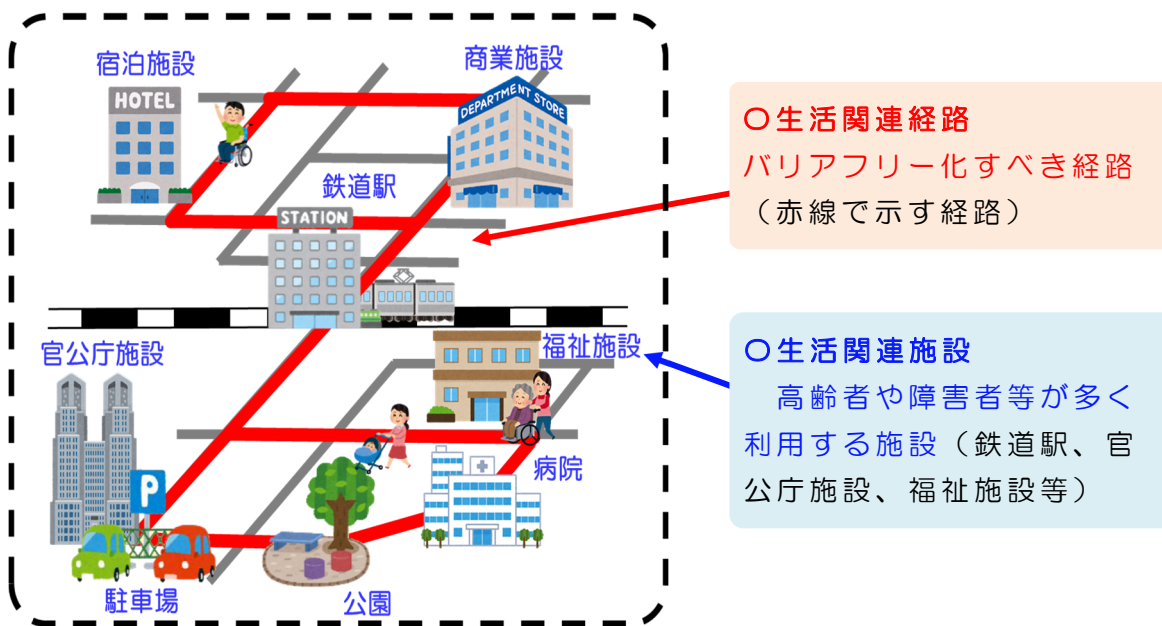
駅や官公庁施設、福祉施設のような施設の中から、高齢者・障害者等が、日常生活において多く利用する施設を「**生活関連施設**」として選定します。

② バリアフリー化すべき経路

生活関連施設を結ぶ経路（駅から官公庁施設や福祉施設等を結ぶ経路）の中から、高齢者・障害者等が日常生活において多く利用する経路を「**生活関連経路**」に選定します。

③ 生活関連経路のバリアフリー化の方針

選定した生活関連経路について、バリアフリー化の方針を示します。



基本施策（２） 人にやさしい建築物づくり

個別施策④ 建築物や住宅のバリアフリーの普及

現状と課題

障害者や高齢者等が、住み慣れた環境の中で心豊かに暮らせるように、さまざまな住宅施策に取り組んでいます。しかし、住んでいる住宅がバリアフリーとなっていないため生活に支障をきたすことがあり、施策の充実が求められています。

個別施策の方向

住み慣れた家で暮らし続けられるように、重度障害者が住宅設備を改善しようとする場合、住宅改修費を給付していきます。

施策に関する主な事業

- ・ 人にやさしい建物づくり

第２期障害児福祉計画・第６期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 住宅設備改善費

個別目標 9 障害者が安全に生活できるための支援

基本施策（1） 災害等から障害者を守り安全に生活できるための支援

個別施策④1 防災・防犯対策の推進

現状と課題

【災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり】

「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」に向け、建築物等耐震化支援事業のほか、耐震シェルター・耐震ベッドの設置費用の一部補助を実施しています。

また、家具類転倒防止器具取付事業を実施し、身の回りの安全対策にも取り組んでいます。

震災時の被害を減らすために、建物の耐震化、家具転倒防止器具等の設置をさらに進める必要があります。

【災害時要援護者名簿・災害時要配慮者セルフプランの普及啓発】

災害時要援護者名簿（申請方式名簿）を作成し、災害発生時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握し、主に地域で安否確認を行うために区内警察署、消防署、民生委員・児童委員、防災区民組織等に配布し、災害時における安否確認など必要な支援を行うために活用しています。名簿登録者に対し、日頃から“自分の身は自分で守る”という意識啓発とともに、災害時に援護が必要な障害者等のニーズに沿った対策を進めていくことが重要です。

また、自助・共助の取組の一層の促進を図るため、要配慮者セルフプランの普及啓発をさらに進める必要があります。

【人工呼吸器使用者の支援】

在宅で人工呼吸器を使用している方は、停電が生命の危機に直結するため、個々の状態に応じた災害発生前からの備えや避難行動などをまとめた「災害時個別支援計画」の作成支援を行っています。また、緊急時における人工呼吸器の電源確保のため、保健所及び保健センター4か所の合計5か所に専用の自家発電機等を設置しています。

在宅で人工呼吸器を使用している方を地域で支えるためには、災害の発生前からの備えとともに、本人や介護者が災害発生時に孤立しないための支援体制を構築する必要があります。

【福祉避難所の充実と体制強化】

福祉避難所の円滑な運営にあたっては、区と福祉避難所が平時から連携を強化していく必要があります。さらに、要配慮者の移送元である一次避難所の運営者に対し、福祉避難所への移送方法等を周知するとともに、一次避難所と福祉避難所の連携を強化していく必要があります。

【防災訓練への参加】

防災意識の高まりの中、地域の防災訓練に障害者が参加することで、障害のある人もない人も利用しやすい避難所の運営方法等について、より実践的な検証ができ、心構えも含めた準備ができます。

【入所施設の防災・防火・防犯対策】

障害者支援施設等の安心安全のため、施設ごとの防災対策のほか、大規模災害を想定し、区や消防署等関係機関との連携や適切な避難訓練の実施等の安全対策が必要です。グループホームの建設相談を受けた際は、消防設備、防犯設備に関する助成について情報提供を行っています。

また、神奈川県相模原市に所在する障害者支援施設で発生した悲惨な事件が二度と繰り返されることのないよう、利用者に対する安全確保への取組が一層求められています。

防犯カメラ等の防犯設備の設置を希望する区内の障害福祉サービス事業を運営する事業所に対し、防犯設備設置補助を実施し、防犯対策を強化してきました。

これからの障害者支援施設は、地域と一体となった開かれた社会福祉施設となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設となることの両立を図る必要があります。

【ヘルプカード】

障害のある方には自ら「困った」となかなか伝えられない方がいます。手助けが必要な状況なのに、障害があつて困ったことをなかなか伝えられない方や困っていることを自覚できない方もいます。「ヘルプカード」は障害のある方が普段から身につけておくことで、日常で困った時、ちょっと手助けが必要な時、緊急時や災害時に周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。

個別施策の方向

【災害時要援護者名簿・災害時要配慮者セルフプランの普及啓発】

地震によるけがの要因では、家具類の転倒・落下によるものが大きな割合を占めています。家具類転倒防止対策の重要性の周知を図るとともに、災害時要援護者名簿登録世帯に家具転倒防止器具取付費及び器具5点まで無料で設置し、安全確保を図っていきます。

また、災害時において要配慮者が在宅あるいは避難所で生活を継続するために必要な事項等を記載する、要配慮者災害用セルフプランの作成勧奨を実施し、広く普及啓発を行います。障害者団体や、支援者、地域との連携強化により、災害時における支援の仕組みづくりを検討していきます。

【人工呼吸器使用者の支援】

在宅人工呼吸器使用者本人とその家族が平常時から災害に備え、安全で安心できる在宅療養生活を送ることができるよう、個別支援計画の作成や訓練を実施し、災害時に適切な行動がとれるよう支援を行います。

また、緊急時における人工呼吸器の電源確保のため、保健所及び保健センター4か所の合計5か所に専用の自家発電機等を設置し、定期的な訓練などを行います。令和元年10月には台風による停電に備え、人工呼吸器用の充電ステーションを設置しました。今後も緊急時の対応を充実していきます。

【福祉避難所の充実と体制強化】

一次避難所運営管理協議会との連携を図り、福祉避難所運営マニュアルに基づいた福祉避難所の開設・運営訓練を実施します。さらに福祉避難所の備蓄物資の計画的な更新、サージカルマスク等の新たな品目の充実を図り、災害時応急体制の強化を図ります。

【防災訓練への参加】

地域の防災訓練に障害者が積極的に参加するよう、区として働きかけていきます。

【入所施設の防災・防火・防犯対策】

新しくグループホームが建設される際には、必要な消防設備について、設置を補助していきます。また、障害者の生活の場である入所施設については施設外部からの侵入を防ぐなど安全管理の徹底や緊急時の連絡体制の確保が図られているか、常に確認していきます。

今後も利用者の安全確保を図るため、防犯対策を進めていきます。

【災害時の聴覚障害者への支援】

「災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定」により、新宿区聴覚障害者協会、新宿区登録手話通訳者連絡会及び新宿区手話サークルの協力を得て、聴覚障害者のための避難所における情報保障を確実に行っていきます。手話通訳者を派遣する避難所において、手話通訳訓練を行うことを町会関係者など避難所運営に関与する避難所運営管理協議会に周知、共有し、発災時に円滑に活動を実施できるようにします。

【緊急通報システム・火災安全システム】

一人暮らしの重度の身体障害者及び知的障害者の方は、緊急通報システム・火災安全システムを設置することができます。今後とも一層の利便性の向上を推進していきます。

【ヘルプカード】

都では、「ヘルプカード」の標準様式を定め、区市町村ごとに作成することを推奨しています。「ヘルプカード」は、障害者が普段から身につけておくことで、日常において困った時、緊急時や災害時に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。区では「新宿区版ヘルプカード」の普及を推進し、障害者が、災害時においても支援が受けやすい環境づくりを支えています。

施策に関する主な事業

【災害時要援護者名簿・災害時要配慮者セルフプランの普及啓発】

- ・要配慮者対策の推進
- ・災害時要援護者名簿の活用
- ・「新宿区災害時要援護者登録名簿」登録者への家具転倒器具取付事業

【人工呼吸器使用者の支援】

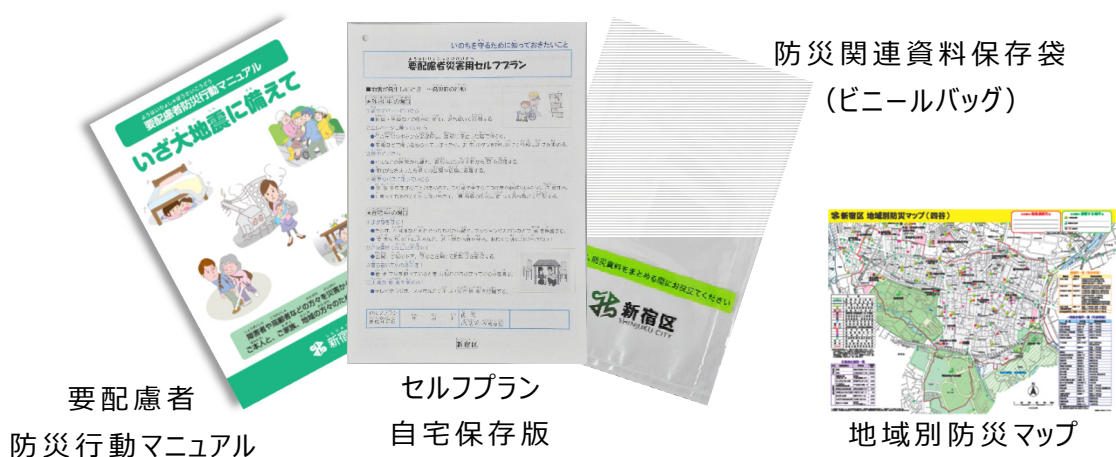
- ・在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業

【緊急通報システム・火災安全システム】

- ・緊急通報システム

【ヘルプカード】

- ・ヘルプカードの作成及び配布



◎ 災害時要援護者名簿の登録

新宿区では、災害時の避難等に支援を必要とする方々（災害時要援護者）を、地域の方々が事前に把握し、迅速・的確な安否確認ができるよう、「災害時要援護者名簿（申請方式名簿）」を作成しています。

この名簿は、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員・児童委員、防災区民組織及び区の関係部署に配布し、情報提供しますが、プライバシーの保護を最優先に考え、ご本人の申し出により作成します。

◎ 避難所では

避難所は、震度5弱以上の地震発生により、各避難所運営管理協議会が立ち上げ、家屋倒壊などで自宅にいられなくなった方たちが一時的に生活をします。

さらに、障害者や高齢者等で自宅や避難所での生活が困難な方のために二次避難所（福祉避難所）を指定しています。なお、施設開所中に災害が発生した場合は、区立障害者福祉施設（令和3年2月現在6所）はそのまま障害者の二次避難所として開設します。また、夜間・休日等で施設が閉所中に発災した場合は、まず一次避難所に避難し、二次避難所の開設準備が整い次第、区から二次避難所に移動する方をお知らせします。

区内10所の避難所において医療救護所を設置し、発災後3日間の急性期医療活動を行うため、医薬品等を備蓄しています。

慢性的な疾患の医薬品の確保に関しては各自でご用意をお願いしています。

◎ 手話通訳者を配置する避難所

手話通訳者を東戸山小学校、西戸山小学校、牛込第三中学校、落合中学校の4所に配置します。新宿区避難場所地図に手話通訳者のいる避難所のマークを表示しました。

◎ 要配慮者災害用セルフプラン

災害時の要配慮者の在宅又は避難所生活における必要な事項等を記載する要配慮者災害用セルフプランがあります。自身の状況や要配慮事項等を記載

し、災害時に支援者や避難所運営者に提示することで、適切な支援を早期に受けることを可能とするものです。

日頃の備えが大切です

飲料水、食物、医薬品のほか障害特性に応じた個々の必需品については、最低 3 日分の備えを各自ご家庭で備えておきましょう。

日頃から避難所に実際に足を運び、避難経路の確認や、お住まいの地域の避難所の避難訓練に参加して地域の方と顔見知りになっておくことも大切です。

必需品の例

日頃服用しているお薬、処方箋のコピー、電動車いすや吸引器などの電動の医療機器等を使用している場合は予備のバッテリー、乾電池の用意など

障害者や高齢者の方々を災害から守るための、本人、家族及び地域の方々の手引書として「要配慮者防災行動マニュアル」を発行しています。

配布場所

危機管理課、障害者福祉課、特別出張所、障害者福祉センター、保健センター、高齢者総合相談センター

避難所は災害により建物が倒壊する等、自宅で生活できなくなった方が一時的に生活をする場所です。プライベートが確保できない等、決して快適な場所ではありません。また、災害時要援護者名簿に登録している方には、家具転倒防止器具を 5 点まで無料で設置しています。災害時にも自宅で生活し続けられるよう、物資の備蓄と併せて、普段から災害に備えましょう。

第 3 部 障害福祉サービス等の 提供体制確保の方策

【第 2 期新宿区障害児福祉計画 ・第 6 期新宿区障害福祉計画】

（新宿区成年後見制度利用促進基本計画）



第 1 章 障害児福祉計画・障害福祉計画の背景

1 第 2 期新宿区障害児福祉計画・第 6 期新宿区障害福祉計画の策定

区では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、平成 19 年 3 月の第 1 期新宿区障害福祉計画の策定以来、通算 5 期にわたって障害福祉計画を策定してきました。この計画の見込量等の実績や障害者等の意向を踏まえたうえで、令和 3 年度から令和 5 年度末に向けて、障害者施策の成果目標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた第 6 期新宿区障害福祉計画を策定しました。

また、障害児通所支援など、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、同じく令和 3 年度から令和 5 年度までを計画期間とする第 2 期新宿区障害児福祉計画を策定しました。

2 「新たな日常」への対応

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、第 2 期新宿区障害児福祉計画・第 6 期新宿区障害福祉計画に位置付ける事業については、「新たな日常」を基軸にサービスを提供することとしています。

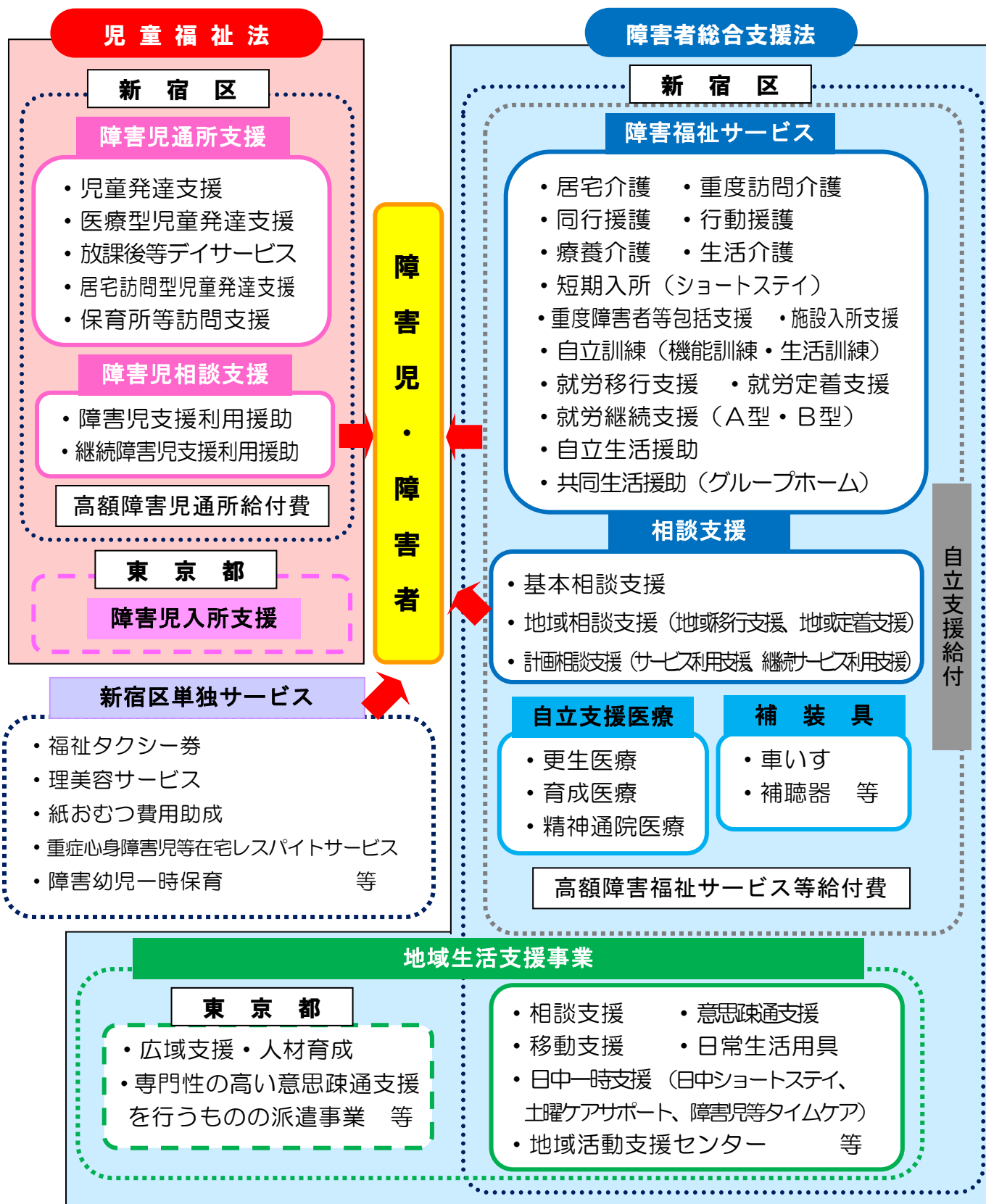
このため、サービスの提供にあたっては、新型コロナウイルスの感染予防と拡大防止の対策を十分に講じ、今後の社会状況に留意しながら柔軟に対応し、推進していきます。

「新たな日常」

3 密（密閉、密集、密接）の回避とソーシャルディスタンスの実践や、手洗い・消毒の徹底、マスクやフェイスシールドの着用、ICT を活用したデジタル化、オンライン化などの取組みを基本とした感染症拡大防止と地域の社会経済活動の両立を維持した日常

3 障害児・障害者を対象としたサービスの体系

障害児・障害者を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービス体系は以下のようになっています。以下の図には一部の区単独事業を含めています。



児童福祉法のサービス

区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	障害のあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害のあるお子さんに対して、児童発達支援および治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害のあるお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休暇時に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難なお子さんに対して、ご自宅で児童発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のあるお子さんに対して、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
障害児相談支援	障害児相談支援 (障害児支援利用援助)	希望する生活の実現や一人ひとりに合ったサービスの利用が出来るよう、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画を作成します。
	障害児相談支援 (継続障害児支援利用援助)	障害児支援利用計画が適切であるか一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行います。
高額障害児通所給付費		世帯内で障害児通所支援サービス、障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、基準額を超えて支払った負担額を支給します。

障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

区分	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護 (身体介護、家事援助、 通院等介助、通院等乗降介助)	自宅で、入浴や排せつ、食事などの介助や、部屋の掃除や洗濯などの支援を行います。また、通院するときに付き添います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に対して、居宅介護の支援に加えて、見守りや外出の支援も含めた、長時間にわたる支援を行います。
	同行援護	視覚障害により移動に支援が必要な方に対して、外出に同行して、移動の支援や移動先での代筆・代読・代行を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で、常時介護が必要な方に対して、行動するときに必要な介助や外出時の移動の支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に対して、医療機関に入所するなどして、機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に対して、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気などの場合や休息を必要とする場合などに、短期間施設に宿泊し、食事や入浴などの介助を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に対して、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に組み合わせて支援を行います。
	施設入所支援	自宅での生活が難しい方に対して、入所して生活する施設で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	地域で生活するために必要な身体のリハビリ訓練や、身の回りのことを自分で出来るようになるための訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等で働くことを希望する人に対して、一定期間、就労に必要な訓練や相談支援を行います。
	就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型	一般企業等で働くことが難しい方が、支援を受けながら働く場です。就労に必要な知識や能力向上のための訓練も行います。 A 型は、利用者と雇用契約を結び、最低賃金を保証します。B 型は、雇用契約はなく利用者は作業した分の対価を工賃として受け取ります。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した方が、継続して就労できるように相談支援を行います。
	自立生活援助	単身等で居宅生活を送る方が、地域でも生活を継続できるよう、定期的に訪問するなどして日常生活の相談支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、入浴や排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行います。

区分	サービス名	サービス内容
相談支援	地域相談支援 (地域移行支援)	施設や精神科病院等から退所・退院する方に対して、地域での生活が円滑に始められるよう、入所・入院中から、住まいの確保や体験宿泊など、新しい生活への準備等の支援を行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	単身等で居宅生活を送る方が、地域での生活を継続できるよう、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。
	計画相談支援 (サービス利用支援)	希望する生活の実現や一人ひとりに合ったサービスの利用が出来るよう、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成します。
	計画相談支援 (継続サービス利用支援)	サービス等利用計画が適切であるか一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行います。
自立支援医療	指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となる制度です。 【更生医療】 身体障害の程度を軽くしたり、障害を取り除いて日常生活や職業能力を高めたりするための医療 【育成医療】 身体に障害があり、手術等で生活の能力を得る見込みのある児童に対する医療 【精神通院医療】 精神障害および精神障害に起因して生じた病態で通院治療が必要な場合の医療	
補装具費	身体障害または難病等の同等の症状がある方の身体機能の代わりや身体機能を補うもので、その購入費・修理費等を支給します。	
高額障害福祉サービス等給付費	世帯内で障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、基準額を超えて支払った負担額を支給します。	

コラム 障害児支援利用計画・サービス等利用計画について

◎ 障害児支援利用計画・サービス等利用計画

ご本人・ご家族の希望する生活やサービスの利用意向に基づき、区の指定を受けた障害児相談・特定相談支援事業所（P.183・P.194 参照）の相談支援専門員が福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるためのトータルプランを作成します。相談支援専門員は、サービス提供事業所の手配や連絡調整を行ったり、定期的に自宅への訪問を行い、計画の見直しを行ったりします。

◎ セルフプラン

相談支援専門員に依頼せずに、ご本人・ご家族や身近な支援者が計画を作成することもできます。サービス提供事業所の手配はご本人・ご家族が行うこととなります。

障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

区分	サービス名	サービス内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害者の「社会的障壁」を除去するために、障害理解を深めるための研修・啓発を行います。
	障害者福祉活動事業助成 (自発的活動支援事業)	ピアサポートや社会活動支援など、障害者、家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
	相談支援事業	相談に応じ、必要な情報の提供や、社会資源の活用等について助言や支援等を行います。
	成年後見制度利用支援事業	身寄りが無い、親族が申立てを行うことが出来ないなどの理由で成年後見制度を利用することが出来ない障害者に対して、親族に代わって区長が審判請求を行います。また、後見人等の報酬費用等を負担することが困難な方への助成を行います。
	意思疎通支援事業	身体障害者手帳を持つ聴覚、音声、言語機能障害者の方に対して、地域生活の円滑化と社会参加の向上を目的に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。
	日常生活用具給付等事業	障害者が日常生活を送る上で困難となっていることを改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる機器を給付または貸与します。
	意思疎通支援者養成事業	手話で日常会話を行う際に必要な手話語彙・手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通に手話を用いる障害者の日常生活・社会生活を支援します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出することができるよう、移動の支援を行います。
	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流等を行います。
区市町村の判断により実施する事業	身体障害者福祉ホーム 精神障害者福祉ホーム	住居を必要としている方に対して、住居等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	心身障害者巡回入浴サービス	家族の介護だけでは入浴できない重度心身障害者に対し、委託業者が巡回入浴車及び看護職員・介護職員を派遣し、定期的な入浴機会を提供します。
	日中ショートステイ (日中一時支援)	介護を行う方の都合等で日中一時的に見守りなどが必要な方に対し、入浴や食事などの介助を行います。
	土曜ケアサポート (日中一時支援)	生活介護の支給を受けている方を対象に、土曜日の日中に、施設での活動の場を提供します。 (施設入所支援の支給決定者を除く)
	障害児等タイムケア (日中一時支援)	就学中の障害のあるお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休暇時に、日中活動の場を提供します。
	緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)	障害者を緊急的に保護するために居室確保を行います。

第2章 第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画の成果目標と実績

第1期新宿区障害福祉計画と第5期新宿区障害福祉計画の成果目標と実績の分析・評価を行います。今後の課題を抽出し、第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画につなげます。

1 第1期障害児福祉計画の成果目標と実績

目標1 障害児支援の提供体制の整備等

【区の考え方と目標】

(1) 児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターと同じ機能を有している区立子ども総合センターが、障害児支援の中核としての役割を果たしています。

(2) 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備

子ども総合センターで平成28年度から保育所等訪問支援を開始しています。今後は利用促進に向け、周知に努めます。

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和2年度末までに、重症心身障害児が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を区内に少なくとも1か所以上確保します。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

既存の協議会等を活用して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場となるよう、検討を行います。

障害児支援の提供体制の整備等の実績（令和2年度末時点）

成果目標	実績
児童発達支援センターの整備	区立子ども総合センターが障害児支援の中核として機能
保育所等訪問支援の利用できる体制の整備	平成28年度に整備済み
重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	3か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	平成30年度に設置済み

【評価】

平成24年より引き続き、区立子ども総合センターが障害児支援の中核としての役割を果たしており、引き続き機能の充実が求められています。また、子ども総合センターにおいて実施している保育所等訪問支援は、新型コロナウイルス感染症等の影響により減少したものの、一定の利用が進んでいます。今後も保育所等へパンフレットによる周知を実施し、利用促進を図っていきます。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、現在各3か所開設していますが、区内利用者の需要は満たされていません。今後も事業所から開設の相談があった際に区の要望を伝え、設置促進を図ります。

平成30年度に設置した「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において、区の関係部署・教育関係者・保健医療関係の担当者及び障害福祉関係事業所の担当者が出席し、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。今後も学識経験者や医師等の外部講師を招いた講演や多職種協働など、情報共有を実施し、連絡会の質的向上を図ります。

【今後の見通しと課題】

区立子ども総合センターにおいては、児童発達支援センターの中核としての役割や保育所等訪問支援を一層推進します。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、開設相談のあった事業者へ区の要望を伝えると同時に、「障害者施設整備事業補助金」に関する情報を周知することで、整備促進を図ります。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場について、引き続き「医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において学識経験者や医師等の外部講師を招いた講演や情報共有を実施し、連絡会の質的向上を図ります。

障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

2 第5期障害福祉計画の成果目標と実績

目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【区の方針と目標】

(1) 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標

第4期新宿区障害福祉計画の実績や、障害者生活実態調査で得られた施設入所者の地域移行へのニーズ等を踏まえ、平成28年度末時点における施設入所者のうち、令和2年度末までに地域生活へ移行する人数を10名(4.7%)以上とします。

(2) 施設入所者数の削減に関する目標

令和2年度末の施設入所者総数については、第4期障害福祉計画の実績や区の実情を踏まえ、平成28年度末時点の施設入所者総数の210名を超えないことを目標とします。

(1) 地域生活移行者数の実績と目標

	実績		目標
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実績・目標	3名	2名	5名
累計	-	5名	10名

(2) 施設入所者総数の実績と目標

実績		目標
平成30年度	令和元年度	令和2年度
213名	208名	210名

【評価】

令和元年度までに地域生活へ移行した人数は5人でした。また、施設入所者総数は令和2年度末の目標である210名を下回っています。施設に入所せざるを得ない状況にある方のニーズも一定であることから、今後も施設入所者の動向について注視していく必要があります。

【今後の見通しと課題】

障害者の高齢化や、障害の重度化が進むなか、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう社会資源を整備する必要があります。施設入所を基本的なサービスの一つとして維持しつつ、希望する方が地域生活へ安心して移行できるよう、グループホーム整備等を引き続き検討する必要があります。

目標3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【区の考え方と目標】

- 保健・医療・福祉関係者の協議の場として、新宿区精神保健福祉連絡協議会を位置づけ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行っていきます。

【評価】

新宿区精神保健福祉連絡協議会では、区で実施している精神保健福祉施策のあり方等を協議することで、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。これまで、未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援（アウトリーチ支援事業）や精神障害者退院後支援の実施について、検討を行いました。また、普及啓発事業の実施状況や相談支援の現状等について、報告し共有することで、実施内容や方針についての見直しを常に行っています。

今後も引き続き協議会を開催し、精神保健福祉施策および地域包括ケアシステムの構築の評価を実施していきますが、保健医療関係者だけでなく障害・高齢・生活福祉等、福祉分野の関係者にも理解を促し、連携していくことが必要です。

【今後の見通しと課題】

精神障害者への支援にあたっては、本人の意向を踏まえながら安定した地域生活が送れるよう、障害福祉サービス及び介護保険サービス事業者等の関係機関との連携をさらに強化していきます。また、相談支援だけでなく、精神障害者退院後支援をはじめ、社会復帰支援や普及啓発等も含めてすでに実施している様々な取組みをさらに充実させ、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

目標 4 地域生活支援拠点の整備

【区の考え方と目標】

○平成 29 年度中に構築した地域生活支援体制の充実を図っていきます。

成果目標	実績
地域生活支援拠点の整備	基幹相談支援センターと拠点 3 か所に対応

【評価】

基幹相談支援センターを中心に、区内 3 か所の拠点施設及び他の区内の指定特定相談支援事業所とも連携し、協働してサービス等利用計画作成の円滑な推進を図っています。それぞれの専門性を発揮した相談支援等のほか、緊急時の受入れ体制や体験の機会・場の提供等の支援を行っています。また、基幹相談支援センターが稼働していない土曜日や日曜日なども稼働し、障害児・障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を推進しました。

【今後の見通しと課題】

基幹相談支援センターと 3 か所の地域生活支援拠点の実務担当者との協議し、人材の育成や区内事業所全体のサービス水準の向上を図っていきます。また、地域生活支援体制事業による研修については、年間計画を作成し、より多くの事業所が参加できるような内容を検討し、更なる専門性の向上と事業所間の連携強化を図る必要があります。

目標 5 障害者就労支援施設等から一般就労への移行

【区の考え方と目標】

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

令和 2 年度までに区内就労支援事業所（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）における一般就労者数を年間 40 名以上とします。

(2) 就労移行支援の利用者数に関する目標

令和 2 年度末の就労移行支援事業所の利用者数を 84 名以上とします。

(3) 就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標

就労移行率が 3 割（30%）以上の区内の就労移行支援事業所を令和 2 年度末までに全体の 5 割（50%）以上とすることをめざします。

(4) 就労定着支援による職場定着率に関する目標

区内就労定着支援事業所の利用者について、各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を、80%以上とすることを基本とします。

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する実績と目標

実績		目標
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
28 人	20 人	40 人以上

【評価】

令和元年度における実績は 20 人でした。民間の転職支援サービスの利用者の増加等が背景にあるほか、区内の就労移行支援事業所を利用する区民の占める割合が減少傾向にあることに起因していると考えられます。

(2) 就労移行支援の利用者数に関する実績と目標

実績		目標
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
88 人	82 人	84 人以上

【評価】

区内・区外の就労移行支援事業所利用者数は 82 人でした。

(3) 就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する実績と目標

実績		目標
平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度
75% (15/20 事業所)	81% (17/21 事業所)	50%以上

【評価】

区内の就労支援事業所における、区内・区外の利用者の就労移行率が3割(30%)以上の就労移行支援事業所の割合は81%に上り、目標を達成しています。

(4) 就労定着支援による職場定着率に関する実績と目標

実績		目標
平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度
-	66.1% (39/59 人)	80%以上

【評価】

平成30年度中に新規で事業を利用したもののうち、令和元年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労した人数の割合は66.1%でした。体調不良による離職や、新型コロナウイルス感染症による影響が出始めた時期と重なったことに起因していると考えられます。

なお、平成30年度はサービスの創設年度であったため、集計していません。

【今後の見通しと課題】

就労移行支援等の事業所及び利用者に制度の周知を一層図り、一般就労への移行を促進します。

就労移行率の底上げを図るため、事業者等に対する集団指導や就労支援ネットワーク会議等の時宜を捉えて、事業所における取組みに関する情報交換等を行います。

就労定着支援事業所は、区内に15か所開設している状況です(令和2年6月1日時点)。引き続き新宿区勤労者・仕事支援センターや各就労定着支援事業所を含めて連携し、サービスの量的・質的確保に努めます。

第3章 第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画の目標

1 第2期障害児福祉計画の成果目標

目標1 障害児通所支援等の地域支援体制の整備等

【国の基本指針の考え方】

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- ・令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【区の考え方と目標】

(1) 児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターの機能を持つ区立子ども総合センターが、障害児支援の中核としての役割を果たしています。

(2) 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備

保育所等訪問支援の充実については子ども総合センターだけで対応するのではなく、区内の事業所とも連携し、引き続き安定的な利用促進に向けた周知に努めます。

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、重症心身障害児が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を区内に各3か所以上確保し、利用者からのニーズを満たせるよう、事業者に積極的に働きかけを推進していきます。

	【実績】 令和元年度	【目標】 令和5年度
児童発達支援	2か所	3か所以上
放課後等デイサービス	2か所	3か所以上

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の実施及び医療的ケア児コーディネーターの設置

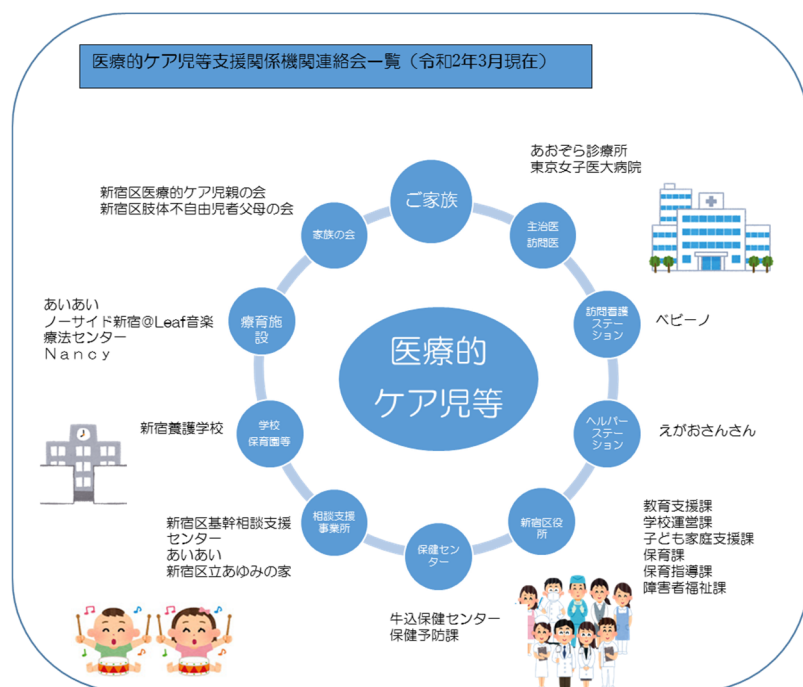
平成30年度に設置した「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。また、令和元年度から医療的ケア児コーディネーターを同連絡会に配置しており、医療的ケア児等の支援を総合的に調整しています。

コラム 新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会

医療や介護が必要なお子さんが、ご家族とともに地域の中で自分らしく安心して暮らしていくために、地域における医療と介護の情報と連携が欠かせません。

新宿区は、人工呼吸器を装着している等医療的ケアが必要な障害児が、その心身の状況に応じた適切な支援を、保健、医療、福祉その他の各関連分野が連携して行うよう、支援関係機関が協議できる場を、平成31年1月に「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」として設置いたしました。

連絡会では、医療的ケア児等に必要な情報が集まっている資料がほしいとの当事者の声を受け、連絡会会員の協力のもと、令和元年度に「医療的ケア児等のおうち生活サポートブック」も作成しています。



2 第6期障害福祉計画の成果目標

目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針の考え方】

- ・令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の入所者数から1.6%以上削減する。

【区の考え方と目標】

(1) 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標

第5期新宿区障害福祉計画の実績や、障害者生活実態調査で得られた施設入所者の地域生活への移行ニーズ等を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者のうち令和5年度末時点までに、地域生活へ移行する人数を5名(3%)以上とします。

(2) 施設入所者数の削減に関する目標

令和5年度末の施設入所者総数については、第5期新宿区障害福祉計画の実績や区の実情を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者総数の208名を超えないことを目標とします。

施設入所者数・地域生活移行者数の目標

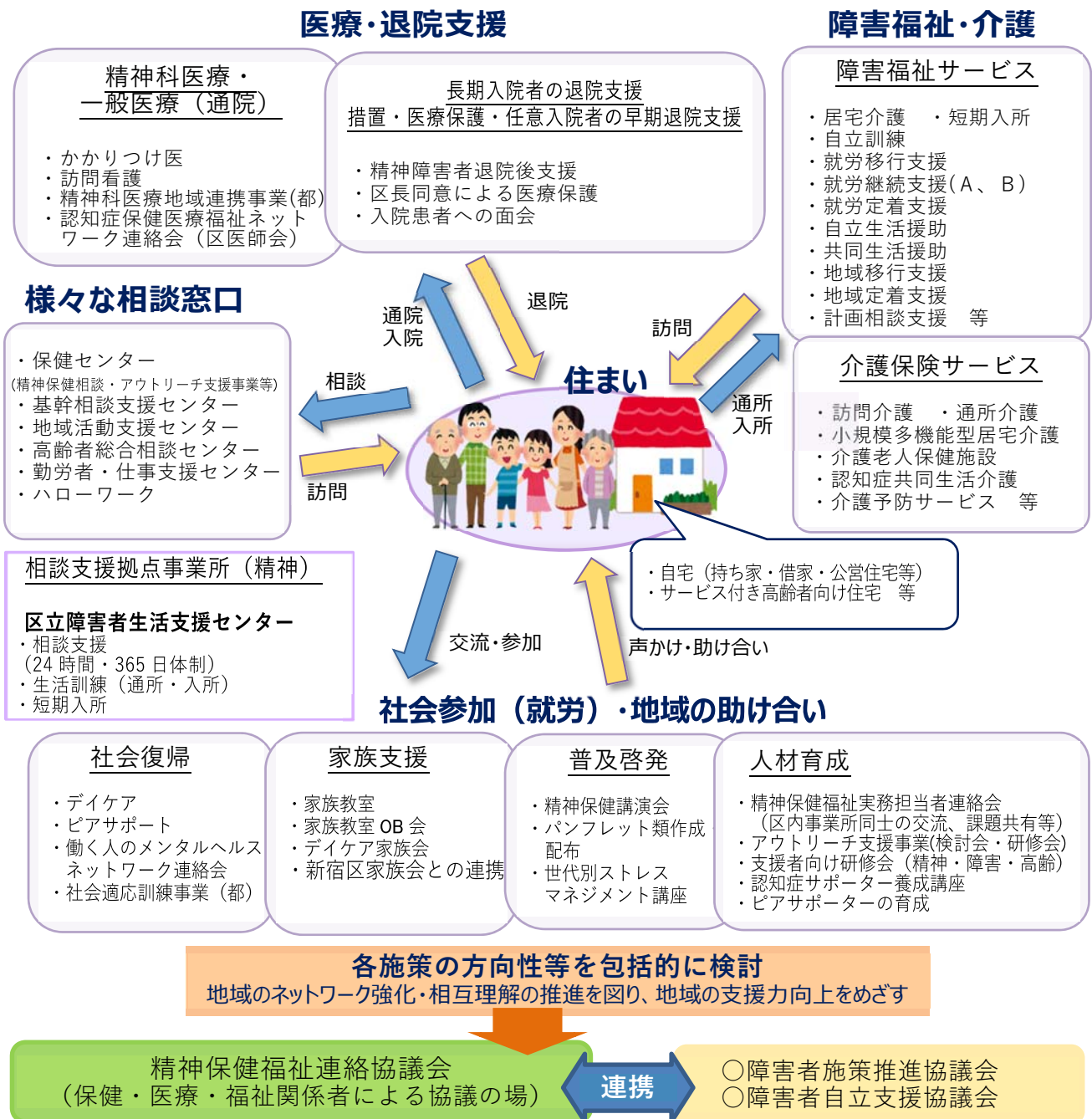
年度末時点入所者数		【目標値】 削減見込み (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
【実績】 令和元年度末 (A)	【見込量】 令和5年度末 (B)		
208名	208名	0名	5名

目標3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【区の考え方と目標】

平成30年度に保健・医療・福祉関係者の協議の場として位置づけた「新宿区精神保健福祉連絡協議会」において、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

新宿区における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ図）



目標 4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針の考え方】

- ・地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【区の考え方と目標】

平成29年度中に構築した地域生活支援体制の機能充実のため、障害者自立支援協議会において定期的に運用状況を確認し検討した上で、障害者施策推進協議会において検証することで推進していきます。

障害者の地域生活支援体制のイメージ図

地域生活を支えるための5つの機能

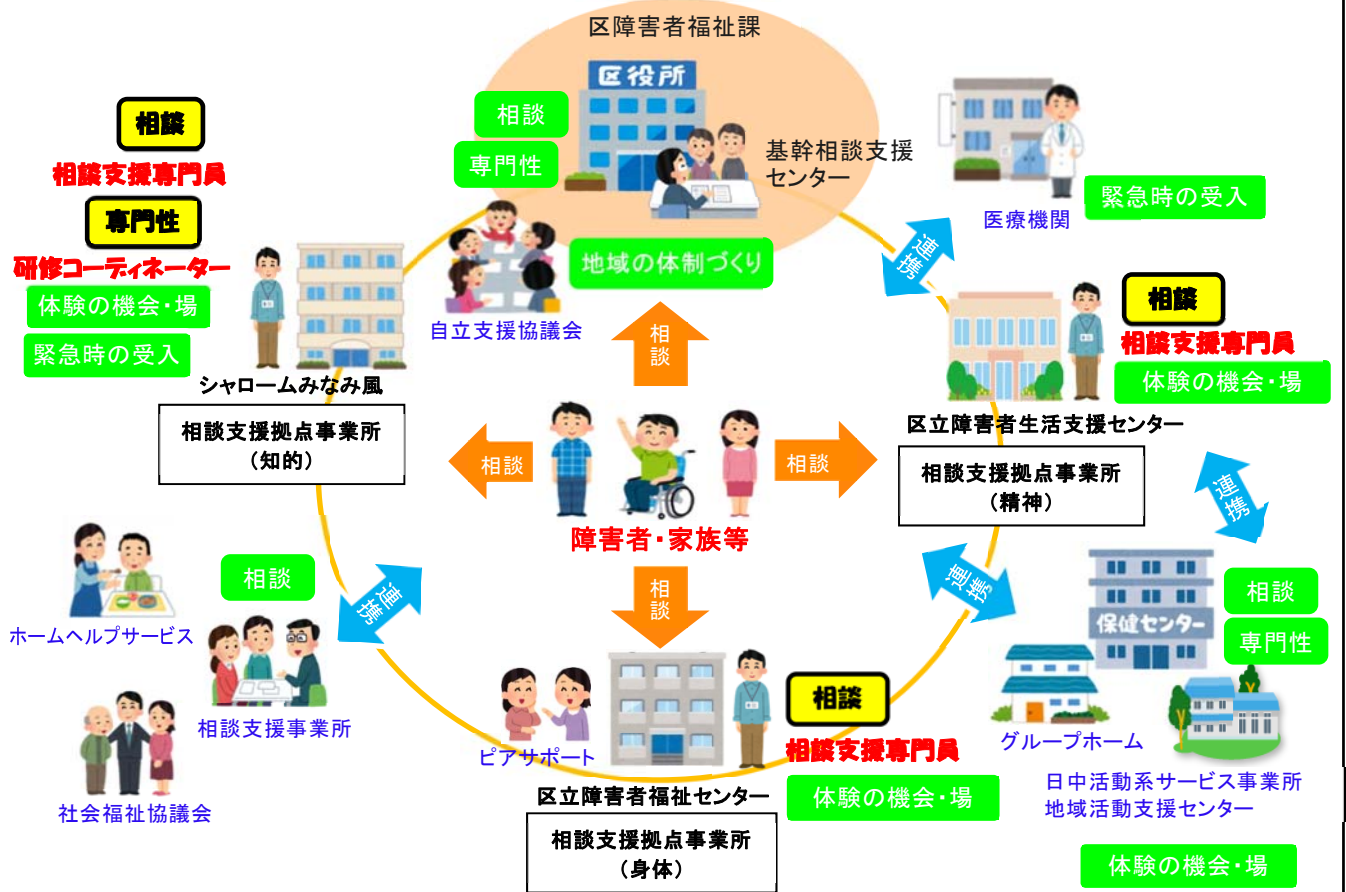
- ①相談
- ②体験の機会・場
- ③緊急時の受け入れ・対応
- ④専門性（専門的な人材の確保・養成）
- ⑤地域の体制づくり

相談

相談支援専門員を増配置し、土日にも相談支援事業を実施

専門性

研修コーディネーターを配置し、区内事業所全体の専門性を向上



目標 5 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針の考え方】

- ・令和 5 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。
- ・併せて、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の 1.30 倍以上、概ね 1.26 倍以上及び概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。
- ・令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち 7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。

【区の考え方と目標】

国の基本指針に沿った目標を以下のとおり掲げました。景気の低迷等、社会情勢が見通せない状況においても、目標の達成に向け着実に推進します。

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

令和 5 年度までに区内の就労支援事業所等（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）における一般就労者数を年間 26 名以上とします。

一般就労移行者数の目標

【実績】令和元年度	【目標値】令和 5 年度
20 名	26 名

(2) 就労移行支援事業等の移行者数に関する目標

令和 5 年度末の就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業の移行者数について、それぞれ以下のとおり目標値を定めま

就労移行支援事業等の移行者数の目標

	【実績】令和元年度	【目標値】令和 5 年度
就労移行支援事業	15 名	20 名
就労継続支援事業 A 型	1 名	1 名
就労継続支援事業 B 型	4 名	5 名

(3) 就労定着支援事業の利用率に関する目標

令和 5 年度中に区内の就労移行事業等を通じて一般就労へ移行した者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合を 7 割程度とします。

一般就労移行者の就労定着支援事業利用率

【目標値】 令和 5 年度	7 割程度
---------------	-------

(4) 就労定着支援事業の就労定着率に関する目標

区内の就労定着支援事業所について、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とします。

就労定着率 80%以上の就労定着支援事業所の割合

【目標値】 令和 5 年度	7 割以上
---------------	-------

目標 6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針の考え方】

- ・令和 5 年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【区の考え方と目標】

それぞれの専門性をもつ 3 か所の地域生活支援拠点と基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者への専門的な指導助言や事業者及び当事者（ピアサポート）の人材育成支援を実施しています。

目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針の考え方】

- ・令和 5 年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【区の考え方と目標】

令和 5 年度末までに、区内の障害福祉サービス事業所の質の向上を図るため、障害者自立支援審査支払等システムにおける審査結果を分析し、結果を指導検査等の機会を通じて事業所等と共有する体制を構築します。

第4章 サービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策

1 障害児支援の必要量見込、現状、課題、サービス提供体制確保の方策

第2期新宿区障害児福祉計画として設定する、令和5年度までの「障害児支援」の必要量の見込及び令和2年までの実績は以下の一覧表のとおりです。

障害児通所支援等の社会資源の状況や障害者生活実態調査に基づくニーズ及び第1期新宿区障害児福祉計画の実績等を踏まえ、各サービスの必要量の見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。

◎ 各サービスにおける、1か月あたりの利用者数・利用量を示しています。

第1期新宿区障害児福祉計画（障害児支援）実績値等

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)
1 児童発達支援	291人×5日	284人×5日	298人×4日
2 医療型児童発達支援	0人	0人	0人
3 放課後等デイサービス	285人×9日	299人×8日	314人×6日
4 保育所等訪問支援	24人	13人	31人
5 居宅訪問型児童発達支援	0人	5人	10人
6 障害児相談支援	39人	48人	55人
【セルフプラン】	【661人】	【693人】	【727人】

第2期新宿区障害児福祉計画（障害児支援）必要量見込

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 児童発達支援	313人×5日	329人×5日	346人×5日
2 医療型児童発達支援	0人	0人	0人
3 放課後等デイサービス	329人×7日	345人×7日	362人×7日
4 保育所等訪問支援	41人	53人	69人
5 居宅訪問型児童発達支援	11人	12人	13人
6 障害児相談支援	63人	73人	84人
【セルフプラン】	【788人】	【826人】	【866人】

1 児童発達支援		関連する「障害者計画」個別施策		⑪⑫⑬		
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用児童数	平均利用日数	利用児童数	平均利用日数	利用児童数	平均利用日数
		313人	5日	329人	5日	346人
現状と課題	区内外で事業所の整備が進んでおり、療育内容の専門性や発達支援プログラムが多様化しています。区立以外の事業所は知的障害児や発達障害児を対象としており、肢体不自由児や医療的ケア児の受入れ事業所は少ない現状があります。支援内容や専門性、受入状況等から区外の事業所を利用する方もいます。					
サービス提供体制確保の方策	適正な運用が図られるよう、児童発達支援ガイドラインの周知や関係機関との連絡調整を図り、サービスの質の確保を求めています。また、重度障害児に対応できる事業所の開設を支援していきます。					
令和3年1月における区内事業所	新宿区立子ども総合センター※ TEENS 新宿 ベアーズキッズ ノーサイド新宿@Leaf 音楽療法センター※ 児童発達支援・放課後等デイサービス Smile Seed (すまいるしーど) コペルプラス若松河田 バンブーワァオ 早稲田校 uooh!療育ラボ 新宿スタジオ コペルプラス 信濃町教室 エイビイシイひまわり教室 いとっぴぽ下落合教室 グローバルキッズ Act 目白 ノーサイド新宿ミュージックケア※ ※は、重症心身障害児を受け入れている事業所です。					

2 医療型児童発達支援		関連する「障害者計画」個別施策		③		
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数
		0人	0日	0人	0日	0人
現状と課題	専門性のある医療機関でないとサービス事業所の指定を受けられないため、現状では都立の病院に併設されている事業所のみで、区内に事業所はありません。医療型でない児童発達支援においても医療的ケア児の支援を提供することで、サービスの補完をしています。					
サービス提供体制確保の方策	現状では区内に事業所開設の予定はありませんが、今後も近隣の医療機関に併設された都立の療育センター等と連携して、一人ひとりに寄り添ったサービスを提供します。また、医療的ケア児が通所可能な事業所の確保に努めます。					

3 放課後等デイサービス		関連する「障害者計画」個別施策		⑮		
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数
		329人	7日	345人	7日	362人
現状と課題	知的障害児や発達障害児を対象とした事業所は増加傾向にある一方、肢体不自由児、医療的ケア児の受入れ事業所が少ない現状があります。					
サービス提供体制確保の方策	日中一時支援事業（障害児等タイムケア事業、日中ショートステイ等）など類似するサービスとの利用調整が必要です。 肢体不自由児や医療的ケア児が通所可能な事業所の確保に向け、訪問看護ステーションの看護師が放課後等デイサービス事業所に訪問して医療的ケアを提供することが可能となる医療連携加算の周知などを行います。					
令和3年1月における区内事業所	新宿区立子ども総合センター※ テラコヤキッズ 新宿本教室 TEENS 新宿 ベアーズ スポーツひろばプレイス 高田馬場教室 放課後等デイサービス すまいる					

	<p>サッカーあいだっく ノーサイド新宿@Leaf 音楽療法センター※ 放課後デイサービス スリーセブン 児童発達支援・放課後等デイサービス Smile Seed (すまいるしーど) 放課後等デイサービス アトリエたいよう 東京 YMCA PIT 西早稲田 バンブーワァオ 早稲田校 uooh! 療育ラボ 新宿スタジオ エイビイシイひまわり教室 いっといっぽ下落合教室 ノーサイド新宿ミュージックケア※</p> <p>※は、重症心身障害児を受け入れている事業所です。</p>
--	---

4 保育所等訪問支援		関連する「障害者計画」個別施策		⑬
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用児童数	利用児童数	利用児童数	
	41人	53人	69人	
現状と課題	<p>保育園、子ども園、幼稚園等に通園している障害のある子どもに対し、個別に支援する事業です。発達に心配がある子どもが保育園、幼稚園等に通園するときも集団生活の中で自己肯定感をもって成長できるような環境の設定が必要です。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>平成30年4月からは対象者が拡大され、乳児院や児童養護施設に入所している障害児にも訪問支援が可能となりました。</p> <p>子ども総合センターでは、集団場面での適応が難しい子どもや、保護者の就労などで通所での療育を利用できずにいた子どもに対し、保育園、子ども園、幼稚園に訪問支援員が出向き、集団場面の中で支援を提供する保育所等訪問支援事業を実施することで、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。</p>			
令和3年1月における区内事業所	<p>新宿区立子ども総合センター TEENS 新宿</p>			

5 居宅訪問型児童発達支援		関連する「障害者計画」個別施策	⑬
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用児童数	利用児童数	利用児童数
	11人	12人	13人
現状と課題	<p>通所による支援を受けることが困難な重度の障害児に、居宅において児童発達支援を提供するものです。人工呼吸器装着の医療的ケア児を中心に利用者が増えています。</p> <p>区ではこの事業とは別に、子ども総合センターにおいて、「在宅児等訪問支援」に長年取り組んでいます。在宅で過ごす時間の多い重度の障害児等を訪問し、遊びの提供を通じて心地よい時間を過ごすことを目的としています。</p>		
サービス提供体制確保の方策	<p>サービス対象者への制度の周知とともに、事業所の開設に関する情報収集に努めていきます。「在宅児等訪問支援」についても、引き続き、支援を必要とする障害児を適切に把握して、サービス提供に努めます。</p>		

6 障害児相談支援		関連する「障害者計画」個別施策		①⑪⑫⑬⑯⑰		
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	セルフプラン作成	利用者数	セルフプラン作成	利用者数	セルフプラン作成
		63人	788人	73人	826人	84人
現状と課題	<p>障害児相談支援では、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援といった障害児通所支援サービスを利用する児童のための障害児支援利用計画を作成します。障害児通所支援サービスを利用する児童の増加に連動して、障害児相談支援の利用も増加する見込です。児童の発達の状況や障害受容の段階によっては、障害児通所支援サービスは利用したいが、障害児相談支援の利用は望まないという保護者が一定数見込まれます。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>主に区立の相談支援事業所が障害児支援利用計画の作成を担っていますが、民間の相談支援事業所も役割を担えるように、事業所連絡会や相談支援研修等を通じて支援していきます。</p> <p>セルフプランの作成については、子ども総合センター及び、新宿区基幹相談支援センターが支援していきます。</p>					
令和3年1月における区内事業所	<p>新宿区立子ども総合センター 新宿区基幹相談支援センター 相談支援事業所 Kaien 新宿 ホートンケアサービス 相談支援いっとデザイン team shien m. a 新宿 ベビーのための相談支援 ベビーノ</p>					

2 障害福祉サービスの必要量見込、現状、課題、サービス提供体制確保の方策

第6期新宿区障害福祉計画として設定する、令和5年度までの「障害福祉サービス」の必要量の見込及び令和2年度までの実績は以下の一覧表のとおりです。

障害福祉サービス等の社会資源の状況や障害者生活実態調査に基づくニーズ及び第5期新宿区障害福祉計画の実績等を踏まえ、各サービスの必要量の見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。

- ◎ 各サービスにおける、1か月あたりの利用者数・利用量を示しています。
- ◎ 通所施設等については、利用者数 × 1か月あたりの利用日数を示しています。

第5期新宿区障害福祉計画（障害福祉サービス）実績値等

	平成30年度実績		令和元年度実績		令和2年度 (推計値)	
	人数	時間	人数	時間	人数	時間
1 居宅介護	563人	13,389時間	557人	13,997時間	567人	14,434時間
2 重度訪問介護	36人	12,242時間	37人	13,791時間	37人	14,040時間
3 同行援護	106人	2,994時間	104人	2,977時間	106人	3,085時間
4 行動援護	4人	105時間	5人	154時間	7人	210時間
5 重度障害者等包括支援	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
6 生活介護	355人×20日		390人×20日		407人×20日	
7 自立訓練（機能訓練）	8人×10日		6人×9日		8人×9日	
8 自立訓練（生活訓練） 【宿泊型自立訓練】	49人×15日 【12人×24日】		40人×15日 【12人×29日】		40人×15日 【12人×30日】	
9 就労移行支援	88人×15日		82人×16日		86人×18日	
10 就労継続支援A型	32人×18日		30人×17日		29人×17日	
11 就労継続支援B型	513人×15日		490人×15日		499人×15日	
12 就労定着支援	20人		24人		25人	
13 療養介護	21人		20人		20人	
14 短期入所 （ショートステイ）	110人×7日		116人×7日		123人×7日	
15 共同生活援助 （グループホーム）	177人		179人		179人	
16 施設入所支援	213人		208人		210人	
17 計画相談支援 【セルフプラン作成】	1,125人 【636人】		1,229人 【693人】		1,271人 【671人】	
18 地域移行支援	年間 利用者 数	3人	9人	4人		
19 地域定着支援		12人	13人	25人		
20 自立生活援助		9人	22人	16人		

第6期新宿区障害福祉計画（障害福祉サービス）必要量見込

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数	時間	人数	時間	人数	時間
1 居宅介護	577人	14,884時間	587人	15,348時間	597人	15,827時間
2 重度訪問介護	37人	14,294時間	37人	14,553時間	37人	14,816時間
3 同行援護	108人	3,197時間	110人	3,313時間	112人	3,433時間
4 行動援護	7人	210時間	8人	240時間	8人	240時間
5 重度障害者等包括支援	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
6 生活介護	411人×20日		418人×20日		427人×20日	
7 自立訓練（機能訓練）	5人×9日		5人×9日		5人×9日	
8 自立訓練（生活訓練） 【宿泊型自立訓練】	40人×15日 【12人×30日】		40人×15日 【12人×30日】		40人×15日 【12人×30日】	
9 就労移行支援	89人×19日		92人×20日		95人×21日	
10 就労継続支援A型	28人×17日		27人×17日		26人×17日	
11 就労継続支援B型	508人×15日		517人×15日		526人×15日	
12 就労定着支援	28人		31人		33人	
13 療養介護	20人		20人		20人	
14 短期入所 （ショートステイ）	131人×7日		139人×7日		148人×7日	
15 共同生活援助 （グループホーム）	179人		179人		179人	
16 施設入所支援	208人		208人		208人	
17 計画相談支援 【セルフプラン作成】	1,314人 【649人】		1,358人 【628人】		1,403人 【607人】	
18 地域移行支援	年間利用者数	3人	4人	3人		
19 地域定着支援		28人	30人	33人		
20 自立生活援助		16人	16人	16人		

1 居宅介護			関連する「障害者計画」個別施策		②④⑳	
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
	577人	14,884時間	587人	15,348時間	597人	15,827時間
2 重度訪問介護			関連する「障害者計画」個別施策		②④	
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
	37人	14,294時間	37人	14,553時間	37人	14,816時間
3 同行援護			関連する「障害者計画」個別施策		②㉑㉒	
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
	108人	3,197時間	110人	3,313時間	112人	3,433時間
4 行動援護			関連する「障害者計画」個別施策		②㉓	
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
	7人	210時間	8人	240時間	8人	240時間
5 重度障害者等包括支援			関連する「障害者計画」個別施策		②	
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間

<1～5に関する現状と課題、サービス提供体制の確保策>

<p>現状と課題</p>	<p>ヘルパーの確保と育成が共通の重要課題です。</p> <p>重度障害者等包括支援についてサービス提供を行える従事者要件が厳しいなどの理由により、事業所がほとんどないことから、サービスの対象者であっても、重度訪問介護等複数のサービスを組み合わせて利用している状態です。</p> <p>同行援護については視覚障害者の社会参加のために重要な役割を担っていますが、外出したい希望日に予約が取りづらいとの声が上がっています。居宅介護については医療的ケアの実施の要望が出ています。</p>
<p>サービス提供体制確保の方策</p>	<p>重度訪問介護については、夜間の対応やたん吸引のサービス提供ができる事業所へのニーズが高いです。事業所に対し研修の周知を行っていきます。</p> <p>また、居宅介護事業者に対し、同行援護、行動援護、重度訪問介護の研修周知を実施していきます。</p>

<p>6 生活介護</p>		<p>関連する「障害者計画」個別施策</p>		<p>②⑱</p>		
<p>年度</p>	<p>令和3年度</p>		<p>令和4年度</p>		<p>令和5年度</p>	
<p>サービス見込量 (1か月当り総数)</p>	<p>利用者数</p>	<p>平均利用 日数</p>	<p>利用者数</p>	<p>平均利用 日数</p>	<p>利用者数</p>	<p>平均利用 日数</p>
	<p>411人</p>	<p>20日</p>	<p>418人</p>	<p>20日</p>	<p>427人</p>	<p>20日</p>
<p>現状と課題</p>	<p>区内の事業所の定員に余裕がない状態で、障害の重度化・高齢化への対応及び特別支援学校卒業生の進路先確保のためには、更に区内の生活介護事業の充実が必要です。</p>					
<p>サービス提供体制確保の方策</p>	<p>新宿生活実習所の建替えにあたっては、新施設において生活介護事業の定員の拡充を行っていきます。</p> <p>※第二次実行計画事業に「区立障害者福祉施設の機能の拡充」及び「牛込保健センター等複合施設の建替え」を掲げ推進します。</p>					
<p>令和3年1月における区内事業所</p>	<p>事業所名</p>		<p>身体</p>	<p>知的</p>	<p>精神</p>	
	<p>新宿区立新宿生活実習所</p>			<p>○</p>		
	<p>新宿区立新宿福祉作業所</p>			<p>○</p>		
	<p>新宿区立高田馬場福祉作業所</p>			<p>○</p>		
	<p>新宿区立あゆみの家</p>		<p>○</p>	<p>○</p>		
	<p>新宿区立障害者福祉センター</p>		<p>○</p>			
	<p>障害者支援施設 新宿けやき園</p>		<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
	<p>シャロームみなみ風</p>			<p>○</p>		

7 自立訓練(機能訓練)			関連する「障害者計画」個別施策		②⑱	
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
		5人	9日	5人	9日	5人
令和3年1月に おける区内事業所	事業所名 東京視覚障害者生活支援センター			身体 ○	知的	精神
8 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練			関連する「障害者計画」個別施策		②⑱⑳㉓	
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
	40人	15日	40人	15日	40人	15日
【宿泊型自立訓練利用人数】	12人	30日	12人	30日	12人	30日
令和3年1月に おける区内事業所	事業所名			身体	知的	精神
	みのり舎				○	○
	シャロームみなみ風				○	
	新宿区立障害者生活支援センター					○
	日本点字図書館自立支援室			○		
	ゆたかカレッジ早稲田キャンパス				○	○
	ゆたかカレッジ高田馬場キャンパス				○	○
	生活訓練事業所 Kaien 市ヶ谷					○
	リワークセンター新宿南口					○

<7～8に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

現状と課題	<p>自立訓練（機能訓練）を提供する事業所は、区内には1所のみです。肢体不自由者のリハビリテーションについては、都外の入所施設併設型事業所の利用が、主なものになっています。</p> <p>自立訓練（生活訓練）を提供する事業所は、区内に7所あります。</p>
サービス提供体制確保の方策	<p>自立訓練（機能訓練）に関して、区では独自に区立障害者福祉センターにおいて、中途障害者（肢体不自由）の退院後支援を含めた機能訓練を、総合的に実施しています。</p> <p>自立訓練（生活訓練）については、制度の内容について周知を進めていきます。</p>

9 就労移行支援		関連する「障害者計画」個別施策		⑤⑬⑲⑲⑲⑲⑲⑲			
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	
		89人	19日	92人	20日	95人	21日
令和3年1月における区内事業所	事業所名			身体	知的	精神	難病
	東京ワークショップ			○			
	就労センター「街」					○	
	わーくす ここ・から			○	○	○	
	リヴァトレ市ヶ谷					○	
	SAKURA 新宿センター			○	○	○	
	Kaien 新宿					○	
	リエンゲージメント					○	
	ヒューマングロー高田馬場			○	○	○	○
	プラーナ新宿				○	○	
	十二社 生活・就労研修センター					○	
	～キセキの杜～ジョブステーション高田馬場			○	○	○	○
	就労移行支援事業所ルーツ				○	○	○
	カレント					○	
	就労移行支援事業所リスタート				○	○	○
	東京視覚障害者生活支援センター			○			
	ゆたかカレッジ早稲田キャンパス				○	○	
	SAKURA 早稲田センター			○	○	○	
	ZUTTO (ずっと)。!			○	○	○	○
	キズキビジネスカレッジ					○	
	ラルゴ神楽坂					○	
キズキビジネスカレッジ 新宿校					○		
LITALICO ワークス 高田馬場			○	○	○	○	
コレンド高田馬場			○	○	○		
GFTD WORKS					○		

10 就労継続支援 A 型		関連する「障害者計画」個別施策		⑤⑱⑲⑳㉑㉒		
年度	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
		28 人	17 日	27 人	17 日	26 人
令和 3 年 1 月に おける区内事業所	事業所名		身体	知的	精神	
	ストローク・サービス			○	○	
	あしか		○	○	○	
	くじら		○	○	○	
	東京都育成会 クリーンサービス			○		

11 就労継続支援 B 型		関連する「障害者計画」個別施策		⑤⑱⑲⑳㉑㉒			
年度	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	
		508 人	15 日	517 人	15 日	526 人	15 日
令和 3 年 1 月に おける区内事業所	事業所名		特定なし	身体	知的	精神	難病
	コンフィデンス早稲田			○	○	○	
	東京ワークショップ			○			
	新宿区立新宿福祉作業所				○		
	新宿区立高田馬場福祉作業所				○		
	新宿第二あした作業所				○		
	新宿あした作業所				○		
	新宿区立障害者福祉センター			○			
	オフィスクローバー					○	
	新宿西共同作業所・ラバンス			○	○	○	
	ファロ					○	
	就労センター『風』					○	
	就労センター「街」					○	
	パイオニア			○			
	わーくす ここ・から		○				
	みのり舎			○	○	○	
	西早稲田あした作業所				○		
シャロームみなみ風				○			
プラーナ新宿				○	○		

	寒緋桜				○	
	十二社 生活・就労研修センター				○	
	フレッシュスタート目白		○	○	○	
	マナティ	○	○	○	○	○
	東京デジタルキャリア			○	○	

12 就労定着支援		関連する「障害者計画」個別施策				⑭⑮
年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度		
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用者数		利用者数		
		28人	31人		33人	
令和3年1月における区内事業所	事業所名	特定なし	身体	知的	精神	難病
	くじら		○	○	○	
	ルーツプラス	○				
	あしか		○	○	○	○
	十二社 生活・就労研修センター	○				
	リエンゲージメント就労定着支援事業所	○				
	東京ワークショップ		○			
	わーくす ここ・から	○				
	ヒューマングロー高田馬場		○	○	○	○
	SAKURA 新宿センター		○	○	○	○
	プレーナ新宿			○	○	
	リヴァトレ市ヶ谷				○	
	就労定着支援事業所 Kaien 新宿				○	
	就労センター「街」				○	
	〜キセキの杜〜ジョブステーション高田馬場		○	○	○	
	カレント				○	
	ゆたかカレッジ早稲田キャンパス			○	○	
SAKURA 早稲田センター		○	○	○		
キズキビジネスカレッジ				○		

<9～12に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

現状と課題	<p>福祉施設を経て一般就労した障害者に対する就労定着支援のニーズは増えています。</p> <p>就労継続支援 A 型について、全国的には運営形態に不適切な点のある事業所が報告されていることから、支援内容の適正化や就労の質の向上とともに経営面の健全な運営が求められています。</p> <p>就労継続支援 B 型の利用者の高齢化や障害の重度化に対応する事業所運営や支援内容の工夫と支援ニーズに応じ、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築が求められています。</p>
サービス提供体制確保の方策	<p>就労移行支援については、一般就労への移行者が 3 割を超えることという区の成果目標を各事業所に伝達し、適切な事業運営を促していきます。</p>

13 療養介護		関連する「障害者計画」個別施策		③		
年度	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
サービス見込量 (1 か月当り総数)	利用者数		利用者数		利用者数	
	20 人		20 人		20 人	
現状と課題	新宿区が窓口になり、東京都が入所調整を行っていますが、迅速な対応が出来ない状況があります。					
サービス提供体制確保の方策	サービス提供は病院のみで、区内に実施施設はありません。利用希望者については、東京都の入所調整とあわせて、遠隔地にある施設との連携を密にし、利用者の状況に応じた対応を進めていきます。					
14 短期入所(ショートステイ)		関連する「障害者計画」個別施策		④⑨⑳		
年度	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
サービス見込量 (1 か月当り総数)	利用者数	平均利用日数	利用者数	平均利用日数	利用者数	
	131 人	7 日	139 人	7 日	148 人	
令和 3 年 1 月における区内事業所	事業所名		身体	知的	精神	障害児
	新宿区立新宿生活実習所			○		○
	新宿区立あゆみの家		○	○		○
	新宿区立障害者福祉センター		○	○		○
	障害者支援施設 新宿けやき園		○			

	シャロームみなみ風		○		
	新宿区立障害者生活支援センター			○	
	ブルーム早稲田		○		
15 共同生活援助(グループホーム)		関連する「障害者計画」個別施策		⑳㉑㉒	
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用者数	利用者数		
	179人	179人	179人		
令和3年1月における区内グループホーム	グループホーム名			知的	精神
	GHつる				○
	ぼけっと			○	
	西落合ホーム			○	
	ふるさとホーム新宿				○
	こごみハウス(つくしユニット)				○
	中落合あしたホーム			○	
	ふるさとホーム大久保				○
	からふる			○	
	ぱれっと			○	
	グループホーム「麻の葉」柏木ハウス				○
	ブルーム早稲田			○	
	ホームすみれ空			○	
	笑がおの里 渋谷Ⅱ			○	
	笑がおの里 渋谷Ⅲ			○	
グループホーム「麻の葉」西早稲田ハウス				○	
ふるさとホーム東新宿				○	
16 施設入所支援		関連する「障害者計画」個別施策		㉓	
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用者数	利用者数		
	208人	208人	208人		
令和3年1月における区内事業所	事業所名		身体	知的	精神
	障害者支援施設 新宿けやき園		○	○	○
	シャロームみなみ風			○	

<13～16 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

<p>現状と課題</p>	<p>ショートステイについて、介護者の一時的な休息のための数日間のショートステイ、介護者の通院等の1週間単位のみドルステイ、入所施設の利用を念頭に置いたロングステイなどさまざまな要望があります。他区や都外の施設も含めて広域的に対応しています。</p> <p>グループホームについて、平成29年度に1所開所しました。今後も整備を進めることが求められています。</p> <p>施設入所支援について、一定の利用希望があります。</p>
<p>サービス提供体制確保の方策</p>	<p>グループホーム建設の計画がある時にはショートステイも併設するように事業者働きかけを行っていきます。</p> <p>在宅での生活が困難になった方や入所施設等から地域移行を望む方の受け皿として、グループホームの重要性が高まっている現状から、グループホームの設置が決まっている公有地（払方町及び中落合一丁目）については、設置に向け具体的な手続きを進めていく一方、情報提供や建設費補助など事業者を支援していきます。</p> <p>また民有地の活用についても、区から所有者を紹介する等、法人が行う整備計画の具体化に向け支援を行っていきます。</p> <p>※第二次実行計画事業に「障害者グループホームの設置促進」、「区立障害者福祉施設の機能の拡充」及び「牛込保健センター等複合施設の建替え」を掲げ推進します。</p>

<p>17 計画相談支援 【セルフプラン作成を含む】</p>		<p>関連する「障害者計画」個別施策</p>				<p>① ⑨ ⑩ ⑬ ⑰ ⑳ ㉓</p>	
<p>年度</p>	<p>令和3年度</p>		<p>令和4年度</p>		<p>令和5年度</p>		
<p>サービス見込量</p>	<p>利用者数</p>	<p>セルフプラン作成</p>	<p>利用者数</p>	<p>セルフプラン作成</p>	<p>利用者数</p>	<p>セルフプラン作成</p>	
	<p>1,314人</p>	<p>649人</p>	<p>1,358人</p>	<p>628人</p>	<p>1,403人</p>	<p>607人</p>	
<p>現状と課題</p>	<p>サービス等利用計画を作成する方の割合は増えてきましたが、計画作成件数は事業所ごとにバラつきがあり、まだ十分とは言えない状況です。計画の記載内容や質の向上も課題です。</p>						
<p>サービス提供体制確保の方策</p>	<p>サービス対象者への制度の周知とともに、事業所開設に向けた支援や発信に努めていきます。また、対象者の選択によるセルフプランの作成や、サービス利用調整の支援を実施します。</p>						
<p>令和3年1月における区内事業所</p>	<p>事業所名</p>		<p>身体</p>	<p>知的</p>	<p>精神</p>	<p>障害児</p>	<p>難病</p>
	<p>新宿区立子ども総合センター</p>					○	
	<p>新宿区基幹相談支援センター</p>		○	○	○	○	○
	<p>地域活動支援センターまど</p>				○		
<p>新宿西共同作業所ラバンス</p>				○			

	地域活動支援センター『風』			○		
	ファロ			○		
	新宿区立あゆみの家	○	○			
	相談支援事業所 Kaien 新宿			○	○	
	高次脳機能障害相談支援 VIVID	○	○	○		
	あんそれいゆ	○	○			
	指定特定相談支援事業所 TOMO	○				
	特定相談支援事業所 どまーに		○			
	新宿区立障害者福祉センター	○	○			
	みのり舎	○	○	○		○
	新宿区立障害者生活支援センター			○		
	ホートンケアサービス	○	○	○	○	○
	東京視覚障害者生活支援センター	○				
	日本点字図書館自立支援室	○				
	相談支援事業所 Serecosu 新宿			○		
	GIFT ライフプランナー	○	○	○		○
	在宅支援相談室新宿	○	○	○		○
	相談支援いっとデザイン				○	
	team shien m.a 新宿	○	○	○	○	○
	ベビーのための相談支援 ベビーノ				○	

18 地域移行支援		関連する「障害者計画」個別施策		②③	
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
サービス見込量 (年間利用者数)	利用者数 3人	利用者数 4人	利用者数 3人		
19 地域定着支援		関連する「障害者計画」個別施策		②③	
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
サービス見込量 (年間利用者数)	利用者数 28人	利用者数 30人	利用者数 33人		
令和3年1月に おける区内事業所 (地域移行支援・ 地域定着支援)	事業所名		身体	知的	精神
	あんそれいゆ		○	○	
	相談支援事業所 Serecosu 新宿				○
地域活動支援センター『風』					○

<18、19に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

<p>現状と課題</p>	<p>区内には、身体障害者・知的障害者のための施設入所支援を提供する施設が2か所で、精神障害者の長期入院できる精神科病院はほとんど無く、入所・入院している障害者の多くは区外、都外にいたるため、区内を拠点としたサービス提供が困難な状況があり、事業所が増えない要因の一つになっています。</p> <p>身体障害者・知的障害者の地域移行に関しては、障害や個別の状況に配慮し、入所中の施設に近接した地域のグループホームに入所する方もいます。</p> <p>精神障害者の地域移行に関しては、東京都単独の退院促進事業の活用や、保健センター保健師の活動による支援、区立障害者生活支援センターでは宿泊型自立訓練と計画相談支援を行う過程で、精神科病院と連携し、地域への移行支援を行っています。</p>
<p>サービス提供体制確保の方策</p>	<p>必要に応じて、東京都の事業と合わせてサービスを利用するなどして、病院から宿泊型自立訓練、グループホーム、在宅生活等、障害の状況に合わせ、地域での在宅生活へスムーズに移行できるよう支援していきます。</p>

<p>20 自立生活援助</p>		<p>関連する「障害者計画」個別施策</p>		<p>②③</p>	
<p>年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>		
<p>サービス見込量 (年間利用者数)</p>	<p>利用者数 16人</p>	<p>利用者数 16人</p>	<p>利用者数 16人</p>		
<p>現状と課題</p>	<p>サービス利用のニーズはあるが、サービス提供事業所が少なく、利用実績は横ばいとなっています。</p>				
<p>サービス提供体制確保の方策</p>	<p>サービスの内容、時期、対象者等について、関係機関への周知と連携を図り、より適切なサービス利用につなげていきます。</p>				
<p>令和3年1月における区内事業所</p>	<p>事業所名 相談支援事業所 Serecosu 新宿</p>	<p>身体</p>	<p>知的</p>	<p>精神</p>	
			<p>○</p>	<p>○</p>	

3 地域生活支援事業の必要量見込、現状、課題、サービス提供体制確保の方策

令和5年度までの「地域生活支援事業」の必要量の見込及び令和2年度までの実績は以下の一覧表のとおりです。

障害福祉サービス等の社会資源の状況や障害者生活実態調査に基づくニーズ及び第5期新宿区障害福祉計画の実績等を踏まえ、各サービスの必要量の見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。数値による必要量の見込の設定になじまないサービスについては、サービス提供体制確保の方策ではなく、これからの取組を記載しています。

第5期新宿区障害福祉計画（地域生活支援事業）実績値等

		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度 (推計値)
101 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
102 障害者福祉活動事業助成 (自発的活動支援事業)	実施の有無	実施	実施	実施
103 相談支援	実施個所数	13所	13所	13所
104 基幹相談支援センター	設置年月	平成24年4月設置		
105 障害者自立支援協議会	設置年月	平成19年3月設置		
106 居住サポート	実施個所数	5所	5所	5所
107 成年後見制度利用促進	年間区長申立 件数	延2件	延2件	延5件
108 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
109 意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣)	年間利用件数	延957件	延946件	延1,003件
110 意思疎通支援事業 (要約筆記者派遣)	年間利用件数	延25件	延84件	延30件
111 意思疎通支援事業 (手話通訳者の本庁舎配置)	年間利用件数	延134件	延149件	延130件
112 日常生活用具 (介護訓練支援)	年間利用件数	延25件	延24件	延24件
113 日常生活用具 (自立生活支援)	年間利用件数	延79件	延64件	延70件
114 日常生活用具 (在宅療養等支援)	年間利用件数	延54件	延52件	延55件
115 日常生活用具 (情報・意思疎通支援)	年間利用件数	延185件	延185件	延191件
116 日常生活用具 (排泄管理支援)	年間利用件数	延4,270件	延4,463件	延4,504件
117 住宅改修費	年間利用件数	延11件	延9件	延11件
118 意思疎通支援者養成 研修事業	修了者数 (登録者数)	82人(2人)	59人(2人)	87人(3人)
119 移動支援 (個別支援・グループ支援)	年間利用者 時間数	延7,030人 延82,985.5時間	延7,008人 延80,446.5時間	延7,117人 延86,386時間

		平成 30 年度実績		令和元年度実績		令和 2 年度 (推計値)	
120	地域活動支援センター	実施個所数 年間利用者数	4 所 延 12,071 人	4 所 延 11,292 人	4 所 延 13,000 人	4 所 延 13,000 人	延 13,000 人
121	身体障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	3 所 21 人	3 所 21 人	3 所 21 人	3 所 21 人	21 人
122	精神障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	1 所 7 人	1 所 8 人	1 所 8 人	1 所 8 人	8 人
123	巡回入浴	年間回数 実利用者数	1,100 回 28 人	999 回 27 人	1,029 回 28 人	1,029 回 28 人	28 人
124	日中ショートステイ (日中一時支援)	実施個所数 年間利用者数	5 所 延 214 人	4 所 延 160 人	4 所 延 157 人	4 所 延 157 人	延 157 人
125	土曜ケアサポート (日中一時支援)	実施個所数 年間利用者数	1 所 延 574 人	1 所 延 461 人	1 所 延 574 人	1 所 延 574 人	延 574 人
126	障害児等タイムケア (日中一時支援)	実施個所数 実利用者数	1 所 67 人	1 所 62 人	1 所 57 人	1 所 57 人	57 人
127	緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)	床数	1 床	1 床	1 床	1 床	
128	障害支援区分認定等事務 (介護給付費等認定審査会)	年間回数 年間審査件数	27 回 645 件	24 回 486 件	24 回 486 件	24 回 486 件	486 件

第 6 期新宿区障害福祉計画（地域生活支援事業）必要量見込

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
101	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施
102	障害者福祉活動事業助成 (自発的活動支援事業)	実施の有無	実施	実施
103	相談支援	実施個所数	13 所	13 所
104	基幹相談支援センター	設置年月	平成 24 年 4 月設置	
105	障害者自立支援協議会	設置年月	平成 19 年 3 月設置	
106	居住サポート	実施個所数	5 所	5 所
107	成年後見制度利用促進	年間区長申立 件数	延 5 件	延 6 件
108	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施
109	意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣)	年間利用件数	延 1,045 件	延 1,152 件
110	意思疎通支援事業 (要約筆記者派遣)	年間利用件数	延 33 件	延 40 件
111	意思疎通支援事業 (手話通訳者の本庁舎配置・ 遠隔手話通訳等サービス)	年間利用件数	延 160 件	延 160 件
112	日常生活用具 (介護訓練支援)	年間利用件数	延 24 件	延 24 件

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
113	日常生活用具 (自立生活支援)	年間利用件数	延 70 件	延 70 件	延 70 件	延 70 件	延 70 件
114	日常生活用具 (在宅療養等支援)	年間利用件数	延 55 件	延 55 件	延 55 件	延 55 件	延 55 件
115	日常生活用具 (情報・意思疎通支援)	年間利用件数	延 196 件	延 202 件	延 202 件	208 件	208 件
116	日常生活用具 (排泄管理支援)	年間利用件数	延 4,545 件	延 4,587 件	延 4,587 件	延 4,629 件	延 4,629 件
117	住宅改修費	年間利用件数	延 11 件	延 11 件	延 11 件	延 11 件	延 11 件
118	意思疎通支援者養成 研修事業	修了見込者数 (登録見込者数)	74 人 (3 人)	74 人 (3 人)	74 人 (3 人)	74 人 (3 人)	74 人 (3 人)
119	移動支援 (個別支援・グループ支援)	年間利用者 時間数	延 7,117 人	延 7,117 人	延 7,117 人	延 7,117 人	延 7,117 人
			延 86,386 時間	延 86,386 時間	延 86,386 時間	延 86,386 時間	延 86,386 時間
120	地域活動支援センター	実施個所数	4 所	4 所	4 所	4 所	4 所
		年間利用者数	延 13,100 人	延 13,100 人	延 13,100 人	延 13,100 人	延 13,100 人
121	身体障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	3 所 21 人	3 所 21 人	3 所 21 人	3 所 21 人	3 所 21 人
122	精神障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	1 所 8 人	1 所 8 人	1 所 8 人	1 所 8 人	1 所 8 人
123	巡回入浴	年間回数 実利用者数	1,060 回 29 人	1,092 回 30 人	1,092 回 30 人	1,125 回 31 人	1,125 回 31 人
124	日中ショートステイ (日中一時支援)	実施個所数 年間利用者数	4 所 延 155 人	4 所 延 153 人	4 所 延 153 人	4 所 延 151 人	4 所 延 151 人
125	土曜ケアサポート (日中一時支援)	実施個所数 年間利用者数	1 所 延 574 人	1 所 延 574 人	1 所 延 574 人	1 所 延 574 人	1 所 延 574 人
126	障害児等タイムケア (日中一時支援)	実施個所数 実利用者数	1 所 56 人	1 所 55 人	1 所 55 人	1 所 54 人	1 所 54 人
127	緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)	床数	1 床	1 床	1 床	1 床	1 床
128	障害支援区分認定等事務 (介護給付費等認定審査会)	年間回数 年間審査件数	26 回 800 件	24 回 486 件	24 回 486 件	24 回 486 件	24 回 486 件

101 理解促進研修・啓発事業		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦②⑧③⑩③③③④③⑧
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施の有無	実施	実施	実施	
現状と課題	<p>障害のある方と障害のない方との相互理解を深め、こころのバリアフリーを促進するため、障害者週間（12月3日～9日）に合わせた「障害者福祉施設共同バザール」・「障害者作品展」等の啓発事業を開催しています。また、障害理解のための映像を作成し、区民をはじめ多くの方が往来する新宿駅周辺の街頭ビジョンにて放映しています。</p>			
これからの取組	<p>今後も参加団体や街頭ビジョン所有会社等の協力を得ながら、「障害者福祉施設共同バザール」・「障害者作品展」の充実や、障害理解のための映像放映を継続し、区民のほか、在勤や在学の方に対する障害理解の促進を広く図ります。</p>			

102 障害者福祉活動事業助成 （自発的活動支援事業）		関連する「障害者計画」個別施策		④②⑨③⑥
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施の有無	実施	実施	実施	
現状と課題	<p>障害者福祉の増進を図るため、障害者の自立及び社会参加を促進する自主活動を援助するため「障害者福祉活動事業助成金事業」として助成金を交付しています。</p> <p>年間の助成金の原資が有効かつ効率的に、多くの団体が利用できるよう事業運営を進めていく必要があります。</p>			
これからの取組	<p>障害当事者やその家族・支援者等で構成される障害者団体が自主的に取り組む啓発活動等に対し、支援を継続していきます。</p>			

103 相談支援		関連する「障害者計画」個別施策		①⑥⑦⑧⑨⑩ ⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施か所数	13所	13所	13所	
現状と課題	<p>令和3年1月現在12所を指定し、常時福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリングや専門機関の紹介、障害者やその家族が持つ様々な悩みを解決したり、多様な相談に対応しています。</p> <p>また、相談支援窓口の連携強化を図るため、区が「相談窓口連絡会」を開催し、制度の周知や情報交換を行っています。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>今後も様々な相談に対応していきます。</p>			
令和3年1月における区内窓口	<p>障害者福祉課（基幹相談支援センター） 子ども総合センター 保健予防課 牛込保健センター 四谷保健センター 東新宿保健センター 落合保健センター 地域活動支援センター「まど」 地域活動支援センター『風』 ファロ 新宿西共同作業所ラバンス 新宿区立障害者福祉センター シャロームみなみ風</p>			

104 基幹相談支援センター		関連する「障害者計画」個別施策		①②⑥⑦⑧⑨ ⑩⑬⑲⑳㉑㉒
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
設置の有無	平成24年4月設置			
機能強化事業の実施の有無	実施	実施	実施	
現状と課題	<p>障害者福祉課内に開設した基幹相談支援センターは、地域における相談支援の核となり、障害者手帳の取得から、それに関連する諸制度、障害福祉サービス及びサービス等利用計画の作成や相談、さらには虐待に係る相談や通報受理など、障害者の相談支援に関する業務を総合的に行っています。</p>			
これからの取組	<p>サービス等利用計画に関し、基幹相談支援センターと地域の指定特定相談支援事業所が連携を図り、研修等を通して、個々のニーズに着目した計画作成が出来るよう、ケアマネジメント能力の向上に努めていきます。</p> <p>基幹相談支援センター（障害者虐待防止センター）が中心となり、障害者の虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、福祉施設事業者等の職員に対し、虐待防止や適切な支援のあり方に関する研修等を実施していきます。また、地域の指定特定相談支援事業所、サービス提供事業所及び関係機関等との連携を深めます。</p>			

105 障害者自立支援協議会		関連する「障害者計画」個別施策		①⑦⑧⑩⑳
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
設置の有無	平成19年3月設置			
現状と課題	<p>地域における障害者等への支援体制に関する課題について協議など活発な活動を行っています。</p> <p>今後は関係機関の有する情報を共有し、相互間の連携を一層充実させていくことにより、地域の実情に応じた体制の整備について検討を重ねていく必要があります。</p>			
これからの取組	<p>障害者自立支援協議会では、専門的な見地から、よりきめ細かに協議する専門部会を設けています。専門部会では様々な地域課題について、地域における障害者への支援や連携のあり方について検討していきます。また、障害者計画・障害児福祉計画・障害福祉計画を策定する過程では障害者自立支援協議会の意見を聴いた上で取り組んでいきます。</p>			

106 居住サポート		関連する「障害者計画」個別施策		⑳㉒㉓
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施か所数	5所	5所	5所	
現状と課題	高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者の住まい確保が困難な状況があります。高齢者や障害者等の条件に適う民間賃貸住宅の空き物件が少ないなか、民間賃貸住宅の家主等から賃貸借契約を拒まれる場合があるからです。円滑な住宅確保のため、住居探し等の相談支援を継続する必要があります。			
サービス提供体制確保の方策	「地域移行支援」「地域定着支援」によるサポートを組み合わせることにより、地域の中で障害者が安心して生活でき、併せて近隣の方の理解を促進していきけるような支援体制をめざしていきます。			
令和3年1月における区内事業所	区立障害者福祉センター 地域活動支援センター「まど」 地域活動支援センター『風』 ファロ 新宿西共同作業所ラバンス			

107 成年後見制度利用促進		関連する「障害者計画」個別施策		㉔
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス見込量 (年間区長申立件数)	延5件	延5件	延6件	
現状と課題	平成30年度には知的障害者2件、令和元年度には精神障害者2件の区長申立がありました。後見人等への報酬助成や親族申立費用の支援も可能となっています。 区は、新宿区社会福祉協議会に新宿区成年後見センターの運営を委託し、地域福祉権利擁護事業との連携により、判断能力が十分でない方の権利擁護のための成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。 市民後見人の養成についても、基礎講習からフォロー研修、受任後の支援まで一貫して実施しています。			
サービス提供体制確保の方策	成年後見制度と地域福祉権利擁護事業を活用して、親亡き後等も見据えた日常生活の支援や見守りにより、本人が地域で安心して生活できるよう、本人の財産や権利を守るための取り組みを推進していきます。成年後見制度が必要な方で、区による支援が必要な場合に適切に相談に応じていきます。			

108 成年後見制度法人後見支援事業		関連する「障害者計画」個別施策		③⑩
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施の有無	実施	実施	実施	
現状と課題	平成30年度から新宿区の補助事業として新宿区社会福祉協議会が実施しています。令和2年度末までに、法定後見7件、任意後見7件を受任しています。障害者の親が、将来を見据えて任意後見を契約するケースがあり、必要があれば、障害者自身の成年後見制度の利用を支援することがあります。多様な生活課題を抱えるケースに対し、職員の専門性の向上や関係機関を含めた連携強化が必要です。			
これからの取組	引き続き、新宿区社会福祉協議会内に設置している「新宿区成年後見センター」において法人後見事業を実施することで、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度利用まで一貫した支援が可能となる仕組みを作り、判断能力が不十分になっても安心して地域で生活を送ることのできる環境づくりを推進します。			

109 意思疎通支援 (手話通訳者派遣)		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦⑲⑳㉓
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延1,045件	延1,097件	延1,152件	
110 意思疎通支援事業 (要約筆記者派遣)		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦⑲⑳㉓
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延33件	延36件	延40件	
111 意思疎通支援事業 (手話通訳者の本庁舎配置・ 遠隔手話通訳等サービス)		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦⑲⑳㉓
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延160件	延160件	延160件	

<109～111 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

現状と課題	日中に活動できる手話通訳者の確保が課題になっています。
サービス提供体制確保の方策	<p>意思疎通支援者養成研修事業を推進していくとともに、障害理解の促進により手話通訳者数を増やす取組をしていきます。また、日中の時間帯に活動できる手話通訳者が少ないという現状に対し、手話通訳講習会を日中の時間帯に開催するという取組を始めました。</p> <p>今後も日中に活動できる手話通訳者の確保及び育成に努めていきます。</p>

112 日常生活用具 (介護訓練支援)		関連する「障害者計画」個別施策		②
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延24件	延24件	延24件	
113 日常生活用具 (自立生活支援)		関連する「障害者計画」個別施策		②
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延70件	延70件	延70件	
114 日常生活用具 (在宅療養等支援)		関連する「障害者計画」個別施策		②③
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延55件	延55件	延55件	
115 日常生活用具 (情報・意思疎通支援)		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦⑧
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延196件	延202件	延208件	

116 日常生活用具 (排泄管理支援)		関連する「障害者計画」個別施策		②
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延4,545件	延4,587件	延4,629件	

<112～116に関する現状と課題、サービス提供体制の方策>

現状と課題	<p>障害者福祉の手引への掲載や広報掲載とホームページを主に日常生活用具に関する周知を行っています。</p> <p>対象品目に該当しないものの要望が多い製品もあるため、日常生活用具の給付等に関する検討会を開催し、毎年品目や基準額について検討しています。</p>
サービス提供体制確保の方策	<p>日進月歩で進化する用具情報や利用者の要望等を踏まえ、用具の品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適切に行っていきます。</p>

117 住宅改修費		関連する「障害者計画」個別施策		②⑳㉑
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延11件	延11件	延11件	
現状と課題	<p>住宅改修については、効果的な改修が行われるように必ず家庭を訪問しています。また、改修の事前と事後に確認調査を実施し、適正な給付に努めています。</p> <p>介護保険利用者については、介護保険優先の原則を本人やケアマネジャー等の関係者に説明し、適切な制度利用を進めています。</p>			
サービス提供体制確保の方策	引き続き、個別の状況に応じた支援を提供していきます。			

118 意思疎通支援者養成研修事業		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦⑧	
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度
手話講習会 修了見込者数 (登録見込者数)	74人 (3人)		74人 (3人)		74人 (3人)
現状と課題	<p>区立障害者福祉センターにおいて、手話講習会を、区内在住・在勤・在学の方を対象に、初級・中級・上級・通訳コースを設けて実施しています。</p> <p>通訳コース修了者の試験合格率を向上させていく必要があります。</p> <p>また、平日の日中に活動できる手話通訳者が少ないという課題があります。</p>				
サービス提供 体制確保の方策	<p>これからも新宿区で活動する手話通訳者や手話のできるボランティアの養成をめざし、手話技術のレベルに応じた練習機会を継続して提供し、試験の合格率の向上が図られるよう効果的な講習会を運営していきます。平成29年度より平日日中の講座も新たに設け日中に活動できる手話通訳者の確保に努めます。</p>				

119 移動支援(個別支援・グループ支援)			関連する「障害者計画」個別施策			②⑦⑧	
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
サービス見込量 (年間総数)	年間利用者数	延利用時間数	年間利用者数	延利用時間数	年間利用者数	延利用時間数	
	延7,117人	延86,386時間	延7,117人	延86,386時間	延7,117人	延86,386時間	
現状と課題	<p>利用対象は、障害種別や障害部位・等級といった条件があります。区では社会参加を目的とする外出に加え、定期的反復的な通学・施設通所の送迎についても個々の状況に応じて移動支援の利用を可能としています。通学・施設通所の送迎については、同一時間帯の利用希望者が多く、支援できるヘルパーの確保に課題があります。</p>						
サービス提供 体制確保の方策	<p>今後も、通学・施設通所送迎の利用はさらに増加することが見込まれます。引き続き、個別的な事情を勘案し、適切な支給決定を行っていきます。</p>						

120 地域活動支援センター		関連する「障害者計画」個別施策		②⑱⑳		
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量 (年間総数)	実施 か所	延利用者数	実施 か所	延利用者数	実施 か所	延利用者数
	4所	延13,100人	4所	延13,100人	4所	延13,100人
現状と課題	ほぼ定員いっぱいの利用がされています。					
サービス提供 体制確保の方策	身体、知的障害者を対象とした地域活動支援センター等、障害特性に応じた施設整備の検討が必要です。					
令和3年1月 における事業所	地域活動支援センター「まど」 地域活動支援センター『風』 ファロ 新宿西共同作業所ラバンス					

121 身体障害者福祉ホーム		関連する「障害者計画」個別施策		⑳㉑		
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量	実施か所	利用定員	実施か所	利用定員	実施か所	利用定員
	3所	21人	3所	21人	3所	21人
122 精神障害者福祉ホーム		関連する「障害者計画」個別施策		㉑㉒		
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量	実施か所	利用定員	実施か所	利用定員	実施か所	利用定員
	1所	8人	1所	8人	1所	8人

<121, 122に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

現状と課題	<p>区内の身体障害者の福祉ホームはいずれも定員に達していません。他区市町村の施設を利用する場合は自治体間で調整していません。</p> <p>精神障害者の福祉ホームは、病院等から地域での一人暮らしへ向けての地域移行の推進のための役割が期待されています。</p>
サービス提供 体制確保の方策	<p>今後も福祉ホームを設置運営する社会福祉法人等に対し運営助成を行っていきます。</p>

123 巡回入浴			関連する「障害者計画」個別施策		②	
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量	年間実施回数	実利用者数	年間実施回数	実利用者数	年間実施回数	実利用者数
	1,060回	29人	1,092回	30人	1,125回	31人
現状と課題	委託業者が、特殊浴槽を対象者宅に搬入し、看護職員1名以上、介護職員2名以上で入浴サービスを実施します。					
サービス提供体制確保の方策	サービス提供事業者を3年間の複数年契約を行うことで、利用者と事業者の顔の見える関係をつくり、きめの細かいサービス提供を実施しています。また、毎年利用者アンケートで満足度の測定を行い、よりよいサービス提供体制をめざします。					

124 日中ショートステイ (日中一時支援)			関連する「障害者計画」個別施策		④	
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量 (年間総数)	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数
	4所	延155人	4所	延153人	4所	延151人
125 土曜ケアサポート (日中一時支援)			関連する「障害者計画」個別施策		④	
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量 (年間総数)	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数
	1所	延574人	1所	延574人	1所	延574人
126 障害児等タイムケア (日中一時支援)			関連する「障害者計画」個別施策		④⑮	
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
サービス見込量 (実利用者数)	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数
	1所	56人	1所	55人	1所	54人

<124～126 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

<p>現状と課題</p>	<p>日中ショートステイは、区立の小規模な短期入所や入所支援施設の一部を活用しているため一度に利用できる人数が少なく、学校の長期休暇時や週末等利用希望者の重なる時に需要に応え切れない状況です。</p> <p>障害児等タイムケアは、日々定員いっぱいの利用があります。</p>
<p>サービス提供体制確保の方策</p>	<p>日中一時支援事業（障害児等タイムケア事業等）や放課後デイサービスといった、類似するサービスとの利用調整が必要です。</p> <p>土曜ケアサポートについては、医療的ケアの実施を含め、利用者の安全を考慮して運用していきます。</p> <p>障害児等タイムケアについては、ニーズの高い事業であり安定した運営を図れるよう、事業所への支援を行っていきます。</p>

<p>127 緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)</p>		<p>関連する「障害者計画」個別施策</p>	<p>⑳</p>
<p>年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
<p>床数</p>	<p>1床</p>	<p>1床</p>	<p>1床</p>
<p>現状と課題</p>	<p>「シャロームみなみ風」の短期入所用居室5名分のうち1名分を区が確保し、緊急時に保護を行うことで、障害者の安全確保を最優先にした支援を行っています。</p> <p>虐待を受けた障害者の他に、区内の短期入所施設の定員枠では対応できない利用希望者がいる場合、緊急度に応じて受入の調整をするにあたっての基準を明確にする必要があります。</p>		
<p>これからの取組</p>	<p>緊急利用の実態を把握しながら、より適切な利用方法を検討していきます。</p>		

128 障害支援区分認定等事務 (介護給付費等認定審査会)		関連する「障害者計画」個別施策				
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
年間回数・件数	実施回数	審査件数	実施回数	審査件数	実施回数	審査件数
		26回	800件	24回	486件	24回
現状と課題	<p>新宿区は条例により介護給付費等認定審査会を設置・運営し、障害支援区分に係る審査判定を行うとともに、介護給付費支給の要否決定に当たり審査会の意見を聴いています。</p> <p>審査判定や支給の要否決定に関する意見には中立性・公正性が求められます。</p>					
これからの取組	<p>区は引き続き、障害に関する専門知識や経験を有する審査委員による合議で、中立性・公平性を確保します。</p>					

第 5 章 サービス利用における利用者負担と軽減措置

1 利用者負担軽減の経緯

障害福祉サービスの利用者負担は、平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行により開始しました。それまで支援費制度での所得に着目した「応能負担」から、サービス量と所得に着目した「応益負担」の仕組みに見直され、10%の定率負担及び負担上限月額が定められました。

その後、低所得の障害者等の利用者負担が重くなりすぎないように、定率負担及び実費負担それぞれに軽減策が講じられました。平成 22 年 4 月には低所得（区市町村民税非課税）の障害者等につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とし、さらに平成 22 年 12 月には、障害者自立支援法が改正され、負担能力に応じた利用者負担とすることが法律上にも明記されました。

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法でも引き続き、負担能力に応じた利用者負担とすることが定められています。

2 利用者負担の上限額について

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用者の負担上限月額について、所得に応じて次の 4 区分があり、1 か月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。児童福祉法に基づく障害児を対象とするサービス利用者も同様です。

区分	世帯の収入状況等	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0 円
一般 1	区市町村民税課税世帯 (所得割 16 万円未満 ただし 18 歳未満及び 20 歳未満の施設入所者は所得割 28 万円未満)	9, 300 円
		18 歳未満 4, 600 円
一般 2	上記以外	37, 200 円

※ 入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者は、区市町村民税課税世帯の場合、「一般 2」となります。

※ 所得を判断する際の世帯の範囲は、18 歳以上（ただし、施設入所している場合は 20 歳以上）の方は「障害のある方と配偶者」です。18 歳未満の児童は「住民基本台帳の世帯」です。

この他にも、入所施設利用者の補足給付、生活保護移行防止などの軽減措置があります。

また、補装具費の負担上限を算定するときの所得区分も、障害のある方と配偶者のみの所得で判断されます。

区分	世帯の収入状況等	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
一般	区市町村民税課税世帯 (ただし、障害者本人または世帯員のうち区市町村民税所得割の額が46万円以上の場合は支給対象外)	37,200円

区市町村民税課税世帯で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合、介護保険サービスを併せて利用している場合及び補装具の支給決定を受けている場合は、月の利用者負担額の合算が基準額まで軽減されます。基準額を超えて支払った負担額は、高額障害福祉サービス等給付費として申請により後から支給されます。障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合も、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されず（償還払い方式になります）。また、就学前の児童で第2子または第3子が障害児通所支援を利用している場合、利用者負担が軽減される場合があります。

その他、平成30年4月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、一定の条件に合致する高齢障害者に対し、利用者負担額の軽減措置が講じられることとなりました。65歳に至るまでに相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう、障害福祉制度により利用者負担を軽減（償還）します。

3 新宿区における利用者負担の軽減措置

(1) 定率負担等の軽減について

区は一定以上の所得のある方に対しても厳しい経済情勢が続いていることから、利用者負担の発生する世帯の障害福祉サービス等の利用抑制が生じることを防ぐため、障害福祉計画の期間、国の制度と合わせて一部のサービスを除いた負担軽減策を、引き続き実施してきました。

また、障害児を対象としたサービスも、障害児の健全な発達を支援する必要があることから、障害児福祉計画の期間、同様に引き続き実施してきました。なお、国の幼児教育・保育の無償化制度の対象世帯（住民税非課税世帯の0歳から2歳児及び全ての3歳から5歳児）に対しては、区では令和元年

度から児童発達支援及び保育所等訪問支援のサービス利用料及び児童発達支援利用者に係る食費を無償としています。

区は児童福祉法及び障害者総合支援法の利用者負担の考え方を基本としたうえで、第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画の計画期間についても、区独自に負担軽減策を講じていきます。具体的には、障害福祉サービス、新宿区地域生活支援事業及び障害児通所支援の定率負担10%を3%にし、福祉ホームや地域活動支援センターについては、利用料を無料としています。さらに、区立の通所施設における給食費の負担を原材料費に限る軽減策を実施していきます。

なお、補装具費については、障害者総合支援法では、障害者等又はその世帯員（18歳以上の障害者は配偶者のみ）のうち区市町村民税所得割の額が46万円以上の場合は支給対象外としていますが、区では独自に支給対象としています。

(2) 障害福祉サービスと地域生活支援事業を合算した負担上限月額

障害者総合支援法による仕組みでは、自立支援給付と地域生活支援事業はお互いを補いあい、障害者を総合的に支援する制度であるという点を考慮し、新宿区においては、障害福祉サービスと地域生活支援事業の一部（移動支援・日中一時支援）を同月に利用する場合においては合算して、障害福祉サービスの負担上限月額を適用しています。

利用者負担の区独自軽減実施一覧

児童福祉法に基づく「障害児通所支援」

	サービスの種類		(利用者負担率)		(利用者負担率)		軽減期限 ~R6.3	
			平成30~令和2年度		令和3~5年度			
			非課税世帯	課税世帯	非課税世帯	課税世帯		
国が給付率を定めている。 相談支援	障害児通所給付	障害児通所支援	児童発達支援※	無料 (国制度)	3%	無料 (国制度)	3%	○
			医療型児童発達支援					○
			放課後等デイサービス					○
			居宅訪問型児童発達支援					○
			保育所等訪問支援※					○
	相談支援	障害児支援利用援助	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし		
		継続障害児支援利用援助	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし		

※児童発達支援及び保育所等訪問支援のサービス利用料は、0歳~2歳児の課税世帯のみ有償。

障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス等」及び「地域生活支援事業」（一部を除く）

	サービスの種類		(利用者負担率)		(利用者負担率)		軽減期限 ~R6.3	
			平成30~令和2年度		令和3~5年度			
			非課税世帯	課税世帯	非課税世帯	課税世帯		
国が給付率を定めている。	自立支援給付	(障害福祉サービス)	居宅介護	無料 (国制度)	3%	無料 (国制度)	3%	○
			重度訪問介護		3%		3%	○
			行動援護		3%		3%	○
			同行援護		3%		3%	○
			重度障害者等包括支援		3%		3%	○
			短期入所(ショートステイ)		3%		3%	○
			療養介護		10%		10%	
			生活介護		3%		3%	○
			施設入所支援		10%		10%	
			自立支援給付		(障害福祉サービス)		自立訓練	3% *宿泊型10%
	就労継続支援	3%		3%		3%	3%	○
	就労移行支援	無料		無料		無料	無料	○
	就労定着支援	3%		3%		3%	3%	○
	自立生活援助	3%		3%		3%	3%	○
	共同生活援助(GH)	10%		10%				
	支援画給付相談	サービス利用支援	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし		
		継続サービス利用支援	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし		
	地域生活給付相談	地域移行支援	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし		
		地域定着支援	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし		
	補装具	区市町村民税所得割46万円未満	無料(国制度)	3%	無料(国制度)	3%	3%	○
区市町村民税所得割46万円以上			10%		10%		○	

※補装具費の給付対象として「区市町村民税所得割46万円以上の世帯」を含める。

新宿区が給付率を定めている。	地域生活支援事業	日常生活用具	無料	3%	無料	3%	○		
		移動支援		3%		3%	○		
		日中一時支援		3%		3%	○		
		福祉ホーム(精神)		無料		無料	無料	○	
		福祉ホーム(身体)		無料		無料	無料	○	
		地域活動支援センター		無料		無料	無料	○	
		意志疎通支援		負担なし		負担なし	負担なし	負担なし	
		相談支援		負担なし		負担なし	負担なし	負担なし	

国制度

新宿区独自負担軽減策

・非課税世帯 = 区市町村民税非課税世帯・生活保護受給世帯

・課税世帯 = 区市町村民税課税世帯

資料編



1 主な事業

障害者計画の各個別施策に関する主な事業を掲載しました。詳しくは、各事業実施担当課までお問合せください。

個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第二次実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実	(1)地域で日常生活を継続するための支援	①相談支援の充実(P54) ②日常生活を支える支援の充実(P57) ③保健医療サービスの充実(P59) ④家族への支援(P65) ⑤経済的自立への支援(P68)	・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等	○	消費生活就労支援課
			・地域移行支援		障害者福祉課
			・地域定着支援		障害者福祉課
			・医療型児童発達支援		障害者福祉課
			・福祉サービスの利用者支援(サービス評価事業)		障害者福祉課
			・計画相談支援		障害者福祉課
			・相談支援		障害者福祉課
			・基幹相談支援センター		障害者福祉課
			・障害者施策推進協議会		障害者福祉課
			・障害者自立支援協議会		障害者福祉課
			・障害者自立支援ネットワーク		障害者福祉課
			・介護給付費等認定審査会		障害者福祉課
			・心身障害者巡回入浴サービス		障害者福祉課
			・心身障害者訪問理美容サービス		障害者福祉課
			・寝具乾燥・消毒サービス		障害者福祉課
			・紙おむつ等支給(費用助成)		障害者福祉課
			・リフトタクシー運航委託		障害者福祉課
			・心身障害者福祉タクシー		障害者福祉課
			・自動車燃料費助成		障害者福祉課
			・居宅介護		障害者福祉課
			・重度訪問介護		障害者福祉課
			・同行援護		障害者福祉課
			・行動援護		障害者福祉課
			・重度障害者等包括支援		障害者福祉課
			・生活介護		障害者福祉課
			・自立訓練(機能訓練、生活訓練)		障害者福祉課
			・意思疎通支援(手話通訳者及び要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁舎配置、遠隔手話通訳等サービス)		障害者福祉課
			・日常生活用具(介護訓練支援、自立生活支援、在宅療養等支援、情報・意思疎通支援、排泄管理支援)		障害者福祉課
			・住宅設備改善費		障害者福祉課
			・点字図書 の 配 付		障害者福祉課
・福祉電話の貸与		障害者福祉課			
・移動支援		障害者福祉課			
・地域活動支援センター		障害者福祉課			
・障害者医療的ケア体制支援事業		障害者福祉課			
・療養介護		障害者福祉課			
・自動車運転教習費		障害者福祉課			
・障害者位置探索システム		障害者福祉課			
・在宅重度心身障害者介護人休養制度		障害者福祉課			

個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第二次 実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実	(1)地域で日常生活を継続するための支援	①相談支援の充実(P54) ②日常生活を支える支援の充実(P57) ③保健医療サービスの充実(P59) ④家族への支援(P65) ⑤経済的自立への支援(P68)	・重症心身障害児等在宅レスパイトサービス		障害者福祉課
			・区立新宿生活実習所の管理運営	○	障害者福祉課
			・区立障害者生活支援センターの管理運営		障害者福祉課
			・区立あゆみの家の管理運営		障害者福祉課
			・区立障害者福祉センターの管理運営		障害者福祉課
			・短期入所		障害者福祉課
			・日中一時支援(日中ショートステイ、土曜ケアサポート、障害児等タイムケア)		障害者福祉課
			・障害者福祉活動事業助成		障害者福祉課
			・心身障害者福祉手当		障害者福祉課
			・重度心身障害者手当(受理・推進)		障害者福祉課
			・特別障害者手当		障害者福祉課
			・障害児福祉手当		障害者福祉課
			・心身障害者扶養年金・共済(受理・推進)		障害者福祉課
			・心身障害者医療費助成		障害者福祉課
			・就労移行支援		障害者福祉課
			・就労継続支援A型		障害者福祉課
			・就労継続支援B型		障害者福祉課
			・高額障害福祉サービス費・高額障害児通所給付費の償還		障害者福祉課
			・居住サポート		障害者福祉課
			・補装具費の支給(購入・修理)		障害者福祉課
			・自立支援医療(更生医療、精神通院医療、育成医療)		障害者福祉課
			・障害者歯科診療		障害者福祉課
			・身体障害者用自動車改造費助成		障害者福祉課
			・身体障害者電話使用料助成		障害者福祉課
			・遠距離施設訪問家族交通費助成		障害者福祉課
			・障害児相談支援		障害者福祉課 子ども家庭支援課
			・子ども医療費助成制度		子ども家庭課
			・児童育成手当(障害手当)		子ども家庭課
			・ひとり親家庭等医療費助成制度		子ども家庭課
			・発達相談(電話相談/来所相談)		子ども家庭支援課
			・ペアレントメンター	○	子ども家庭支援課
			・障害幼児一時保育	○	子ども家庭支援課
			・発達支援	○	子ども家庭支援課
・在宅児等訪問支援	○	子ども家庭支援課			
・ゲートキーパー養成講座		健康政策課			
・自殺対策強化月間の取組		健康政策課			
・相談窓口自動案内とハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業		健康政策課			
・困りごと・悩みごとの相談先の周知(窓口一覧の作成・配布)		健康政策課			
・在宅医療相談窓口の運営		健康政策課			

個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第二次実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実	(1)地域で日常生活を継続するための支援	①相談支援の充実(P54) ②日常生活を支える支援の充実(P57) ③保健医療サービスの充実(P59) ④家族への支援(P65) ⑤経済的自立への支援(P68)	・在宅医療・介護支援情報の作成と連携促進		健康政策課
			・在宅医療体制の推進		健康政策課
			・在宅歯科医療の推進(在宅歯科相談窓口)		健康政策課
			・かかりつけ医・かかりつけ歯科医機能の推進		健康政策課
			・薬剤師の在宅療養への連携強化		健康政策課
			・緊急一時入院病床の確保		健康政策課
			・訪問看護ステーションの連携促進		健康政策課
			・在宅医療と介護の交流会		健康政策課
			・(仮称)地域リハビリテーション事業		健康政策課
			・摂食嚥下機能支援の推進		健康政策課
			・病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修		健康政策課
			・養育医療		健康づくり課 各保健センター
			・障害基礎年金		医療保険年金課
			・精神保健福祉連絡協議会		保健予防課
			・精神保健福祉連絡協議会、精神保健福祉実務担当者連絡会		保健予防課
			・精神保健講演会		保健予防課
			・ホームページによる普及啓発		保健予防課
			・パンフレット、リーフレットの作成・配布	○	保健予防課
			・10歳代向けのパンフレット(『気づいて!こころのSOS』)、保護者向けリーフレット、教職員向けリーフレット	○	保健予防課
			・ホームページの充実		保健予防課
・働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会	○	保健予防課			
・エイズ対策:地域療養支援事業(新宿区HIV/AIDS関係機関連絡会)、支援者向け講演会		保健予防課			
・小児精神障害者入院医療費助成制度(都制度)		保健予防課 各保健センター			
・保健師による相談・療養支援		保健予防課 各保健センター			
・難病対策:医療費助成(国、都制度)、東京都在宅難病患者医療機器貸与事業(都制度)、在宅難病患者医療機器貸与者訪問看護事業、療養相談、リハビリ教室、難病講演会、患者・家族支援(しんじゅく難病サロン)、新宿区難病対策地域協議会(難病対策実務担当部会含む)等		保健予防課 各保健センター			
・エイズ対策(普及啓発(区内中学校の生徒向け講座、講習会等)、HIV抗体検査・相談事業、療養支援、新宿区HIV/AIDS関係機関ネットワーク連絡会)		保健予防課 各保健センター			
・睡眠に関する普及啓発	○	保健予防課 各保健センター			

個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第二次実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)	
1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実	(1)地域で日常生活を継続するための支援	①相談支援の充実(P54) ②日常生活を支える支援の充実(P57) ③保健医療サービスの充実(P59) ④家族への支援(P65) ⑤経済的自立への支援(P68)	・保健師による面接・訪問相談等	○	保健予防課 各保健センター	
			・未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援		保健予防課 各保健センター	
			・精神障害者の家族支援(家族教室・家族教室OB会)		保健予防課 各保健センター	
			・精神障害者の退院後支援(退院後支援に関する計画の作成)		保健予防課 各保健センター	
			・小児慢性特定疾病対策:医療費助成(国制度)、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業		保健予防課 各保健センター	
			・在宅重症心身障害児(者)等訪問事業(都制度)		保健予防課 各保健センター	
			・精神保健対策:医療費助成(国制度)、支援者向け講演会	○	保健予防課 各保健センター	
			・生活習慣病対策(健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導等)		各保健センター	
			・健康教育		各保健センター	
			・精神科医による精神保健相談	○	各保健センター	
			・産後うつの相談		各保健センター	
			・ストレスマネジメント講習会(子育て世代・働く世代・シニア世代)	○	各保健センター	
			・訪問指導(栄養士、歯科衛生士、理学療法士等)		各保健センター	
			・デイケア(精神障害者社会復帰支援事業)		牛込・四谷・東新宿保健センター	
	・親と子の相談室		東新宿保健センター			
	・教育センター教育相談室、スクールカウンセラーによる相談		教育支援課 教育センター			
	(2)サービスの質の向上のための支援	⑥利用者支援と苦情相談の充実(P69) ⑦サービスを担う人材の育成・確保(P71) ⑧事業者への支援・指導の充実(P73)	・社会福祉法人認可及び指導検査等事務			地域福祉課
			・相談支援			障害者福祉課
			・基幹相談支援センター			障害者福祉課
			・障害者医療的ケア体制支援事業			障害者福祉課
			・障害者自立支援協議会			障害者福祉課
			・障害者自立支援ネットワーク			障害者福祉課
			・障害者就労支援施設事業運営助成			障害者福祉課
			・指定障害福祉サービス事業者等指導検査事務			障害者福祉課
			・身体障害者相談員・知的障害者相談員			障害者福祉課
			・福祉苦情相談			障害者福祉課
			・障害福祉サービス事業者への研修			障害者福祉課
・訪問看護ステーションの連携促進					健康政策課	
・在宅医療と介護の交流会					健康政策課	
・病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修			健康政策課			
・介護職員の看護小規模多機能型居宅介護実習研修			健康政策課			
・多職種連携研修会			健康政策課			

個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第二次実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
1 福祉サービスの提供と充実 個々のニーズに応じた	(3)地域ネットワークの構築	⑨地域生活支援体制の推進【重点的な取組】(P75) ⑩地域の社会資源ネットワーク化と有効活用(P77)	・短期入所		障害者福祉課
			・計画相談支援		障害者福祉課
			・相談支援		障害者福祉課
			・基幹相談支援センター		障害者福祉課
			・区立障害者福祉センターの管理運営		障害者福祉課
			・区立障害者生活支援センターの管理運営		障害者福祉課
			・障害者地域生活支援体制事業(シャロームみなみ風への委託事業)		障害者福祉課
			・障害者自立支援ネットワーク		障害者福祉課
2 障害等の早期発見と成長・発達への支援	(1)子どもの発達に即した支援の充実	⑪障害等の早期発見・早期支援(P78) ⑫乳幼児期の子育てに関する相談の充実(P80)	・補装具費の支給(購入・修理)		障害者福祉課
			・中等度難聴児発達支援事業		障害者福祉課
			・日常生活用具(介護訓練支援、自立生活支援、在宅療養等支援、情報・意思疎通支援、排泄管理支援)		障害者福祉課
			・児童発達支援	○	障害者福祉課 子ども家庭支援課
			・相談支援		障害者福祉課 子ども家庭支援課
			・障害児相談支援	○	障害者福祉課 子ども家庭支援課
			・保育園・子ども園の園庭や保育室等の開放		保育課 保育指導課 学校運営課
			・子育て相談(保育園・子ども園)		保育指導課
			・未就園児親子の交流事業、子育て支援講座(保育士や各専門家による講演や講習会等親子がつどえる場)		保育指導課 教育支援課 教育センター
			・児童館		子ども家庭支援課
			・幼児サークル(児童館)		子ども家庭支援課
			・子どもと家庭の総合相談		子ども家庭支援課
			・子育て講座		子ども家庭支援課
			・子育て訪問相談		子ども家庭支援課
			・発達相談(電話相談/来所相談)	○	子ども家庭支援課
			・発達支援(集団-親子通所、単独通所、就園児グループ)	○	子ども家庭支援課
			・発達支援(個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導)	○	子ども家庭支援課
			・障害幼児一時保育、在宅児等訪問支援	○	子ども家庭支援課
			・幼児サークル		子ども家庭支援課 各児童館
			・新生児聴覚検査費用の一部助成		各保健センター
			・すくすく赤ちゃん訪問事業		各保健センター
			・3~4か月児健診、6か月・9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診		各保健センター
			・乳幼児経過観察健診		各保健センター
			・心理相談、育児相談		各保健センター

個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第二次実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
2 障害等の早期発見と成長・発達への支援	(1)子どもの発達に即した支援の充実	⑪障害等の早期発見・早期支援(P78) ⑫乳幼児期の子育てに関する相談の充実(P80)	・もぐもぐごっくん歯科相談		各保健センター
			・1歳6か月児向け、3歳児向けパンフレット(『ちょっと気になる』は子どもを理解するチャンス)		各保健センター
			・保健師による保健相談		各保健センター
			・精密健診票の発行(医療機関紹介)		各保健センター
			・先天性代謝異常検査(都制度)		各保健センター
			・はじめまして赤ちゃん応援事業		各保健センター
			・育児相談・育児グループ		各保健センター
			・すこやか子ども発達相談		牛込保健センター
			・MCG「オリーブの会」		東新宿保健センター
			・幼稚園への介護員の配置		学校運営課
			・西戸山幼稚園における子育て支援事業つどいのへや・子育て相談		学校運営課
			・地域に開かれた幼稚園事業		学校運営課
			・新宿区立幼稚園 つどいのへや事業		学校運営課
			・子ども総合センター発達支援コーナー(あいあい)との個別交流保育		学校運営課
			(2)障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実	⑬乳幼児期の支援体制の充実(P82) ⑭学齢期の支援体制の充実(P85) ⑮放課後支援等の日中活動の充実(P89) ⑯療育・保育・教育・福祉・保健施策の連携(P91) ⑰障害等のある子どもへの専門相談の推進【重点的な取組】(P92) ⑱学校教育修了後の進路の確保(P95)	・日中一時支援(障害児等タイムケア)
	・基幹相談支援センター				障害者福祉課
	・居宅訪問型児童発達支援				障害者福祉課
	・相談支援				障害者福祉課
	・障害児等タイムケア事業運営助成等				障害者福祉課
	・障害者自立支援ネットワーク				障害者福祉課
	・障害者施設設備事業補助				障害者福祉課
	・保育所等訪問支援	○			障害者福祉課 子ども家庭支援課
	・障害児相談支援				障害者福祉課 子ども家庭支援課
	・放課後等デイサービス	○			障害者福祉課 子ども家庭支援課
	・計画相談支援				障害者福祉課 子ども家庭支援課
	・児童発達支援				障害者福祉課 子ども家庭支援課
	・障害児等巡回保育相談(保育園・子ども園等)		保育指導課		
・巡回サポートチーム事業		保育指導課			
・保育園・子ども園等保育指導研修		保育指導課			
・「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」の運営		子ども家庭支援課			
・障害児指導に関する体験・理解		子ども家庭支援課			
・学童クラブへの巡回指導		子ども家庭支援課			
・発達相談(電話相談/来所相談)	○	子ども家庭支援課			
・発達支援(集団-親子通所、単独通所、就園児グループ)	○	子ども家庭支援課			
・発達支援(個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導)	○	子ども家庭支援課			
・障害幼児一時保育、在宅児等訪問支援	○	子ども家庭支援課			
・学童クラブ		子ども家庭支援課			

個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第二次 実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)			
2 障害等の早期発見と成長・発達への支援	(2)障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実	⑬乳幼児期の支援体制の充実(P82) ⑭学齢期の支援体制の充実(P85) ⑮放課後支援等の日中活動の充実(P89) ⑯療育・保育・教育・福祉・保健施策の連携(P91) ⑰障害等のある子どもへの専門相談の推進【重点的な取組】(P92) ⑱学校教育修了後の進路の確保(P95)	・放課後子どもひろば		子ども家庭支援課			
			・特別支援教育の推進	○	教育支援課			
			・中学校への特別支援教室の開設	○	教育支援課			
			・就学相談		教育支援課			
			・専門家による巡回相談・特別支援教育推進員の派遣		教育支援課			
			・教育相談		教育支援課 教育センター			
			・スクールカウンセラーの派遣	○	教育支援課 教育センター			
			・ことばの教室		教育支援課 教育センター			
			・巡回相談(幼稚園)		学校運営課			
			・情緒障害等通級指導学級及びまなびの教室の設置		学校運営課 教育支援課			
			・心理士による保護者相談		学校運営課			
			・幼稚園への介護員の配置		学校運営課			
			3 地域サービスの充実・地域生活への移行の推進	(1)地域で生活するための基盤整備	⑲日中活動の充実(P96) ⑳住まいの場の充実(P98) ㉑入所支援施設等の支援(P101)	・区立障害者福祉センターの管理運営		障害者福祉課
						・区立あゆみの家の管理運営		障害者福祉課
・区立新宿福祉作業所の管理運営		障害者福祉課						
・区立高田馬場福祉作業所の管理運営		障害者福祉課						
・区立新宿生活実習所の管理運営	○	障害者福祉課						
・区立障害者生活支援センターの管理運営		障害者福祉課						
・高次脳機能障害者支援事業		障害者福祉課						
・生活介護		障害者福祉課						
・自立訓練(機能訓練・生活訓練)		障害者福祉課						
・就労移行支援		障害者福祉課						
・就労継続支援A型		障害者福祉課						
・就労継続支援B型		障害者福祉課						
・地域活動支援センター		障害者福祉課						
・共同生活援助(グループホーム)	○	障害者福祉課						
・身体障害者福祉ホーム		障害者福祉課						
・精神障害者福祉ホーム		障害者福祉課						
・居住サポート		障害者福祉課						
・施設入所支援		障害者福祉課						
・住宅設備改善費		障害者福祉課						
・地域活動支援センターへの運営補助		障害者福祉課						
・新宿けやき園への事業運営費補助		障害者福祉課						
・シャロームみなみ風への事業運営費補助		障害者福祉課						
・障害者施設整備事業補助		障害者福祉課						

個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第二次 実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
3 地域サービスの充実・地域生活への移行の推進	(1)地域で生活するための基盤整備	⑱日中活動の充実(P96) ⑳住まいの場の充実(P98) ㉑入所支援施設等の支援(P101)	・重症心身障害児(者)通所事業運営費補助		障害者福祉課
			・福祉ホームへの運営補助		障害者福祉課
			・重度心身障害者グループホーム運営費補助		障害者福祉課
			・ふれあい・いきいきサロン		社会福祉協議会
			・高齢者等入居支援	○	住宅課
			・住宅相談		住宅課
			・住み替え居住継続支援		住宅課
			・区営住宅の供給		住宅課
			・住宅修繕工事等業者あつ旋		住宅課
			(2)地域生活移行への支援	⑒施設からの地域生活移行の支援(P102) ⑓病院からの地域生活移行の支援【重点的な取組】(P104)	・居宅介護
	・自立訓練(生活訓練)				障害者福祉課
	・共同生活援助(グループホーム)	○			障害者福祉課
	・計画相談支援				障害者福祉課
	・地域移行支援				障害者福祉課
	・地域定着支援				障害者福祉課
	・自立生活援助				障害者福祉課
	・基幹相談支援センター				障害者福祉課
	・居住サポート				障害者福祉課
	・地域活動支援センター				障害者福祉課
	・身体障害者福祉ホーム				障害者福祉課
	・区立障害者生活支援センターの管理運営				障害者福祉課
	・短期入所				障害者福祉課
	・精神障害者福祉ホーム				障害者福祉課
	・宿泊型自立訓練				障害者福祉課
	・精神保健講演会	○			保健予防課
	・パンフレット・リーフレットの作成・配布	○			保健予防課
	・保健・医療・福祉・関係者による連携(精神保健福祉連絡協議会、精神保健福祉実務担当者連絡会)	○			保健予防課 各保健センター
	・保健師による面接・訪問相談等	○			保健予防課 各保健センター
	・医療機関等との連携				保健予防課 各保健センター
	・精神障害者の退院後支援(退院後支援に関する計画の作成)		保健予防課 各保健センター		
・未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援		保健予防課 各保健センター			
・精神障害者社会適応訓練事業(都制度)		保健予防課 各保健センター			
・精神科医による精神保健相談	○	各保健センター			
・デイケア(精神障害者社会復帰支援事業)		四谷・牛込・東新宿保健センター			
・保健センターデイケア		四谷・牛込・東新宿保健センター			

個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第二次 実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
4 多様な就労支援	(1)多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実	②④就労支援の充実【重点的な取組】(P106) ②⑤施設における就労支援の充実(P108)	・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等		消費生活就労支援課
			・障害者就労支援施設事業運営助成		障害者福祉課
			・就労移行支援		障害者福祉課
			・就労継続支援A型		障害者福祉課
			・就労継続支援B型		障害者福祉課
			・就労定着支援		障害者福祉課
	(2)安心して働き続けられるための支援	②⑥就労の継続及び復職等の支援の強化(P110)	・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等	○	消費生活就労支援課
			・障害者就労支援施設事業運営助成		障害者福祉課
			・就労移行支援		障害者福祉課
			・就労継続支援A型		障害者福祉課
			・就労継続支援B型		障害者福祉課
			・就労定着支援		障害者福祉課
			・障害者による地域緑化推進事業		障害者福祉課
			・働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会	○	保健予防課
・保健師による面接・訪問相談等	○	保健予防課 各保健センター			
・精神科医による精神保健相談	○	各保健センター			
5 社会活動の支援	(1)社会参加の充実	②⑦コミュニケーション支援・移動支援の充実(P113) ②⑧文化芸術・スポーツ等への参加の促進(P118) ②⑨社会参加の促進への支援の充実(P122)	・スポーツ環境整備方針に基づく事業		生涯学習スポーツ課
			・新宿未来創造財団等における事業(障害者スポーツデー等)		新宿未来創造財団
			・中等度難聴児発達支援事業		障害者福祉課
			・同行援護		障害者福祉課
			・行動援護		障害者福祉課
			・意思疎通支援(手話通訳者及び要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁舎配置、遠隔手話通訳等サービス)		障害者福祉課
			・意思疎通支援者養成研修事業		障害者福祉課
			・手話講習会		障害者福祉課
			・手話通訳者選考試験		障害者福祉課
			・視覚障害者・聴覚障害者向け講座		障害者福祉課
			・障害者差別解消の推進		障害者福祉課
			・理解促進研修・啓発		障害者福祉課
			・日常生活用具(情報・意思疎通支援)		障害者福祉課
			・移動支援		障害者福祉課
			・区立障害者福祉センターにおける講座・講習会		障害者福祉課
			・障害者福祉活動事業助成		障害者福祉課
			・視覚・聴覚障害者支援事業		障害者福祉課
			・録音図書(カセットテープ・デージー版)の貸出、製作		中央図書館
			・図書の対面朗読サービス		中央図書館

個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第二次実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
6 安心して生活できるための支援 障害者の権利を守り	(1)障害者が権利の主体として生活するための支援	⑩差別解消・権利擁護の推進(P123) ⑪虐待の防止(P128) ⑫消費者被害の防止(P129)	・障害者差別解消の推進		障害者福祉課
			・理解促進研修・啓発		障害者福祉課
			・相談支援		障害者福祉課
			・基幹相談支援センター		障害者福祉課
			・障害者自立支援協議会(障害者差別解消支援地域協議会)		障害者福祉課
			・障害者支援施設への短期入所措置等		障害者福祉課
			・緊急保護居室確保等		障害者福祉課
			・成年後見制度利用促進	○	障害者福祉課 地域福祉課 社会福祉協議会
			・成年後見制度法人後見支援事業		社会福祉協議会
			・地域福祉権利擁護事業		社会福祉協議会
			・子ども家庭・若者サポートネットワーク(虐待防止等部会)		子ども家庭支援課
			・消費生活相談		新宿消費生活センター
7 こころのバリアフリーの促進	(1)障害理解の促進	⑬障害理解への啓発活動の促進【重点的な取組】(P131) ⑭障害理解教育の推進(P133) ⑮広報活動の充実(P135)	・ヘルプカードの作成及び配布		障害者福祉課
			・障害者作品展・新宿区内障害者福祉施設共同バザール		障害者福祉課
			・障害者福祉センター福祉講演会		障害者福祉課
			・理解促進研修・啓発		障害者福祉課 子ども家庭支援課
			・健康教育の充実		保健予防課
			・パンフレット・リーフレットの作成・配布	○	保健予防課
			・ホームページの充実		保健予防課
			・10歳代向けのパンフレット(『気づいて!こころのSOS』)・保護者向けリーフレット・教職員向けリーフレット	○	保健予防課
			・精神保健講演会	○	保健予防課 各保健センター
			・人権尊重教育の推進		教育指導課
			・障害者理解教育の推進		教育指導課 教育支援課
			・障害のある児童・生徒と通常学級の児童・生徒との交流		教育支援課
	(2)交流機会の拡大、充実による理解の促進	⑯互いに交流しあえる機会の充実(P136) ⑰地域で交流する機会の充実(P138)	・理解促進研修・啓発		障害者福祉課
			・障害者福祉活動事業助成		障害者福祉課
			・視覚・聴覚障害者支援事業		障害者福祉課
			・意思疎通支援(手話通訳者及び要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁舎配置)		障害者福祉課
			・放課後子どもひろば、児童館、学童クラブ		子ども家庭支援課
			・新宿ここ・から広場「ここ・からまつり」の開催		子ども家庭支援課
・障害者理解教育の推進		教育指導課 教育支援課			

個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第二次 実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
7 こころのバリアフリーの促進	(3)情報のバリアフリーの促進	③⑨多様な手法による情報提供の充実(P139)	・広報新宿の発行及び配布(点字版広報及び音声版広報の作成等)		区政情報課
			・区政普及のための出版物の発行及び配布(点字版便利帳及び音声版便利帳の作成等)		区政情報課
			・ホームページの管理運営(音声読み上げ)		区政情報課
			・意思疎通支援(手話通訳者及び要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁舎配置、遠隔手話通訳等サービス)		障害者福祉課
			・日常生活用具(情報・意思疎通支援)		障害者福祉課
			・意思疎通支援者養成研修事業		障害者福祉課
			・教育だよりの発行及び配布(「しんじゅくの教育」点字版及びカセットテープ等の音声版の作成等)		教育調整課
			・「選挙公報」点字版及びカセットテープ等の音声版の作成等		選挙管理委員会
8 福祉のまちづくりの促進	(1)人にやさしいまちづくり	③⑨ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進【重点的な取組】(P143)	・障害者差別解消の推進		障害者福祉課
			・道路の改良・道路のバリアフリー化	○	道路課
			・みんなで考える身近な公園の整備	○	みどり公園課
			・清潔できれいな公園トイレづくり	○	みどり公園課
			・清潔できれいな公衆トイレづくり	○	みどり公園課
	(2)人にやさしい建築物づくり		・放置自転車等の撤去及び自転車適正利用の啓発活動		交通対策課
			・安全で快適な鉄道駅の整備促進	○	都市計画課
			・バリアフリーの整備促進	○	都市計画課
			・ユニバーサルデザインまちづくりの推進	○	景観・まちづくり課
			・住宅設備改善費		障害者福祉課
9 生活できるための支援	(1)災害等から障害者を守り安全に生活できるための支援	④⑩防災・防犯対策の推進(P150)	・「新宿区災害時要援護者登録名簿」登録者への家具転倒器具取付事業		危機管理課
			・要配慮者対策の推進		地域福祉課 危機管理課
			・災害時要援護者名簿の活用		地域福祉課 危機管理課
			・福祉避難所の充実と体制強化		地域福祉課
			・緊急通報システム		障害者福祉課
			・ヘルプカードの作成及び配布		障害者福祉課
			・在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業		健康政策課 各保健センター

2 新宿区障害者施策推進協議会及び新宿区障害者自立支援協議会

(1) 新宿区障害者施策推進協議会

「新宿区障害者施策推進協議会」は平成 11 年 7 月に障害者基本法に基づき、新宿区における障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学識経験者、障害者団体の代表、公募による区民、民生委員、関係する行政機関の職員等で構成される協議会です。

本計画策定にあたっては、協議会のもとに専門部会を設置し、国の基本指針に基づき、同協議会及び専門部会で意見をいただきながら作業を進めました。

(2) 新宿区障害者自立支援協議会

「新宿区障害者自立支援協議会」は平成 19 年 3 月に障害者総合支援法に基づき、学識経験者、障害者団体の代表、相談支援事業者、権利擁護・保健医療福祉関係者、関係する行政機関の職員等で構成される協議会です。

障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、実情に応じた体制の整備について協議するため、専門部会を設置し、地域が抱える課題について検討しています。

また、平成 28 年度には障害者差別解消法の施行に伴い、障害を理由とする差別に関する相談事例の情報交換と解消するための取組みの協議を行うため、障害者差別解消支援地域協議会としての役割を新たに付加しました。

(3) 新宿区障害者施策推進協議会 委員名簿

第11期委員 任期 令和元年7月23日～令和3年7月22日

(敬称略)

氏名	所属等	備考
村川 浩一	東京福祉大学 教授	会長、専門部会長
片岡 玲子	立正大学心理臨床センター 顧問	副会長
高畑 隆	公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会 副会長・理事	
力武 義之	一般社団法人新宿区医師会	
星野 洋	一般社団法人新宿区医師会	
中西 宏之	一般社団法人東京都新宿区四谷牛込歯科医師会 副会長	
瀧口 洋	区民	
本多 良子	区民	
山住 市郎	区民	
春田 文夫	新宿区障害者団体連絡協議会 会長	副会長
立原 麻里子	新宿区手をつなぐ親の会 副会長	
今井 康之	新宿区障害者団体連絡協議会 事務局次長	
加藤 玲	新宿区精神障害者家族会新宿フレンズ 副会長	
秋山 郁子	新宿区聴覚障害者協会 事務局長 手話対策部長	
金子 禎男	新宿区視覚障害者福祉協会 副会長	
池邊 麻由子	新宿区肢体不自由児者父母の会 会長	
友利 幸湖	社会福祉法人結の会 オフィスクローバー 理事	
志村 泰子	笹笥町地区民生委員・児童委員協議会 会長	
栗屋 通男	新宿区民生委員・児童委員協議会 障害福祉部会 部会長	
西島 正人	新宿公共職業安定所 雇用開発部長	～令和2年3月31日
増渕 英夫	新宿公共職業安定所 雇用開発部長	令和2年4月1日～
粉川 貴司	東京都心身障害者福祉センター 所長	
熊谷 直樹	東京都立中部総合精神保健福祉センター所長	
吉村 晴美	社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会 事務局長	
平井 光雄	総合政策部長	
関原 陽子	福祉部長	
高橋 郁美	健康部長	
橋本 隆	子ども家庭部長	
新井 建也	都市計画部長	～令和2年3月31日
森 孝司	都市計画部長	令和2年4月1日～
村上 道明	教育委員会事務局次長	

(4) 新宿区障害者施策推進協議会専門部会 委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等	備考
村川 浩一	東京福祉大学 教授	部会長
片岡 玲子	立正大学心理臨床センター 顧問	
高畑 隆	公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会 副会長・理事	
春田 文夫	新宿区障害者団体連絡協議会 会長	
立原 麻里子	新宿区手をつなぐ親の会 副会長	
加藤 玲	新宿区精神障害者家族会新宿フレンズ 副会長	
池邊 麻由子	新宿区肢体不自由児者父母の会 会長	
志村 泰子	笹筥町地区民生委員・児童委員協議会 会長	
関原 陽子	福祉部長	

(5) 新宿区障害者施策推進協議会 議事内容

開催日	推進協議会・専門部会	議事
平成30年 7月31日	平成30年度 第1回新宿区障害者 施策推進協議会	①第4期新宿区障害福祉計画に係る成果目標の平成29年度実績及び評価について ②障害者総合支援法の改正に伴う今年度の新事業について ③新宿区第一次実行計画について ④東京都心身障害者医療費助成制度の条例等改正について ⑤東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例について ⑥第4次障害者基本計画について
平成30年 3月27日	平成30年度 第2回新宿区障害者 施策推進協議会	①第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画の評価方法について ②第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画への取組みについて [1]新宿区成年後見制度利用促進基本計画について [2]平成31年度障害者生活実態調査について
令和元年 5月15日	令和元年度 第1回新宿区障害者 施策推進協議会専門 部会	①第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画の評価方法について ②令和元年度障害者生活実態調査について

開催日	推進協議会・専門部会	議 事
令和元年 7月1日	令和元年度 第2回新宿区障害者 施策推進協議会専門 部会	①第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障 害福祉計画の評価について ②令和元年度障害者生活実態調査について
令和元年 7月25日	令和元年度 第1回新宿区障害者 施策推進協議会	①新宿区障害者施策推進協議会の体制や役割につ いて ②委員任期中のスケジュールについて ③第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障 害福祉計画の評価について ④令和元年度障害者生活実態調査について
令和元年 9月2日	令和元年度 第3回新宿区障害者 施策推進協議会専門 部会	①令和元年度障害者生活実態調査について
令和元年 10月30日	令和元年度 第2回新宿区障害者 施策推進協議会	①令和元年度障害者生活実態調査について
令和2年 1月21日	令和元年度 第4回新宿区障害者 施策推進協議会専門 部会	①令和元年度障害者生活実態調査の集計状況報告 について ②第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障 害福祉計画の策定について
令和2年 2月6日	令和元年度 第3回新宿区障害者 施策推進協議会	①令和元年度障害者生活実態調査の集計状況報告 について ②第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障 害福祉計画の策定について
令和2年 5月28日	令和2年度 第1回新宿区障害者 施策推進協議会専門 部会【書面開催】	①新宿区障害者生活実態調査の調査結果について ②第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障 害福祉計画の策定について
令和2年 7月17日	令和2年度 第2回新宿区障害者 施策推進協議会専門 部会【書面開催】	①第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障 害福祉計画の実績及び評価について ②第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障 害福祉計画の成果目標の設定について ③計画素案について
令和2年 8月3日	令和2年度 第1回新宿区障害者 施策推進協議会	①新宿区障害者計画・第2期新宿区障害児福祉計 画・第6期新宿区障害福祉計画素案（案）につ いて

令和2年 8月31日	令和2年度 第3回新宿区障害者 施策推進協議会専門 部会	①新宿区障害者計画・第2期新宿区障害児福祉計 画・第6期新宿区障害福祉計画素案（案）につ いて
令和2年 10月15日	令和2年度 第2回新宿区障害者 施策推進協議会	①新宿区障害者計画・第2期新宿区障害児福祉計 画・第6期新宿区障害福祉計画素案（案）につ いて ②新宿区障害者計画・第2期新宿区障害児福祉計 画・第6期新宿区障害福祉計画素案（案）に関 するパブリック・コメントについて
令和3年 1月18日	令和2年度 第4回新宿区障害者 施策推進協議会専門 部会	①新宿区障害者計画、第2期新宿区障害児福祉計 画・第6期新宿区障害福祉計画素案のパブリッ ク・コメントの実施結果について ②素案へのパブリック・コメント及び回答案につ いて ③素案からの変更点について ④新宿区障害者計画、第2期新宿区障害児福祉計 画・第6期新宿区障害福祉計画コラム（案）に ついて
令和3年 1月27日	令和2年度 第3回新宿区障害者 施策推進協議会	①新宿区障害者計画、第2期新宿区障害児福祉計 画・第6期新宿区障害福祉計画素案のパブリッ ク・コメントの実施結果について ②素案へのパブリック・コメント及び回答案につ いて ③素案からの変更点について ④新宿区障害者計画、第2期新宿区障害児福祉計 画・第6期新宿区障害福祉計画（案）について

(6) 新宿区障害者自立支援協議会 委員名簿

第8期委員 任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日

(敬称略)

氏名	所属	備考
三浦 勇太	新宿東メンタルクリニック (精神科医師)	会長
河村 ちひろ	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 准教授	副会長
伊藤 憲夫	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター 事務局長	
増坪 美津留	新宿公共職業安定所 専門援助第二部門 統括職業指導官	
原澤 三夏	第二東京弁護士会 高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会 委員	
高橋 秀子	東京行政相談委員協議会 新宿区行政相談員	
飯島 泰文	東京人権擁護委員協議会新宿地区 人権擁護委員	
門脇 伸也	新宿区立新宿養護学校 学校長	
今井 康之	新宿区障害者団体連絡協議会 事務局次長	
内藤 美那子	新宿区手をつなぐ親の会 会長	
友利 幸湖	社会福祉法人結の会 オフィスクローバー 理事	副会長
塩川 恵子	新宿区立障害者福祉センター 相談支援専門員	
廣川 美也子	社会福祉法人南風会 シャロームみなみ風 施設長	
山崎 崇司	新宿区立障害者生活支援センター 施設長	
石丸 明子	新宿区基幹相談支援センター	
八角 令子	相談支援事業所 Kaien 新宿	
寺本 ちえり	特定相談支援事業所 どまーに	
宮城 清	東京都宅地建物取引業協会新宿支部 副支部長	
伴 麻子	株式会社早稲田大学ポラリス マネージャー (早稲田大学内 特例子会社)	
志村 泰子	笹笥町地区民生委員・児童委員協議会 会長	
大野 哲男	社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 事務局次長	
稲川 訓子	福祉部障害者福祉課長 (新宿区基幹相談支援センター)	
カエベタ 亜矢	健康部保健予防課長	

(7) 公表した本計画素案に対する区民意見の提出状況

11月15日号の広報新宿及び区ホームページ等で「新宿区障害者計画、第2期障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画」（素案）について区民や障害者団体の方々にお知らせし、「パブリック・コメント制度」により意見を伺いました。

I パブリック・コメントにおける意見

期 間 令和2年11月15日（日）から令和2年12月15日（火）まで
方 法 郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページで受付
提出数 28名
意見数 124件

意見項目の内訳		件数
1	計画全般に関する意見	9件
2	第1部 総論	3件
3	第2部 障害者計画	110件
4	第3部 障害児福祉計画・障害福祉計画	2件
5	その他・個別の要望	0件

II 障害者団体への説明会における意見

実施日 令和2年11月16日（月）・18日（水）・12月4日（金）
参加人数 56名
意見数 70件

意見項目の内訳		件数
1	計画全般に関する意見	1件
2	第1部 総論	2件
3	第2部 障害者計画	49件
4	第3部 障害児福祉計画・障害福祉計画	18件
5	その他・個別の要望	0件

3 用語の説明(五十音順)

本計画に関する用語を掲載しました。児童福祉法及び障害者総合支援法のサービスに関する説明は 160 ページ以降をご参照ください。

あ

アウトリーチ

医療・保健・福祉等の専門職が施設や医療機関等で来訪者を待つのではなく、対象者のもとに直接赴いて、相談を受けたりさまざまな支援を行うこと。訪問支援。

医療的ケア

主に障害児・障害者に日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療的介助行為のこと。医療法上の「医療行為」と区別し、「医療的ケア」と呼ばれる。

インフォーマルな社会資源

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルなサービスや支援）以外の支援を担う社会資源のこと。具体的には、家族、近隣、友人、ボランティア、民間法人など、幅広い主体が挙げられる。

ウェブ・アクセシビリティ

高齢者や障害者を含めた誰もが、ウェブ（ホームページ等）を支障なく利用できること。一例として、文字の拡大や文字情報の音声読み上げ等により情報を得やすくすること。

NICU（エヌアイシーユー）

新生児集中治療室（Neonatal Intensive Care Unit）の略称で、低体重児や先天性のハイリスク疾患がある新生児に対応するための設備と医療スタッフを備えた ICU（集中治療室）。

遠隔手話通訳

スマートフォンやタブレット端末等のテレビ電話機能を利用し、遠隔地にいる手話オペレーターが手話通訳を実施すること。（116 ページのコラムも参照）

エンパワメント

困難を抱えている人が、自分自身の置かれている状況の問題点に気づき、その状況を変革していく方法や自信、自己決定力を回復・強化できるように援助すること。庇護や救済ではなく、本人が元々持っている力に自ら気づき、それを自分で引き出せるようにしていくアプローチのこと。

親亡き後等の問題

障害児・障害者を介護している親等が、死亡または病気その他の理由で、支援を受けることができなくなった際に生じると予想される生活や財産管理に関する問題のこと。

か

強度行動障害

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

ケアマネジメント

障害者の地域における生活を支援するために、希望者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び付けて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

ゲートキーパー

本来は門番の意味で、医療・保健・福祉の分野では、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることが期待される人のことを指すことが多い。自殺予防について理解し、身の回りの人が悩みを抱えていたり、体調が悪い様子に気がついたら、話を聞き、適切な相談機関につなぐことができる人のこと。

言語聴覚士（ST）

音声機能、言語機能、摂食・嚥下機能、または聴覚に障害のある人、それが予測される人に対して、その機能の維持向上やコミュニケーション力等向上を図るために援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

高次脳機能障害

病気や交通事故など、さまざまな原因によって脳損傷をきたしたために生ずる、記憶・思考・言語・空間認知能力などの認知機能や精神機能の障害。

合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過重の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

こころのバリアフリー

障害に対する差別や偏見、誤解や理解不足等からくる「こころの障壁（バリア）」を除去（フリー）して、社会の中で障害があることによる不利益を受けないことなく、障害のある人もない人も共に生活できる社会を実現していくこと。

子ども家庭・若者サポートネットワーク

児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会及び子ども・若者育成支援推進法第 19 条第 1 項に規定する子ども・若者支援地域協議会として位置づけられているネットワーク。

個別支援計画

指定障害者福祉サービス事業者（障害福祉サービス事業を行う事業所）が、利用者や家族等の意向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施するための計画。

利用者や家族への個別支援計画の説明と同意、実施状況の把握、定期的にご利用者や家族等と面接等を行い、計画の見直し変更を行う。

個別の教育支援計画

特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、教育、医療、福祉等の様々な機関が連携を図りながら、中・長期的な視点に立って一貫性のある支援を行うため、学校が作成する児童・生徒一人ひとりの支援計画。

な

サービス等利用計画

介護保険制度におけるケアプランの作成に似ており、障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定相談支援事業者が作成する計画。指定特定相談支援事業者は障害者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用するサービスの種類、内容等についての計画をたてるとともに、サービス提供が確保されるように関係機関との連絡調整等を行う。平成 27 年 4 月から、障害福祉サービス等を利用するすべての人がサービス等利用計画を作成することとなった（サービス利用者や家族が作成するセルフプランでも可）。（162 ページのコラムも参照）

災害時要援護者名簿

災害発生時に必要な情報を把握し、自らを守るなど適切な防災行動をとることが困難な方（災害時要援護者）を、本人の申し出により事前に把握し、迅速・的確な援助ができるよう作成している名簿。（154 ページのコラムも参照）

作業療法士（OT）

身体や精神に障害のある人、またはそれが予測される人に対して、手先や目の動き等の応用的動作能力または適応能力の回復や維持及び開発を促すことを目的に作業活動を用いて、援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

若年性認知症

65歳未満で発症する認知症性疾患の総称。若年性認知症は診断を受けた時点から家庭生活や仕事への影響も大きいことから、診断の遅れがないよう、区では保健センターや認知症に関する相談窓口が緊密に連携し、総合的な支援を行っている。

重症心身障害児（者）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複している障害児（者）のこと。その判定には大島分類（1～4）が主に用いられる。

【大島分類】					IQ
21	22	23	24	25	80
20	13	14	15	16	70
19	12	7	8	9	50
18	11	6	3	4	35
17	10	5	2	1	20
					0

身体機能 走れる 歩ける 歩行障害 すわれる 寝たきり

就労支援コーディネーター

障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が地域で安心して働き続けられるよう、関係機関と連携を図り、職業相談・就職準備支援・職場定着支援等を行う者。生活支援コーディネーターと連携し、障害者の就労・生活を一体的に支援する。

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。障害のある人への虐待禁止や、虐待が発生した場合の通報の義務等が定められた。

障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律。令和2年4月から、企業に対して「事業主に対する給付制度」「優良事業主としての認定制度の創設」という2つの措置が新たに施行された。（107

ページのコラムも参照)

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。（126 ページのコラムも参照）

障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法第 17 条に基づき、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織することができる協議会のこと。

障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め自立を支援するという目的で、障害者基本法の基本的理念に基づき、これまで身体障害者、知的障害者、精神障害者等の障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス・公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして、平成 18 年に施行された法律。平成 26 年 4 月に障害者総合支援法に移行した。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援することを目的として、障害者自立支援法に代わる新たな法として、平成 26 年に成立施行された法律。同法では、障害者の範囲に難病等を加えることやケアホームのグループホームへの一元化などの改革が行われた。

障害者文化芸術活動推進法（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）

障害のある人が、文化芸術を鑑賞、参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした法律。平成 30 年 6 月に施行。（121 ページのコラムも参照）

障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

障害者の経済面の自立を進めるため、障害者が福祉的な支援を受けながら就労する施設等から国や地方公共団体、独立行政法人などの公共機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するための法律。

情緒障害

情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態のこと。

ジョブコーチ

障害者が就労する際に一緒に職場に出向いてさまざまな支援をする援助者のこと。職場への適応を直接支援するだけでなく、障害者が円滑に就労できるように、事業主や同僚、家族に助言を行い、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善を行うなど、支援環境づくりに関わる。

新宿区スポーツ環境整備方針

スポーツ基本法で定める自治体の責務の趣旨に鑑み、個々の目的やレベル等に応じて、身近で手軽に行える散歩や軽体操から競技スポーツに至るまで、誰もが生涯を通じて多様なスポーツに親しめる環境を整備するため、区のスポーツ推進に対する考え方をまとめたもの。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等によって、物事を判断する能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度。（127 ページのコラムも参照）

そしゃく機能障害

神経や筋疾患、舌や口蓋・咽頭などの欠損等により、食物をかみ砕く機能の低下や不全を来たす障害。

た

地域福祉権利擁護事業

物忘れなどの認知症の症状や知的障害、精神障害などによって、必要な福祉サービスを、自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方に対して、「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的金銭管理サービス」「書類預かりサービス」を組み合わせる支援を行う、社会福祉法に基づく事業。

地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）

視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害によって読書が困難な人々の、読書環境を整備することを目的とした法律。令和元年6月に施行。

な

ネブライザー

水や薬液を霧状にして気道内の加湿をしたり、薬液を口や鼻から吸収させる装置。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。WHOの概念では、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約等、社会的な状況も障害の態様の1つととらえており、障害のある人もない人も共に生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

は

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するもの。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア）を除去（フリー）するという意味で、建物や道路の段差等、生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用等における障壁の除去も必要であるとされている。

ピアカウンセリング、ピアサポート

障害を持つ当事者自身が自己決定権を育てあい、支えあって、平等に社会参加していくことを目指す自立生活運動から発達した、当事者の仲間（ピア）同士の精神的サポートや情報提供活動。障害者福祉分野にとどまらず、同じ症状や悩みを持つ人同士の支援活動として行われている。

副籍制度

特別支援学校の児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）を置き、副籍を置いた小・中学校の児童・生徒と交流及び共同学習や学校便りなどの交換などを行う制度。

平衡機能障害

平衡機能障害は、姿勢を調節する機能の障害であり、四肢体幹に異常がないにも関わらず起立や歩行に何らかの異常を来すもの。等級は、3級と5級のみが設定されている。

ボッチャ

ボッチャは、ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツ。パラリンピックの正式種目となっており、ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競う。

ま

民生委員・児童委員

民生委員は、各区市町村に置かれる民間奉仕者で、都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。社会福祉全般にわたり行政や関係機関の業務に協力するとともに、地域の見守り・相談役としての機能を果たす。児童委員は地域で子どもや子育てについての相談・支援を行い、民生委員が兼任するが、児童に関する問題を専門的に扱う主任児童委員も活動している。

や

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境をつくり上げること。（147 ページのコラムも参照）

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

平成 29 年 2 月のユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議において、東京パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現に向けた総合的な施策として決定した行動計画。「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」を具体的な取組としている。

要約筆記者

要約筆記とは聴覚障害者の情報保障手段の一つで、その場の音声を文字で書いて伝える通訳。要約筆記者は、要約筆記により、聴覚障害者のコミュニケーションを支援する者。

ら

ライフステージ

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期等、人の一生を身体的、精神的な発達段階に応じて区分した生活段階をいう。

理学療法士（PT）

身体や運動発達に障害のある人、またはそれが予測される人に対して、歩

行等の基本的動作能力の回復や運動機能の維持、発達を促すことを目的に運動療法を用いて、援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

レスパイト

一時休息のこと。短期入所等で障害者を一時的に預かることで、介護者の負担を軽減することを図る。

新宿区障害者計画
第 2 期新宿区障害児福祉計画・第 6 期新宿区障害福祉計画

発行年月
編集・発行

令和 3 年 3 月
新宿区福祉部障害者福祉課
電 話 03 (5273) 4516
F A X 03 (3209) 3441
〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号

印刷物作成番号
2020-31-2910